

平成元年版

環境白書

— 環境にやさしいくらしのルールを —



富山県

環境白書についてのお問い合わせは、富山県
企画県民部環境整備課（TEL 0764-31-4111）
あてに御連絡下さい。

本白書は再生紙を使用しております。

環境白書の発刊にあたって



富山県の環境は、県民の皆様のご協力を得て実施してまいりました各種の環境保全施策により、全般的に改善され、おおむね良好な状況にあります。

しかしながら、近年、地域開発や都市化の進展、生活様式の高度化などを背景として、生活排水による河川の汚濁、交通公害、空き缶の散乱など、私達の日常生活に起因する都市・生活型公害の比重が大きくなってきています。

また、国際的には、酸性雨、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など世界のあらゆる国々が、関心を持って対処していかなければならない相互依存性の強い問題も指摘されております。

一方、身近な自然とのふれあいや街並みの美しさ、歴史的なたたずまいといった潤いとやすらぎのある快適な環境づくりに対する関心も高まってきています。

このような現状を踏まえ、健康で文化的な生活は、良好な環境によってもたらされるとの基本的な認識のもとに、21世紀を展望しつつ、本県の特성에応じた総合的な環境保全施策を計画的に推進してまいりたいと考えています。

幸い、本県は、緑と水に恵まれた美しく豊かな自然環境を有しており、この恵み豊かな環境を県民共有の財産として次の世代に引き継いでいくことが私たちに課せられた重要な責務であります。このため、県民・事業者・行政が一体となって「活力と温かい心に満ちた美しいふるさと」づくりに積極的に取り組んでいくことがなによりも大切であります。

この白書は、環境の現状と施策についてとりまとめたものであり、県民の皆さんの環境問題に関する認識と県の施策に対するご理解を一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成元年7月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

第1章 総 論	1
第1節 環境の現況	3
1 公害の現況	3
(1) 大気汚染	4
(2) 水質汚濁	10
(3) 騒音・振動・悪臭	16
(4) 土壌汚染	18
(5) 地 下 水	20
(6) 廃 棄 物	24
(7) 快適環境づくり	30
(8) そ の 他	33
2 自然環境の現況	37
(1) 植 生	38
(2) 鳥 獣	42
(3) 自然公園	46
第2節 環境行政の歩みと今後の展開	52
1 環境行政の歩み	52
2 今後の環境行政の展開	54
(1) 快適な環境づくりの推進	55
(2) 環境基準の達成維持	56
(3) 自然環境の保全と活用	56
(4) 環境アセスメントの制度化	57
(5) 環境教育の推進	57
(6) 総合的な地域環境管理計画の策定	58
(7) 環境情報管理システムの整備	58
〈環境の今昔〉	59

第2章 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策	65
第1節 大気汚染の現況と対策	65
1 大気汚染の現況	65
(1) 汚染物質別の現況	65
(2) 燃料使用量等の推移	81
2 大気汚染防止に関して講じた施策	85
(1) 法令等に基づく規制の概要	85
(2) 大気環境管理計画(ブルースカイ計画)の推進	91
(3) 監視測定体制の整備	96
(4) 監視取締りと行政指導	100
(5) 大気環境の各種調査	101
第2節 水質汚濁の現況と対策	125
1 水質汚濁の現況	125
(1) 河川の汚濁状況	125
(2) 海域の汚濁状況	132
2 水質汚濁防止に関して講じた施策	135
(1) 法令に基づく規制の概要	135
(2) 水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)の推進	138
(3) 有峰湖及び栃津川下流水域における水域類型の指定(改定) 及び排水基準の設定	141
(4) 監視測定体制の整備	144
(5) 監視取締りと行政指導	147
(6) 水質環境の各種調査	148
第3節 騒音及び振動の現況と対策	163
1 騒音及び振動の現況	163
(1) 騒音の状況	163
(2) 振動の状況	169
2 騒音及び振動防止に関して講じた施策	170

(1) 騒音の規制	170
(2) 振動の規制	174
第4節 悪臭の現況と対策	179
1 悪臭の現況	179
2 悪臭防止に関して講じた施策	179
(1) 法令等に基づく規制の概要	179
(2) 悪臭実態調査	181
第5節 土壌汚染の現況と対策	182
1 土壌汚染の現況	182
(1) 神通川流域	182
(2) 黒部地域	183
2 土壌汚染防止に関して講じた施策	184
(1) 神通川流域	184
(2) 黒部地域	189
第6節 地下水の現況と対策	190
1 地下水の現況	190
(1) 地下水位の変動	190
(2) 地下水の塩水化	194
2 地下水に関して講じた施策	195
(1) 地下水条例による規制	195
(2) 監視測定体制の整備	199
(3) 監視取締りと行政指導	199
(4) 水準測量調査	199
第7節 廃棄物の現況と対策	203
1 廃棄物処理の現況	203
(1) 一般廃棄物の処理	203
(2) 産業廃棄物の処理	207
2 廃棄物に関して講じた施策	210
(1) 法令に基づく規制の概要	210

(2) 一般廃棄物対策	212
(3) 産業廃棄物対策	213
第8節 快適環境づくりの展開	215
1 県土美化推進運動の実施	215
2 快適な公共トイレ事業の推進	218
3 名水等水環境の保全	220
4 「環境週間」の実施	221
第9節 その他の環境保全対策	223
1 公害防止計画の推進	223
2 環境情報管理システム	224
3 緩衝緑地の整備	227
4 下水道等の整備	231
5 畜産環境保全対策	235
6 漁場環境保全対策	238
7 環境保健対策	241
8 食品等の汚染対策	244
9 公害に関する紛争と苦情処理	246
10 公害防止協定と事前協議	251
第10節 環境保全に関する試験、研究	254
第11節 民間における公害防止体制の整備	258
1 県の助成	258
2 公害防止管理者制度	262
第12節 自然環境保全の現況と対策	263
1 自然環境保全の現況	263
(1) 自然環境保全地域等	263
(2) 自然公園等	265
(3) 県民公園	269
(4) 立山山麓家族旅行村	272
2 自然環境保全に関して講じた施策	273

(1) 自然環境保全地域の保全及び管理	273
(2) 自然公園等の保護及び管理	273
(3) 自然公園等の施設整備	277
(4) 県民公園の整備	278
(5) 野生鳥獣の管理	278
(6) 自然保護思想の普及啓蒙	284
(7) 自然環境の各種調査	289
(8) 自然環境保全地域等の公有地化	290

第3章 平成元年度において講じようとする

環境保全に関する施策	293
1 総合的な環境保全対策	293
2 大気汚染防止対策	294
3 水質汚濁防止対策	296
4 騒音・振動防止対策	297
5 悪臭防止対策	297
6 土壌汚染対策	297
7 地下水対策	298
8 合併処理浄化槽設置推進対策	299
9 産業廃棄物対策	299
10 快適環境の形成	300
11 その他の環境保全対策	301
12 環境保全に関する試験・研究	304
13 公害防止事業に対する助成	306
14 自然環境保全対策	307

資 料

第1 年表(昭和36年度～62年度)	311
第2 日誌(昭和63年度)	331

第3	富山県環境関係行政組織図	333
第4	富山県環境関係付属機関	334
第5	富山県環境関係分掌事務	335
第6	市町村環境関係担当課(係)一覧	338
第7	市町村の環境関係条例制定状況	339
第8	市町村の公害防止協定締結状況	340
第9	最近の環境用語	345
第10	国の環境基準	355
第11	県の環境基準	364
第12	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	365
第13	騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況	367
第14	「とやまの名水」一覧	369
第15	「とやま森林浴の森」一覧	371
第16	鳥獣保護区一覧	376
第17	自然公園の主な施設の内容	377

第1章 総論

1950年代後半からの経済的成長過程の中で、本県の産業は、化学、鉄鋼などの基礎化学工業を中心に目覚ましい発展を遂げ、それに伴い、県民の生活水準を著しく向上しましたが、その反面で大気汚染や水質汚染などの公害の発生や自然の減少など、環境の汚染が進行しました。

このような状況から、公害を防止し、美しい自然環境を保全するため、70年代には、法律や条例の整備をはじめ、水質汚染の対策など、環境を保全するための各種の措置が強化された結果、工場や事業場の

防止設備の整備、生産工程の改善、公害防止の意識の向上など、環境汚染の防止に努め、公害防止の意識を著しく高めました。

しかしながら、近年、都市化の進展や、生活排水による河川の汚染、自動車の増加による空気の汚染や水の汚染など、環境汚染が深刻化している一方、森林減少や新設の工場や事業場の増設、大規模な地盤改良工事など、環境汚染の原因が深刻化してきている。

自然環境については、開発が進むにつれて、自然環境が減少している。また、自然環境の減少による自然環境の悪化や、自然環境の悪化による自然環境の悪化など、自然環境の悪化が深刻化している。

さらに、生活水準の向上や、環境汚染の防止など、自然環境の悪化を防止するための対策が実施されています。また、自然環境の悪化を防止するための対策が実施されています。



県の鳥 ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、古来より歌にも詠まれ愛されてきました。特に、雷鳥の衣がえは有名で、冬には尾羽の一部を残して純白の姿になります。(昭和30年、国の特別天然記念物に指定)

第1章 総論

富山県は、緑と水に恵まれた美しい自然のうえに、先人の英知とたゆまぬ努力によって、特色ある伝統産業と近代工業が発展し、今日の繁栄が築かれてきました。

30年代後半からの経済の高度成長の中で、本県の産業は、化学、鉄鋼などの基礎素材型産業を中心に目覚ましい発展をとげ、それに伴い、県民の生活水準も著しく向上しましたが、その反面で大気の汚染や水質の汚濁などの公害の発生や自然の改変など、環境の汚染が進行しました。

このような状況から、公害を防止し、美しい自然環境を保全していくため、40年代には、法律や条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画を策定するなど各種の環境対策が強化された結果、工場などでは、公害防止設備の整備、生産工程の改善、省資源・省エネルギー化が進められ、産業活動に起因する環境の汚染は著しく改善されてきました。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の高度化などを背景として、生活排水による河川の汚濁、自動車による交通騒音や大気汚染、道路や公園における空き缶やごみの散乱など、都市・生活型公害のウェイトが高まってきている一方、技術革新や新素材の利用など産業構造の高度化やエネルギー源の多様化、大規模な地域開発が進むなど、新たな視点での対応が必要となってきています。

自然環境については、改変が進むなかで、かけがえのない原生的な自然がますます貴重になってきている一方、市街地周辺では、身近な水辺や緑地が減少するなど自然とふれあう機会が少なくなっています。

さらに、生活水準の向上や余暇時間の増大に伴って、県民の環境に対するニーズは安全さや利便さを志向するばかりではなく、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しさや歴史的なたたずまいとい

ったうるおいとやすらぎを与える快適さを求めるようになってきています。

また、最近、国際的に注目されている地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化等の地球的規模の環境問題にも関心を払っていく必要があります。

このような状況をふまえ、21世紀を展望しつつ健康で文化的な生活は環境と深くかかわりがあるとの基本的な認識に立って、今後の環境問題に対処する必要があります。

このため、地域の特性に応じた望ましい環境づくりをめざす総合的な環境管理計画の策定をはじめ、環境アセスメントの制度化や環境情報管理システムの整備、環境教育の推進、自然公園の整備など、快適な環境づくりの施策を計画的に推進していく必要があります。

一方、最近県内各地において、ボランティアによる美化運動や自然解説活動などの環境保全活動が積極的に進められています。これは環境に配慮した生活・行動ルールに対する県民の意識の高まりを示すものであり、一層の展開が望まれます。

現代に生きるわたくしたちは、このうるおいとやすらぎに満ちた恵み豊かな環境を県民、事業者、行政が一体となって守り育て、県民共有の財産として次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

第1節 環境の現況

1 公害の現況

63年度における県内の公害の状況は、これまで実施してきた各種の対策により、全般的に改善されてきています。

大気の汚染については、本県独自のブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局で環境基準を達成しており、きれいな空となっています。しかし、浮遊粉じんや光化学オキシダントは、全国的な傾向と同じく環境基準を超えています。

水質の汚濁については、小矢部川や神通川などの主な河川や海で、著しく改善されてきましたが、市街地を流れる一部の中小河川では、生活排水などの影響により汚濁がみられます。

騒音、振動、悪臭については、苦情件数からみると最近はほぼ横ばいの傾向にありますが、その内容は多様化してきています。

農用地のカドミウムによる土壤汚染については、神通川流域の土壤汚染対策地域における第1次地区の復元事業を完了し、引き続き第2次地区について復元事業が進められています。

地下水については、近年、道路消雪などに利用される地下水は増加する傾向にありますが、地下水条例によるくみあげ量の規制や工場における水利用の合理化が進み、地下水位はおおむね横ばいの傾向にあります。

日常生活に伴って発生するごみやし尿などの一般廃棄物の処理施設については逐次整備されており、工場などから発生する産業廃棄物については、減量化と有効利用が進んでいます。

また、快適な環境づくりについては、ボランティアにより県土美化推進運動をはじめ、花と緑の美しいふるさとづくりやうるおいのある街づくり等の活動が年々各地で盛んになってきています。

(1) 大 気 汚 染 一きれいな空を守るために、

ブルースカイ計画を進める一

大気は、水とともに、わたくしたち人間が生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、このきれいな空を守り維持していかなければなりません。

近年における産業や交通の発達は、わたくしたちに豊かで便利な生活をもたらした反面、石油や石炭などの燃料を大量に消費するようになり、工場や自動車からの排出ガスが増えて、大気を汚染するようになりました。

このため、県では、法令による規制やブルースカイ計画*1の推進に努めてきた結果、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局において環境基準*2が達成されるなど、きれいな空になってきています。

このような、大気の状態を監視するために、現在、図1-1のとおり県内37か所に観測局を設け、常時、環境の濃度を測定しています。

また、このうち主な19局については、公害センターの中央監視局とテレメータ装置で結び、光化学スモッグの発生など、大気汚染の状況が悪化した場合に備えています。

主な汚染物質の環境基準の達成率と環境濃度は、表1-1と図1-2に示すとおり全般的には横ばいに推移しています。

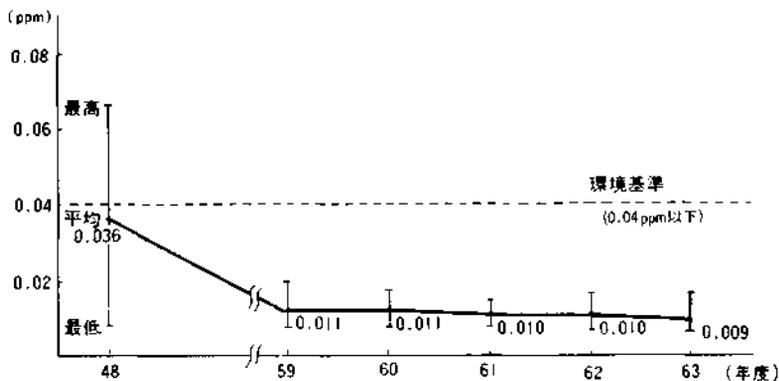
硫黄酸化物については、法令の規制にあわせて、47年度にブルースカイ計画をつくり、工場等で使用する燃料中の硫黄分や硫黄酸化物排出量について指導してきました。

*1〔ブルースカイ計画〕工場などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、きれいな空を守っていくため、県が47年度から進めている計画です。

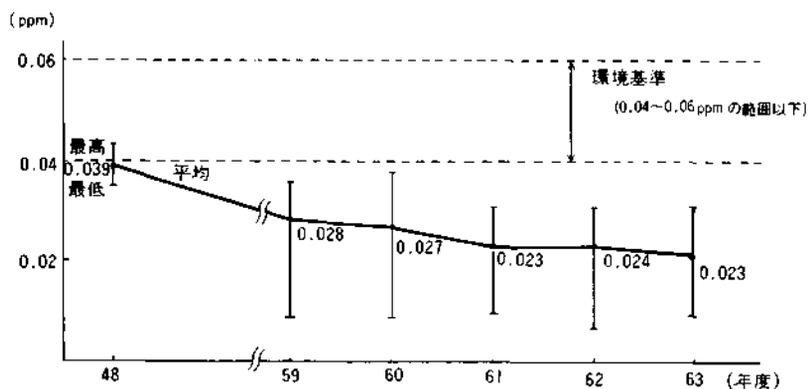
*2〔環境基準〕人の健康や生活環境を守っていく上で、維持されることが望ましい環境の目標となる基準で、公害対策基本法に基づき、現在、大気、水質及び騒音について定められています。

図1-2 主な大気汚染物質の環境濃度(日平均値)の推移

(1) 硫酸酸化物



(2) 窒素酸化物



(3) 浮遊粉じん

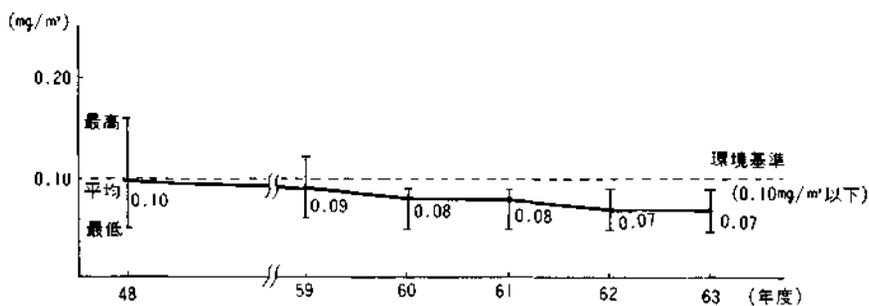


表1-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移

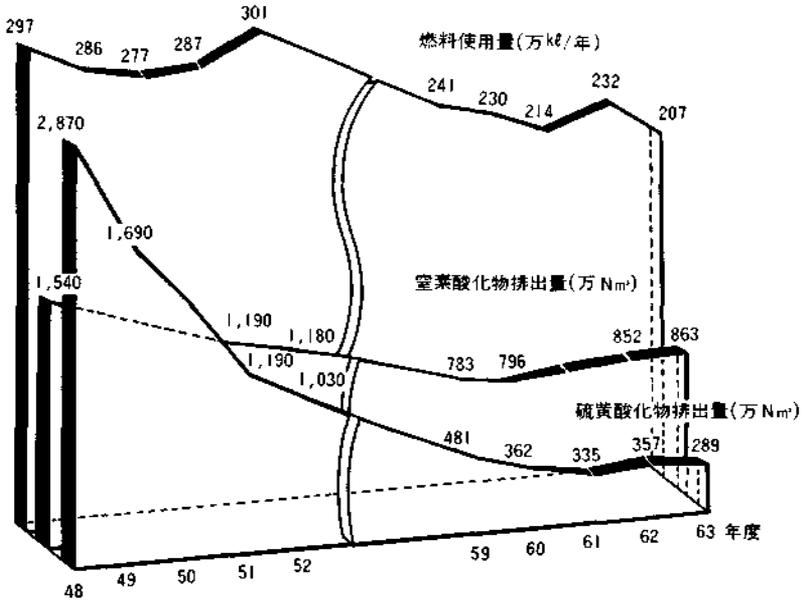
(単位：%)

項 目	48年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度
硫黄酸化物	50	100	100	100	100	100
窒素酸化物	100	100	100	100	100	100
浮遊粉じん	45	74	79	88	88	97

注 環境基準達成率 (%) = (環境基準達成観測局数/全観測局数) × 100

また、工場等においても除害装置が順次整備され、省エネルギー対策も進められたこともあって、排出量は、図1-3のとおり、逐年減少しており、63年度の硫黄酸化物の排出量は、48年度に比べて10分の1程度となっています。

図1-3 燃料使用量、硫黄酸化物及び窒素酸化物排出量の推移



その結果、環境の濃度は、48年度の平均0.036ppm に比べて、63年度は平均0.009ppm と4分の1に減少しました。

環境基準については、48年度には観測局の半数が基準を超えていましたが、51年度以降はすべての観測局において達成しており、63年度も環境基準よりかなり低い濃度でこれを維持しています。

窒素酸化物については、法令の規制にあわせて、49年度からブルースカイ計画により、工場等に対して燃焼方法の改善や良質燃料の使用を指導してきました。このため、排出量は、図1-3のとおり、減少してきていましたが、最近では、エネルギー源の多様化に伴って増加する傾向にあります。

環境の濃度は、48年度には平均0.039ppm でしたが、近年は0.025ppm 前後を横ばいに推移しており、63年度は0.023ppm で、すべての観測局において環境基準を達成しています。

硫酸酸化物及び窒素酸化物については、63年度に改定したブルースカイ計画を推進し、引き続き環境基準を維持することにしていきます。

浮遊粉じんについては、高性能な集じん機の設置や燃焼方法の改善などを指導してきましたが、環境の濃度は、従来から0.10mg/m³程度に推移しており、63年度も0.07mg/m³とほぼ横ばいの状況です。

また、環境基準については、63年度の達成率が97%であり、今後とも、工場などから排出される粉じんの環境に及ぼす影響を調査し、対策を進めることにしています。

光化学オキシダントについては、ここ数年、注意報を発令する状況には至っていませんが、各観測局とも、春先から夏にかけて環境基準を超えることが多いので、今後さらに、原因物質や発生メカニズムを調査し、対策を進めることにしています。

一酸化炭素については、すべての観測局において環境基準を達成しています。

また、冬期に使用されるスパイクタイヤは、安全走行に効果を発揮している反面、雪解け後の道路を削り、粉じんを巻き上げるなど、春先の大きな悩みとなっています。

このようなことから、県では、要綱により、3月15日から12月10日までをスパイクタイヤの使用自粛期間とし、使用しないよう広く県民に呼びかけています。

このほか、近年、広域的な課題となっている酸性雨*1や環境放射能*2についてもその実態の把握に努めるなど、適切に対応していくことにしています。

*1〔酸性雨〕 大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれて酸性の度合いが強くなった雨のことです。

*2〔環境放射能〕 空気、雨水、チリ及び土壌など一般環境中に含まれる放射能をいいます。

(2) 水 質 汚 濁 一魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海をめざして、

クリーンウォーター計画を進める一

水は、炊事、洗濯などの生活用水として毎日の暮らしに必要であるばかりでなく、工業、農業、水産業などの産業活動にもなくてはならないものです。

また、きれいな川や海、緑豊かな水辺は、レクリエーションや憩いの場として、わたくしたちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。このように、水は暮らしのなかで重要な役割を果たしていますが、近年の産業の発展や生活様式の高度化などが、水質の汚濁をもたらしました。

このため、法令により工場排水を規制したり、生活排水を処理する下水道の整備などの対策がとられています。また、川の流れや汚濁を改善するため、きれいな水の導入なども行われています。

その結果、県内の川や海の水質は、全体としてきれいになってきていますが、街の中を流れている一部の川では、まだ生活排水などによる汚濁がみられます。

水質汚濁の状況を監視するため、図1-4のとおり、現在27の川で89地点、富山湾で30地点の合計119地点で定期的に測定を行っています。

これらの地点では、それぞれ環境基準が定められており、水銀やカド

表1-2 河川、海域における環境基準達成率の推移

(単位：%)

水 域 区 分		59 年 度	60 年 度	61 年 度	62 年 度	63 年 度
河 川	主要5河川	96	100	100	100	100
	中小22河川	80	87	83	87	90
	合 計	87	93	91	93	95
海 域	富 山 湾	100	100	96	100	100
	富山新港	100	100	100	100	100
	合 計	100	100	96	100	100

注1 環境基準達成率は、河川 BOD、海域 COD による。

2 環境基準達成率 (%) = (環境基準達成点数/環境基準点数) × 100

れる川では、徐々に改善されてきてはいるものの、いまだに汚濁が見られます。

一方、海は近年安定したきれいな水質を維持しています。

それぞれの川の水質の状況は、図1-7のとおりほとんど環境基準の AA (BOD 1 mg/l) ~ B (BOD 3 mg/l) 類型*1に相当するきれいな水質を維持しています。しかし、一般に下流部では、工場や家庭からの排水による汚濁がみられ、特に街の中を流れている川や流れがよどんでいる川の汚濁が目立ちます。

これらの汚濁のみられる川に清流を取り戻すため、下水道の整備やきれいな水を導入する事業などが進められていますが、さらに、合併処理浄化槽の普及や生活排水対策実践活動などの対策を一層進める必要があります。

このほか、最近問題となっているトリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による汚染についても、その実態の把握に努めるなど、適切に対応していくことにしています。

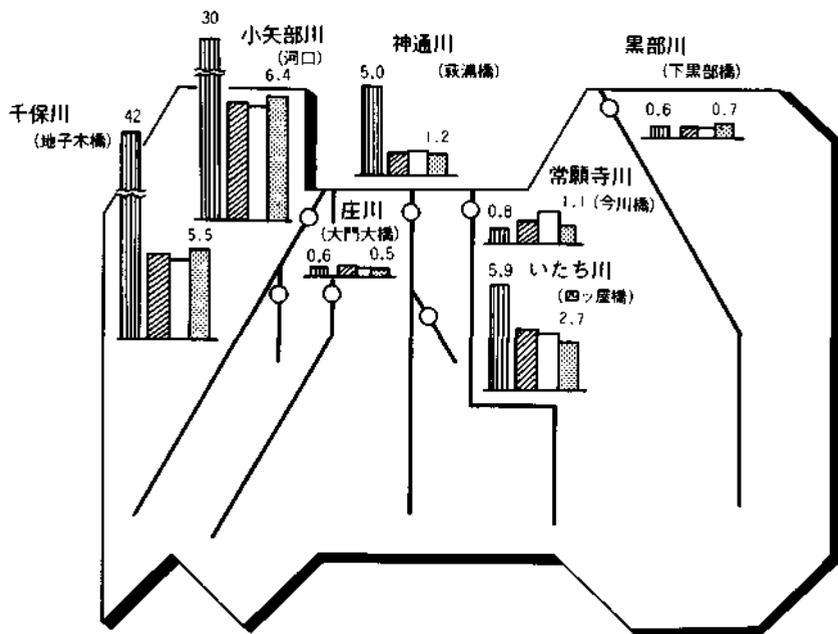
今後とも、環境基準を達成維持し、本県の良質で豊かな水を将来にわたって守っていくため、「魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海」をめざすクリーンウォーター計画*2を県民、事業者、行政が一体となって推進していくことにしています。

*1〔水質の環境基準の類型〕川や海の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、川の場合は AA 類型～E 類型の6つに、また海の場合は A～C 類型の3つに、分類されています。

川の AA 類型とか、海の A 類型はもっともきれいな水質です。

*2〔クリーンウォーター計画〕「魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海」を実現することを目標とし、望ましい水質環境を将来にわたってまもっていくための計画です。

図1-5 主要河川末端の水質(BOD)の推移



凡例

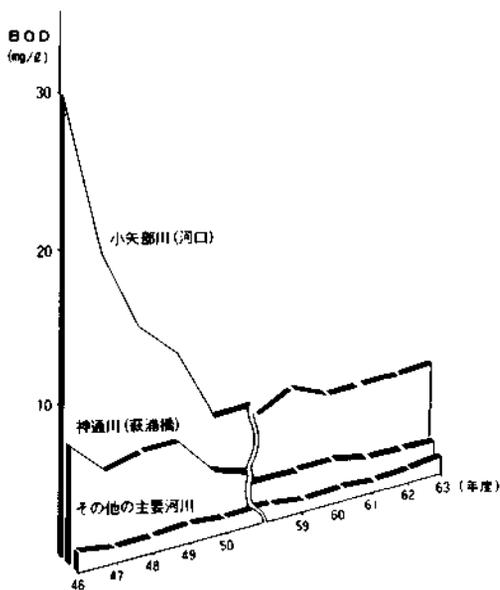
単位 BODmg/l



616263 年度
 類型指定年度
 (46~49年度)

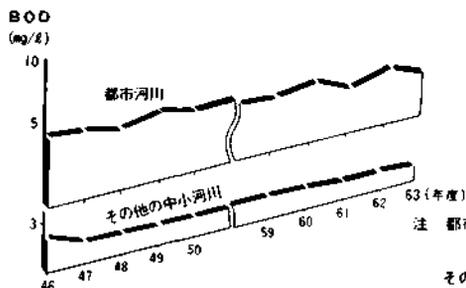
図1-6 河川及び海域の水質の推移

(1) 主要河川



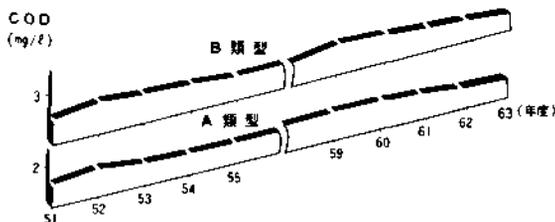
注 其他の主要河川：庄川、常陸寺川、栗部川

(2) 中小河川



注 都市河川：上庄川、仏生寺川(濃川)、内川、下桑川、中川、角田、鶴川、風輪川、高橋川、木流川
 其他の：阿尾川、糸田川、新穂川、白岩川、中小河川 上市川、早月川、片貝川(布施川)、吉田川、入川、小川、笹川、境川

(3) 富山湾



(3) 騒音・振動・悪臭 一多様化する騒音の苦情一

日常生活で体験するさまざまな音や揺れ、おおいの中には「迷惑な音（騒音）」や「不安な揺れ（振動）」、「不快なおおい（悪臭）」があります。

これら身近な公害について、法令により工場や事業場を規制しています。

騒音については、一般環境騒音や航空機騒音の環境基準の地域指定を行い、騒音の状況を監視するための測定を実施しています。

63年度の測定結果では、一般環境騒音については表1-3のとおり、環境基準に適合しているのは道路に面する地域が50%、それ以外の地域が64%であり、交通量の多い幹線道路を中心とした道路周辺地域において、適合率が低い状況にあります。

航空機騒音については、低騒音型ジェット機の就航率が増加したため大幅に改善され引き続きすべての地点で環境基準を達成維持しています。

県及び市町村で受け付けた騒音、振動や悪臭の苦情件数からみると、騒音や振動については、図1-8のとおり工場等において防音工事や移転等が行われたことに伴い、47年度をピークに大幅に減少し、最近ではほぼ横ばいとなっています。発生源は、工場・事業場が最も多く、また、商店・飲食店、建設作業、家庭等多様化する傾向にあります。

悪臭については、図1-9のとおり47年度が最も多く近年はほぼ横ばいとなっています。

このような身近な公害については、発生源に対する指導や適正な土地利用に努めるとともに、啓発用ポスター等による県民意識の高揚を通じて、快適な生活環境を保全していくことにしています。

表1-3 騒音の環境基準の適合率 (63年度)

区 分	測定地点数	環境基準適合地点数	適合率 (%)	
道路に面する地域	333	166	50	
内 訳	国 道	58	16	28
	県 道	111	49	44
	市 町 村 道	164	101	62
道路に面する地域以外の地域	53	34	64	
全 体	386	200	52	

図1-8 騒音・振動苦情の発生源別の推移

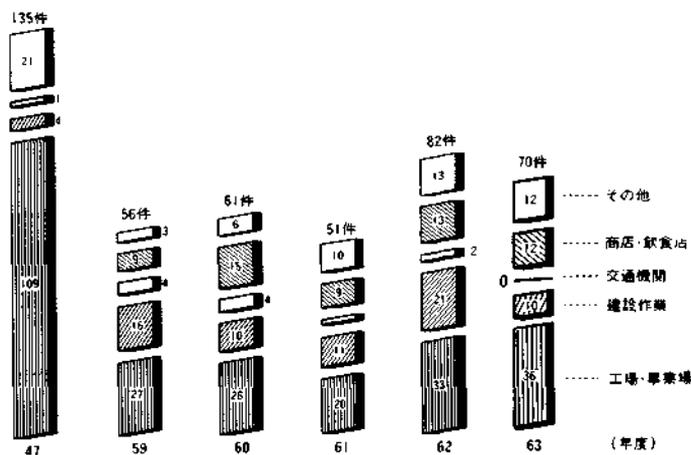
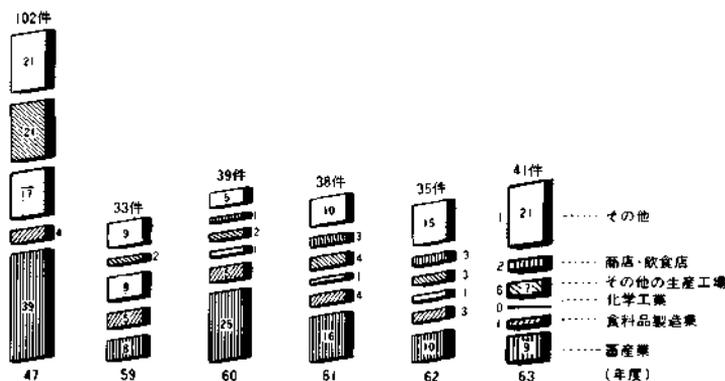


図1-9 悪臭苦情の発生源別の推移



(4) 土 壤 汚 染 —第1次地区を完了し、第2次地区の復元を進める—

農用地の汚染原因となる物質として、土壤汚染防止法では、カドミウム、ヒ素、銅の3物質が定められています。

本県では、カドミウムにより汚染された農用地として表1-4及び図1-10のとおり神通川流域で1,500.6ha 黒部地域で129.5ha が農用地土壤汚染対策地域に指定されています。

表1-4 農用地土壤汚染対策地域の指定及び解除の状況

(単位: ha)

地 域 名		対策地域の指定面積 ①	指定解除した面積 ②	残る対策地域の面積	汚 染 物 質	指定及び解除の年月日	
神通川 流 域	左岸 地域	富山市	21.1	—	21.1	カドミウム	指定 49年8月27日 50年10月17日
		綿中町	912.0	12.5	899.5		
		八尾町	85.3	—	85.3		
	小 計		1,018.4	12.5	1,005.9		区域変更 52年1月28日 52年11月30日 指定解除 62年6月9日
	右岸 地域	富山市	437.6	54.2	383.4		
		大沢野町	44.6	28.5	16.1		
		小 計	482.2	82.7	399.5		
計		1,500.6	95.2	1,405.4			
黒部 地 域	黒 部 市	129.5	—	129.5	カドミウム	指定 48年8月9日 区域変更 49年11月28日	

表1-5 神通川流域における農用地の土壤復元計画

計 画 内 容		地 区	
計 画 内 容		第 2 次 地 区	
公 告 年 月 日		59年1月20日	
左 岸 地 域	綿 中 町	219.6 ha	
	八 尾 町	85.3	
	小 計	304.9	
右 岸 地 域	富 山 市	130.7	
	大 沢 野 町	14.9	
	小 計	145.6	
合 計		450.5(481.1)	
復 旧 方 式	区画整理方式及び現状回復方式		
付 業 工 法	埋込客土及び上のせ客土		
総 事 業 費	10,940,000千円		

注: 実数は台帳面積。

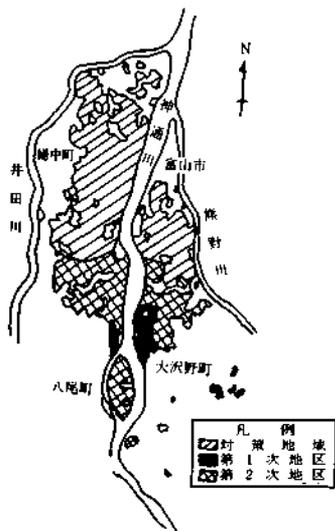
神通川流域の上流部の第1次地区については、きれいな土壌に復元するための工事が完了し、62年6月には、対策地区のうち95.2haについて、その指定を解除しました。

また、59年1月には、第1次地区に隣接する第2次地区の450.5haについても、表1-5のとおり復元計画をつくりました。この復元計画にもとづき、59年6月から対策工事を実施し、63年3月末現在、147ha(客土水田)について工事が完了しています。

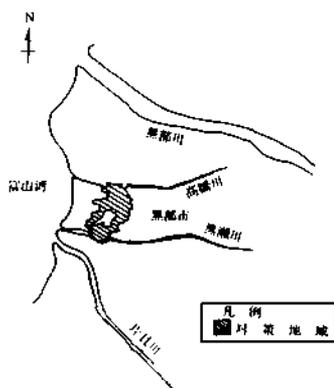
黒部地域については、農用地の土地利用について地元調整を終えたうえで、対策計画を策定することになっています。

図1-10 農用地土壌汚染対策地域

1 神通川流域



2 黒部地域



(5) 地下水 —地下水位は横ばい、消雪用の増加が課題—

本県は、降水量が多く、地下水のかん養に適した地形、地質であるため、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大の恩恵を受けています。

この地下水が適正に利用されるよう地下水条例を制定し、富山市、高岡市、新湊市及びその周辺地域について、採取量の規制を行っています。地下水位については、現在、図1-11のとおり、28か所の井戸で観測していますが、全体的にみて大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移しています。

地域別にみると、高岡・砺波地域では、豪雪による地下水利用の影響もあって、これまで、一部の地点において低下がみられましたが、最近では、全体的にゆるやかな上昇傾向にあり、富山地域では、全体的にみてほぼ横ばいに推移しています。

図1-11 地下水位の観測地点

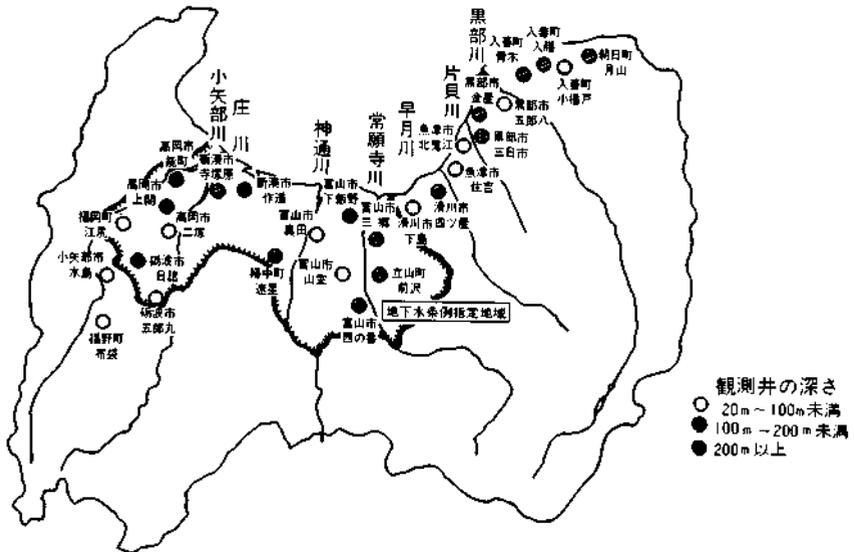
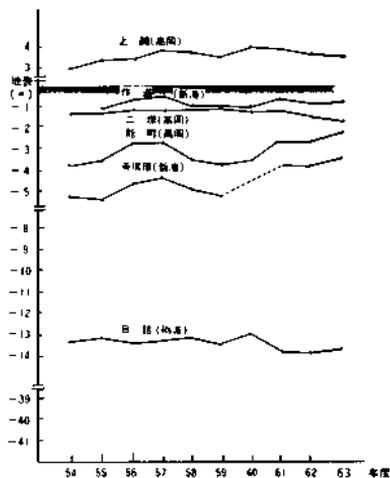


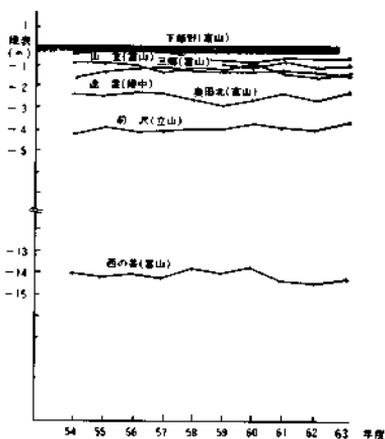
図1-12 地下水位の推移

高岡・砺波地域



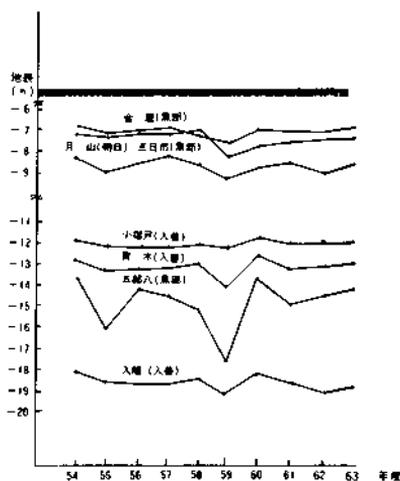
注 寺塚原観測井の60年度は、工事のため欠測。

富山地域



注 三郷観測井は59年4月から測定方式を圧力式からフロート式に変更。

黒部地域



黒部地域では、過去に低下がみられましたが、その後回復し、最近はほぼ横ばい傾向に推移しています。

なお、魚津・滑川地域については、62年度から観測を開始したところ
です。

地下水への海水の混入は、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近において多少みられますが、ここ数年、変化はありません。なお、地盤沈下については、高岡、射水及び富山地域において水準測量*1調査を実施しましたが、沈下は認められていません。

地下水条例指定地域における採取量は、図1-13のとおり、工業用が最も多く、次いで、建築物用、水道用となっています。

また、地下水の揚水設備は、図1-14のとおり、道路や建築物の消雪用が年々増加しており、降雪時にはこれらの揚水設備が一斉に稼働することから、大幅な地下水位の低下が心配されます。

このため、引き続き地下水位の監視に努めるとともに、地下水の利用状況や流動状況等の各種調査により、適正な揚水量を把握し、地下水障害の未然防止に適切に対応していくことにしています。

*1〔水準測量〕水準測量は、土地の高さを精密に測定する測量であり、この経年変化によって、地盤変動状況を把握し、地盤沈下対策に利用します。

図1-13 地下水条例指定地域の採取量(63年度)

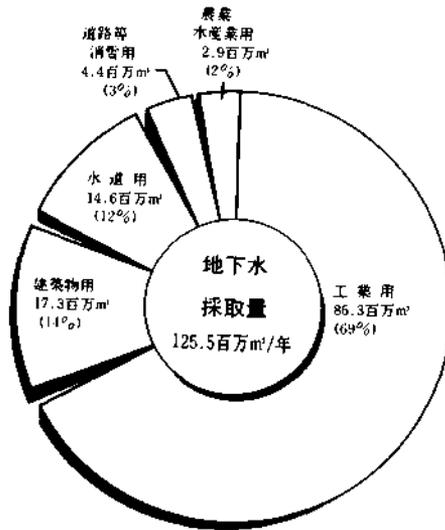
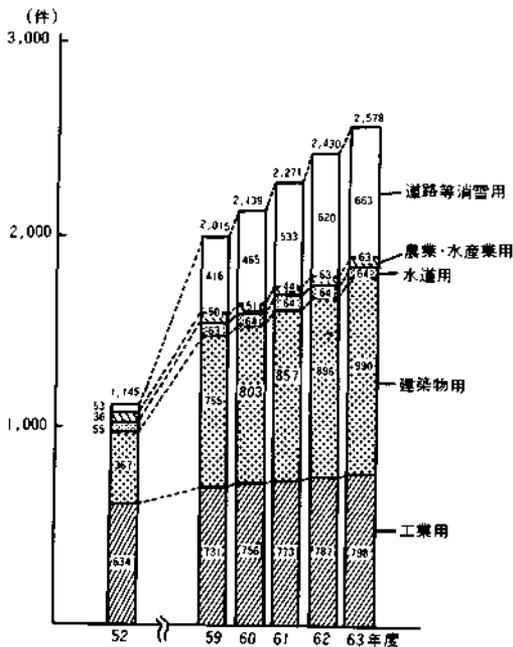


図1-14 地下水条例指定地域の揚水設備の推移



(6) 廃棄物 —さらに有効利用を進める—

廃棄物は、近年の経済の安定成長と省資源・省エネルギーが進むなかで、量的には横はいの状況にありますか、生活水準の向上や産業構造の高度化に伴って、質的にはますます多種・多様化してきています。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚てい、建設廃材、木くす、鉦さいなどの産業廃棄物に大別されます。

一般廃棄物については、市町村が計画的に収集・処理することになっています。

こみ焼却施設やし尿処理施設は、用地の確保や効率的な処理を行う必要から、広域圏を中心として整備されています。処理にあたっては、金属回収や肥料化など再資源化や、廃熱を発電、温水プールのエネルギー源として有効利用に努めています。

ごみの処理状況についてみると、図1-15のとおり、処理量は、横はいに推移し、62年度では、38万tとなっています。これらは、ほとんどが市町村によって収集され、図1-16、図1-17のとおり、市町村や広域圏で設置されているこみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、こみ埋立地で処理されていますが、焼却される割合が年々増加しています。

図1-15 ごみ処理状況の推移

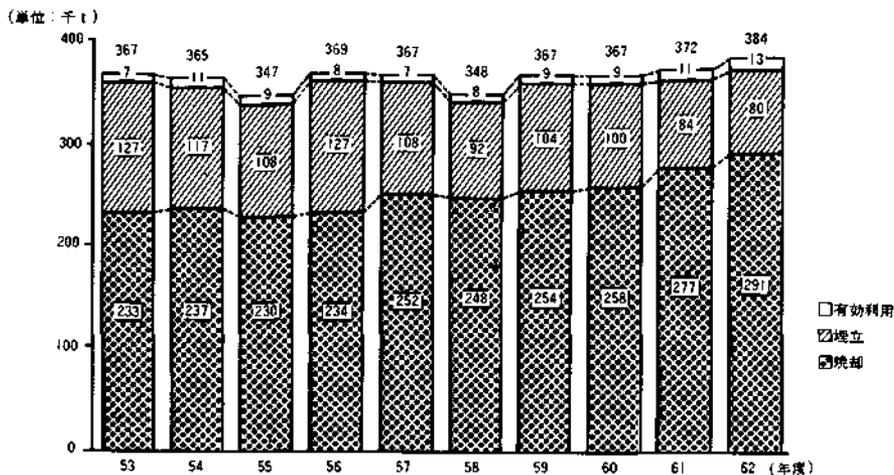


図1-16 ごみ処理施設の状況

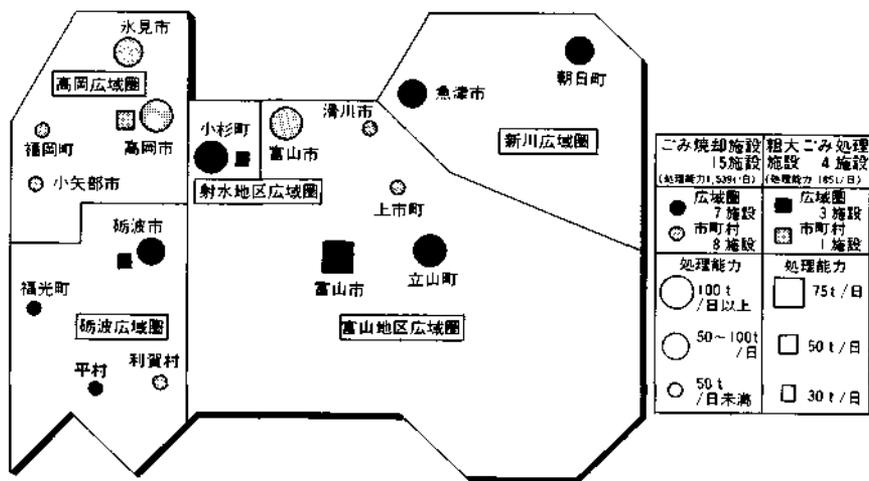
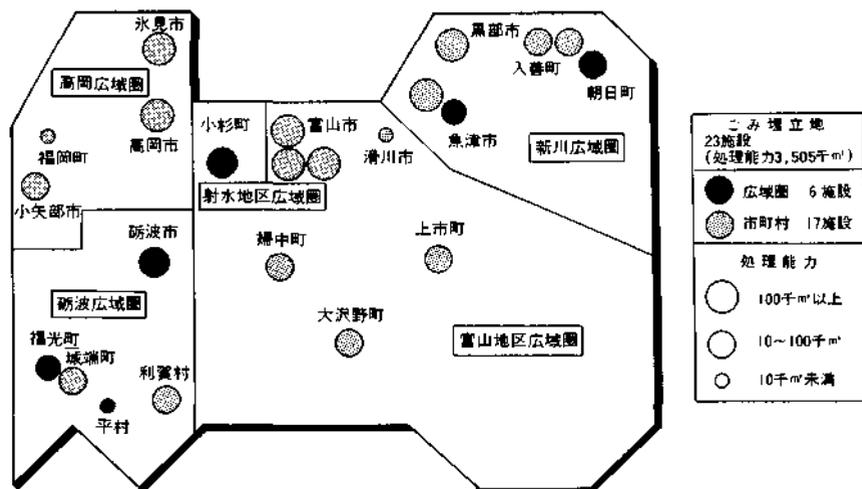


図1-17 こみ埋立地の状況



一方、し尿の処理状況についてみると、収集量は、図1-18のとおり、ほぼ横ばいに推移し、62年度では、35万klとなっていますが、近年は、水洗トイレの増加にともなって、浄化槽汚での割合が増加してきています。

これらの収集人口は、図1-19のとおり、くみ取りによるもの52万人、浄化槽によるもの35万人となっています。

収集されたし尿と浄化槽の汚では、図1-20のとおり市町村や広域圏などで設置されているし尿処理施設で処理されています。

産業廃棄物については、排出した者自らが責任をもって適正な処理や有効利用を行うこととされています。

事業活動に伴って排出される汚いや金属くず等の総排出量は、図1-21のとおり、62年度では504万tとなっています。このうち、175万tが自社で再利用したり、有価物として売却するなど有効利用され、残りの329万tが産業廃棄物となっています。

種類別では上・下水道、化学工場などから発生する汚いが182万tで最も多く、次いで建設廃材の82万tとなっています

図1-18 し尿の処理状況の推移

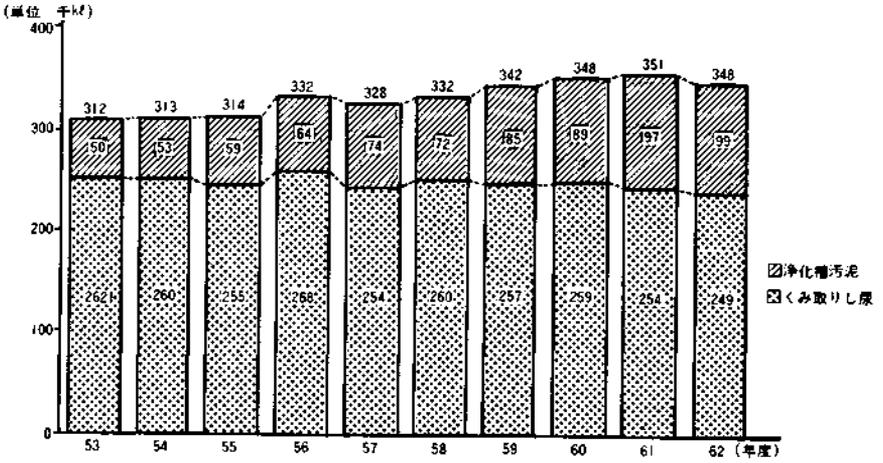


図1-19 し尿の処理状況(62年度)

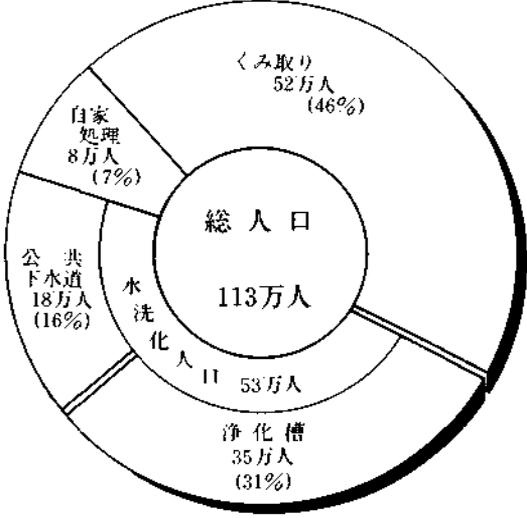
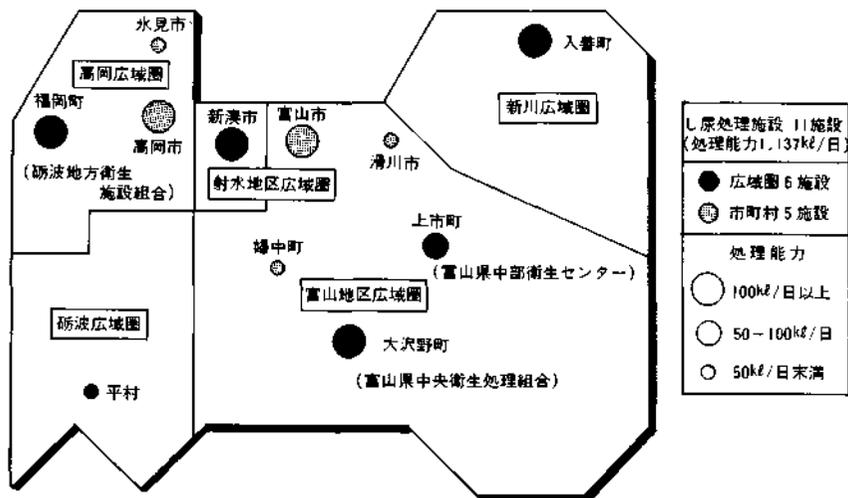


図1-20 し尿処理施設の状況



これらの処理については、図1-22のとおり、173万tが脱水、焼却などによって減量され、その結果、74万tがセメント原料や路盤材などとして再利用され、残りの82万tが埋立などにより処分されています。なお、石炭灰及び建設廃材の再利用が進んできているのが近年の特徴としてあげられます。

また、小規模事業所における適正処理を促進するため、民間処理業者の育成に努めるとともに、富山新港東部埋立地の一部に「富山県産業廃棄物埋立センター」を設置し、埋立処分を行っています。

なお、従来から、本県と新潟県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の各事業所間で産業廃棄物が相互に利用されるよう広域的な交換体制の整備に努め、有効利用を推進しています。

図1-21 産業廃棄物等の排出状況

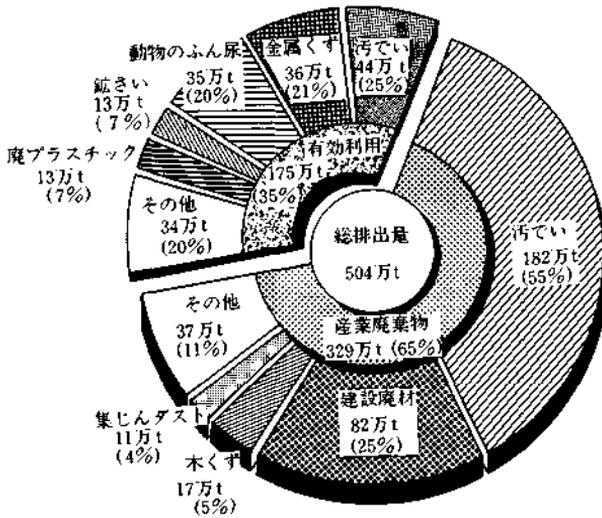
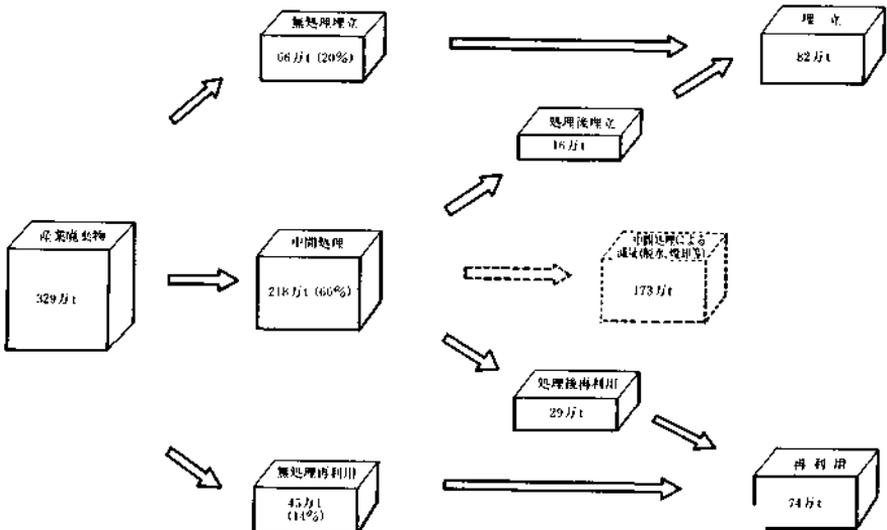


図1-22 産業廃棄物の処理状況(62年度)



(7) 快適環境づくり ー快適な環境をめざして、県土美化運動を進めるー

近年、生活水準の向上に伴って、県民の環境に対する要望も多様なものになり、緑や水のある自然、歴史的雰囲気の落ち着いたたたずまい、機能的で美しい街並みなど、うるおいとやすらぎのある快適な環境が望まれてきています。

このため、県ではこれまで進めてきた公害の防止や自然環境の保全に加えて、県土美化運動や「とやまの名水」の選定などにみられるように、さらに一步進んだ快適環境づくりの施策に積極的に取り組んでいます。県土美化運動は、自治会をはじめ、婦人・青年団体など101団体で構成する県土美化推進県民会議を中心に、「日本一きれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されています。

この運動は、図1-23のとおり「まちやむらを美しくする運動」など4つの美化運動を通じて、ポスターの掲示やちらしの配布、「ふるさとの海辺教室」の開催などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、海岸等の清掃、清掃美化大会を開催するなど各種の事業を実施しています。また、「ふるさとの大クリーン作戦」を夏休み期間中に展開し、美化・清掃体験を通じて児童・生徒の美化意識の高揚を図っています。

さらに県土美化モデル地区においては、地区の皆さんがそれぞれ美化スローガンを設け、熱心に清掃や緑化活動が実施されており、これらの地区を核として美化活動の輪がいつそう広がるよう努めています。

また、本県が全国に誇る豊かな自然は、産業を育み、県民の心をうるおし、生活に多大の恩恵を与えてきました。

これらの水や森を守り育てていくため、水環境については、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や川などの中から、特に優れたものを「とやまの名水」として55件選定しており、そのうちの4件については「全国名水百選」にも選ばれています。これらの名水については、身近な水環境として県民に親しまれるよう、市町村が行う説明板、水飲み場の整備事業などに助成しているほか、名水巡りを取り入れた「親

子の水とのふれあいバス教室」を開催しています。

森林については、立山の美女平や県民公園頼成の森が森林浴*1の森「日本百選」に選ばれたほか、代表的な森林を「とやま森林浴の森」として50か所を選定しました。これら森林については、県民が気楽に森林浴を楽しむことができるよう、市町村が行う遊歩道、休息所、案内板の整備事業などに助成しているほか、「森林浴バス教室」を開催しています。このほか、快適な街づくりに大切な「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備を進めていくことにしています。また、美しい海辺づくりの「海岸アメニティ・マスタープラン」*2や花と緑の「グリーンプラン」*3、魅力ある郷土づくりの「とやま URUOI 環境づくり」*4などの計画もそれぞれ策定しているところであり、これらの事業を通じて、今後とも快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

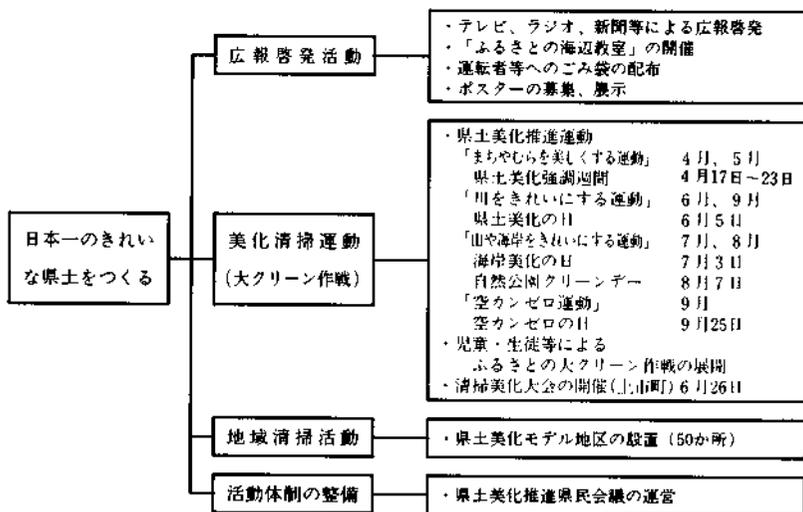
*1〔森林浴〕 森の中にはいると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気をあびて心身をいやすことです。

*2〔海岸アメニティ・マスタープラン〕 富山県の美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画です。

*3〔花と緑のグリーンプラン〕 日本一の花と緑の環境づくりをめざして、県土を花と緑でつつみ、生活に潤いとやすらぎをもたらす美しいふるさとづくりを推進する計画です。

*4〔とやま URUOI 環境づくり〕 日本一の文化県をめざして、うるおいある県土づくりを進めるため、「文化的環境づくり」、「魅力あるまちづくり」、「すぐれた景観づくり」を総合的に進めるものです。

図1-23 県土美化推進運動の概要



(8) そ の 他

ア 公害に関する苦情

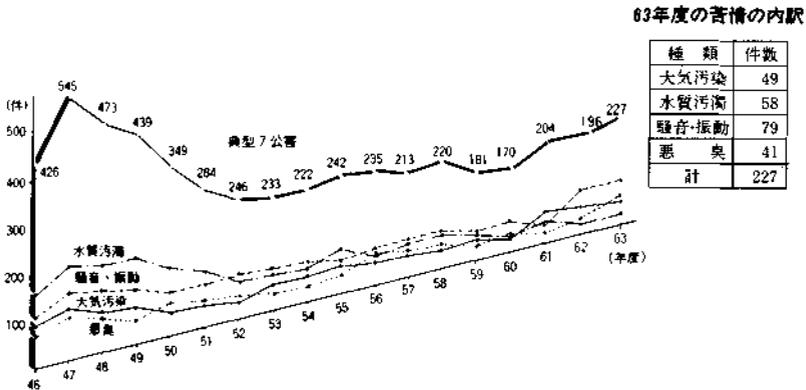
公害の苦情を処理するために、公害審査会や公害苦情相談員を設けて、すみやかに適切な解決に努めています。

県や市町村で受付けた大気汚染や水質汚濁など典型7公害^{*1}についての苦情件数は、図1-24のとおり、47年度の545件をピークに、近年は、その2分の1以下で推移し、63年度では227件となっています。

これらの苦情は、身近な公害である騒音・振動が最も多く、その発生源は、図1-25のとおり、工場、土木・建築工事、商店・飲食店などとなっています。

なお、人口100万人当たりの苦情の件数は、図1-26のとおり、本県は全国に比べて2分の1以下で、苦情の少ない県となっています。

図1-24 公害苦情受理件数の推移（典型7公害）



^{*1}〔典型7公害〕大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のことをいいます。

図1-25 苦情の発生源別の推移 (典型7公害)

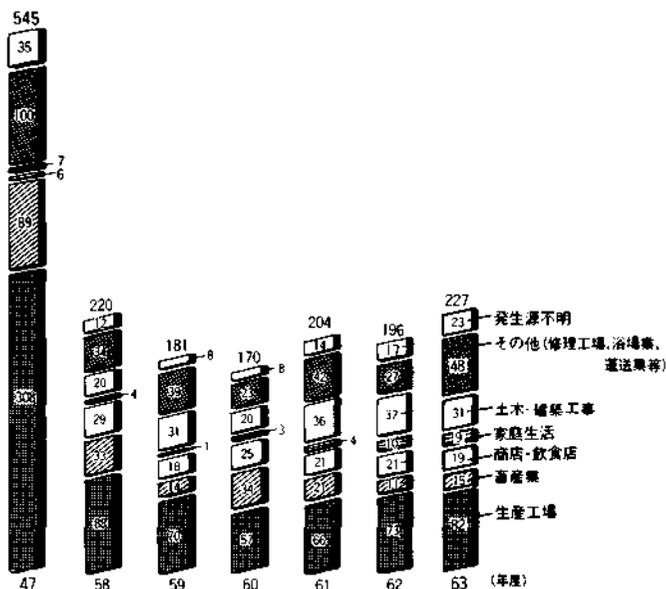
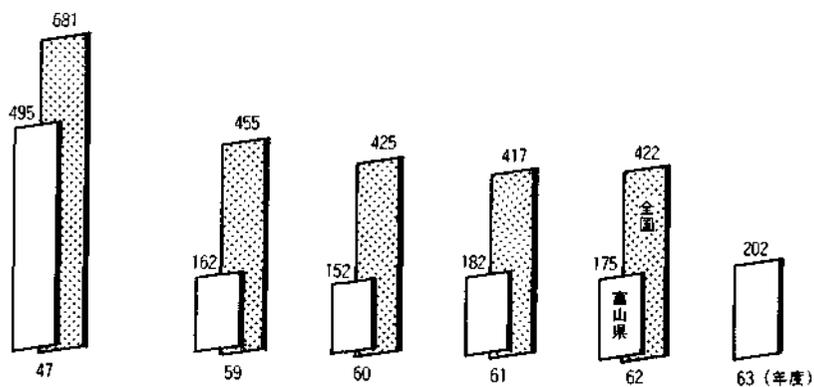


図1-26 人口100万人当たりの苦情件数の推移 (典型7公害)



注 本県及び全国の件数は、(苦情件数/人口)×100万人

イ 富山・高岡地域の公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害の恐れのある地域について、公害防止の対策を総合的、計画的に進めることをねらいとして策定するものです。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来3回（49年度～53年度、54年度～58年度、59年度～63年度）にわたり国の承認を受けて公害防止計画をつくり、各種の公害防止対策を進めてきました。

その結果、硫酸酸化物による大気汚染や主な河川の水質汚濁は大幅に改善されてきましたが、光化学オキシダントや浮遊粉じんによる大気汚染、都市河川の水質汚濁、カドミウム汚染田の復元事業など、なおいくつかの課題が残されていることから、今後計画の延長により、公害の防止施策を進めていく必要があります。

表1-6 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分	内 容
地域範囲	富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日	60年3月8日
計画期間	59年度～63年度
計画事業費	1,065億円（地方公共団体 993億円、事業者 72億円）
主 な 計 画 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備 ・ 富山空港周辺の緩衝緑地の整備 ・ 河川のしゅんせつ、導水 ・ し尿・ごみ処理施設の整備 ・ カドミウム汚染田の復元 ・ 監視機器の整備 ・ 公害防止施設の整備

ウ 公害防止のための融資制度

中小企業における公害防止施設の整備を円滑に進めるために、金融機関と協力して、各種の融資制度を設けています。

このうち、中小企業公害防止資金における融資額は、個別処理施設については2,000万円、共同処理施設については4,000万円で、その返済期間は7年以内、利率は4.3%と低利なものとなっています。

その他の融資制度としては、中小企業設備近代化資金、農業近代化資金などがあり、これらを含めた融資状況は、表1-7のとおりとなっています。

表1-7 公害防止施設への融資状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	59	60	61	62	63
中小企業公害防止資金	345,400 (26)	365,550 (25)	242,800 (19)	314,665 (21)	164,300 (13)
中小企業 設備近代化 設備貸与 高度化 振興融資 資金	133,100 (8)	126,890 (8)	129,160 (10)	98,840 (6)	54,506 (4)
農業近代化資金	5,220 (2)	41,720 (5)	10,000 (1)	20,790 (1)	1,860 (1)
合 計	483,720 (36)	534,160 (38)	381,960 (30)	434,295 (28)	220,666 (18)

注 () は融資件数

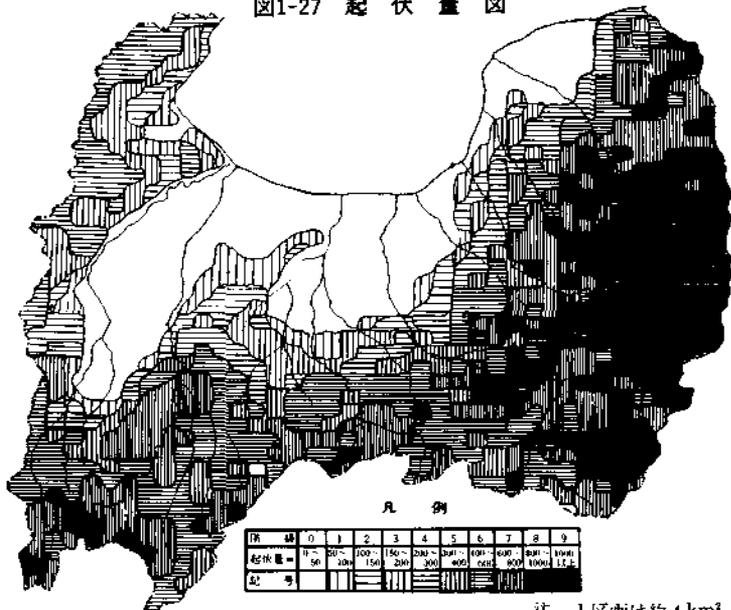
2 自然環境の現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨高原山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

地形のけわしさのめやすとなる起伏量^{*1}は、図1-27のとおり大きく本県特有のけわしさが見受けられます。とくに県東部では大きくなっているが、これは東部に高い山岳が多いことによるものです。

また、この地域では、これまでに人為の一切加わっていない原生的な

図1-27 起伏量図



注 1 区画は約 4 km²
「富山の地形と地質」1976より

- *1〔起伏量〕一定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が大きいほど平均傾斜も大きくなります。
- *2〔緑の国勢調査〕わが国の自然環境の現況を把握し、自然環境保全の基礎資料とするため、48年度から環境庁が実施している調査です。

植生があり、優れた自然が多く残っています。このことは、環境庁の行なった「緑の国勢調査」*2において、原生的な植生地区（自然度10・9）の県土面積に占める割合が本州第1位にランクされていることからわかります。

このように、本県には、すぐれた自然環境の残されている地域が多く、野生鳥獣も豊富で、鳥類では305種、獣類では44種がそれぞれ確認されています。なお、ライチョウとカモシカは、特別天然記念物であり、それぞれ県鳥、県獣に指定されています。県では、自然の現況を把握するために植生、鳥獣など自然に関する各種調査を行うとともに、自然環境保全地域を11か所、県立自然公園を5か所指定し、国立公園及び国定公園とあわせて、これらの貴重ですぐれた自然環境の保全と適正な利用を図っています。また、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト*1、バードマスター*2などの活動によって、自然保護思想の普及を図っています。

(1) 植 生 ー高い本県の植生自然度ー

ア 植生の概況

本県は、地形的に非常に標高差が大きいため、高さ別の植物の分布状況は複雑で興味あるものになっています。

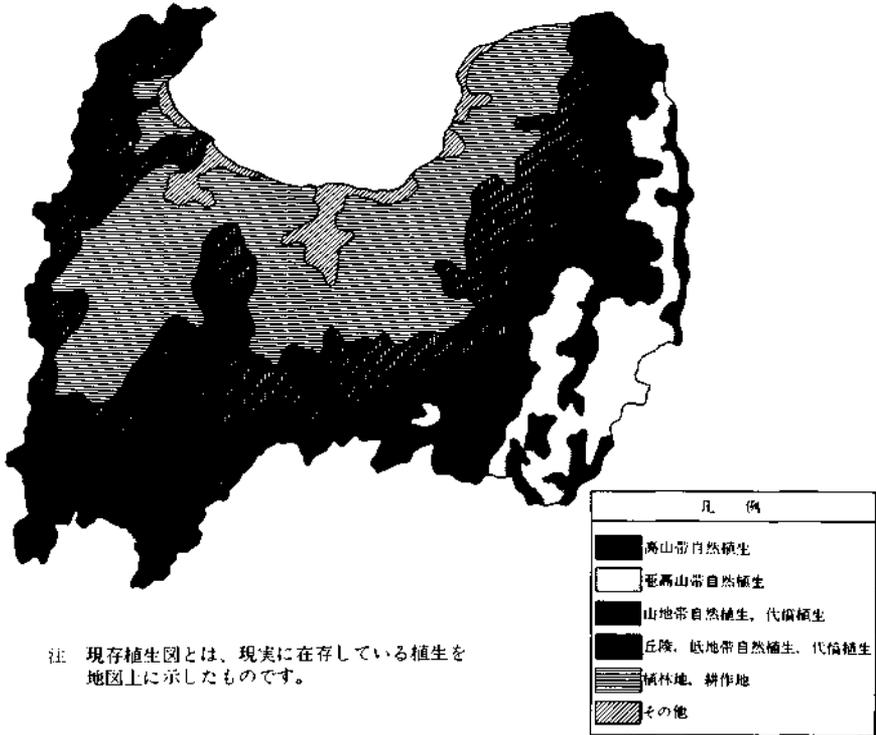
(ア) 高山帯、亜高山帯（標高1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけです。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっています。

*1〔ナチュラリスト〕県が自然保護の重要性を広くPRするために設けている富山県自然解説員をいいます。

*2〔バードマスター〕県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいいます。

図1-28 現存植生図



注 現存植生図とは、現実に存在している植生を地図上に示したものです。

(イ) 山地帯（標高500m～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえからいって重要な地域です。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用され、現在ではミズナラの二次林^{*)}やスギの植林地になっています。

^{*)}[二次林] ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林のことです。

(ウ) 丘陵帯 (標高500m 以下)

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林になっています。また、谷筋や斜面部はスギの造林地になっており、林業生産の重要な場所になっています。このため、自然植生は一部の社寺林等に残されているにすぎません。

(エ) 平野地帯、海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などになっていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ林のみられるところもあります。

クロマツに代表される海岸林はおおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されています。

図1-29 植物の垂直分布

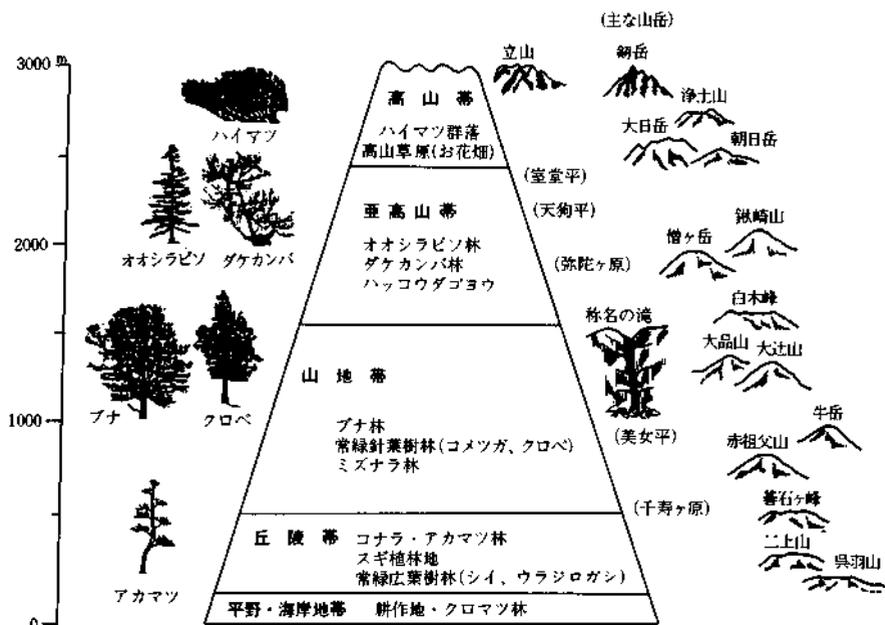
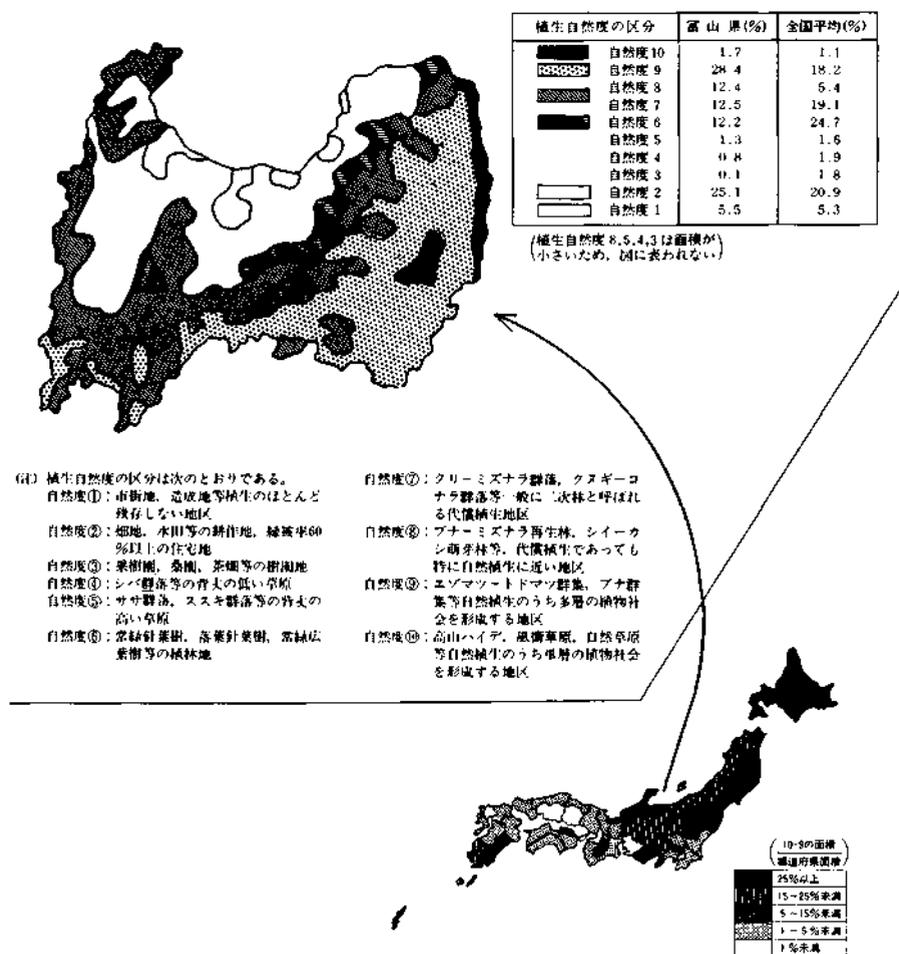


図1-30 都道府県別の植生自然度比率図と富山県の植生自然度図



また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、シイやタブノキなど暖帯性の樹林がみられるところもあります。

イ 植生自然度

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）によると、図1-30のとおり、人為の加わっていない原生的な植生地区（自然度10・9）の県土面積に占める割合は30.1%と全国平均19.3%よりも高く、北海道、沖縄に次いで全国第三位、本州では第一位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかります。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10・9のすぐれた自然がそこなわれることなく現在まで引き継がれてきています。

(2) 鳥 獣 一多様な自然と多種類の野生鳥獣一

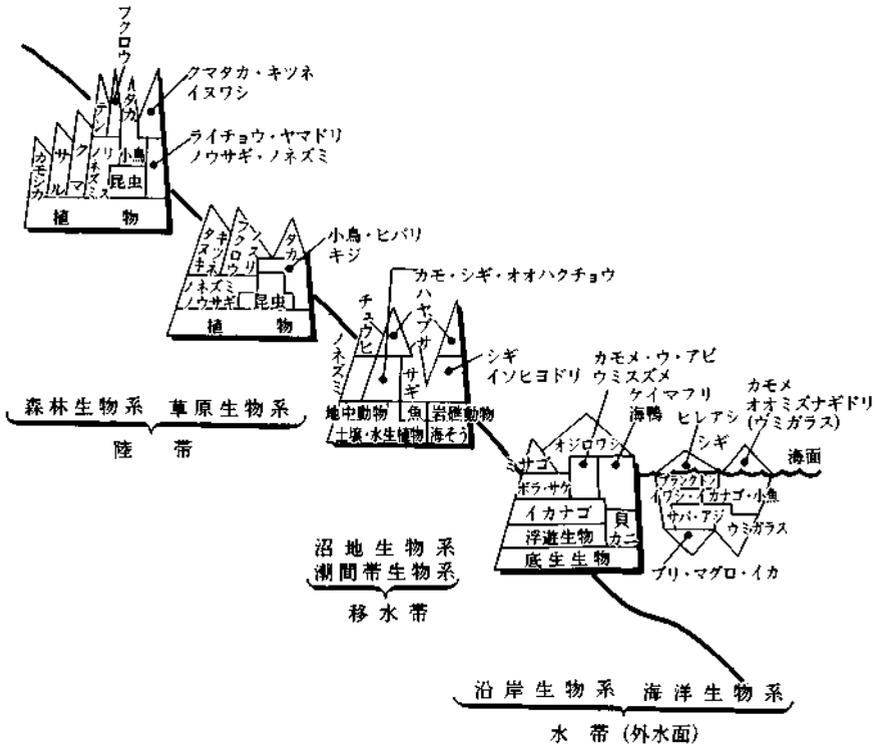
本県は、標高0 mの海岸地帯から3,000m級の北アルプスを望むことができる日本有数の大きな標高差を持っています。この垂直な広がりの中には、海岸、河川、湖沼、田畑、原野、丘陵、森林、高山など、多様な自然が含まれています。このため県土面積の割には豊富な野生鳥獣がすんでいます。

ア 鳥 類

海洋には、氷見海岸周辺等にウミガラス、ウミウなどが冬鳥としてやってくるほか、マガモやカルガモなどの水面で食物をとるカモ類も休息しています。

沿岸部各地には、クロガモなどの水にもぐって食物をとるカモ類やオジロワシやミサゴのように海辺で食物をとっているワシタカ類もしばしばみられます。なお、太平洋岸のように干満潮の差が大きいので、シギ類やチドリ類は海辺の砂礫地のほか、河口部、海岸付近の埋立地にすんでいます。ことに、黒部川と常願寺川の河口部や新湊の海岸埋立地には、春と秋の渡りの季節に多種類の鳥が訪れ、休息します。

図1-31 富山県にみられる鳥獣の生態的地位
(食物及び天敵関係)



内陸部の河川には、カワセミ、セキレイ類、サギ類や陸ガモ類、溪流にはヤマセミ、キセキレイやオンドリ、湖沼には陸ガモ類やカイツブリがすんでいます。富山新港付近、小杉町の恩坊池は、カモ類の休息水面となっており、富山市の田尻池には毎年、オオハクチョウが飛来します。また、河原、湿田やアシのはえているところには、タゲリ、ヨシキリ類やシギ類が集まってきます。殊に常願寺川河口付近には、県下最大のサギのコロニー（集団営巣地）があり、4月～8月頃には県内全域からアオサギやゴイサギなどが繁殖のため集まってきます。

農耕地や草原には、いろいろな野鳥がすんでいます。このうち、カラス、スズメ、キジバト、トビなどは都市部にもすんでいます。

本県では、キジが大河川の河川敷を繁殖地としており、全国的にも生息密度が高いことで知られています。

森林のうち丘陵帯や山地帯は、多くの種類の鳥が生息・繁殖するところで、カラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類やワシタカ類などがすんでいます。また、本県は、ツグミなど冬鳥の主要な通り道や越冬地となっており、これら渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

亜高山帯には、ウソやホシガラスなどがすんでいます。

高山帯には、ライチョウ、イワヒバリなどがすんでおり、イヌワシ、アマツバメなども姿を見せることがあります。

イ 獣 類

平野部には、イタチやアカネズミなどがすんでいます。森林には、多くの種類の獣がすんでおり、主な種類は、サル、ノウサギ、タヌキ、ヤマネ、カモシカなどです。しかし、冬に積雪が多く、そのため、本県にはイノシシやシカはすんでいません。亜高山帯から高山帯にかけては、オコジョがすんでいます。

ウ 鳥獣保護区の設定

本県は、良好な自然環境を有しており多種類で多数の野生鳥獣が生息しているため、鳥獣保護の観点から図1-32のとおり32か所の鳥獣保護区を設定しており、その面積は102,801haと県土面積の約24%を占めています。

(3) 自然公園 ー自然を守り利用するためにー

ア 自然公園等

本県のすぐれた自然の風景地について、表1-8及び図1-33のとおり自然公園及び県定公園に指定されていますが、これらの地域についてはできるだけ自然のままの姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えて行くよう努めています。それとともに、その適正な利用の増進を図るため、自然を保護しながら、各地区で様々な施設の整備を進めています。特に、中部山岳国立公園の室堂地区、称名地区、樺平地区、馬場島地区、能登半島国立公園の二上山地区、雨晴・島尾地区、県立自然公園の有峰地区などでは、公園の利用拠点としての施設整備に努めています。

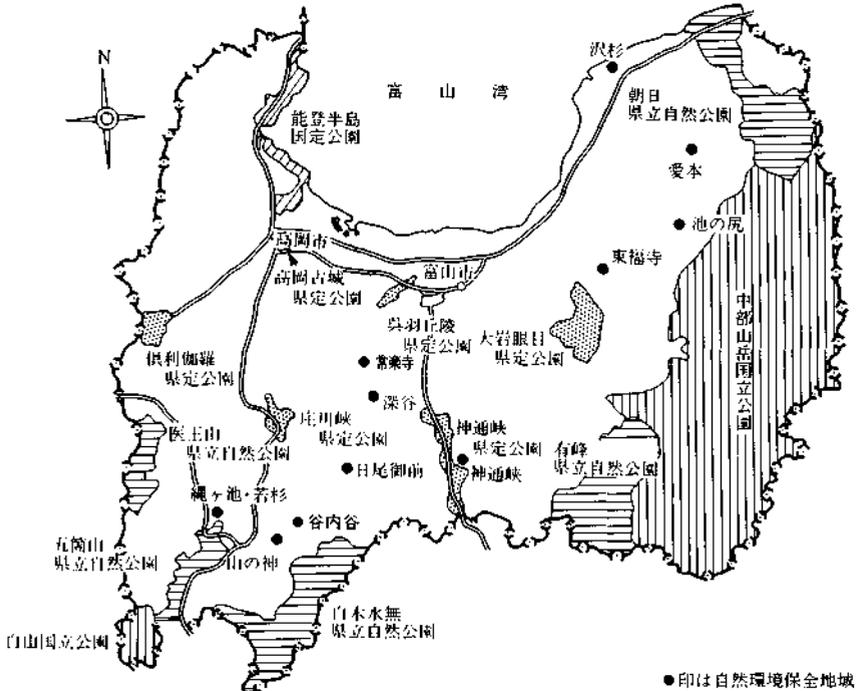
イ 自然環境保全地域

本県の良好な自然環境を適正に保全するため、表1-8及び図1-33のとおり自然環境保全地域が指定されています。

表1-8 自然公園等現況表

種 別	箇所数	面 積	県土面積に占める割合	摘 要
国 立 公 園	2	79,173 ha	18.62%	中部山岳、白山
国 定 公 園	1	1,005	0.24	能登半島
県立自然公園	5	39,576	9.31	朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山
県 定 公 園	6	6,142	1.44	神通峡、呉羽丘陵、高岡古城、俱利伽羅、庄川峡、大岩眼目
自 然 環 境 保 全 地 域	11	624	0.15	沢杉、縄ヶ池・若杉、愛本、東福寺、神通峡、深谷、山の神、池の尻、日尾御前、常楽寺、谷内谷
合 計	25	126,520	29.76	

図1-33 自然公園等現況図



ウ 県民公園

県民公園は、47年以来整備を進めてきましたが、新港の森、太閤山ランドの完成を機に、富山県置県百年記念県民公園条例を制定し、県民に親しまれる公園として、管理運営に努めています。

この公園は、県のほぼ中央部に位置する射水丘陵地帯を中心として、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの広大な地域において、自然と人間との調和を基調とし、「県民の誰もが利用できる総合レクリエーションセンター」、「手軽に利用できる近郊レクリエーション地」、「青少年の育成の場」として設置されました。

県民公園は、表1-9及び図1-34のとおり、都市公園として新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園として頼成の森、自然博物館（ねいの里）、野鳥の園からなっています。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物館センターや中央サイクリングロード、いこいの村があります。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館を経て、頼成の森に至る延長19kmの遊歩道として、公園街道が58年に開通し、多くの人々に利用されています。

表1-9 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のためのグリーン・ベルトの確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月 庭球場 58年4月 野球場・陸上競技場 58年7月
	県民公園太閤山ランド	117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	107ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館(ねいの里)	12.9ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指 定 公 園	中央サイクリングロード	延長 約19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
	自然博物館センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	16.5ha		54年5月
(遊歩道)	公園街道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月
(全体)	県民公園地域	約2,600ha		

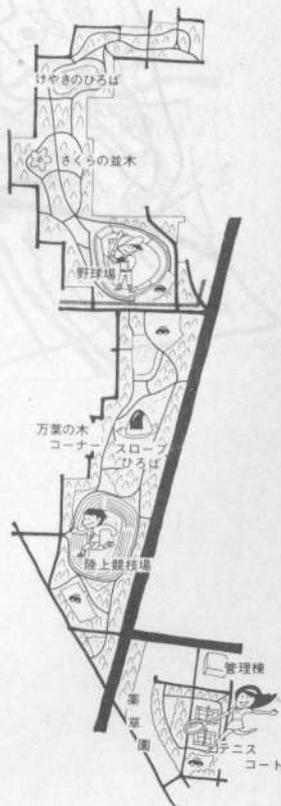
注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

図1-34 富山県置県百年記念県民公園概要図

太閤山ランド



新港の森



頼成の森





野鳥の園



エ 立山山麓家族旅行村

家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に立山山麓家族旅行村が設置されています。

この家族旅行村は、山小屋のふん囲気が味わえるケビンや自然の中で思い切り遊べる芝生広場、フィールドアスレチックなどの施設が整備されており、四季を通じて多くの人々に利用されています。

図1-35 立山山麓家族旅行村概要図



第2節 環境行政の歩みと今後の展開

1 環境行政の歩み ー高度経済成長から安定成長下の環境行政ー

本県では神通川流域のイタイタイ病が早くから問題となっていたほか、30年代後半から40年代前半にかけての経済の高度成長期において、臨海部の工業地帯を中心に産業公害が急速に広まり、生活環境が悪化したことから、公害防止についての社会的要請が高まりました。

このため、県では42年度に総合計画部に公害課を設けるとともに、公害防止条例を制定するなど一連の公害防止施策を進めてきました。さらに、45年度には、公害センターを設置し、公害防止条例を全面改正するとともに、全国に先がけて公害部を設置しました。その後も行政機構や環境保全対策の整備拡充を図るなど、環境問題をめぐる諸情勢の変化に即応したきめ細かな環境行政の推進に努めてきました。

これまでに実施した公害防止の諸施策については、大気汚染対策として、47年度にブルースカイ計画を策定し、工場に対し良質な燃料の使用、燃焼方法の改善、効果的な防除技術の導入の指導とあわせ、経済情勢に応じて、計画の見直しを行っています。

水質汚濁については、46年度から河川や海に環境基準をあてはめ、排水基準を厳しくするなどの対策を進めてきたほか、望ましい快適な水質環境づくりをめざして、61年度に策定したクリーンウォーター計画に基づき、生活排水対策として下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、水質保全意識の高揚に努めています。

そのほか、騒音、振動、悪臭については、順次、環境基準のあてはめや規制地域の拡大を行い、発生源に対する規制や指導を進めてきました。地下水については、51年度に地下水条例を制定したほか、地域ごとの地下水調査や水準測量を実施し、適正な利用に努めています。

ごみやし尿などの生活系の廃棄物及び汚でいや建設廃材などの産業系の廃棄物については、市町村及び事業者において、有効利用と適正な処理に努めています。

一方、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質、騒音などについて定期的に観察を行っています。

また、公害センターに試験機器や測定車を配備するなど、試験研究のための体制も整備してきています。

さらに富山・高岡地域の公害防止計画を推進しているほか、神通川流域でのカドミウム汚染田の復元事業や富山空港周辺の緩衝緑地整備事業等、環境の整備のための各種事業も展開しています。

自然環境の保全については、46年度の県立自然公園条例の制定をはじめとして、47年度に自然環境保全条例を、48年度には自然環境保全基本方針を策定し、県立自然公園や自然環境保全地域を順次指定するとともに、野生鳥獣を保護するための鳥獣保護区の設定、拡大を図ってきました。

また、自然保護思想の普及を図るため、立山自然保護センター、有峰と樺平のビジターセンター、自然博物館センター及び鳥獣保護センターを整備し、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラルリスト、バードマスターを配置するとともに、各種の自然保護読本の作成・配布に努めてきました。その他、自然環境の健全利用を促進するため、国立、国定、県立の自然公園、県定公園並びに国民休養地の各種利用施設を整備するとともに、新港の森、太閤山ランド、頼成の森、自然博物館、野鳥の園や中央サイクリングロードなど県民公園の整備に努めてきました。また、立山山麓家族旅行村の整備もあわせて進めています。

さらに、日本一のきれいな県土をめざして、58年度以来、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開してきたほか、「とやまの名水」、「とやま森林浴の森」の選定や環境週間、愛鳥週間、緑化週間には各種の行事を行うなど、環境とのふれあいを通して環境保全意識の高揚に努めてきました。

63年度に環境保全のため実施した新たな施策は次のとおりです。

- (1) 最近の産業構造の高度化やエネルギー源の多様化にあわせ、良好な大気の状態を引き続き維持していくため、大気環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定し、環境管理目標値と工場に対する指導排出量を定めました。
- (2) 有峰湖の水質を保全するため、新たに環境基準のあてはめ及び排水基準の設定をしました。また、水質が良くなった栃津川（白岩川水系）下流域域について環境基準の見直しをしました。
- (3) 生活排水対策を推進するため、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を設けるとともに、内川、湊川、鴨川の地域をモデルにして、家庭でできる浄化対策の実践活動やシンポジウムの開催などの事業を実施しました。
- (4) 消雪装置の普及による地下水位の低下等に伴う地盤沈下の状況を把握するため、高岡、射水及び富山地域において水準測量調査を実施しました。
- (5) 快適で利用しやすい公共トイレの整備促進と意識の啓発を図るため、研究会を設置し、「きれいで利用しやすい公共トイレのあり方について」のガイドラインを作成しました。
- (6) 環境情報を体系的に収集管理し、多角的な予測・検討を行うため、環境情報管理システムの整備に着手しました。
- (7) 自然に対する理解を一層深めるため、立山自然保護センター及び県民公園自然博物館「ねいの里」の展示内容を更新しました。
- (8) 効果的な野猿対策を確立するため、野猿の生息数及び被害実態を調査しました。

2 今後の環境行政の展開 一恵み豊かな環境を

守り育てていくために一

本県の環境の状況は、全般的に改善されてきていますが、生活排水による水質汚濁や自動車による交通騒音など、県民の生活と深いかわりのあ

る都市・生活型公害、さらには、快適な環境の形成や自然とのふれあいを求める県民のニーズの多様化など、今後、対処しなければならないいくつかの課題があります。

このような状況を踏まえ、21世紀を展望しつつ、環境行政を展開していくためには、県民の協力と参加を得てこれまで実施してきた公害防止と自然保護の施策はもとより、水と緑に恵まれた美しく豊かな県土を適切に保全・活用する環境施策を基本として進めることが必要であります。

このため、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを積極的に進めることが肝要であり、大気・水質などの環境基準の達成維持、自然環境の保全と活用、大規模な開発による環境汚染の未然防止のための環境アセスメントの制度化などを進めます。さらに、環境に配慮した生活・行動ルールの啓発や美化活動等に対する自主的な参加をうながす環境教育の充実、地域の自然的・社会的特性を踏まえた環境管理計画の策定などの施策を総合的、かつ、計画的に推進していくことにしています。

また、最近、国際的に注目されている地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化等の地球的規模の環境問題にも適切に対応をしていく必要があります。

(1) 快適な環境づくりの推進

近年における生活水準の向上や余暇の増大に伴い、県民の環境に対するニーズは、豊かな緑、身近な水辺、歴史や文化のかおりがする落ち着いた街並みなど、やすらぎとゆとりのある快適な環境へと向けられてきています。

これらのニーズに応え、快適な環境づくりを進めるためには、本県の豊かな水や緑などの恵まれた環境資源を十分に生かしながら、県民の幅広い理解と協力を得て、個性にあふれた魅力あるまちづくりを積極的に展開していく必要があります。

このため、県民総ぐるみの県土美化運動の輪をさらに広げるとともに、

「海岸アメニティ・マスタープラン」や「グリーンプラン」、「とやま URUOI 環境づくり」等を通じて、今後とも、快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

また、市町村が実施する「とやまの名水」や「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備などを支援することにしています。

(2) 環境基準の達成維持

県民の健康と生活環境を守り、快適な環境づくりを進めるためには、まず、環境基準が達成維持されている必要があります。

このため、現在、環境基準を達成している大気のスルホン酸化物、窒素酸化物や主な河川の BOD などについては、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画を推進し、引き続き良好な環境を維持するよう努めることにしています。

一方、環境基準を達成していない浮遊粉じんや光化学オキシダントについては、今後とも発生メカニズムの解明に努め、基準の達成に向けて改善策を検討するほか、生活排水による汚濁がみられる都市河川については、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、地域ぐるみの生活排水対策の実践活動などを一層進め、環境基準の早期達成を図っていくことにしています。

また、今後とも新技術の開発や新素材の利用など産業構造の高度化やエネルギー源の多様化による経済社会の変化に対応した適切な環境保全対策を推進していくことにしています。

(3) 自然環境の保全と活用

本県は、豊かな自然に恵まれており、これらを適切に保全し、後世に引き継いでいかなければなりません。

このため、植生、地形・地質、昆虫など各種の調査結果をもとに、総合的かつ計画的な自然環境管理計画の策定を図ることにしています。ま

た、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、国立公園、国定公園、県立自然公園等において、登山道、野営場、休憩所など、地域の特性をふまえた公園利用施設の整備を図るとともに、ナチュラリスト、自然保護指導員、鳥獣保護員及びバードマスター制度の充実や積極的な利用により、自然保護思想の普及活動を一層推進していくことにしています。

(4) 環境アセスメントの制度化

近年、大規模な開発計画が相次いできていることから環境とのかかわりについて関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、適切に活用することが重視されてきています。

このような開発による環境汚染の未然防止を図るためには、事業の実施に際し、その環境への影響を事前に調査、予測及び評価をすることが重要です。

このため、公害防止条例や土地対策要綱による事前審査制度により環境保全に努めてきたところですが、一層の充実を図るため、本県の環境特性に適應した環境アセスメントの制度化を進めることにしています。

(5) 環境教育の推進

環境問題は、生活排水による水質汚濁、空き缶やごみの散乱、自動車による交通騒音、水辺や緑地の減少など身近な問題のみならず、地球の温暖化や熱帯雨林の減少等の地球的規模の環境問題に至るまで、県民の日常生活と深くかかわるようになってきています。

これらの問題に対処していくためには、人間と環境とのかかわりについての深い理解と環境保全活動への積極的な参加を育む基盤を整備する環境教育の総合的な推進が必要であり、そのための「環境教育基本方針」を策定することにしています。

また、環境保全の重要性に対する知識や認識を深めるため、シンポジ

ウムの開催、環境教育資材の整備、冊子や新聞、テレビなどによる啓発に努めるほか、各地のボランティアによる県土美化運動やリサイクル運動、自然解説活動などが活発にされるよう積極的に支援することにしていきます。

(6) 総合的な地域環境管理計画の策定

環境汚染を未然に防止し、快適な環境を創造していくためには、経済社会の情勢の変化や環境に対する県民の意識の変化等を的確に把握しながら、長期的な展望の下に総合的な施策を推進することが必要であります。

これまで、大気汚染や水質汚濁の未然防止と改善を図るため、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画をはじめ、廃棄物の適正処理を図るための処理計画を推進するとともに、自然環境や地下水の保全と活用について自然環境管理計画や地下水管理指針の策定について検討を進めています。

今後は、これらの個別の計画等をふまえ、望ましい地域環境づくりをめざした総合的な地域環境管理計画を策定することとしています。

(7) 環境情報管理システムの整備

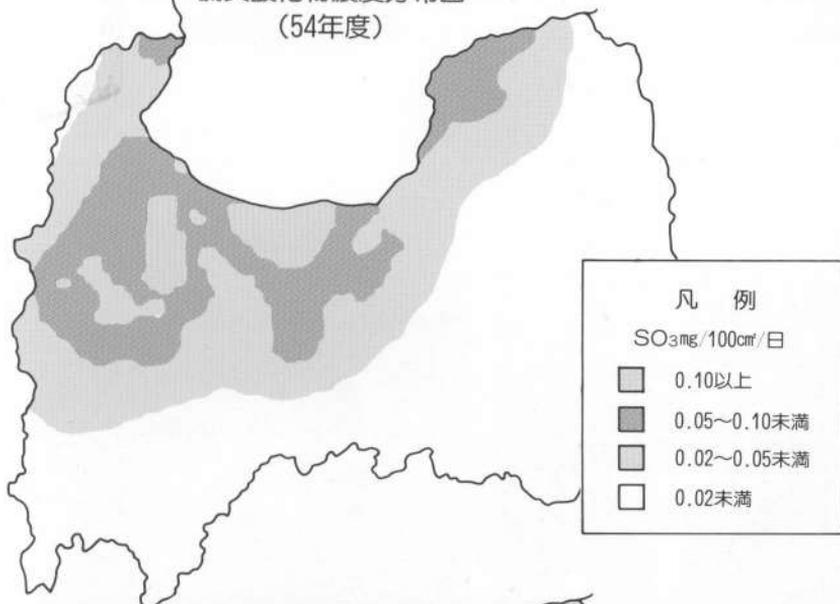
ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画等の環境保全施策を計画的、総合的に進めていくためには、その基礎となるいろいろな情報を常に管理しておくシステムが必要であります。

このため、公害、自然環境、さらには、生活、文化、社会条件等の情報を体系的に収集・管理し、多角的な検討や将来予測を行うことができるとともに、県民に対し、情報を迅速、かつ、分かりやすく提供することができる環境情報管理システムを計画的に整備することとしています。

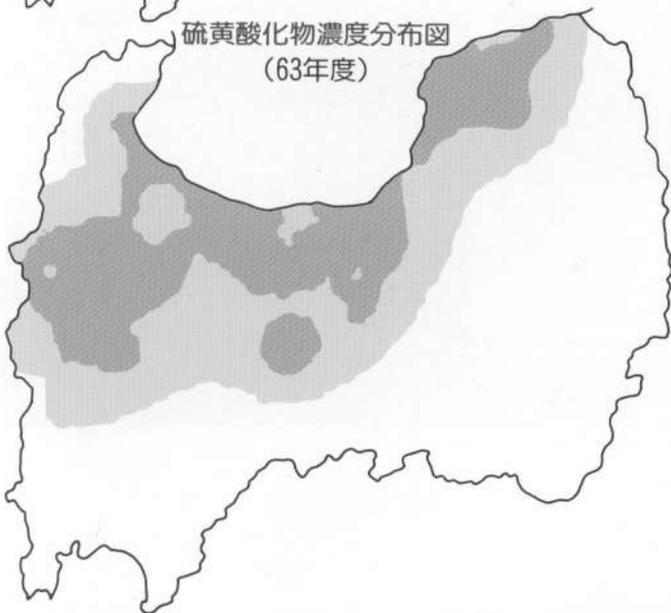
大気汚染状況の推移

硫黄酸化物による大気汚染状況は、法律の規制やブルースカイ計画を進めたことにより、きれいな空になってきています。

硫黄酸化物濃度分布図
(54年度)



硫黄酸化物濃度分布図
(63年度)



電線、電話線の地中化

● 富山市城址大通り

ゆとりとるおいのある街づくりを進めるため、シンボルロードの城址大通りから、電線、電話線及び電柱を取り除き、すっきりとした街路空間を創出したものです。



(富山市役所前)

(昔)

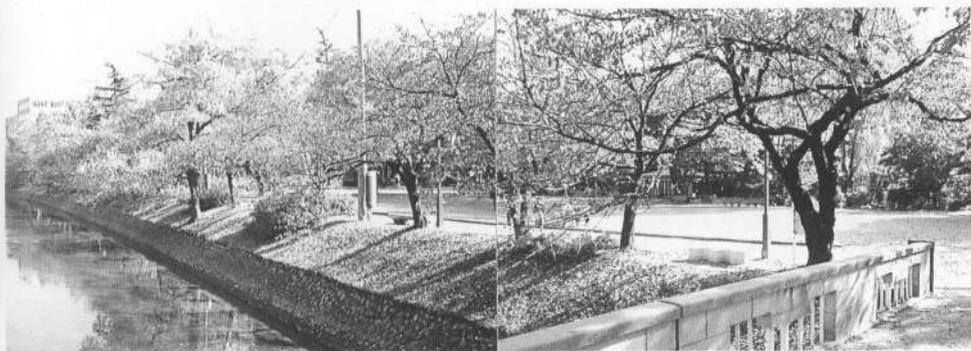


(今)

親水のにわ

● 富山市城址公園

この庭は、松川と一体となり、水辺を身近に楽しむことを目的に整備されたものです。茶店、石畳風の親水広場、あずまや、石燈籠などが配置され、水と緑の憩いの場所として親しまれています。



(昔)



(今)

はっ ちょう みち 八 丁 道

● 高岡市下関

高岡開町以来の歴史をもつ八丁道を、瑞竜寺の参道にふさわしく、みどり豊かなプロムナードとして、現代に再生させ、由緒ある道筋として整備されたものです。



(昔)



(今)

快適な海岸づくり

● 魚津市道下

地域の人々と海辺とのふれあいを取り戻すため、消波ブロックで埋まる海岸を、侵食の防止と景観にも配慮した階段式の護岸とし、美しく、利用性の高い水辺として整備したものです。



(昔)

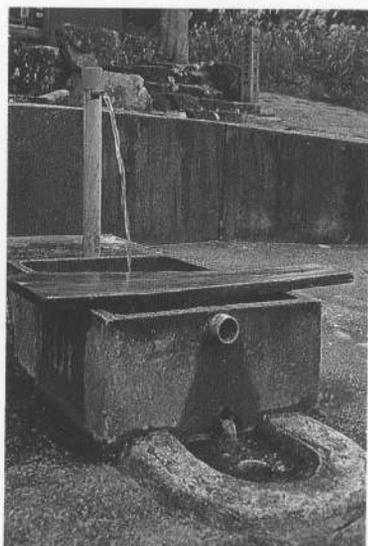


(今)

こう ほう だい し し みず
弘法大師の清水

● 上市町護摩堂

60年度に選定された「とやまの名水」については、訪れる人々に対してうるおいやすらぎを与えるよう、標柱、水飲み場などの環境整備が進められています。



(昔)



(今)

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

1. 大気汚染の現況

① 汚染物質別の現況

ア. 大気汚染一般監視地環境測定結果

大気汚染一般監視地測定を目的とする所に設置し、従来測定した汚染物質、測定項目、測定回数等を公表している。その結果は以下のとおりである。

② 大気汚染物質

大気汚染物質の測定は、一般監視地、重点監視地、特定監視地、新設地区に均し、その測定地区を単位として、測定結果の年度別推移（年平均値）を公表している。測定項目は、大気汚染物質に限定し、大気中の浮遊粒子状物質（PM₁₀）及びPM_{2.5}、二酸化窒素（NO₂）及び一酸化炭素（CO）の4項目である。

③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、重点監視地、特定監視地、新設地区に均し、その測定地区を単位として、測定結果の年度別推移（年平均値）を公表している。測定項目は、大気中の浮遊粒子状物質（PM₁₀）及びPM_{2.5}の2項目である。

④ 二酸化窒素

二酸化窒素の測定は、重点監視地、特定監視地、新設地区に均し、その測定地区を単位として、測定結果の年度別推移（年平均値）を公表している。測定項目は、大気中の二酸化窒素（NO₂）の1項目である。

⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、重点監視地、特定監視地、新設地区に均し、その測定地区を単位として、測定結果の年度別推移（年平均値）を公表している。測定項目は、大気中の一酸化炭素（CO）の1項目である。



県の花 チューリップ

4月下旬から5月の連休にかけて、砺波地方を中心に県内各地で色とりどりのチューリップが咲きそろいます。その球根は富山県の特産品の一つで、輸出量も全国第一位を誇っています。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

第1節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の現況

ア 大気汚染一般常時観測局測定結果

大気汚染一般常時観測局を県内35か所に設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、オキシダント等を測定している。その結果は、次のとおりであった。

(ア) 硫黄酸化物

二酸化硫黄の測定は、一般常時観測局35局（富山地区13局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-1及び図2-1のとおりであり、63年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.003ppm（草島、婦中東本郷等3観測局）～0.006ppm（岩瀬大町観測局）で、62年度と比べると、13局とも横ばい又は低い値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.003ppm（高岡二塚、高岡立野観測局）～0.008ppm（高岡本丸観測局）で、62年度と比べると、わずかに高い値を示したのは17局中8局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.002ppm（入善東狐、宇奈月下立観測局）～0.004ppm

表2-1 二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年度	59	60	61	62	63
富 山 地 区	富山市	岩瀬大町	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006
		岩瀬蓮町	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004
		草島	0.004	0.005	0.005	0.004	0.003
		上野新	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
		牛島本町	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
		富山県庁	0.007	0.006	0.007	0.005	0.004
		呉羽	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
		新庄	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
		富山南部	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	神明	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	
	水橋	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	
婦中町	婦中	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	
	婦中東本郷	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高岡市	伏木一宮	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005
		高岡能町	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005
		高岡本丸	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008
		高岡波岡	0.005	0.006	0.005	0.007	0.006
		高岡戸出	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006
		高岡二塚	0.005	0.004	0.004	0.002	0.003
		高岡立野	0.005	0.003	0.004	0.003	0.003
	新湊市	新湊三日曾根	0.006	0.007	0.007	0.005	0.006
		新湊塚原	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005
		新湊今井	0.006	0.006	0.005	0.004	0.006
新湊片口		0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	
新湊堀岡		0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	
新湊海老江		0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	
新湊七美		0.005	0.003	0.004	0.004	0.004	
新湊八幡	0.007	0.008	0.006	0.006	0.006		
小杉町	小杉	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	
大門町	大門	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004	
そ の 他 の 地 区	滑川市	滑川市庁	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
		滑川大崎野	0.005	0.003	(0.003)	(0.003)	0.003
	黒部市	黒部市庁	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004
	入善町	入善東狐※					0.002
	宇奈月町	宇奈月下立※					0.002

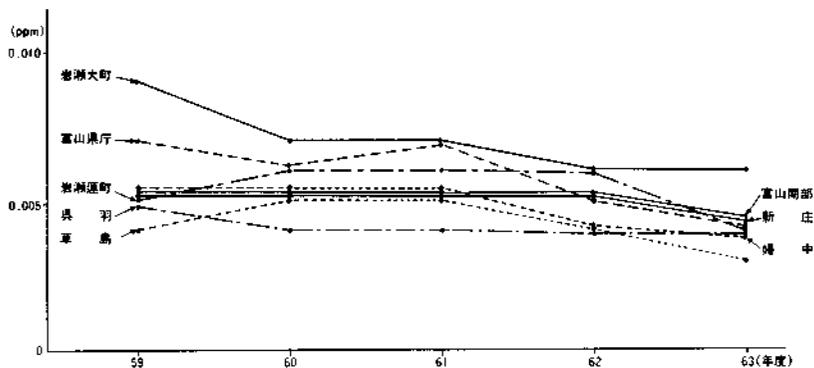
注1 測定は、導電率法による。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式観測局である。

図2-1 主な常時観測局における二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)

富山地区



高岡・新湊地区

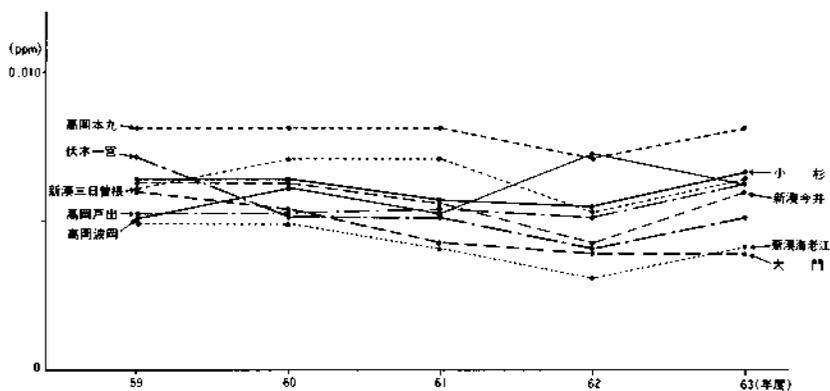


表2-2 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値 (ppm)					1日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適合(○)、否(×)の区分					
		0.04ppm以下であること					無										
		59	60	61	62	63	59	60	61	62	63	59	60	61	62	63	
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.018	0.013	0.013	0.012	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.016	0.013	0.010	0.011	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		草島	0.008	0.009	0.009	0.008	0.007	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		上野新	0.011	0.011	0.009	0.009	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		牛島本町	0.012	0.012	0.009	0.011	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		富山泉庁	0.013	0.012	0.014	0.011	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		呉羽	0.010	0.009	0.008	0.009	0.007	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新庄	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		富山南部	0.009	0.012	0.010	0.010	0.007	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	神明	0.010	0.009	0.009	0.008	0.006	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
福中町	水橋	0.008	0.008	0.009	0.008	0.006	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	福中	0.019	0.010	0.010	0.013	0.007	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.011	0.010	0.011	0.016	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.015	0.014	0.014	0.014	0.016	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.009	0.010	0.012	0.014	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.010	0.009	0.009	0.008	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.010	0.008	0.008	0.006	0.007	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	新湊市	高岡立野	0.011	0.009	0.008	0.008	0.006	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊三日管根	0.014	0.013	0.013	0.011	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊塚原	0.012	0.013	0.012	0.012	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.011	0.011	0.009	0.008	0.013	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊堀岡	0.011	0.013	0.012	0.012	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.010	0.009	0.008	0.007	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	小杉町	新湊七美	0.008	0.008	0.008	0.008	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊八幡	0.015	0.017	0.013	0.012	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
大門町	小杉	0.011	0.011	0.012	0.011	0.016	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	大門	0.011	0.009	0.008	0.009	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.008	0.007	0.009	0.008	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		滑川大崎野	0.012	0.008	(0.008)	(0.007)	0.011	無	無	(無)	(無)	無	○	○	(○)	(○)	○
	黒部市	黒部市庁	0.008	0.009	0.010	0.010	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	入善町	入善東狐祭					0.005				無					○	
宇奈月町	宇奈月立※					0.006				無					○		

注1 測定は、導電率法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、年間におたる1日平均値である測定値につき測定の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価したものである。

3 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

4 ※は、コンテナ式観測局である。

(滑川市庁、黒部市庁観測局)で、継続して測定している3局について62年度と比べると、いずれも横ばい又は低い値を示した。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表2-2のとおり、63年度もすべての観測局がこれに適合していた。

(イ) 窒素酸化物

二酸化窒素の測定は、一般常時観測局27局(富山地区9局、高岡・新湊地区15局、その他の地区3局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-3及び図2-2のとおりであり、63年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.006ppm(婦中観測局)～0.017ppm(富山県庁観測局)で、62年度と比べると、わずかに高い値を示したのは9局中4局で他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.009ppm(伏木一宮、新湊海老江観測局)～0.015ppm(高岡本丸観測局)で、62年度と比べると、わずかに高い値を示したのは15局中6局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.004ppm(宇奈月下立観測局)～0.008ppm(滑川市庁観測局)で、継続して測定している1局について62年度と比べると高い値を示した。

これらの測定値の推移をみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表2-4のとおり、63年度もすべての観測局がこれに適合していた。

表2-3 二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

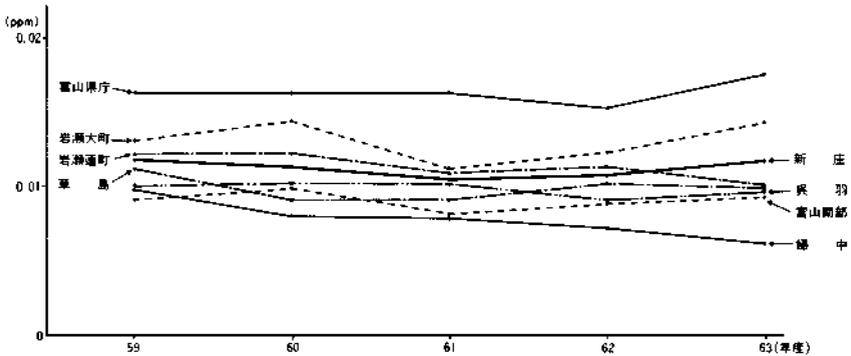
観測局		年度	59	60	61	62	63
富山地 区	富山市	岩瀬大町	0.013	0.014	0.011	0.012	0.014
		岩瀬蓮町	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010
		草島	0.011	0.009	0.009	0.010	0.010
		富山県庁	0.016	0.016	0.016	0.015	0.017
		呉羽	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010
		新庄	0.012	0.011	0.011	0.011	0.012
		富山南部	0.009	0.010	0.008	0.009	0.009
	神明	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	
	婦中町	婦中	0.010	0.008	0.008	0.007	0.006
高岡 ・ 新湊 地区	高岡市	伏木一宮	0.009	0.010	0.009	0.008	0.009
		高岡能町	0.013	0.013	0.012	0.014	0.013
		高岡本丸	0.015	0.016	0.014	0.015	0.015
		高岡波岡	0.011	0.012	0.011	0.012	0.010
		高岡戸出	0.009	0.010	0.009	0.009	0.010
		高岡二塚	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
		高岡立野	0.011	0.011	0.009	0.010	0.011
	新湊市	新湊三日曾根	0.012	0.013	0.012	0.012	0.012
		新湊塚原	0.017	0.019	0.015	0.016	0.013
		新湊今井	0.011	0.012	0.009	0.010	0.012
		新湊片口	0.008	0.009	0.009	0.009	0.010
		新湊海老江	0.010	0.010	0.008	0.009	0.009
		新湊八幡	0.011	0.012	0.012	0.011	0.011
	小杉町	小杉	0.009	0.009	0.010	0.010	0.012
	大門町	大門	0.012	0.012	0.009	0.010	0.010
その他の 地区	滑川市	滑川市庁	0.006	0.003	0.005	0.004	0.008
	入善町	入善東狐*					0.006
	宇奈月町	宇奈月下立*					0.004

注1 測定は、ザルソマン比色法による。

2 *は、コンテナ式観測局である。

図2-2 主な常時観測局における二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)

富山地区



高岡・新湊地区

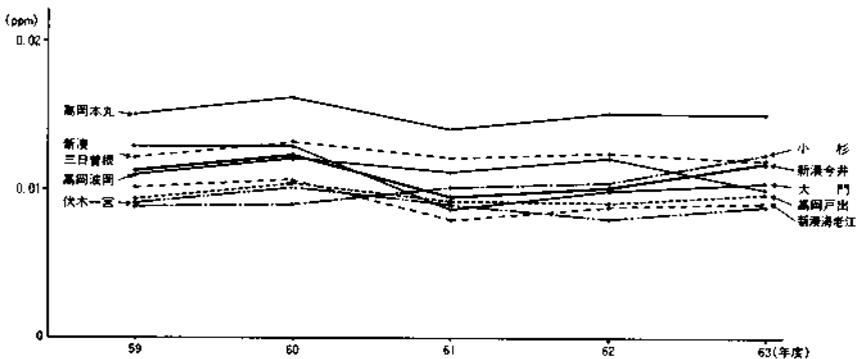


表2-4 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

観測局	項目	1日平均値の98%値 (ppm)					長期的評価による 適(O)、否(X)の区分					
		基準 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、 それ以下であること										
		59	60	61	62	63	59	60	61	62	63	
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.031	0.029	0.023	0.027	0.028	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.029	0.026	0.024	0.026	0.021	○	○	○	○	○
		草島	0.030	0.029	0.022	0.022	0.023	○	○	○	○	○
		富山県庁	0.031	0.034	0.030	0.029	0.030	○	○	○	○	○
		泉羽	0.024	0.024	0.021	0.021	0.022	○	○	○	○	○
		新庄	0.030	0.024	0.022	0.022	0.022	○	○	○	○	○
		富山南部	0.025	0.023	0.019	0.019	0.021	○	○	○	○	○
	神明	0.025	0.025	0.017	0.021	0.020	○	○	○	○	○	
婦中町	婦中	0.024	0.020	0.017	0.016	0.016	○	○	○	○	○	
高岡	高岡市	伏木一宮	0.027	0.025	0.023	0.022	0.022	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.032	0.029	0.027	0.030	0.029	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.032	0.030	0.030	0.030	0.031	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.027	0.030	0.022	0.025	0.025	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.025	0.027	0.022	0.021	0.021	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.030	0.027	0.021	0.023	0.022	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.026	0.023	0.021	0.024	0.023	○	○	○	○	○
新湊地区	新湊市	新湊三日曾根	0.032	0.033	0.030	0.029	0.028	○	○	○	○	○
		新湊塚原	0.036	0.038	0.031	0.031	0.028	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.030	0.027	0.022	0.026	0.027	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.024	0.027	0.021	0.024	0.024	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.030	0.027	0.020	0.023	0.021	○	○	○	○	○
		新湊八幡	0.031	0.029	0.027	0.028	0.025	○	○	○	○	○
小杉町	小杉	0.021	0.023	0.022	0.022	0.026	○	○	○	○	○	
大門町	大門	0.027	0.028	0.022	0.024	0.024	○	○	○	○	○	
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.014	0.009	0.012	0.007	0.019	○	○	○	○	○
	入善町	入善東狐*					0.015					○
	宇奈月町	宇奈月下立*					0.009					○

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

3 *は、コンテナ式観測局である。

(ウ) 浮遊粉じん

浮遊粉じん（浮遊粒子状物質— β 線吸収法又は光散乱法）の測定は、一般常時観測局34局（富山地区12局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-5のとおりであり、63年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、 $0.023\text{mg}/\text{m}^3$ （婦中観測局）～ $0.034\text{mg}/\text{m}^3$ （岩瀬連町観測局）で、62年度と比べると、わずかに高い値を示したのは12局中5局で他の局は、横ばい又は低い値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、 $0.025\text{mg}/\text{m}^3$ （小杉観測局）～ $0.034\text{mg}/\text{m}^3$ （新湊三日曾根観測局）で、62年度と比べると、わずかに高い値を示したのは、17局中2局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、 $0.019\text{mg}/\text{m}^3$ （宇奈月下立観測局）～ $0.032\text{mg}/\text{m}^3$ （黒部市庁観測局）であり、継続して測定している3局について62年度と比べるとわずかに高い値を示したのは1局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

これらの測定値の推移をみると、ここ数年改善の傾向にあり、環境基準と比べると、表2-6のとおり、63年度は富山地区（12局）及びその他の地区（5局）が全局、高岡・新湊地区が16局の合計33局がこの基準に適合し、全観測局（34局）に対する適合率は、97%であった。

表2-5 浮遊粉じん濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: mg/m³)

観測局		年 度					
		59	60	61	62	63	
富 山 地 区	富山市	岩瀬大町	0.04	0.04	0.04	0.034	0.033
		岩瀬蓮町	0.04	0.03	0.04	0.030	0.034
		草島	0.03	0.03	0.03	0.032	0.030
		上野新	0.05	0.03	0.04	0.036	0.030
		牛島本町	0.04	0.03	0.03	0.037	0.028
		富山県庁	0.04	0.03	0.03	0.023	0.025
		呉羽	0.04	0.03	0.03	0.025	0.027
		新庄	0.04	0.03	0.03	0.029	0.032
		富山南部	0.03	0.03	0.03	0.028	0.028
	神明	0.03	0.03	0.03	0.030	0.027	
水橋	0.03	0.03	0.03	0.023	0.024		
婦中町	婦中	0.03	0.03	0.03	0.024	0.023	
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高岡市	伏木一宮	0.04	0.03	0.03	0.027	0.026
		高岡能町	0.04	0.03	0.03	0.031	0.028
		高岡本丸	0.03	0.04	0.04	0.030	0.029
		高岡波岡	0.03	0.03	0.03	0.030	0.027
		高岡戸出	0.04	0.03	0.03	0.031	0.027
		高岡二塚	0.04	0.04	0.04	0.034	0.031
		高岡立野	0.03	0.04	0.04	0.033	0.030
	新湊市	新湊三日曾根	0.04	0.04	0.03	0.029	0.034
		新湊塚原	0.04	0.03	0.03	0.033	0.032
		新湊今井	0.04	0.03	0.04	0.031	0.030
		新湊片口	0.03	0.03	0.03	0.035	0.027
		新湊堀岡	0.04	0.04	0.03	0.038	0.028
		新湊海老江	0.04	0.03	0.02	0.027	0.026
		新湊七美	0.03	0.03	0.03	0.033	0.026
新湊八幡	0.04	0.03	0.03	0.032	0.027		
小杉町	小杉	0.03	0.03	0.03	0.024	0.025	
大門町	大門	0.05	0.04	0.03	0.031	0.030	
そ の 他 の 地 区	滑川市	滑川市庁	0.03	0.02	0.03	0.025	0.025
		滑川大崎野	0.03	0.02	(0.03)	0.025	0.021
	黒部市	黒部市庁	0.03	0.03	0.03	0.028	0.032
	入善町	入善東狐*					0.022
宇奈月町	宇奈月下立*					0.019	

注1 測定は、 β 線吸収法又は光散乱法で行い、測定値は、ローボリウム・エア・サンブラー法により校正した値である。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原測として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 *は、コンテナ式観測局である。

4 データ処理の変更により62年度から小数点以下3桁まで表示する。

表2-6 浮遊粉じんに係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準	1日平均値の2%除外値 (mg/m ³)					1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適合(○)、否(×)の区分					
		0.10mg/m ³ 以下であること					無										
		59	60	61	62	63	59	60	61	62	63	59	60	61	62	63	
富山地 区	富山市	岩瀬大町	0.10	0.09	0.09	0.068	0.074	無	有	有	無	無	×	×	×	○	○
		岩瀬蓮町	0.10	0.08	0.09	0.065	0.078	有	無	有	無	無	×	○	×	○	○
		草島	0.09	0.07	0.08	0.071	0.068	無	無	有	無	無	○	○	×	○	○
		上野新	0.12	0.08	0.09	0.077	0.063	有	無	無	有	無	×	○	○	×	○
		牛島本町	0.09	0.08	0.08	0.083	0.063	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		富山県庁	0.10	0.09	0.07	0.053	0.055	有	無	無	無	無	×	○	○	○	○
		羽	0.09	0.07	0.09	0.055	0.066	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新庄	0.09	0.08	0.08	0.059	0.072	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		富山南部	0.08	0.08	0.08	0.061	0.065	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		神	0.08	0.08	0.08	0.068	0.066	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
越中町	水橋	0.07	0.06	0.06	0.052	0.060	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	越中	0.09	0.09	0.07	0.059	0.055	無	有	無	無	無	○	×	○	○	○	
高岡 地区	高岡市	伏木一宮	0.12	0.07	0.07	0.060	0.063	有	無	無	無	無	×	○	○	○	○
		高岡能町	0.09	0.07	0.07	0.077	0.066	有	無	無	無	無	×	×	○	○	
		高岡本丸	0.09	0.09	0.09	0.067	0.067	無	無	無	無	無	○	○	○	○	
		高岡波田	0.07	0.07	0.07	0.077	0.075	無	無	無	無	有	○	○	○	×	
		高岡戸出	0.10	0.09	0.08	0.072	0.061	無	有	無	無	無	○	×	○	○	
	高岡一塚	0.10	0.09	0.08	0.090	0.071	無	有	無	無	無	○	×	○	×		
	高岡立野	0.08	0.09	0.07	0.079	0.070	無	無	無	無	無	○	○	○	○		
	新湊市	新湊三日笠根	0.11	0.09	0.07	0.064	0.081	有	有	無	無	無	×	×	○	○	
		新湊塚原	0.10	0.07	0.07	0.078	0.077	無	無	無	無	無	○	○	○	○	
		新湊今井	0.10	0.08	0.09	0.073	0.070	有	無	有	無	無	×	○	×	○	
新湊片口		0.09	0.07	0.07	0.081	0.062	無	無	無	有	無	○	○	○	×		
新湊塚岡		0.10	0.08	0.08	0.093	0.068	無	無	無	無	無	○	○	○	○		
新湊海老江		0.10	0.08	0.07	0.062	0.062	有	有	無	無	無	×	×	○	○		
新湊七美		0.06	0.06	0.07	0.079	0.066	無	無	無	無	無	○	○	○	○		
新湊八幡	0.10	0.07	0.07	0.077	0.065	無	無	無	無	無	○	○	○	○			
小杉町	小杉	0.09	0.07	0.08	0.061	0.058	無	無	無	無	無	○	○	○	○		
大門町	大門	0.12	0.09	0.08	0.081	0.075	有	有	無	有	無	×	×	○	×		
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.09	0.05	0.05	0.050	0.057	無	無	無	無	無	○	○	○	○	
		滑川大崎野	0.07	0.05	(0.06)	0.061	0.054	無	無	(無)	無	無	○	(○)	○	○	
	黒部市	黒部市庁	0.07	0.09	0.07	0.066	0.069	無	無	無	無	無	○	○	○	○	
	入善町	入善東風亭					0.054				無				○		
宇奈月町	宇奈月下立					0.048				無				○			

注1 測定は、β線吸取法又は光散乱法で行い、測定値は、ローボリウム・エア・サンプラー法により校正した値である。

2 この表は、国の指示に基づき長期的評価によるもので、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

3 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

4 ※は、コンテナ式観測局である。

5 データ処理の変更により62年度から小数点以下3桁まで表示する。

(エ) オキシダント

オキシダントの測定は、一般常時観測局12局(富山地区5局、高岡・新湊地区5局、その他の地区2局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-7のとおりであり、63年度は、0.023ppm(新庄観測局)～0.032ppm(入善東狐、宇奈月下立観測局)であった。

また、環境基準の適合状況は、表2-8のとおりであり、各観測局における適合時間数でみると、総測定時間の96.5～99.4%がこの基準を満足していた。

なお、情報、注意報など大気汚染緊急時を発令するような状況には至らなかった。

表2-7 オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)

(単位：ppm)

観測局		年度					
		59	60	61	62	63	
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.025	0.022	0.023	0.027	0.025
		岩瀬蓮町	0.028	0.025	0.026	0.026	0.027
		富山県庁	0.018	0.021	0.021	0.031	0.027
		呉羽	0.027	0.031	0.028	0.031	0.028
		新庄	0.027	0.029	0.026	0.025	0.023
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.021	0.028	0.030	0.035	0.030
		高岡本丸	0.020	0.021	0.022	0.029	0.025
		高岡波岡	0.021	0.018	0.020	0.031	0.024
	新湊市	新湊三日曾根	0.021	0.021	0.024	0.037	0.028
	小杉町	小杉	0.024	0.030	0.028	0.034	0.026
その他地区	入善町	入善東狐※					0.032
	宇奈月町	宇奈月下立※					0.032

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式観測局である。

表2-8 オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない時間数の割合 (%)					
		0.06ppm以下であること										
		59	60	61	62	63	59	60	61	62	63	
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.083	0.082	0.071	0.082	0.087	98.2	99.8	99.7	99.2	99.1
		岩瀬蓮町	0.099	0.085	0.089	0.091	0.095	96.1	97.4	98.0	98.4	96.5
		富山県庁	0.084	0.094	0.082	0.102	0.095	98.9	98.9	98.8	94.5	97.7
		県羽	0.083	0.097	0.086	0.086	0.086	98.0	96.0	98.8	98.4	98.4
		新庄	0.088	0.104	0.087	0.094	0.078	96.6	95.4	98.0	97.1	99.4
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.071	0.093	0.082	0.098	0.092	99.6	99.0	97.5	93.2	98.0
		高岡本丸	0.080	0.075	0.072	0.097	0.088	99.1	99.5	99.2	95.8	98.9
		高岡波岡	0.076	0.064	0.078	0.103	0.087	99.4	99.9	99.2	94.3	98.4
	新湊市	新湊三日曾根	0.088	0.078	0.081	0.104	0.085	97.5	99.7	98.1	87.5	97.1
	小杉町	小杉	0.091	0.079	0.083	0.099	0.100	99.0	98.0	97.2	93.0	98.7
その他地区	入善町	入善東狐※					0.099				98.5	
	宇奈月町	宇奈月立※					0.092				98.8	

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式観測局である。

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-9のとおりであり、63年度は、富山県庁観測局で0.6ppm、高岡本丸観測局で0.6ppmと、両観測局とも62年度と同じく低い値であった。

表2-9 一酸化炭素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年度	59	60	61	62	63
富山市	富山県庁		1.0	0.9	0.7	0.6	0.6
高岡市	高岡本丸		0.6	0.6	0.7	0.6	0.6

注 測定は、赤外線吸収法による。

また、測定結果を一酸化炭素に係る環境基準と比べると、表2-10のとおり、両局とも適合していた。

表2-10 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

		1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppmを 超えた日が2日以上、 連続の有無					長期的評価による 適(○)、否(×)の 区分				
		10ppm以下であること					無									
		59	60	61	62	63	59	60	61	62	63	59	60	61	62	63
富山市	富山県庁	1.8	1.5	1.3	1.0	1.1	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
高岡市	高岡本丸	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○

注1 測定は、赤外線吸収法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

(カ) 炭化水素

炭化水素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-11のとおりであり、63年度は、富山県庁観測局で非メタン炭化水素0,21ppmC、メタン1,75ppmC、全炭化水素1,96ppmC、また、高岡本丸観測局で非メタン炭化水素0,22ppmC、メタン1,77ppmC、全炭化水素2,00ppmCであり、62年度と比べると、両局の3項目ともほぼ横ばいの値を示した。

また、非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値は、富山県庁観測局で0,18ppmC、高岡本丸観測局で0,24ppmCであり、これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（6～9時の3時間平均値が0,20～0,31ppmCの範囲内又はそれ以下）と比べると、いずれも低い値であった。

表2-11 炭化水素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppmC)

観測局		年度		59	60	61	62	63
		項目	年間					
富山市	富山県庁	非メタン	年間	0.3	0.3	0.2	0.21	0.21
		炭化水素	6時~9時	0.3	0.2	0.2	0.18	0.18
		メタン		1.8	1.8	1.8	1.73	1.75
		全炭化水素		2.1	2.0	2.0	1.94	1.96
高岡市	高岡本丸	非メタン	年間	0.4	0.5	0.3	0.20	0.22
		炭化水素	6時~9時	0.5	0.5	0.3	0.23	0.24
		メタン		1.7	1.8	1.8	1.76	1.77
		全炭化水素		2.1	2.3	2.0	1.96	2.00

注1 測定は、水素炎イオン化法による。

2 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

3 データ処理の変更により62年度から小数点以下2桁まで表示。

イ 自動車排出ガス常時観測局測定結果

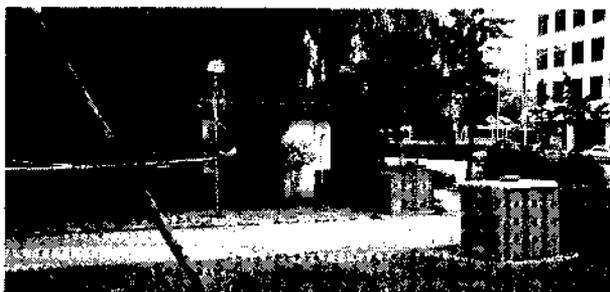
自動車排出ガス常時観測局を富山、高岡両市の主要交差点付近に2局設置し、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粉じん(β線吸収法)を測定している。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-12のとおりで、63年度は富山城址観測局では、一酸化炭素1.0ppm、一酸化窒素0.021ppm、二酸化窒素0.021ppm、窒素酸化物0.042ppm、非メタン炭化水素0.17ppmC、メタン1.79ppmC、全炭化水素1.96ppmC、浮遊粉じん0.033mg/m³であり、高岡広小路観測局では、一酸化炭素1.3ppm、一酸化窒素0.020ppm、二酸化窒素0.021ppm、窒素酸化物0.041ppm、非メタン炭化水素0.40ppmC、メタン1.81ppmC、全炭化水素2.21ppmC、浮遊粉じん0.035mg/m³であった。また、62年度と比べると、両局ともほぼ横ばいの値を示した。

表2-12 自動車排出ガスの年度別推移(年平均値)

観測局		項目(単位)	年度				
			59	60	61	62	63
富山市	富山城址	一酸化炭素(ppm)	1.2	0.9	0.9	0.9	1.0
		一酸化窒素(ppm)	0.023	0.020	0.019	0.020	0.021
		二酸化窒素(ppm)	0.024	0.021	0.019	0.021	0.021
		窒素酸化物(ppm)	0.047	0.041	0.038	0.041	0.042
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.3	0.3	0.2	0.19	0.17
		メタン(ppmC)	1.7	1.7	1.7	1.78	1.79
		全炭化水素(ppmC)	2.1	2.0	1.9	1.97	1.96
		浮遊粉じん※(mg/m ³)	(0.04)	0.03	0.04	0.033	0.033
高岡市	高岡広小路	一酸化炭素(ppm)	1.0	0.9	0.9	1.0	1.3
		一酸化窒素(ppm)	0.017	0.018	0.021	0.018	0.020
		二酸化窒素(ppm)	0.023	0.021	0.020	0.021	0.021
		窒素酸化物(ppm)	0.040	0.038	0.040	0.039	0.041
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.4	0.4	0.4	0.43	0.4
		メタン(ppmC)	1.7	1.7	1.7	1.78	1.81
		全炭化水素(ppmC)	2.1	2.1	2.2	2.22	2.21
		浮遊粉じん※(mg/m ³)	(0.03)	0.03	0.04	0.036	0.035

- 注1 測定は、浮遊粉じんはβ線吸収法、その他の項目は一般常時観測局の測定方法と同じである。
- 2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)
- 3 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものである。



自動車排出ガス常時観測局

(2) 燃料使用量等の推移

ア 燃料使用量の推移

県内における重油、原油、石炭、灯油、軽油及びガソリンの使用量の年度別推移は、表2-13のとおりである。

表2-13 燃料使用量(推定)の年度別推移

(単位：千k/l)

燃料の種類		年 度				
		59	60	61	62	63
重油・原油・石炭	A 重油	179 (100)	186 (104)	199 (111)	215 (120)	253 (141)
	B 重油	18 (100)	16 (89)	13 (72)	13 (72)	7 (32)
	C 重油	990 (100)	500 (51)	430 (43)	464 (47)	507 (51)
	原油	757 (100)	799 (106)	647 (85)	807 (107)	487 (64)
	石炭 [*]	461 (100)	797 (173)	846 (184)	822 (179)	819 (178)
	合計	2,405 (100)	2,298 (96)	2,135 (89)	2,321 (97)	2,073 (86)
灯油	305 (100)	323 (106)	326 (107)	333 (109)	357 (117)	
軽油	287 (100)	295 (103)	313 (109)	329 (115)	363 (126)	
ガソリン	338 (100)	339 (100)	347 (103)	362 (107)	378 (112)	

注1 ()は、59年度を100とした指数である。

2 *は、重油換算した使用量である。

主に工場・事業場で使用される重油、原油及び石炭の使用量は、63年度は207万3千k/lで62年度に比べて減少した。

また、軽油、灯油及びガソリンについては、やや増加する傾向にある。

イ 硫黄酸化物排出量の推移

県内における重油、原油などの燃焼に伴う硫黄酸化物の推定排出量は、表2-14のとおりで、63年度は62年度に比べてやや減少した。

63年度の推定排出量は288万7千m³で、59年度の481万1千m³に比べて約40%の減少となっている。

これは、硫黄酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）に基づく低硫黄燃料の使用や省エネルギー等の効果によるものと考えられる。

表2-14 硫黄酸化物排出量(推定)の年度別推移

(単位：千m³)

燃料の種類		年 度				
		59	60	61	62	63
重 油	A 重 油	853 (100)	886 (104)	948 (111)	1,024 (120)	952 (112)
	B 重 油	190 (100)	169 (89)	137 (72)	137 (72)	41 (22)
	C 重 油	2,578 (100)	1,302 (51)	1,120 (43)	1,209 (47)	1,254 (49)
	原 油	806 (100)	567 (70)	443 (55)	548 (68)	330 (41)
	石 炭	384 (100)	692 (180)	699 (182)	647 (168)	310 (81)
	合 計	4,811 (100)	3,616 (75)	3,347 (70)	3,565 (74)	2,887 (60)

注 ()は、59年度を100とした指数である。

ウ ばい煙発生施設数の推移

工場等に設置されているばい煙発生施設数の年度別推移は表2-15のとおりで、総施設数は、63年度は2,445施設と昨年度に比べやや増加した。

表2-15 ばい煙発生施設数の年度別推移

種 類 \ 年 度	59	60	61	62	63
ボ イ ラ ー	1,479	1,477	1,529	1,516	1,545
金 属 溶 解 炉	160	160	152	141	154
金 属 加 熱 炉	180	180	172	169	176
焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	84	79	77	103	92
乾 燥 炉	124	120	123	110	113
電 気 炉	31	28	29	40	41
廃 棄 物 焼 却 炉	137	135	134	123	119
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	58	58	59	66	67
塩素・塩化水素反応施設	62	63	59	76	69
アルミ製錬用電解炉	660	308	—	—	—
そ の 他	52	58	59	68	69
合 計	3,027 (100)	2,666 (88)	2,393 (79)	2,412 (80)	2,445 (81)

注 ()は、59年度を100とした指数である。

エ 自動車保有台数の推移

移動発生源の大部分を占める自動車の保有台数の年度別推移は、表2-16のとおりである。

63年度の総保有台数は58万8千台で、59年度の50万台と比べて17%の伸びである。

また、59年度から63年度の増加台数を車種別にみると、軽自動車が5万6千台と最も多く、次いで小型乗用車の2万8千台であった。

表2-16 自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

種 類		年 度				
		59	60	61	62	63
貨物用	普 通	19,013	19,416	20,057	20,828	22,140
	小 型	75,337	73,823	72,081	70,812	70,531
乗合用	普 通	1,026	1,017	1,036	1,039	1,041
	小 型	1,804	1,763	1,745	1,736	1,724
乗 用	普 通	3,473	3,711	3,932	4,360	5,282
	小 型	262,711	268,419	274,653	280,903	290,933
大 型 特 殊 車		3,796	4,103	4,427	4,625	4,932
軽 自 動 車		127,144	141,796	156,973	169,778	183,226
特 殊	普 通	5,017	5,152	5,350	5,839	6,352
	小 型	1,104	1,114	1,221	1,406	1,537
合 計		500,425 (100)	520,314 (104)	541,475 (108)	561,326 (112)	587,698 (117)

注 ()は、59年度を100とした指数である。

2 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 大気汚染防止法による規制

(ア) 規制地域

県内全域

(イ) 規制対象物質

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）及び粉じん

(ウ) 規制対象施設

a ばい煙発生施設

ボイラー、金属加熱炉、廃棄物焼却炉等30種類の施設

b 粉じん発生施設

堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア等5種類の施設

(エ) 排出基準等

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q=K \times 10^{-3} \cdot H_e^2$ (q は硫黄酸化物排出量、 H_e は有効煙突高さ) で表されており、規制は K 値で行われている。

K 値は、富山市、高岡市等の公害防止計画地域で2.34(49年3月31日までに設置された施設は5.0)、その他の地域では17.5となっている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

c 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口

から大気中に排出される有害物質の濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

なお、県では、これら有害物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素及びふっ素について、条例により、更に厳しい上乘せ排出基準を設定している。

d 粉じん

粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

(オ) 届出施設

a ばい煙発生施設

63年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表2-17のとおり、総施設数は2,445施設(工場・事業場数1,097)となっている。

種類別では、ボイラーが1,545施設(構成比63%)で最も多く、次いで金属加熱炉176施設(同7%)、金属溶解炉154施設(同6%)、廃棄物焼却炉119施設(同5%)、乾燥炉113施設(同5%)、焼成炉・溶融炉92施設(同4%)の順となっている。

また、地域別では、富山市に628施設(構成比26%)、高岡市に471施設(同19%)、黒部市に247施設(10%)、新湊市に212施設(同9%)と4市で全施設の64%にあたる1,558施設が設置されている。

b 粉じん発生施設

63年度末の粉じん発生施設の届出状況は、表2-18のとおり、総施設数は682施設(工場・事業場数158)であり、種類別では、堆積場が253施設(構成比37%)で最も多く、次いでベルトコンベア・バケットコンベア199施設(同29%)、破碎機・摩砕機197施設(同29%)の順となっている。

表2-17 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(元年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																	計
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	30	
		ボイラー	カラス発熱生か	焙焼炉・乾燥炉・焼結炉	溶鉱炉・平炉	金属溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	施成融炉	反直応火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	銅精錬用鉛垂鉛設置	塩素反応施設水等	複合肥料製造	硝用酸製造	テイセル機関	
富山市	296	509	3		1		42	6	23		12	8	23		1				628
高岡市	238	279		8	54	27		3		21	16	30		31	1		1		471
新湊市	56	75		3	49	57				11	10	5						2	212
魚津市	48	57		3				3		5	1	3		35					107
水見市	42	37			4	4		2		7	1	6							61
滑川市	30	32			1					1		1							35
黒部市	33	135			17	19		1		7		3	65						247
砺波市	33	39			2	6				4		3							54
小矢部市	48	46			2			7		6		6							67
上新川郡	19	30						47				2					2		81
中新川郡	44	53			16	5	1	1		12	1	6	2					1	98
下新川郡	39	41			4	3				1		13							62
婦負郡	40	51	1	1				4	3	3	4		4		2	17	7	1	98
射水郡	36	48		1	3	1				2	4	2							61
東砺波郡	60	73						2		9		5							89
西砺波郡	35	40			1	2	12			1	11		7						74
合計	1,097	1,546	4	16	2	154	176	11	92	4	113	41	119	67	69	18	7	7	2,446

表2-18 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

(元年3月31日現在)

地 域	工 場	粉 じ ん 発 生 施 設 数				計
		堆積場	ベルトコンベア バケツコンベア	破碎機 摩砕機	ふるい	
富山市	34	73	12	30	6	121
高岡市	20	25	15	22	1	63
新湊市	6	23	50	3	4	80
魚津市	6	5		6		11
氷見市	5	3	9	4	1	17
滑川市	5	6		2	1	9
黒部市	8	18	7	21	5	51
砺波市	7	9	4	8	3	24
小矢部市	14	19	5	17	3	44
上新川郡	4	3	3	4		10
中新川郡	12	16	14	28	6	64
下新川郡	12	11	40	18	2	71
婦負郡	6	10	12	18		40
射水郡	5	17	4	2		23
東砺波郡	12	10	24	12	1	47
西砺波郡	2	5		2		7
合 計	158	253	199	197	33	682

イ 大気汚染緊急時対策

大気汚染防止法には、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されている。

これに基づき県では、46年度に硫酸化物についての緊急時対策要綱を制定し、49年度にはオキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素を追加して整備した。

要綱の概要は次のとおりである。

(ア) 対象地域

富山地区（富山市、婦中町）

高岡・新湊地区（高岡市、新湊市、射水郡）

(イ) 対象物質

硫黄酸化物、オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素

(ウ) 緊急時の種類

情報、注意報、警報、重大警報

(エ) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表2-19のとおりであり、発令は対象地区ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合に行う。

表2-19 緊急時の発令基準

対象物質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫黄酸化物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値 0.15ppm	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
オキシダント	0.10ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粉じん	2 mg/m ³	2 mg/m ³ 2時間	—	3 mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注：表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(オ) 緊急時の措置

- ・ 緊急時協力工場に対しては、緊急時の種類に応じて表2-20のとおり、ばい煙排出量を削減させる。
- ・ 一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、緊急時が発令されたことを知らせる。
- ・ 学校に対しては、県庁関係課、市町村を通じて連絡する。
- ・ 自動車の運転者に対しては、オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、発令地区内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。

健康被害があった場合は、保健所、市町村の公害又は衛生担当課が直ちに対策をとる。

表2-20 緊急時協力工場の緊急時措置

対象物質	緊急時の措置			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	工場へ通報し、不要不急の燃焼の自粛による協力を要請	通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減勧告	通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減勧告	硫黄酸化物許容量の80%以上削減命令
オキシダント	同上	通常燃料使用量の20%以上削減勧告	通常燃料使用量の30%以上削減勧告	通常燃料使用量の40%以上削減命令
浮遊粉じん	同上	同上	—	同上
二酸化窒素	同上	同上	—	同上

ウ スパイクタイヤ使用自粛要綱に基づく指導

スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん、道路損傷等の問題に対処するため、県では、59年1月にスパイクタイヤ使用自粛要綱を制定した。

要綱の概要及び使用自粛等の推進状況は次のとおりである。

(ア) 要綱の概要

a 使用自粛期間

- ・ 3月15日から12月10日までの期間は、スパイクタイヤの使用を自粛する。
- ・ 使用自粛期間以外においても、できるだけ使用を自粛する。

b 県及び市町村の役割

- ・ 運転者や一般住民に対する広報活動
- ・ 冬期における交通安全対策の充実
- ・ 道路の除雪、タイヤチェーン等の脱着場所の確保など道路環境の整備
- ・ 関係業界、関係団体に対する要望、要請

c 住民の協力

スパイクタイヤの使用自粛に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力する。

(イ) 使用自粛等の推進状況

a 使用自粛の啓発等

- ・ テレビ、ラジオ、ポスター、けん垂幕、横断幕及び広報誌等による使用自粛の周知徹底
- ・ 自動車関係業界に対する協力要請
- ・ パネル、パンフレットによる雪道における安全運転の徹底
- ・ 冬期の交通安全講習会等による指導
- ・ タイヤチェーン等の脱着場所の整備

なお、63年度は、昨年度と同様暖冬・少雪であったので、例年より1ヵ月程度早く使用自粛を呼びかけるとともに、道路の清掃も早期に実施した。

b 道路粉じん調査

- ・ スパイクタイヤ装着前後における道路粉じん調査
- ・ 自動車排出ガス観測局における浮遊粉じんの調査

c 装着率調査等

- ・ 冬期における走行車両のスパイクタイヤ装着率調査
- ・ 試験舗装路面の摩耗量調査

(2) 大気環境管理計画（ブルースカイ計画）の推進

ア 硫黄酸化物環境管理計画による指導

県では、47年度に硫黄酸化物環境管理計画を策定し、その後6回にわたり強化改定して環境基準の達成維持を図ってきたが、63年度末で計画期間が終了するため計画の改定を行った。

改定に当たっては、環境庁の総量規制マニュアルによる予測モデルを使って将来の燃料使用計画や自動車の推定交通量等を用いて将来予測計算を行い環境基準を満足できる指導方策を検討した。

改定した計画の概要は次のとおりである。

なお、3年度の予測結果は、図2-3のとおり、いずれの地域においても環境管理目標値より低く、環境基準を維持するものと予測された。

(ア) 環境管理計画の適用期間

元年度から3年度までの3年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため表2-21のとおり設定した。

表2-21 環境管理目標値

環境管理目標値	年平均値	0.016ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下
	1時間値	0.100ppm以下

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

a 対象地域

県内全域

b 対象工場・事業場

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で重油等燃料の最大使用量が0.3kl/時以上に該当するもの

c 指導硫黄酸化物排出量

地域別に表2-22のとおり設定した。

図2-3 3年度における硫黄酸化物(SO₂)環境濃度(年平均値)の予測結果

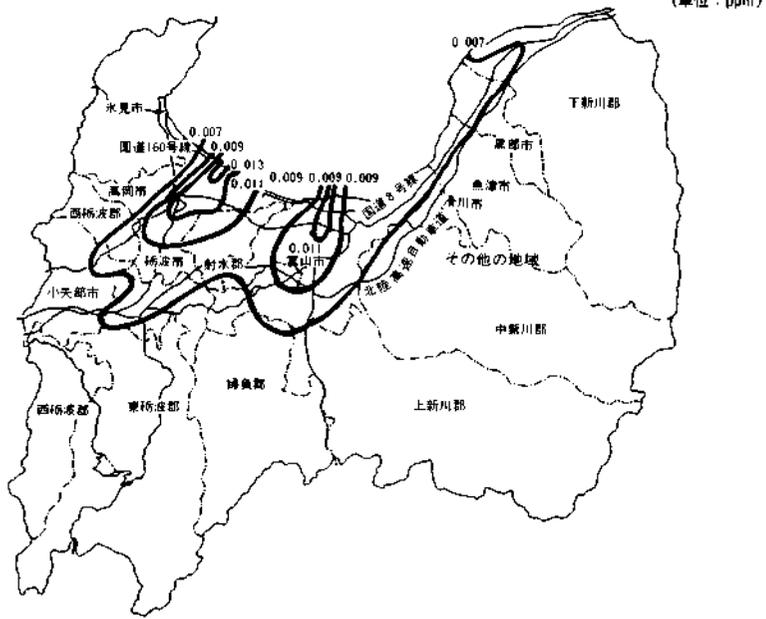


表2-22 指導硫黄酸化物排出量

地 域 区 分		排 出 量 算 式
公害防止計画地域	北地 部区	富山市、高岡市、新湊市及び射水郡のうち国道8号線以北でかつ、国道160号線以東の地区 $Q = 5.0W^{0.87}$
	中地 部区	北部地区及び南部地区以外の地区 $Q = 5.5W^{0.87}$
	南地 部区	富山市、高岡市、射水郡及び婦中町のうち北陸高速自動車道以南の地区 $Q = 6.0W^{0.87}$
そ の 他 の 地 域		$Q = 6.5W^{0.87}$

注1 公害防止計画地域の射水郡には下村を含む。
 注2 Qは指導硫黄酸化物排出量(Nm³/時)で、対象施設から排出される硫黄酸化物排出量の合計量を示す。
 注3 Wは工場等の燃料使用量(kg/時)である。

イ 窒素酸化物環境管理計画による指導

県では、49年度に窒素酸化物環境管理計画を策定し、その後4回にわたり改定し、環境基準の達成維持を図ってきたが、63年度末で計画期間が終了するため計画の改定を行った。

改定にあたっては、硫黄酸化物環境管理計画と同様の手法により検討した。

改定した計画の概要は次のとおりである。

なお、3年度の予測結果は、図2-4のとおり、いずれの地域においても環境管理目標値より低く環境基準を維持するものと予測された。

(ア) 環境管理計画の適用期間

元年度から3年度までの3年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため、表2-23のとおり設定した。

表2-23 環境管理目標値

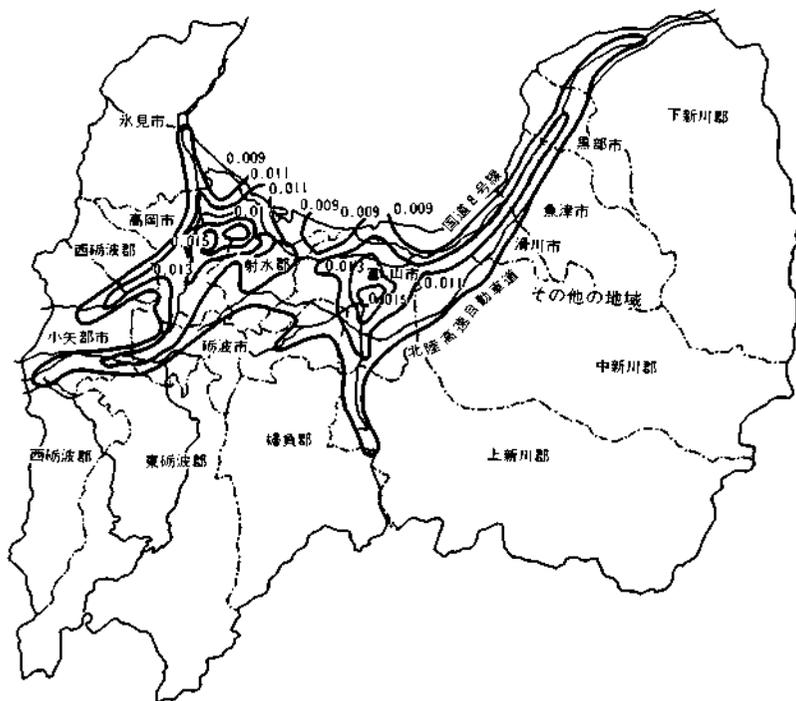
環境管理目標値	年平均値	0.020ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

工場・事業場に対する指導は、法の排出基準による。

図2-4 3年度における窒素酸化物(NO_2)環境濃度(年平均値)の予測結果

(単位: ppm)



(3) 監視測定体制の整備

ア 大気汚染常時観測局の整備状況

表2-24 大気汚染常時観測局の概要

(元年3月31日現在)

区分	市町村	観測局	所在地	設置年度	設置者	測定項目											テレレノ測トク化局	
						硫酸塩導率	黄塵電法	浮遊塵乱法	遊塵散乱等	窒素酸化物ザルツマン色	素酸化物比法	オキシソード比法	一酸化炭素赤外線分析法	炭素イ化法	化素変シ法	風速計		風向計
山地	富山	岩瀬大町	東岩瀬町	47	市	○	○*	○	○								○	○
		岩瀬蓮町	蓮町	42	市	○	○*	○	○								○	○
		草島	草島	47	市	○	○*	○									○	○
		上野新	上野新	44	市	○	○										○	
		牛島本町	牛島本町	44	市	○	○										○	○
		富山県庁	新緑曲輪	44	県	○	○	○	○	○	○	○					○	○
		呉羽	呉羽	46	市	○	○	○	○	○							○	○
		新庄	新庄	48	市	○	○*	○	○	○							○	○
		富山南部	赤田	48	市	○	○	○	○								○	○
		神岡	高田	48	市	○	○	○	○								○	○
区	婦中町	婦中	速星	48	県	○	○	○								○	○	
		婦中東本郷	東本郷	45	町	○											○	○
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	伏木一宮	42	県	○	○	○	○							○	○	
		高岡能町	能町	51	市	○	○	○	○								○	○
		高岡本丸	本丸町	43	県	○	○*	○	○								○	○
		高岡波岡	美幸町	47	市	○	○	○	○								○	○
		高岡戸出	戸出大清水	47	県	○	○	○	○								○	○
		高岡二塚	二塚	53	市	○	○*	○	○								○	○
		高岡立野	立野	53	市	○	○*	○	○								○	○
	新湊市	新湊三H曾根	三H曾根	42	県	○	○*	○	○								○	○
		新湊塚原	塚原	47	市	○	○	○	○								○	○
		新湊今井	今井	45	県	○	○*	○	○								○	○
新湊片口		片口	48	市	○	○	○	○								○	○	
新湊旭岡		旭岡	47	市	○	○	○	○								○	○	
新湊海老江		海老江	48	県	○	○	○	○								○	○	
小杉町	小杉	中太岡山	47	県	○	○	○	○								○	○	
	大門野	大門	48	県	○	○	○	○								○	○	
	滑川市	滑川市庁寺	47	市	○	○	○	○								○	○	
その他の地区	滑川市	滑川大崎野	50	市	○	○	○	○								○	○	
	黒部市	黒部市庁	三日市	45	市	○	○*	○	○							○	○	
	入善町	コンテナ1号	東狐	63	県	○	○	○	○							○	○	
	宇奈月町	コンテナ2号	下立	63	県	○	○*	○	○							○	○	
計		35				35	34	27	12	2	2	32	17					

注1 *の測定方法はβ線吸収法である。

2 コンテナ1号、2号はともに移動局である。

(ア) 一般常時観測局

一般環境の大気汚染を常時測定する観測局は、表2-24のとおり、固定観測局33局（県10局、市町23局）、コンテナ式観測局2局（県2局）の合計35局である。

(イ) 自動車排出ガス常時観測局

自動車排出ガスを常時測定する観測局は、表2-25のとおり、主要交差点付近に2局設置している。

表2-25 自動車排出ガス常時観測局の概要

(元年3月31日現在)

市別	観測局	所在地	設置年度	設置者	測定項目			
					一酸化炭素	窒素酸化物	炭化水素	浮遊粉じん
					赤外線分析法	ザルツマン比色法	水素炎イオン化法	β 線吸収法
富山市	富山城址	富山城址公園	47	市	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	広小路	49	県	○	○	○	○

(ウ) 大気測定車

常時観測局が整備されていない地域の大気汚染の調査等各種調査を実施するため、表2-26のとおり、大気測定車(1台)を公害センターに52年度から配備している。

なお、大気測定車の測定項目等は、表2-26のとおりである。

表2-26 大気測定車の概要

(元年3月31日現在)

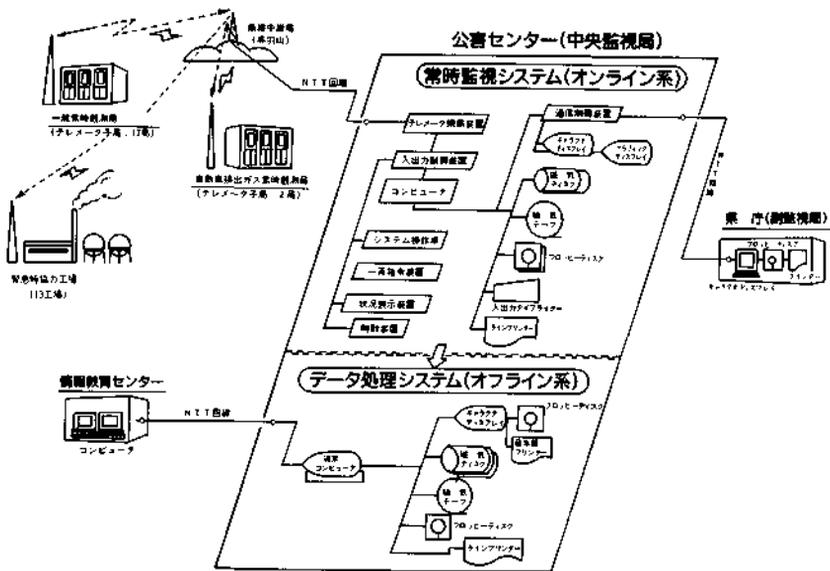
測定項目	硫酸化物	浮遊粉じん	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向風速	日射
区分	導電率法	光散乱法	ザルツマン比色法	ヨードカリ比色法	赤外線分析法	水素炎イオン化法	発信機式 発電機式	熱電対式

イ 大気汚染テレメータシステムの整備

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、45年度に「大気汚染監視テレメータシステム」を導入し、一般観測局の主な17局と自動車排出ガス観測局2局のテレメータ化を順次進めてきた。

また、61年度には、より迅速なデータの把握と、より高度なデータ処理を行うとともに、環境情報の解析もできるよう、システム機能の整備拡充を図った。

図2-5 大気汚染監視テレメータシステムの概要図



ウ 大気汚染補助測定点の整備状況

大気汚染常時観測局を補完する測定網として、市町村の協力を得て、延べ246か所において表2-27のとおり硫黄酸化物、降下ばいじん等4項目について測定を行っている。

表2-27 市町村別大気汚染補助測定点の設置状況

(元年3月31日現在)

項目 測定法	硫酸化物	降下 ばいじん	窒素 酸化物	ふっ素 化合物	計	項目 測定法	硫酸化物	降下 ばいじん	窒素 酸化物	ふっ素 化合物	計
	二酸化 硫	ダスト ジャー法	トリエタ ノールア ミン法	ATP法			二酸化 硫	ダスト ジャー法	トリエタ ノールア ミン法	ATP法	
市町村						市町村					
富山市	10	10	10		30	入善町	3	3	3		9
高岡市	7	7	7		21	朝日町	2	2	2		6
新湊市	3	3	3		9	八尾町	3	3	3		9
魚津市	3	3	3		9	婦中町	3	3	3	5	14
氷見市	5	5	5	1	16	小杉町	2	2	2		6
沼川市	4	4	4		12	大門町	1	1	1		3
黒部市	5	5	5		15	下村	1	1	1		3
砺波市	5	5	5		15	大島町	1	1	1		3
小矢部市	4	4	4		12	城端町	1	1	1		3
大沢野町	1	1	1		3	庄川町	1	1	1		3
大山町	2	2	2		6	井波町	1	1	1		3
上市町	2	2	2		6	福野町	2	2	2		6
立山町	3	3	3		9	福光町	3	3	3		9
宇奈月	1	1	1		3	福岡町	1	1	1		3
合					計		80	80	80	6	246

エ 環境放射能測定機器の整備状況

県内における環境放射能の実態を把握するため、63年度には、新たにモニタリングポスト（連続測定器）を整備し、表2-28のとおり、一般環境中の放射能について測定を行っている。

表2-28 環境放射能測定機器の概要

測定機器名	測定項目
ゲルマニウム半導体核種分析装置	ガンマー線（核種）
GM式ベータ線測定装置	全ベータ線
サーベイメータ	空間線量率
モニタリングポスト	空間線量率



モニタリングポスト

(4) 監視取締りと行政指導

大気汚染防止法及び公害防止条例の対象工場・事業場について立入検査を実施し、排出基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

また、硫酸酸化物環境管理計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分の適合状況を調査した。

立入検査状況は、表2-29のとおりであるが、排出基準値及び指導値を超える施設は認められなかった。

表2-29 大気関係立入検査状況 (63年度)

区分	業種	食料品製造業	飲料・飼料・たばこ製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電業	廃棄物処理業	その他	合計
		立入検査	ばいじん		1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)				6 (6)	3 (4)
	有害物質及び有害ガス		1 (1)	2 (2)	3 (3)	15 (10)	1 (1)		1 (1)	1 (2)	2 (4)	1 (4)	2 (2)	1 (1)	2 (6)				9 (9)	5 (7)		46 (61)
	燃料中の硫黄分	2 (5)		7 (6)	4 (2)	10 (7)	3 (3)		1 (2)	3 (3)	4 (4)	6 (6)	6 (7)	1 (2)	1 (4)				6 (6)	3 (5)	18 (24)	76 (24)
	堆積場等の堆粉									17 (18)											3 (7)	20 (19)
届出確認検査		2 (2)	1 (2)	2 (1)	4 (5)	5 (3)	3 (3)	3 (8)	2 (6)	1 (1)	4 (0)	2 (2)	5 (8)	6 (4)	1 (10)	1 (0)		1 (2)		11 (10)	4 (7)	58 (61)
計		4 (7)	1 (2)	11 (20)	7 (5)	14 (10)	29 (27)	8 (13)	2 (6)	4 (5)	26 (21)	9 (5)	13 (16)	16 (9)	4 (12)	4 (2)	1 (2)	1 (2)	21 (11)	22 (14)	25 (53)	222 (1,113)
指導件数	立入検査						2				12										1	15
	届出確認検査				3	1	1	2			1	2	2	1	1	1		1		3	3	22
	計				3	1	3	2			13	2	2	1	1	1		1		3	4	37

注 表中の数字は工場・事業所数、() は、施設数である。

(5) 大気環境の各種調査

ア 環境大気基礎調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局の補助測定網として硫黄酸化物、降下ばいじん及び窒素酸化物による大気汚染の状況を広域的に把握するため、図2-6のとおり、県内平野部80地点（約4 kmメッシュに1地点）において調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-30のとおりである。

a 硫黄酸化物（二酸化鉛法）

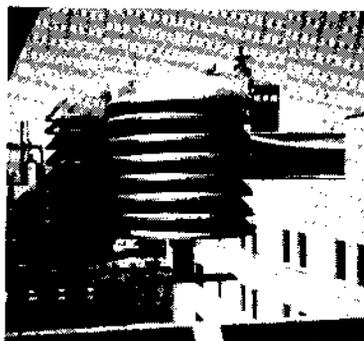
各調査地点の年平均値は、 $0.03 \sim 0.19 \text{SO}_3 \text{mg}/100 \text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の臨海工業地帯、高岡地区の市街地でやや高い傾向がみられた。

b 降下ばいじん（ダストジャー法）

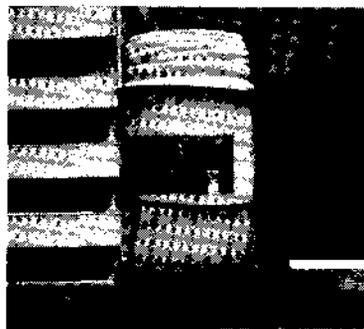
各調査地点の年平均値は、 $1 \sim 6 \text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ であり、地域間にほとんど差異はみられなかった。

c 窒素酸化物（トリエタノールアミン法）

各調査地点の年平均値は、 $0.019 \sim 0.14 \text{NO}_2 \text{mg}/100 \text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の市街地及び臨海工業地帯、高岡地区の市街地でやや高い傾向がみられた。



硫黄酸化物
窒素酸化物 測定シェルター



ダストジャー

図2-6 二酸化窒素濃度分布図

(○)印は調査地点
(メッシュは4km×4km)

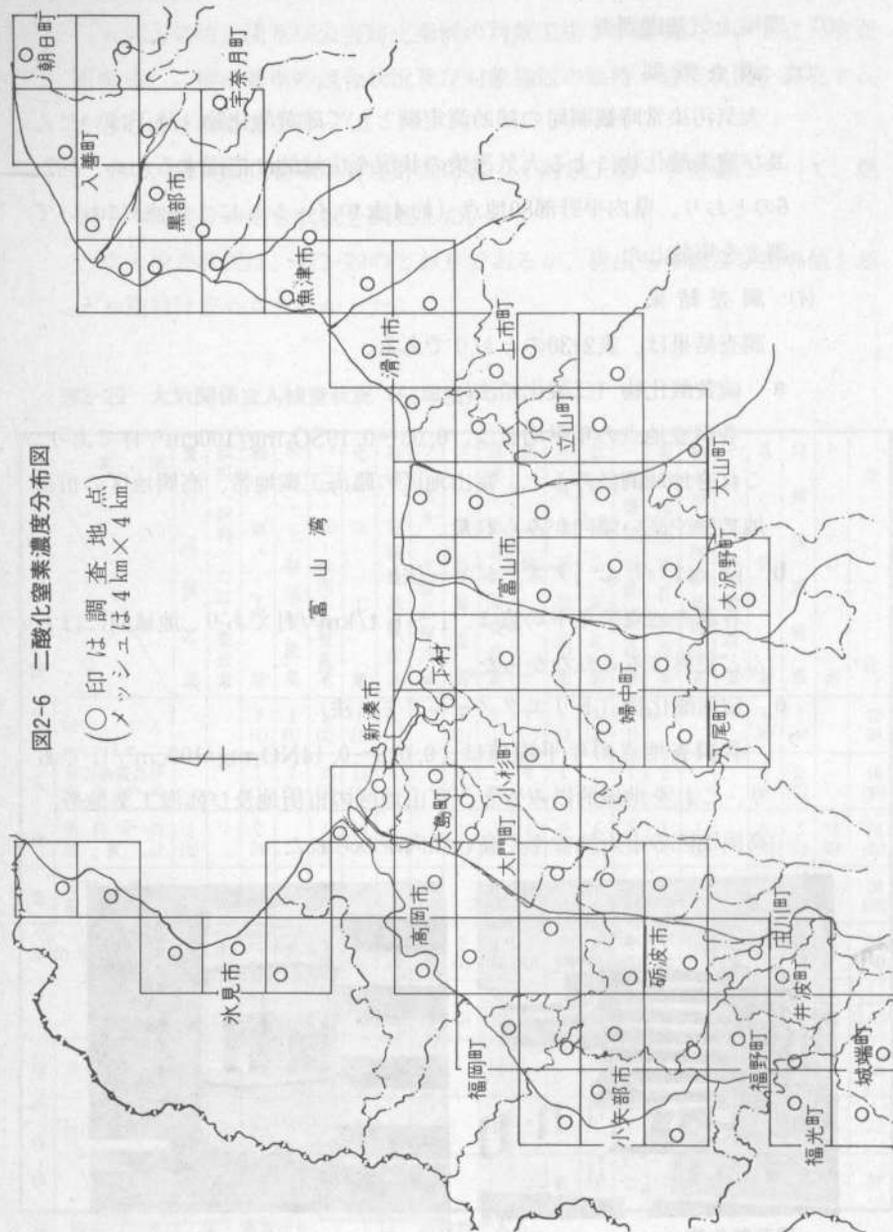


表2-30 環境大気基礎調査(市町村別)測定結果 (63年度)

項目 (単位)		年平均値 地点数	硫酸化合物	降下ばいじん	窒素化合物
			(SO ₂ mg/100cm ² /日)	(t/km ² /月)	(NO _x mg/100cm ² /H)
市町村			最小～最大	最小～最大	最小～最大
富地	富山市	10	0.04～0.12	3～5	0.055～0.14
山区	婦中町	3	0.03～0.06	4～5	0.035～0.075
高岡・新湊地区	高岡市	7	0.04～0.19	3～5	0.050～0.14
	新湊市	3	0.06～0.08	3～4	0.089～0.11
	小杉町	2	0.03～0.07	3	0.057～0.10
	大門町	1	0.10	3	0.10
	下村	1	0.09	4	0.095
	大島町	1	0.11	4	0.10
	その他の地区	魚津市	3	0.04～0.09	3～5
氷見市		5	0.03～0.08	3～5	0.019～0.063
沼川市		4	0.04～0.08	2～3	0.029～0.089
黒部市		5	0.03～0.10	3～5	0.048～0.090
砺波市		5	0.05～0.06	3～6	0.061～0.097
小矢部市		4	0.05～0.13	3～4	0.067～0.096
大沢野町		1	0.10	5	0.062
大田町		2	0.03～0.06	1～2	0.038～0.048
上市町		2	0.06～0.07	3～4	0.056～0.063
立山町		3	0.04～0.13	2～3	0.040～0.085
宇奈月町		1	0.08	5	0.037
入善町		3	0.08～0.11	4	0.044～0.074
朝日町		2	0.05～0.13	3	0.024～0.085
八尾町		3	0.04～0.05	2～3	0.037～0.049
城端町		1	0.03	3	0.041
庄川町		1	0.05	3	0.049
井波町		1	0.06	2	0.054
福野町	2	0.06～0.11	4～5	0.071～0.077	
福光町	3	0.04	3～4	0.039～0.057	
福岡町	1	0.07	4	0.067	

イ 浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局における浮遊粉じんの常時測定を補完するとともに、浮遊粉じん中の重金属成分の実態を把握するため、63年4月、5月及び9月の年2回、富山・高岡公害防止計画地域の大气汚染常時観測局9局及びその他の地域6地点の合計15地点でハイボリューム・エア・サンプラー法で浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-31のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

浮遊粉じん濃度は、 $0.029\text{mg}/\text{m}^3$ （立山町役場）～ $0.18\text{mg}/\text{m}^3$ （伏木一宮観測局）であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

カドミウムの濃度は、いずれも定量限界($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満であり、国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比べると、いずれも極めて低い値であった。

(b) 鉛

鉛の濃度は、定量限界 ($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満～ $0.05\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値 ($1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$) と比べると、すべての地点がこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度（労働衛生許容濃度の1/100）と比べると、いずれも低い値であった。

表2-31 一般環境の浮遊粉じん調査結果（63年度）

測定地点	回数	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)										
			クロム	マンガン	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム	
富山地 区	岩瀬町観測局	1	0.041	ND	ND	ND	ND	0.02	0.06	ND	ND	ND	ND
		2	0.044	0.05	0.08	1.2	ND	0.02	0.17	ND	ND	ND	ND
	富山県庁観測局	1	0.036	ND	0.02	ND	ND	0.08	0.15	ND	ND	ND	ND
		2	0.062	ND	ND	0.5	ND	0.03	0.14	ND	ND	ND	ND
	富山南部観測局	1	0.036	ND	0.02	0.3	ND	0.04	0.17	ND	ND	ND	ND
		2	0.035	ND	ND	ND	ND	0.03	0.05	ND	ND	ND	ND
中観測局	1	0.041	ND	0.03	ND	ND	0.05	0.12	ND	ND	ND	ND	
2	0.033	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
高岡・ 新湊地 区	伏木一宮観測局	1	0.018	ND	0.27	2.4	ND	0.04	0.18	ND	0.05	ND	ND
		2	0.040	ND	0.05	ND	ND	0.06	0.15	ND	ND	ND	ND
	高岡本丸観測局	1	0.15	ND	0.06	1.8	ND	0.05	0.36	ND	0.05	ND	ND
		2	0.048	ND	0.21	ND	ND	0.06	0.11	ND	ND	ND	ND
	高岡三出観測局	1	0.12	ND	0.05	1.4	ND	0.06	0.32	ND	0.05	ND	ND
		2	0.036	ND	0.03	ND	ND	0.03	0.08	ND	ND	ND	ND
	新湊三日曾根 観測局	1	0.041	ND	0.07	0.3	ND	0.02	0.10	ND	ND	ND	ND
		2	0.036	ND	0.07	ND	ND	0.04	0.11	ND	ND	ND	ND
	小杉観測局	1	0.12	ND	0.04	1.6	ND	0.03	0.10	ND	ND	ND	ND
		2	0.037	ND	ND	ND	ND	0.02	0.05	ND	ND	ND	ND
その 他 の 地 区	魚津市役所	1	0.098	ND	0.05	1.3	ND	0.04	0.12	ND	0.05	ND	ND
		2	0.042	ND	ND	ND	ND	0.03	ND	ND	ND	ND	ND
	氷見市役所	1	0.098	ND	0.04	1.3	ND	0.02	0.30	ND	ND	ND	ND
		2	0.032	ND	ND	ND	ND	0.02	0.06	ND	ND	ND	ND
	小矢部市役所	1	0.12	ND	0.06	1.5	ND	0.04	0.15	ND	ND	ND	ND
		2	0.040	ND	0.04	ND	ND	0.09	0.14	ND	ND	ND	ND
	立山町役場	1	0.032	ND	0.03	ND	ND	0.03	0.10	ND	ND	ND	ND
		2	0.029	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND
	入善町役場	1	0.11	ND	0.14	2.2	ND	0.04	0.45	ND	0.05	ND	ND
		2	0.040	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND
	福野町役場	1	0.14	ND	0.05	1.8	ND	0.05	0.13	ND	0.04	ND	ND
		2	0.032	ND	0.03	ND	ND	0.17	0.08	ND	ND	ND	ND
	定量限界			0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

ウ 工場周辺の浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

主な電気炉設置工場の周辺における大気汚染の実態を把握するため、電気炉設置工場周辺の4地区において2ないし3地点を選定して、3日間にわたりハイボリューム・エア・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査地区、調査期間及び調査結果は、表2-32のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

工場周辺の地区平均値は、 $0.052\text{mg}/\text{m}^3$ (富山市岩瀬地区)～ $0.18\text{mg}/\text{m}^3$ (高岡市吉久・新湊市中伏木地区)であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

工場周辺の地区平均値は、定量限界($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満～ $0.008\mu\text{g}/\text{m}^3$ (黒部市三日市地区)であり、これを国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比べると、いずれもこれを下回る極めて低い値であった。

(b) 鉛

工場周辺の地区平均値は、定量限界($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満(富山市岩瀬地区)～ $0.06\mu\text{g}/\text{m}^3$ (高岡市吉久・新湊市中伏木地区)であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値($1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$)と比べると、いずれもこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度(労働衛生許容濃度の1/100)と比べると、いずれの地区も低い値であった。

表2-32 工場周辺の浮遊粉じん調査結果 (63年度)

調査地区	調査地点数	調査期間	区分	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)									
					クロム	マンガン	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム
黒部市三日市 (日鉱亜鉛周辺)	3	5月17日	最大	0.096	ND	0.04	1.2	ND	0.08	0.44	0.013	0.06	ND	ND
		5月19日	平均	0.089	ND	0.04	1.2	ND	0.04	0.27	0.008	0.05	ND	ND
富山市岩瀬 (大平洋ランダム周辺)	2	5月10日	最大	0.064	ND	0.03	0.4	ND	0.12	0.08	ND	0.04	ND	ND
		5月12日	平均	0.52	ND	0.02	ND	ND	0.07	0.07	ND	ND	ND	ND
大島町小島・大島町北野 (日本電工周辺)	2	4月26日	最大	0.14	ND	0.05	1.7	ND	0.08	0.31	ND	0.05	ND	ND
		4月28日	平均	0.13	ND	0.05	1.6	ND	0.08	0.28	ND	0.05	ND	ND
高岡市吉久・新湊市中伏木 (日本鋼管・日本重化学周辺)	3	4月26日	最大	0.21	0.16	0.76	3.4	ND	0.08	0.56	0.006	0.08	ND	ND
		4月28日	平均	0.18	0.05	0.52	2.5	ND	0.06	0.37	ND	0.06	ND	ND
定 量 限		界			0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注: ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

エ 特定ガス環境大気調査

(ア) 調査概要

県内の化学工場から排出されるふっ素化合物による大気汚染の実態と推移を把握するため、発生源及び周辺環境において調査を実施した。調査地区、調査地点数等は表2-33のとおりである。

表2-33 特定ガス環境大気調査の概要（63年度）

対象物質	調査地区	調査	調査地点数	調査回数
ふっ素化合物	婦中地区	発生源	5地点	1回
		環境大気	アルカリろ紙法	5地点
ATP法	5地点		12回	

(イ) 調査結果

婦中地区（日産化学工業(株)富山工場）での調査結果は、表2-34のとおりである。

a 発生源調査結果

ふっ素化合物の排出濃度は、定量限界（ $0.1\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）未満～ $0.1\text{mg}/\text{Nm}^3$ であり、大気汚染防止法の排出基準（ $5.0\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）を大幅に下回っていた。

b 環境大気調査結果

(a) アルカリろ紙（大喜多）法

アルカリろ紙法によるふっ素化合物の測定結果は、62年度と同様すべての測定地点で定量限界（ $0.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）未満であり、県の定める環境基準（ $7\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比べても極めて低い値であった。

(b) ATP (ばく露) 法

ATP法によるふっ素化合物の測定結果は、定量限界未満～34 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ で地区平均は20 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ であった。

この調査結果を月平均で62年度と比べるとほぼ同等の値であった。

表2-34 特定ガス環境大気調査結果 (63年度)

1 発生源調査結果

地 区	工 場 名	ふっ素化合物($\text{mg}/\text{N m}^3$)
婦中地区	日産化学工業(機場) 富山工場	ND~0.1
排出基準(大気汚染防止法)		5.0
定 量 限 界		0.1

注 ND (検出されず)とは、定量限界未満をいう。

2 環境大気調査結果

地 区		ふ っ 素 化 合 物			
		アルカリろ紙法 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ATP法 ($\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$)	
		測 定 値	平 均	測 定 値	平 均
婦中地区	62年度	ND	ND	ND ~ 52	23
	63年度	ND	ND	ND ~ 34	20
定 量 限 界		0.3		20	

注 ND (検出されず)とは、定量限界未満をいう。

オ 水銀等環境調査

(ア) 調査概要

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境の実態を把握するため大気中の水銀等及び土壌、玄米中の水銀について調査を実施した。

調査地域等は、表2-35のとおりである。

表2-35 水銀等環境調査の概要（63年度）

対象物質	調査地域	調査地点数			調査回数	分析方法
大気中の水銀、ひ素 ベンゾ(a)ピレン	富山市	1 (大気常時観測局)			2回/年 (4月～5月、 9月)	水銀：金アマルガム採取－原子吸光光度法 ひ素：ハイポリウム・エア・サンプラー採取－原子吸光光度法 ベンゾ(a)ピレン：ハイポリウム・エア・サンプラー採取－蛍光光度法
	高岡市	1 (")				
	新湊市	3 (")				
	小杉町	1 (")				
	計	6				
土壌(農用地、非農用地)中水銀、 玄米中水銀	新湊市	農用地	非農用地	玄米	1回/年 (9月)	水銀(土壌)：底質調査法(原子吸光光度法) 水銀(玄米)：金アマルガム吸着－原子吸光光度法
		6	7	6		

(イ) 調査結果

a 大気中の水銀等濃度

大気中の水銀濃度等は、表2-36のとおりである。水銀濃度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満～ $0.006\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.002\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ひ素濃度は $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $0.005\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.002\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ベンゾ(a)ピレン濃度は定量限界 ($0.05\text{ng}/\text{m}^3$) 未満～ $0.21\text{ng}/\text{m}^3$ で平均 $0.09\text{ng}/\text{m}^3$ であった。

このうち水銀濃度の調査結果は、世界保健機関 (WHO) の一般環境濃度におけるガイドライン値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べると、極めて低い値であった。

また、これらの物質を測定するため、採取した浮遊粉じん量は、 $0.030\sim 0.16\text{mg}/\text{m}^3$ 、平均 $0.050\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

b 土壌及び玄米中の水銀濃度

土壤及び玄米中の水銀濃度は、表2-37のとおりである。農用地の土壤は、 $0.20\sim 0.84\mu\text{g/g}$ 、非農用地の土壤は、 $0.01\sim 0.50\mu\text{g/g}$ 、玄米は $0.002\sim 0.005\mu\text{g/g}$ であった。

表2-36 大気中の水銀等調査結果（63年度）

調査項目 調査回数等	水 銀($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ひ 素($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ベンゾ(a)ピレン(ng/m^3)		浮遊粉じん(mg/m^3)	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値
第1回(4月～5月)	ND～0.003	0.002	0.001～0.005	0.002	ND～0.13	0.06	0.030～0.16	0.069
第2回(9月)	ND～0.006	0.003	0.001～0.004	0.002	ND～0.21	0.12	0.031～0.057	0.037
全 体	ND～0.006	0.002	0.001～0.005	0.002	ND～0.21	0.09	0.030～0.16	0.050
定 量 限 界	0.001		0.001		0.05			

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

表2-37 土壤及び玄米中の水銀調査結果（63年度）

(単位： $\mu\text{g/g}$)

項目	区分	土 壤(農用地)	土壤(非農用地)	玄 米
	測定値		$0.20\sim 0.84$	$0.01\sim 0.50$
定量限界		0.01	0.01	0.001

カ 新規燃料使用施設等のばい煙排出実態調査

(ア) 調査概要

近年、石油系液体燃料に代って、木くず、石油コークス等を新規燃料として使用する施設が増加しているほか、大気汚染防止法に新たにディーゼル機関及びガスタービンが規制対象施設として追加されたため、これらの施設から排出されるばい煙について、その実態を調査した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-38のとおりである。これを施設(使用燃料)別にみるとディーゼル機関(C重油)については、窒素酸化物は830ppm(法基準950ppm)と高く、また、金属成分では、バナジウム、ニッケル及びひ素が検出された。

ボイラー(木くず)については、ばいじんは $0.16\text{g}/\text{Nm}^3$ (法基準 $0.40\text{g}/\text{Nm}^3$)であったが、硫黄酸化物は20ppm未満と低かった。

発電用ボイラー(石油コークス、C重油)については、排煙脱硫装置を備えているため、硫黄酸化物は20ppm未満、ばいじんは $0.008\text{g}/\text{Nm}^3$ と低かった。

また、これらの新規燃料を使用する施設からの水銀については、定量限界($0.002\text{mg}/\text{Nm}^3$)未満であった。

表2-38 新規燃料使用施設のばい煙等排出実態調査結果（63年度）

調査 番号	施設名	燃料		排 出 ガ ス 電 量 (Nm ³ /時)	硫 酸 酸 化 物 (ppm)	窒 素 酸 化 物 (ppm)	ばいじん (g/Nm ³)	水 蒸 気 (mg/Nm ³)	ばいじん中五酸化ワニ(mg/Nm ³)									
		種 類	使 用 量						マンガン	バナジウム	鉄	コバルト	ニッケル	亜 鉛	カドミウム	鉛	ひ 素	
1	ディーゼル機関	C 重油	1,100/時	29,000	280	830	0.027	0.002未満	0.25	0.02未満	1未満	0.004未満	0.18	0.09未満	0.002未満	0.03未満	0.022	
2	ボイラー	木くず	1,300kg/時	6,700	20未満	76	0.16	0.002未満	0.09 未満	0.2 未満	7 未満	0.03 未満	0.9 未満	0.6 未満	0.009未満	0.19	0.026	
3	発電用ボイラー	石油コークスC 重油	6,800kg/時 710/時	97,000	20未満	190	0.008	0.002未満	0.03	0.01 未満	1 未満	0.002未満	0.05未満	0.04未満	0.001未満	0.02未満	0.001未満	

キ 自動車排出ガス環境調査

(ア) 調査概要

自動車排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため、県内の主要交差点2地点に大気測定車を配置し、各種自動測定機により、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、硫黄酸化物、オキシダント等の連続測定を実施した。

また、このうち1地点については、トリエタノールアミン法により、道路周辺における二酸化窒素濃度の分布状況を調査した。

(イ) 調査結果

a 大気測定車による調査

調査地点、調査期間及び調査結果は、表2-39のとおりである。

(a) 一酸化炭素

8時間平均値の最高値は、富山市掛尾、高岡市熊野ともに1.9 ppmであり、また、1日平均値の最高値は、富山市掛尾で1.3 ppm、高岡市熊野で1.5 ppmであった。

これを一酸化炭素に係る環境基準（8時間平均値20ppm、1日平均値10ppm以下）と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(b) 窒素酸化物

二酸化窒素の1日平均値の最高値は、富山市掛尾で、0.025 ppm、高岡市熊野で0.033ppmであり、これを二酸化窒素に係る環境基準（1日平均値0.04～0.06ppmまでの範囲内又はそれ以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(c) 炭化水素

非メタン炭化水素の午前6時～9時における3時間平均値の最高値は、富山市掛尾で0.1ppmC、高岡市熊野で0.5ppmCであった。これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）と比べると富山市掛尾では、下限値を下回っていたが、高岡市熊野では、上限値を超える

表2-39 自動車排出ガス環境調査結果 (63年度)

調査地点	調査期間	項目		窒素酸化物			炭化水素			硫酸物 酸化物	浮遊 粉じん	オキシ タン	鉛	交差 自動車 通過台数		
		単位	区分	一酸化 炭素	一酸化 窒素	二酸化 窒素	窒素酸 化物	メタン	非メタン 炭化水素						全炭化 水素	
富山市掛尾	8月24日 ～ 8月26日	ppm	ppm	1時間値	4.3	0.106	0.052	0.157	2.0	1.1	2.3	0.010	0.060	0.032		
				1日平均値	1.3 (1.9)	0.032	0.025	0.057	1.9	0.2 (0.1)	2.0	0.003	0.033	0.016	0.02	66,400
				平均値	1.2	0.028	0.024	0.052	1.8	0.2	2.0	0.003	0.022	0.014	0.02	64,400
				1時間値	3.2	0.176	0.057	0.225	1.9	1.2	3.1	0.030	0.070	0.033		
高岡市大野	8月31日 ～ 9月6日	ppm	ppm	1日平均値	1.5 (1.9)	0.079	0.033	0.112	1.8	0.4 (0.5)	2.2	0.011	0.045	0.015	0.05	55,400
				平均値	1.1	0.045	0.025	0.070	1.8	0.3	2.0	0.008	0.029	0.009	0.03	47,800

- 注1 一酸化炭素の欄中の()は、8時間平均値である。
 2 非メタン炭化水素、全炭化水素は、メタン換算値である。
 3 非メタン炭化水素の欄中の()は、午前6時～9時までの3時間平均値である。

値であった。

(d) 硫黄酸化物

1時間値の最高値は、富山市掛尾で0.010ppm、高岡市熊野で0.030ppmであり、1日平均値の最高値は、富山市掛尾で0.003ppm、高岡市熊野で0.011ppmであった。

これを二酸化硫黄に係る環境基準(1時間値0.1ppm以下、1日平均値0.04ppm以下)と比べると両地点ともこれをかなり下回っていた。

(e) 浮遊粉じん

1時間値の最高値は、富山市掛尾で0.060mg/m³、高岡市熊野で0.070mg/m³であり、1日平均値の最高値は、富山市掛尾で0.033mg/m³、高岡市熊野で0.045mg/m³であった。

これを浮遊粉じんに係る環境基準(1時間値0.20mg/m³以下、1日平均値0.10mg/m³以下)と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(f) オキシダント

1時間値の最高値は、富山市掛尾で、0.032ppm、高岡市熊野で0.033ppmであり、これを光化学オキシダントに係る環境基準(1時間値0.06ppm以下)と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(g) 鉛

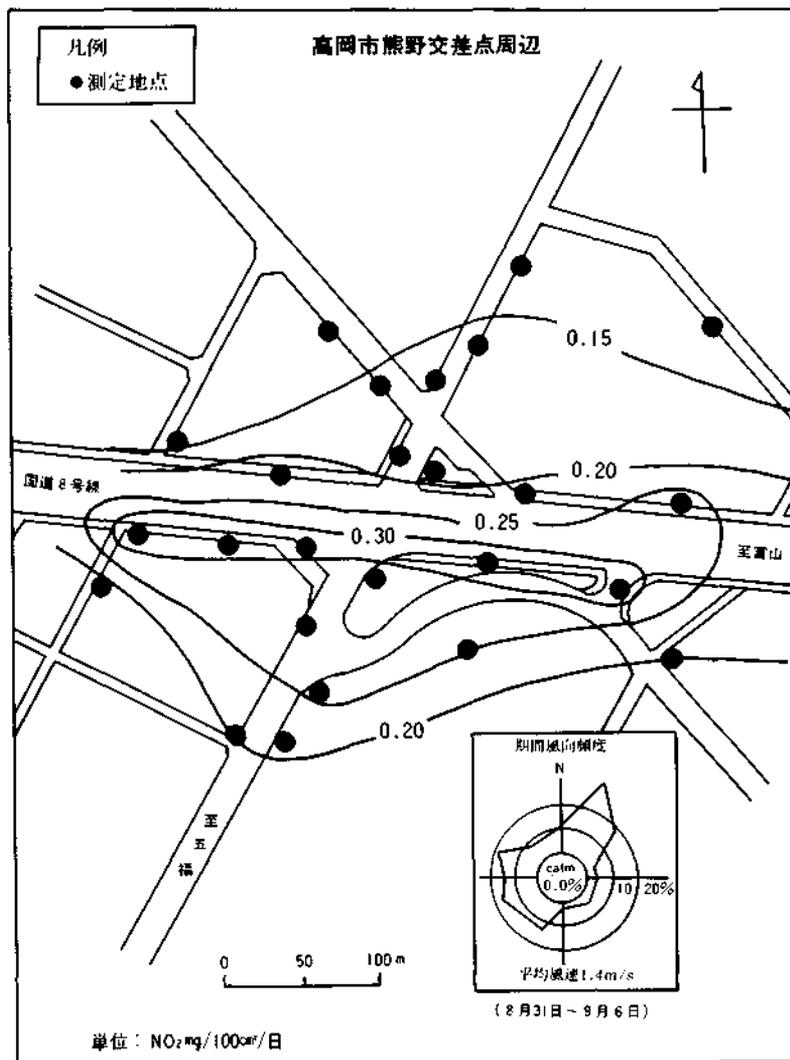
1日平均値の最高値は、富山市掛尾で0.02μg/m³、高岡市熊野で0.05μg/m³であった。これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値(1～3μg/m³)と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

b トリエタノールアミン法による調査

63年8月31日から9月6日までの6日間、高岡市熊野交差点周辺で二酸化窒素濃度の分布状況を調査した。この結果について数値処理(スプライン補間法)したところ、図2-7のとおりであった。この

結果を見ると自動車排出ガスによる二酸化窒素濃度は道路沿いに高くなる傾向がみられ、特に、交差点周辺が顕著であった。

図2-7 二酸化窒素濃度分布図



ク スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査

(ア) 調査概要

スパイクタイヤの使用に伴い発生する道路粉じん等の実態を把握するため、幹線道路近傍で調査を実施した。調査地点、調査項目等は表2-40のとおりである。

表2-40 調査概要

調 査 項 目		地 点 数		調 査 時 期	調 査 方 法
		富山市	高岡市		
浮遊粉じん	浮遊粉じん量	2	2	元年2月27日 ～3月3日 (スパイクタイヤ 装着時期) 63年11月7日 ～11月12日 (スパイクタイヤ 非装着時期)	スパイクタイヤによる浮遊粉じん中の各成分濃度等測定方法指針 (環境庁)
	浮遊粉じん中の金属成分等	2	2		
浮遊粉状物質	β線吸収法	1	1		
降下ばいじん		2	2	63年4月1日 ～元年3月31日	
スパイクタイヤ装着率		県内主要地方道 5地点		63年12月23日 ～元年3月17日	

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-41及び図2-8のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

幹線道路近傍における浮遊粉じん濃度（ハイボリウム・エア・サンプラー法）は、スパイクタイヤ装着時期において $0.16 \sim 0.34 \text{ mg/m}^3$ であり、非装着時期の $0.064 \sim 0.12 \text{ mg/m}^3$ と比べ高かった。

b 浮遊粉じん中の金属成分等の含有率

幹線道路近傍における浮遊粉じん中（ハイボリウム・エア・サンプラー法）の金属成分等のうち、含有率が比較的高い成分は、アルミニウム、カルシウム及び鉄であった。また、調査時期別にみると、スパイクタイヤ装着時期に高くなったのはアルミニウム及びカルシウムで、逆に低くなったのは鉛、ベンゼン抽出物であった。

表2-41 スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査結果 (63年度)

1 浮遊粉じん及び浮遊粉じん中金属成分等の調査結果

項目 調査時期	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中金属成分等の含有率(%)										
		アルミニウム	カルシウム	ナタン	バナジウム	マンガン	鉄	ニッケル	銅	鉛	ベンゼン抽出物	ベンゼン(0.1%以下)
スパイクタイヤ 装着時期	0.16 ~0.34	3.1 ~7.1	3.7 ~7.1	0.15 ~0.23	0.01 未検	0.03 ~0.35	1.6 ~3.2	0.01 未検	0.10 ~1.3	0.01 ~0.06	5~7	0.00016 ~0.00085
スパイクタイヤ 非装着時期	0.064 ~0.12	1.2 ~2.5	2.1 ~3.9	0.15 ~0.25	0.01 未検	0.06 ~0.35	1.3 ~1.6	0.01 未検	0.17 ~2.0	0.05 ~0.17	6~12	0.00011 ~0.00042

2 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位: mg/m³)

観測局	項目	年 月				
		63年11月	63年12月	元年1月	元年2月	元年3月
富山城址	月平均値	0.024	0.028	0.028	0.027	0.028
	日平均値の範囲	0.009 ~0.042	0.009 ~0.049	0.011 ~0.050	0.014 ~0.038	0.012 ~0.051
高岡広小路	月平均値	0.024	0.041	0.036	0.033	0.034
	日平均値の範囲	0.009 ~0.055	0.009 ~0.087	0.012 ~0.056	0.013 ~0.082	0.012 ~0.063

3 スパイクタイヤ装着率の調査結果

調査地点数	調査日	63年12月23日		元年1月27日		元年3月10日	
		交通量	装着率(%)	交通量	装着率(%)	交通量	装着率(%)
5	地点 (主要地方道等)	36,207	46.2	28,752	53.0	33,066	14.1

注: 交通量は12時間交通量である。(単位: 台/12時間)

c 浮遊粒子状物質濃度

63年11月から元年3月までの富山市及び高岡市の自動車排出ガス観測局における浮遊粒子状物質(β線吸収法)の連続測定結果では、スパイクタイヤの装着時期と非装着時期ではあまり変化がみられなかった。

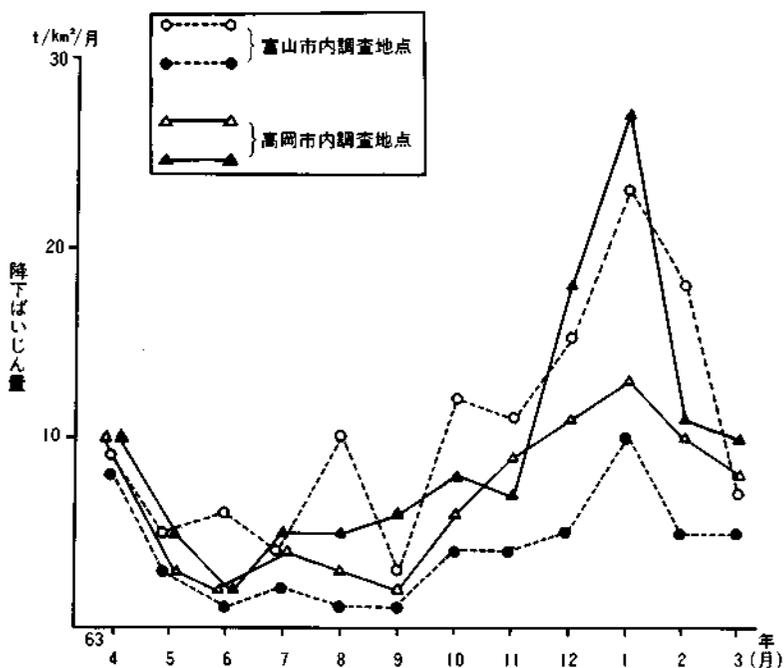
d 降下ばいじん量

幹線道路近傍における降下ばいじん量（ダストジャー法）は、12月から2月に高い傾向がみられた。

e スパイクタイヤの装着率

県内の主要地方道、一般地方道におけるスパイクタイヤ装着率は、元年1月が53.0%であったが、3月には14.1%と減少した。

図2-8 降下ばいじん量調査結果



ケ 酸性雨実態調査

(ア) 調査概要

県内における酸性雨の実態を把握するため、雨水の pH 等について調査を実施した。調査地点等は表2-42のとおりである。

(イ) 調査結果

調査結果は表2-43のとおりであり、年間を通じての雨水の pH は、初期降雨（1～3 mm）が3.8～7.9(平均値4.4)であり、全降雨の4.0～6.5(平均値4.6)と比べて平均値でやや低い傾向がみられた。

表2-42 酸性雨実態調査の概要（63年度）

調査地点	調査期間	調査項目	調査方法
小 杉 町 (県公害センター)	63年4月～ 元年3月 (降雨毎)	・雨水の pH ・雨水中のイオン成分 濃度等	酸性雨成分分析調査 実施細則（環境庁）

表2-43 酸性雨実態調査結果（63年度）

調査項目	雨 水 の pH					
	初期降雨(1～3mm)			全 降 雨		
調査結果	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
	3.8	7.9	4.4	4.0	6.5	4.6

注：平均値は加重平均である。



雨水自動採取器

コ 環境放射能調査

(ア) 調査概要

科学技術庁の委託を受けて、環境放射能の実態を把握するため、日常生活に関係のある各種環境試料中の放射能について調査を実施した。調査項目等は、表2-44のとおりである。

(イ) 調査結果

県内における環境放射能の実態は、全国的にみても変わらない値であった。

表2-44 環境放射能調査の概要

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間線量	空 気	小 杉 町	12	サーベイメータ
	〃	〃	連続	モニタリングポスト
核種 ガンマ線	浮 遊 じ ん	〃	4	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	降 下 物	〃	12	
	水 道 水	〃	2	
	米	〃	1	
	野菜(ほうれんそう)	富 山 市	1	
	〃 (大 根)	小 杉 町	1	
	牛 乳	砺 波 市	2	
	日 常 食	小 杉 町	2	
土 壌	〃	2		
全ベータ線	降 水	〃	降雨毎	GM式ベータ線 測定装置

サ 電気自動車走行調査

(ア) 調査の概要

環境庁の委託を受け、山岳地帯への電気自動車の導入に当たっての問題点を把握するため、立山・黒部アルペンルートにおいて、次のとおり走行調査を実施した。なお、調査に使用した電気自動車は、表2-45のとおりである。

- a 調査期間 昭和63年9月7日から9月9日までの3日間
- b 調査場所 立山・黒部アルペンルートの美女平～室堂間（約23km）
- c 調査項目 1 充電走行距離、登坂性能、経済性等

表2-45 調査に使用した電気自動車の概要

車種	製造年	車両総重量(t)	乗車定員(名)	最高速度(km/h)
バス	昭和52年	14.9	70	62.2
ワゴン	昭和62年	3.5	6	80
ライトバン	昭和63年	1.95	4	120

(イ) 調査結果

a 走行性能

- ・ 1回の充電による走行距離は、バス32km、ワゴン64km、ライトバン40kmであった。
- ・ 登坂能力は、ワゴン及びライトバンは、電動機（モータ）の定格容量に余裕が見られたが、バスは、10%以上の急勾配のある長い登り坂では容量に不足がみられた。
- ・ ブレーキ性能は、バス、ワゴン及びライトバンともに回生ブレーキ（エンジン自動車の場合のエンジンブレーキに当たるもの）の容量が小さいことから、長い下り坂では、機械ブレーキ（フットブレーキに当たるもの）の使用頻度が多くなり、過熱した。

b 経済性

- ・ 電気自動車は、同クラスのエンジン自動車に比べて価格が3倍程度高い。
- ・ ランニングコストは、ワゴン及びライトバンの場合は、電気自動車の方がガソリン使用車に比べて1/2程度安くなるが、バスの場合は、電気自動車の方が軽油使用車に比べて2倍程度高くなる。
- ・ その他の投資としては、電源設備の工事、充電及び電池交換の設備等が必要である。

(ウ) 導入に当たっての課題

- ・ 電気自動車は、排気ガスがないこと、乗り心地も良いこと、運転が容易であること、故障が少ないこと等の利点があるため、山岳道路や自然公園などにおいて導入することが望まれているが、実用的に使うには、電動機の定格容量、電池の容量、回生ブレーキの容量を大きくすること等が必要である。
- ・ 経済性からは、現在のエンジン自動車と比べて、初期投資が大きくなることや電池の交換費用等の点に問題がある。



立山電気自動車走行実験

第2節 水質汚濁の現況と対策

1 水質汚濁の現況

(1) 河川の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、63年度に調査した河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-46のとおりであった。

環境基準点の適合状況を BOD でみると、55地点中52地点が適合（適合率95%）しており、不適合地点は、従来から汚濁のみられる都市内の中小河川であった。

また、河川末端における水質の推移をみると、表2-47のとおり全体として横ばい傾向にあり、中小22河川のうち、市街地の河川では、依然として生活排水の流入や流れの停滞による汚濁がみられた。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、すべての河川で環境基準に適合していた。

表2-46 河川の主要測定地点(環境基準点)の水質測定結果(63年度)

水 域	調査地点	該 当 類 型	pH	DO (mg/l)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	適 否
							適 否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.4	10	39	1.2	○
余 川	間 島 橋	A	7.2	9.9	47	1.7	○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.1	9.1	36	2.3	○
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.3	8.2	30	5.0	○
	湊 川	中 の 橋	C	7.3	7.0	30	5.0
小 矢 部 川	河 口	D	7.2	7.8	13	6.5	○
	城 光 寺 橋	C	7.2	8.7	12	2.1	○
	国 条 橋	A	7.1	9.7	17	1.4	○
	太 美 橋	AA	6.9	11	9	0.6	○
千 保 川	地 子 木 橋	D	7.0	8.2	14	5.5	○
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	B	7.0	9.6	18	1.6	○

	山田川	福野橋	A	7.1	11	11	1.4	○
		ニヶ淵えん堤	AA	6.9	11	5	0.6	○
庄	川	大門大橋	A	7.5	11	6	0.5	○
		雄神橋	AA	7.3	11	12	0.5	○
	和田川	末端	A	6.9	11	11	1.0	○
内	川	山王橋	C	7.2	5.6	7	5.1	×
		西橋	C	7.2	5.7	13	9.9	×
下条川	福積橋	B	7.2	8.9	20	2.4	○	
新堀川	白石橋	B	7.0	8.6	11	1.7	○	
神通川	川	萩浦橋	C	7.4	9.9	8	1.2	○
		神通大橋	A	7.5	11	6	0.8	○
宮川	新国堤橋	A	7.0	11	3	0.6	○	
高原川	新猪谷橋	A	7.3	11	2	0.6	○	
いたち川	四ッ屋橋	C	7.2	9.8	11	2.7	○	
松川	桜橋	B	7.2	9.7	9	1.9	○	
井山川	川	高田橋	A	7.6	11	8	1.4	○
		落合橋	A	7.5	11	7	0.6	○
熊野川	八幡橋	A	7.5	11	7	0.8	○	
岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.3	5.9	8	6.5	○	
富岩運河	昭電水路橋	E	7.1	7.9	9	2.2	○	
常願寺川	川	今川橋	A	7.2	10	11	1.1	○
		常願寺橋	AA	7.2	11	6	0.5	○
白岩川	川	東西橋	B	7.0	10	8	1.2	○
		泉正橋	A	6.9	11	5	1.4	○
栲津川	川	流観橋	D	7.0	11	8	2.2	○
		寺田橋	A	7.0	11	8	0.8	○
上市川	魚躬橋	A	6.9	11	6	0.7	○	
中川	落合橋	B	6.8	10	6	2.6	○	
早月川	早月橋	AA	7.0	11	2	0.5	○	
角川	角川橋	A	6.9	11	8	1.7	○	
鴨川	港橋	B	7.0	11	5	4.2	×	
片貝川	川	落合橋	AA	7.2	11	3	0.6	○
		布施川	A	7.2	11	4	1.0	○
黒瀬川	石田橋	A	6.9	10	13	1.9	○	

高橋川	堀切橋	B	6.9	11	9	2.8	○
吉田川	吉田橋	B	6.8	9.5	9	2.9	○
黒部川	下黒部橋	AA	7.2	11	8	0.7	○
入小川	末端	A	6.9	11	7	0.9	○
	赤川橋	A	6.9	11	6	0.6	○
	上朝日橋	AA	6.9	11	4	0.5	○
舟川	舟川橋	A	7.0	11	6	0.9	○
	舟川橋	A	7.0	11	6	0.9	○
木流川	末端	B	6.8	11	10	2.2	○
笹川	笹川橋	A	6.8	11	4	0.5	○
境川	境橋	A	7.0	11	3	0.5	○

- 注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)
- 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (nはデータ数) の値であり、過吉は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。
- 3 「該当類型」のAA、A、B、C、D、Eは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

表2-47 河川末端水質(BOD)の推移

(単位: mg/l)

水	域	環境基準類型		59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	
			基準値						
主要5河川	小矢部川	D	8	6.7	5.9	6.0	5.9	6.5	
	神通川	C	5	1.6	1.5	1.2	1.3	1.2	
	庄川	A	2	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	
	常願寺川	A	2	0.6	1.4	1.2	1.7	1.1	
	黒部川	AA	1	0.7	0.8	0.5	0.5	0.7	
中小河川	都	上庄川	B	3	3.5	2.6	3.5	2.8	2.3
		仏生寺川(湊川)	C	5	6.9	5.4	5.5	5.9	5.0
	市	内川	C	5	6.6	14	8.4	9.3	9.9
		下条川	B	3	2.7	1.5	2.1	2.3	2.4
		中川	B	3	2.4	2.4	2.0	2.8	2.6
		角川	A	2	2.4	1.9	1.7	1.9	1.7
		鴨川	B	3	5.7	8.1	6.1	6.2	4.2
		黒瀬川	A	2	1.6	1.7	1.4	1.2	1.9
高橋川	B	3	2.9	2.7	2.5	2.5	2.8		

22 河 川	そ の 他 の 河 川	木 流 川	B	3	2.1	1.9	2.4	2.4	2.2
		阿 尾 川	A	2	1.4	1.1	1.3	1.0	1.2
		余 川 川	A	2	1.8	1.3	1.5	1.9	1.7
		新 堀 川	B	3	2.2	1.4	1.8	1.8	1.7
		白 岩 川	B	3	1.6	1.5	1.6	1.3	1.2
		上 市 川	A	2	0.7	0.6	0.5	0.6	0.7
		早 月 川	AA	1	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
		片貝川(布施川)	A	2	0.8	0.8	0.7	1.2	1.0
		吉 田 川	B	3	2.9	2.0	2.8	2.4	2.9
		入 川	A	2	0.9	0.7	0.8	1.2	0.9
		小 川	A	2	1.0	0.9	0.7	1.0	0.6
		笹 川	A	2	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
		境 川	A	2	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5

ア 小矢部川水域

本水域については、46年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定されたことに伴い、上乘せ排水基準を設定したが、50年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川をE類型からD類型に格上げするとともに、上乘せ排水基準を強化した。

主要地点における水質の推移は、表2-48及び図2-9のとおりであり、本川河口部及び千保川(地子木橋)のBODについてみると、46年度以降急激に汚濁が減少し、63年度では、河口部6.5mg/l、地子木橋5.5mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

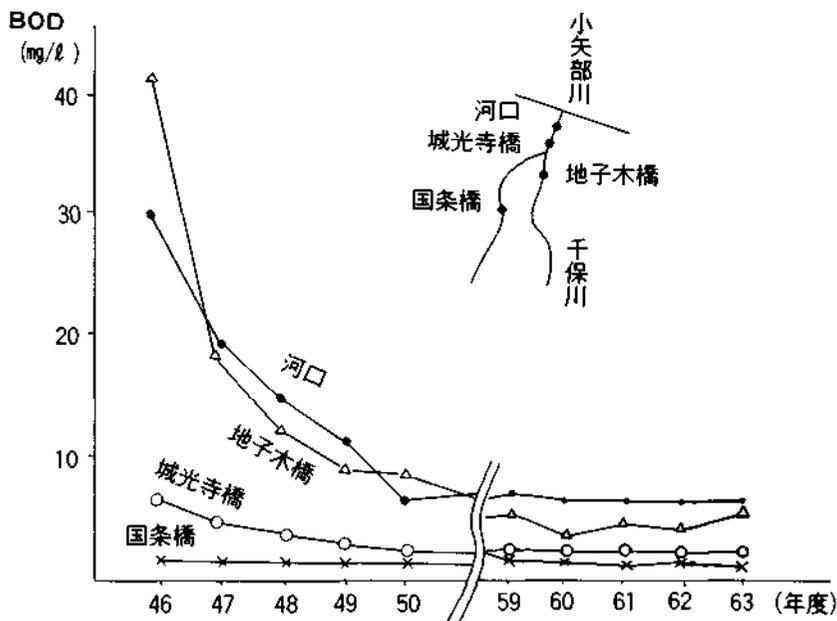
表2-48 小矢部川主要地点の水質の推移

測定項目 \ 測定地点	河 口					城 光 寺 橋				
	59	60	61	62	63	59	60	61	62	63
pH	7.1	7.0	7.2	7.2	7.2	7.0	7.1	7.2	7.1	7.2
DO (mg/l)	8.2	8.8	8.3	8.0	7.8	8.9	9.6	9.6	8.4	8.7
BOD (mg/l)	6.7	5.9	6.0	5.9	6.5	2.2	2.2	2.3	2.3	2.1
SS (mg/l)	12	13	12	12	13	11	12	11	10	12

測定項目 \ 測定地点	国 条 橋					地 子 木 橋				
	59	60	61	62	63	59	60	61	62	63
pH	7.0	7.2	7.3	7.2	7.1	6.9	6.9	7.0	7.1	7.0
DO (mg/l)	11	11	11	10	9.7	9.3	9.1	9.4	9.2	8.2
BOD (mg/l)	1.6	1.5	1.1	1.5	1.4	5.6	3.5	4.4	4.1	5.5
SS (mg/l)	12	12	10	12	17	12	13	9	9	14

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

図2-9 小矢部川主要地点の水質(BOD)の推移



イ 神通川水域

本水域については、47年度に小矢部川水域に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

さらに、56年度には、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ることとした。

主要地点における水質の推移は、表2-49及び図2-10のとおりであり、本川（萩浦橋、神通大橋）及びいたち川（四ツ屋橋）のBODについてみると、63年度では、神通大橋が0.8mg/l、萩浦橋が1.2mg/l、四ツ屋橋が2.7mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

なお、神岡鉱業㈱との「環境保全等に関する基本協定」に基づきカドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の測定を実施しており、その結果はすべて不検出であった。

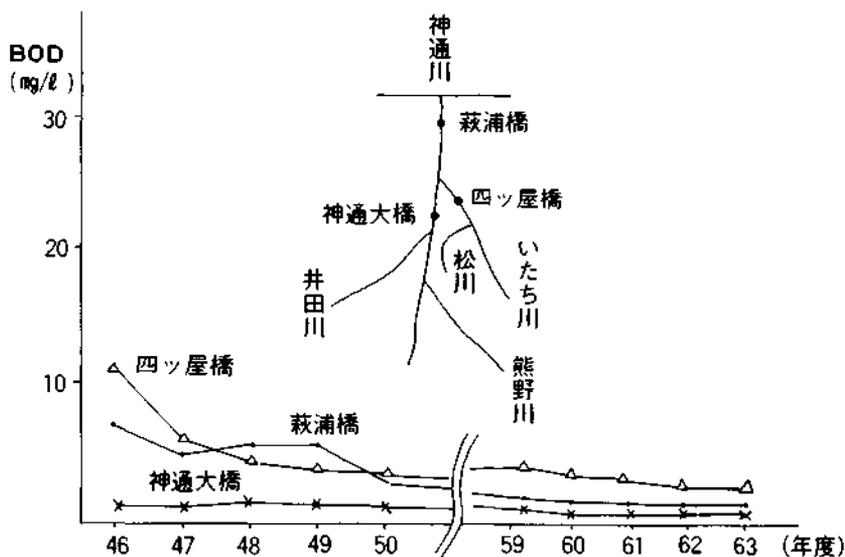
表2-49 神通川主要地点の水質の推移

測定項目	測定地点	萩 浦 橋					神 通 大 橋				
	年度	59	60	61	62	63	59	60	61	62	63
pH		7.2	7.3	7.5	7.3	7.4	7.2	7.6	7.7	7.4	7.5
DO (mg/l)		10	11	10	9.2	9.9	11	12	11	11	11
BOD (mg/l)		1.6	1.5	1.2	1.3	1.2	1.4	1.3	1.2	1.2	0.8
SS (mg/l)		9	7	6	5	8	8	5	6	5	6

測定項目	測定地点	四 っ 屋 橋				
	年度	59	60	61	62	63
pH		6.9	7.1	7.2	7.2	7.2
DO (mg/l)		9.7	10	9.9	9.7	9.8
BOD (mg/l)		4.0	3.4	3.2	3.0	2.7
SS (mg/l)		17	14	15	15	11

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

図2-10 神通川主要地点の水質(BOD)の推移



ウ その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までにすべて環境基準の水域類型を指定し併せて上乘せ排水基準を設定した。

これらの河川の汚濁状況を BOD についてみると、主要河川の黒部川、常願寺川及び庄川については、いずれも環境基準の AA 類型 (1 mg/l) 又は A 類型 (2 mg/l) に適合していた。

また、他の中小22河川については、20河川が環境基準に適合していたが、内川及び鴨川の2河川では適合していなかった。これらは、市街地の河川であり、改善がみられるものの依然として生活排水等による汚濁がみられた。

(2) 海域の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、63年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-50のとおりであった。環境基準での適合状況をCODで見ると、63年度は、すべての地点で適合していた。

また、海域における水質の推移をみると、表2-51のとおり、特に大きな変化はみられなかった。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、河川と同様すべての地点で環境基準に適合していた。

表2-50 海域の主要測定地点(環境基準点)の水質測定結果(63年度)

水 域	調査地点	該当類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	適 否	
						適 否	
富 山 湾	小矢部川 河口海域	No. 1	B	8.3	8.4	1.7	○
		No. 2	B	8.2	8.5	2.4	○
		No. 3	B	8.1	8.7	2.1	○
		No. 4	A	8.3	8.5	1.7	○
		No. 5	A	8.3	8.5	2.0	○
		No. 6	A	8.3	8.8	1.8	○
		No. 7	A	8.4	8.6	1.9	○
	神 通 川 河口海域	No. 1	B	8.3	8.7	1.3	○
		No. 2	B	8.3	8.7	1.4	○
		No. 3	B	8.3	8.6	1.2	○
No. 4		A	8.3	8.7	1.5	○	
No. 5		A	8.3	8.8	1.2	○	
No. 6		A	8.3	8.6	1.3	○	
No. 7		A	8.4	8.8	1.5	○	
海 域	そ の 他 地先海域	No. 1	A	8.4	8.3	1.3	○
		No. 2	A	8.4	8.5	1.8	○
		No. 3	A	8.4	8.5	1.9	○
		No. 4	A	8.4	8.6	2.0	○
		No. 5	A	8.4	8.4	1.5	○
		No. 6	A	8.4	8.8	1.9	○
		No. 7	A	8.4	9.0	1.5	○
		No. 8	A	8.4	8.5	1.2	○
		No. 9	A	8.3	8.4	1.2	○
		No. 10	A	8.3	8.2	0.9	○
富山新港海域	港 口	B	8.1	8.1	2.5	○	
	第一貯木場	姫野橋	C	7.6	6.5	3.8	○
	中野整理場	中 央	C	7.3	4.9	4.2	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nはデータ数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「該当類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型をいう。

表2-51 海域水質(COD)の推移

(単位: mg/l)

水 域		環境基準類型		59年度	60年度	61年度	62年度	63年度
			基準値					
富山湾沿岸海域 (下記を除く富山湾全域)		A	2	1.6	1.5	1.7	1.4	1.6
小矢部川	河口から1,200mの 範囲内	B	3	2.4	2.0	2.0	2.0	2.1
河口海域	河口から2,200mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8
神通川	河口から1,800mの 範囲内	B	3	1.8	1.7	1.8	1.2	1.3
河口海域	河口から2,400mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.7	1.6	1.7	1.4	1.3
富山新港	第1貯木場及び中野 整理場	C	8	0.7	3.7	3.4	3.3	4.0
海 域	富山新港港内(上記 を除く)	B	3	0.5	1.9	1.4	1.7	2.5

ア 富山湾海域

本水域については、50年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

63年度における汚濁状況をCODでみると、環境基準点24地点の測定値は、0.9~2.4mg/lですべての地点で環境基準のA類型(2 mg/l)又はB類型(3 mg/l)に適合しており、良好な水質であった。

イ 富山新港海域

本水域については、48年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

63年度における環境基準点3地点のCODは、2.5~4.2mg/lで49年度から引き続き環境基準のB類型(3 mg/l)又はC類型(8 mg/l)に適合していた。

2 水質汚濁防止に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

ア 水質汚濁防止法による規制

(ア) 規制水域

県下全公共用水域

(イ) 規制対象物質及び項目

a 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、PCB等8物質

b 生活環境項目

pH、BOD、SS等12項目

(ウ) 規制対象工場・事業場

規制対象工場・事業場は、特定施設を設置し、公共用水域に汚水又は廃液を排出する工場・事業場（特定事業場）で、法に基づいて届出が義務づけられている。

(エ) 排水基準

水質汚濁防止法では、全国一律の排水基準を定めているが、環境基準の達成が困難な水域については、都道府県が、条例により更に厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を設定できることになっている。

本県では、現在まで主要公共用水域について、環境基準の指定に併せて、上乘せ排水基準の設定を行っており、63年度は、有峰ダム貯水池（有峰湖）について、湖沼に係る環境基準の水域類型を指定し、有峰湖における上乘せ排水基準の設定を行った。

(オ) 届出状況

法に基づく届出状況は表2-52のとおりで、県下全体の特定事業場は、3,513であり、これを地域別にみると富山市が588（構成比17%）、高岡市が392（同11%）と両市で全体の28%を占めていた。

業種別では、食料品製造業が811（構成比23%）、旅館業が761（同22%）、畜産業が467（同13%）、洗濯業が382（同11%）となっており、

この4業種で全体の69%を占めていた。

また、法に基づく排水基準が適用される特定事業場(排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出するもの)数は、表2-53のとおり584で全体の17%を占めていた。

これを水域別に見ると、小矢部川水域が156(構成比27%)、神通川水域が137(同23%)と、両水域で排水基準の適用特定事業場の50%を占めていた。

業種別では、し尿処理業・下水道業が115(構成比20%)、表面処理・電気めっき業が92(同16%)、食料品製造業と旅館業がそれぞれ64(同各11%)と、これらで排水基準の適用特定事業場の57%を占めていた。

表2-52 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(元年3月31日現在)

地域	業種等																	合計	
	畜産業	食料品製造業	繊維工業	木製材・木製品業	パルプ・紙業	加工品製造業	化学工業	窯業・土石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気業	旅館業	飲食料品小売業	洗たく業	自動車洗浄施設	試験研究機関		し尿処理業
高山市	36	119	2	3	6	28	26	19	3	1	24	58	4	122	41	11	49	36	588
高岡市	29	48		13	9	11	15	8	4	7	45	70	5	41	48	4	10	25	392
新湊市		36		9		3	4		3	4	12	10	2	13	3		4		103
魚津市	17	80	1	2	2	3	2	4			5	28	3	23	3	4	10	6	193
水見市	62	87		2			5	1	1		5	98	1	16	6	3	6	5	298
滑川市	9	39	2	1		2	4	2			8	8	1	8	2	3	5	3	97
黒部市	49	42		1		1	6	5		1	4	17	3	10	7	2	1	8	157
砺波市	49	40	2		1		9	4			6	8	4	11	8	6	3	6	157
小矢部市	15	44	6		1		9	10	1		3	21	3	16	11	4	3	5	152
上新川郡	6	18					9	1			2	74	3	8	2	3	5	1	132
中新川郡	55	37	1		1	3	11	13			3	61	3	13	2	4	7	7	221
下新川郡	49	63		2	1		10	3	1		3	90	1	28	3	2	4	6	266
婦負郡	28	43			3	6	17	3			7	34	1	26		4	7	10	189
射水郡	9	20	1		1	2	10	2			4	13	1	17	9	5	9	8	111
東砺波郡	36	52	6	6	2	3	14	7			5	143	1	18	10	4	4	7	318
西砺波郡	18	43	2	1		1	1	1			6	28	2	12	13	1	6	4	139
計	467	811	23	40	27	96	152	83	13	13	142	761	38	382	168	60	133	137	3,513

表2-53 水域別排水基準適用特定事業場数

(元年3月31日現在)

業種等 水域	畜産業	食品製造業	繊維工業	木材・木製品業	加工品製造業 パルプ・紙・紙業	化学工業	窯業・土石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	めっき・電気業	表面処理・電気業	旅館業	飲食料品小売業 飲食店及び	洗たく業	自動車洗浄施設 自動式	試験研究機関	下水道処理業	その他	合計
小矢部川	4	16	9	1	7	12	4	1	3	1	36	6					19	19	18	156
神通川		14		1	6	18	7	2	2	1	13	5	1	3	1	14	38	11		137
白岩川	1	10	1	1	1	2	1				3						4	7	3	34
庄川		1	1			1	1	1			2	4						8	1	20
内川・下条川 新堀川 新山新港	1	7		1		4	1			4	12	3		1		7	6	5		52
常願寺川		1				1		3			4	12		1			8	1		31
黒部川							1				1	17						2	1	22
その他	1	15	2	2		7	5	1	4	1	21	17		2		16	27	11		132
計	7	64	13	6	14	45	20	8	9	7	92	64	1	7	1	60	115	51		584

水質汚濁

(2) 水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）の推進

61年度に策定した「クリーンウォーター計画」を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、関係団体からなる推進協議会を開催した。

さらに、生活排水対策の推進を図るため、これまで環境基準に適合していなかった内川、湊川及び鴨川水域において生活排水対策推進事業を実施した。

ア 水質環境管理計画推進協議会の開催

推進協議会を開催し、生活排水対策等の具体的な推進案について検討を行った。

(ア) 委員の構成

関係団体 富山県消費者協会等7団体

行政機関 北陸地方建設局等7機関

(イ) 63年度推進事業

- a 「きれいな水」の確保
 - ・合併処理浄化槽の普及促進
 - ・生活排水対策推進事業の推進
- b 「うるおいのある水辺」の確保
 - ・「とやまの名水」の環境整備等
 - ・「親子の水とのふれあいバス教室」の開催
 - ・県土美化推進運動の展開
 - ・水質環境保全意識の啓発冊子の作成

イ 生活排水対策推進事業の実施

内川水域については、環境庁の「生活雑排水対策広域推進事業」の委託を受け、内川及び西部主幹排水路の流域において内川等生活排水対策推進協議会を設置し、「家庭でできる浄化対策」の実践活動やシンポジウムの開催等の事業を実施した。

また、湊川及び鴨川水域については、市町村が実施する生活排水対策推進事業に対して助成を行った。

なお、これら水域において実施した主な事業及び推進組織は、表2-54

及び表2-55のとおりである。

表2-54 主な生活排水対策推進事業

- | | |
|---|---------------------|
| ① | 生活排水対策推進協議会の設置 |
| ② | 家庭でできる浄化対策の実践活動の実施 |
| ③ | 地域住民の意識アンケート調査の実施 |
| ④ | モデル地区における水質調査の実施 |
| ⑤ | 「生活排水を考える」シンポジウムの開催 |
| ⑥ | 水辺教室の開催、水生生物調査 |

表2-55 生活排水対策の推進組織

水 域	該 当 市 町	推 進 組 織 名
内 川 ・ 西部主幹排水路	高岡市、新湊市 大門町、大島町	内川等生活排水対策推進協議会 (委員…22名)
湊川・万尾川	氷見市	湊川・万尾川生活排水浄化推進協議会 (委員…21名)
鴨 川	魚津市	鴨川生活環境対策推進協議会 (委員等…15名)



生活排水を考えるシンポジウム

(3) 有峰湖及び栃津川下流水域における水域類型の指定（改定）及び排水基準の設定

ア 概 要

有峰湖は、富山市の水道水源となっており、また湖周辺ではレクリエーション施設の整備等が進められていることから、有峰湖の水質環境の保全を進めるため、湖沼に係る環境基準の水域類型を指定し、これに伴い上乗せ排水基準も設定した。

また、栃津川（白岩川水系）下流水域については、排水規制により水質が著しく改善されたので、現状水質及び利用目的からみて水域類型を改正した。

イ 経 緯

- 63年7月19日 「有峰湖及び栃津川下流水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について」を公害対策審議会に諮問
- 8月4日 第1回水質専門部会（水質の現況等の説明）
- 9月27日 第2回水質専門部会（現地調査）
- 11月24日 第3回水質専門部会（報告書案の検討）
- 12月15日 公害対策審議会から答申
- 元年3月23日 「有峰ダム貯水池（有峰湖）水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（富山県告示第278号）」及び「白岩川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定についての一部改正について（富山県告示第279号）」を告示
- 3月25日 「有峰ダム貯水池（有峰湖）に係る上乗せ排水基準を設定する条例（富山県条例第7号）」を公布
（元年5月1日施行）

ウ 環境基準の水域類型等

(ア) 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域

有峰湖水域の利水状況及び現状水質を勘案し、環境基準の水域類型を表2-56のとおり指定し、これに併せて表2-57のとおり上乗せ排水基準を設定した。

表2-56 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る環境基準

水 域	該当類型	達成期間	備 考
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	A	イ	
	II	イ	ただし全窒素については、 当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「II」は、環境庁告示別表2の1の(2)の湖沼のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は、「直ちに達成」を示す。

表2-57 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乗せ排水基準

区 分	項 目 及 び 許 容 限 度			適用す る区域
	化学的酸素要求 量(単位 1リ ットルにつきミ リグラム)	浮遊物質(単 位 1リットル につきミリグラ ム)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量(動植物油脂 類含有量)(単位 1リットルに つきミリグラム)	
すべての業種に係る工場又は事業場	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	有峰ダム 貯水池 (有峰湖)
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日間平均 30			
備考				
1 表中の数字のうち()内のものは、日間平均値とする。				
2 この排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場について適用する。				
3 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成元年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。				

図2-11 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の概況



注) ●は、測定地点を示す。

(イ) 栃津川下流水域

栃津川下流水域の現状水質及び利水状況を勘案し、環境基準の水域類型を表2-58のとおり改正した。

表2-58 栃津川下流水域に係る環境基準

区 分	改正前	改正後
水域類型	D	C
達成期間	□	イ

(4) 監視測定体制の整備

ア 水質測定計画

(ア) 測定地点

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、表2-59のとおり、27河川及び富山湾海域（富山新港を含む。）の119地点について水質の監視を実施した。

表2-59 水域別測定地点数(63年度)

水 域	地点数	調 査 機 関	水 域	地点数	調 査 機 関
阿尾川	1	富 山 県	角 川	1	富 山 県
余 川	1	"	鴨 川	1	"
上庄川	1	"	片貝川	3	"
仏生寺川	2	"	黒瀬川	1	"
小矢部川	15	富山県、建設省	高橋川	1	"
庄 川	5	"	吉田川	1	"
内川等	2	富 山 県	黒部川	3	建 設 省
下条川	2	"	入 川	1	富 山 県
新堀川	2	"	小 川	3	"
神通川等	24	富山県、富山市、建設省	木流川	1	"
常願寺川	3	建 設 省	笹 川	1	"
白岩川	7	富山県、富山市	境 川	1	"
上市川	1	富 山 県	富山湾 (富山新港含む)	30	富 山 県
中 川	1	"			
早月川	2	"	計	119	

(イ) 測定項目

a 健康項目

カドミウム、シアン、有機りん、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB

b 生活環境項目

pH、BOD（海域はCOD）、SS、DO、大腸菌群数

c 特殊項目

油分、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ふっ素

イ 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、表2-60のとおり、小矢部川の城光寺橋（県）、国条橋（建設省）、神通川の萩浦橋（建設省）及び内川の西橋（建設省）の監視所で、それぞれ水質測定を実施している。

表2-60 水質常時監視所の概要

測定地点		測定項目	設置年度
小矢部川	城光寺橋	水温、pH、DO、COD、濁度	46年度 (55年度更新)
	国条橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	51年度
神通川	萩浦橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	48年度 (62年度更新)
内川	西橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、TOC	55年度



水質常時監視所（小矢部川城光寺橋）

(5) 監視取締りと行政指導

水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づく規制対象工場・事業場について、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の維持管理状況を表2-61のとおり調査し、改善を要する工場・事業場については、汚水処理施設等の改善指導を行った。

表2-61 水質関係立入調査状況(63年度)

業種等 区分	畜産業	非金属鉱業	食品製造業	繊維工業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	旅館・その他の宿泊所	し尿処理業・下水道業	と畜場	その他	合計
立入調査件数	2 (2)	24 (24)	52 (40)	18 (10)	18 (10)	40 (29)	22 (22)	10 (5)	10 (6)	89 (60)	8 (5)	21 (13)	9 (7)	22 (21)	7 (4)	70 (63)	422 (321)
指導件数					1							1					2

注 () 内は、工場・事業場数である。



工場排水監視状況

(6) 水質環境の各種調査

ア 特定物質河川環境調査

(ア) 調査概要

窒素、りん及びLAS(合成洗剤)について県下の河川や海域における実態を把握するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-12のとおりで、窒素及びりんについては河川57地点、海域13地点の合計70地点、LASについては河川15地点、海域5地点の合計20地点で調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-62のとおりであった。

a 窒素及びりん

27河川末端の平均値は、窒素1.0mg/l、りん0.089mg/lであった。これを河川別にみると主要5河川のうち小矢部川では窒素0.34~1.8mg/l、りん0.006~0.090mg/l、神通川では窒素0.67~1.2mg/l、りん0.023~0.066mg/lで、その他の庄川、常願寺川及び黒部川では窒素0.36~0.83mg/l、りん0.013~0.031mg/lであった。

また、中小河川を平均的にみると、都市河川では窒素1.3mg/l、りん0.12mg/l、その他の河川では、窒素0.73mg/l、りん0.082mg/lであった。

一方、富山湾においては、窒素0.10~0.26mg/l(平均0.16mg/l)、りん0.009~0.019mg/l(平均0.012mg/l)であった。

現在、河川及び海域における窒素、リンの判断基準はないが、その濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁とはほぼ類似した傾向を示していた。

b LAS

河川及び海域のいずれにおいても定量限界 (0.10mg/l) 未満であった。

表2-62 窒素、リン及びLASの測定結果(63年度)

(単位: mg/l)

		水域名	地点数	窒素	リン	地点数	L A S		
河川	主要5河川	小矢部川	4	0.34~1.8	0.006~0.090	1	ND		
		神通川	2	0.67~1.2	0.023~0.066	1	ND		
		庄川	2	0.36~0.44	0.013~0.014	1	ND		
		常願寺川	2	0.77~0.83	0.024~0.031	1	ND		
		黒部川	1	0.41	0.017	1	ND		
	中小河川	都市河川	上庄川	1	0.87	0.092			
			仏生寺川(湊川)	2	1.5~3.2	0.18~0.55	1	ND	
			内川	2	1.9~2.3	0.076~0.10	1	ND	
			下条川	1	0.87	0.038	1	ND	
			中川	1	1.2	0.036	1	ND	
		その他の河川	角川	1	0.96	0.042	1	ND	
			鵜川	1	0.76	0.075	1	ND	
			黒瀬川	1	0.99	0.077	1	ND	
			高橋川	1	0.81	0.065	1	ND	
			木流川	1	0.72	0.058			
			平均	(12)	1.3	0.12			
			その他の河川	阿尾川	1	0.63	0.060		
				余川	1	0.74	0.068		
	新堀川	1		1.2	0.063				
	白岩川	2		0.65~0.95	0.077~0.12				
	上市川	1		0.51	0.018				
	早月川	1		0.48	0.020				
	片貝川(布施川)	2		0.61~0.78	0.023~0.29				
	吉田川	1		1.9	0.39				
	入川	1		0.33	0.026				
	小川	2	0.35~0.42	0.011~0.038					
	笹境川	1	0.40	0.007					
平均(河川末端)	(13)	0.73	0.082						
27河川末端平均	(30)	1.0	0.089						

支 川 等	千保川	1	0.86	0.072		
	祖父川	1	1.1	0.062		
	山田川(小矢部川水系)	2	0.50~0.80	0.014~0.034		
	いたち川	1	1.4	0.12	1	ND
	松川	1	1.0	0.079		
	井山川	2	0.69~1.8	0.019~0.032		
	能野川	1	0.93	0.030		
	宮川	1	0.57	0.016		
	高原川	1	0.45	0.009		
	和田川(庄川水系)	1	0.40	0.049		
	柄津川	2	0.40~0.63	0.009~0.031		
	舟川	1	0.65	0.017		
	岩瀬運河	1	5.6	0.10		
富岩運河	1	1.2	0.10	1	ND	
東部主幹排水路	1	1.6	0.011			
西部主幹排水路	1	0.97	0.11			
海 域	富山湾	12	0.10~0.26	0.009~0.019	5	ND
	平均	(12)	0.16	0.012		
	富山新港	1	0.39	0.035		

- 注 1. 窒素は、全窒素として測定。
 2. リンは、全りんとして測定。
 3. LASは、スルホン酸型陰イオン界面活性剤として測定。
 4. ND(検出されず)とは、定量限界(LAS0.10mg/l)未満をいう。

イ 底質調査

(ア) 重金属底質調査

a 調査概要

公共用水域における底質の重金属の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-13のとおりで港湾12地点、河川36地点の合計48地点であり、カドミウム、鉛、総水銀等5項目について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-63のとおりで総水銀については、暫定除去基準〔河川及び富山湾25ppm、富山港(運河を含む。)30ppm)を超える地点はなかった。

その他の項目については、判断基準はないが、港湾が全般的に高く、河川では内川で比較的高い傾向がみられた。

表2-63 重金屬底質調査結果(63年度)

(単位: ppm)

水域区分	水 域	調査地点数	カドミウム		鉛		ひ 素		総 水 銀		ク ロ ム	
			平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大
港	伏 木 港	3	0.7	ND~1.1	30	12~46	7.7	6.8~8.6	0.19	0.14~0.27	120	32~280
	富 山 新 港	4	0.4	0.3~0.5	49	29~62	16	14~16	0.20	0.12~0.24	340	110~950
	富 山 港	3	0.9	0.5~1.3	120	53~230	9.5	7.0~13	0.88	0.45~1.7	180	91~340
湾	岩 瀨 運 河	1	4.4		440		17		16		790	
	富 岩 運 河	1	2.1		290		15		2.2		1400	
河	仏生寺川(濑川)	1	0.2		19		3.0		0.16		29	
	小 矢 部 川	4	0.3	ND~0.7	14	4~27	3.9	2.1~7.7	0.06	ND~0.18	34	11~59
	地 久 子 川	1	0.2		19		3.2		0.05		82	
	下 保 川	1	0.4		76		2.8		0.13		69	
	祖 父 川	1	0.2		12		2.8		0.03		24	
	庄 川	2	0.1	0.1	8	7~8	3.0	2.1~3.9	0.01	ND~0.01	11	ND~11
	下 川	2	2.8	1.6~3.9	120	110~120	12	11~12	0.44	0.26~0.61	350	230~470
	内 条 川	1	0.6		31		8.7		0.13		75	
	新 堀 川	1	0.9		34		7.8		0.20		190	
	神 通 川	3	1.0	0.6~1.4	68	46~110	9.0	6.3~14	0.07	ND~0.12	78	40~150
	宮 川	1	ND		4		2.2		0.01		18	
	高 原 川	1	0.5		32		6.3		ND		53	
	いたち川	1	1.9		86		7.2		0.46		48	
	松 川	1	1.8		92		5.2		0.45		39	
	井 田 川	1	0.7		23		8.0		0.07		48	
	熊 野 川	1	0.2		17		3.3		0.03		39	
	長 棟 川	1	0.2		110		13		ND		14	
	常 願 寺 川	2	ND	ND	6	2~9	1.7	1.5~1.8	ND	ND	11	ND~12
	和 田 川	1	0.5		40		9.2		ND		12	
	白 岩 川	1	0.2		16		1.5		0.11		22	
	上 市 川	1	ND		3		1.6		ND		ND	
	早 月 川	1	ND		5		2.4		ND		ND	
	鴨 川	1	0.2		9		2.1		0.05		28	
片 貝 川	1	ND		5		1.3		ND		ND		
黒 瀬 川	1	1.4		19		2.8		0.03		42		
黒 部 川	1	0.1		5		2.5		ND		63		
小 川	2	ND	ND	7	6~8	7.9	7.3~8.4	0.02	0.01~0.02	31	26~36	

注 ND (検出されず。)とは、定量限界(カドミウム0.1ppm、総水銀0.01ppm、クロム10ppm)未
満をいう。

(4) PCB 底質調査

a 調査概要

PCBによる環境汚染の実態を把握するため、小矢部川、神通川等の河川13地点及び古紙再生工場6工場の排水口周辺の底質について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-64及び表2-65のとおりで、いずれも暫定除去基準(10ppm)以下であった。

表2-64 河川底質 PCB 調査結果(63年度)

(単位: ppm)

水 域	調 査 地 点	調 査 結 果
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	0.2
	守 山 橋	ND
	国 条 橋	ND
	千 保 川 地 子 木 橋	ND
祖 父 川 新 祖 父 川 橋	ND	
神 通 川	萩 浦 橋	ND
	成 子 橋	ND
	い た ち 川 四 ツ 屋 橋	0.3
白 岩 川	東 西 橋	ND
	泉 正 橋	ND
	栃 津 川 流 観 橋	ND
中 川	落 合 橋	ND
	法 花 寺 用 水 末 端	ND

注 ND (検出されず。)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。

表2-65 工場周辺底質 PCB 調査結果(63年度)

(単位: ppm)

工 場 数	調 査 結 果
6	ND~0.2

注 ND (検出されず。)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。

ウ 海水浴場水質調査

(ア) 調査概要

海水浴シーズンを迎えるに当たり、あらかじめ海水浴場の水質実態を把握するため、調査を実施した。

調査の概要は、次のとおりである。

・調査時期

5月中旬～6月上旬

・調査海水浴場

島尾（氷見市）、雨晴（高岡市）、八重津浜（富山市）、岩瀬浜（富山市）、石田浜（黒部市）、宮崎浜（朝日町）

・調査項目

ふん便性大腸菌群数、COD、油分、油膜、透明度

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-66のとおりであった。

すべての海水浴場が、水浴に適している良好な水質であり、環境庁の判定基準によれば、すべて「快適」であった。

表2-66 海水浴場水質調査結果(63年度)

海水浴場	判定	判 定 項 目				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	C O D (mg/l)	油 分 (mg/l)	油 膜	透 明 度 (m)
島 尾	快適	1	1.2	検出されず	な し	1.5m以上
雨 晴	"	1	1.1	"	"	"
八重津浜	"	41	1.5	"	"	"
岩瀬浜	"	29	1.4	"	"	"
石田浜	"	4	1.8	"	"	"
宮崎浜	"	1	1.3	"	"	"

エ 湖沼水質調査

(ア) 調査概要

本県における主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため調査を実施した。

a 調査湖沼

調査は、表2-67の3湖沼で実施した。

表2-67 調査湖沼

湖沼名	所在地	総貯水量	湛水面積	利水
有峰湖	大山町	22.2千万m ³	512ha	発電、水道、農業用水
黒部湖	立山町	17.6千万m ³	345ha	発電
小牧ダム	庄川町	3.0千万m ³	144ha	発電、農業用水

b 調査地点及び調査回数

湖心及びダム付近の2地点で5～6月及び8月に各々1回調査を実施した。

c 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィル(a)

(イ) 調査結果

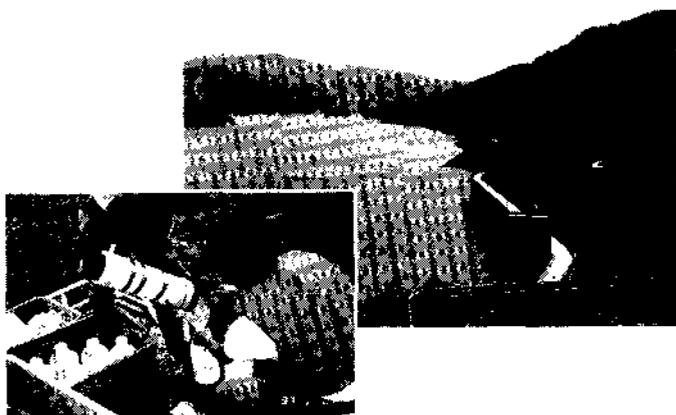
調査結果は、表2-68のとおりであった。

平均的にみると、汚濁の指標であるCODについては、3湖沼とも山間地であって人為汚濁源が少ないため、A類型(3mg/l)に相当し、比較的良好な水質であった。

また、富栄養化の指標である窒素及びりんについてみると、全窒素では有峰湖がI類型(0.1mg/l)、黒部湖がII類型(0.2mg/l)、小牧ダムがIII類型(0.4mg/l)、全りんでは黒部湖がI類型(0.005mg/l)、有峰湖及び小牧ダムがII類型(0.01mg/l)に相当する水質であった。

表2-68 湖沼水質調査結果(63年度)

湖 沼	調 査 地点数	調査回	測 定 項 目							
			透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	クロロ フィル(a) (μ g/l)
有 峰 湖	2	第1回	2.4	6.7	1.9	2	12.8	0.11	0.008	1.3
		第2回	3.6	6.5	2.3	1	12.3	0.06	0.006	1.6
		平均	3.0	6.6	2.1	2	12.6	0.09	0.007	1.5
黒 部 湖	2	第1回	7.0	6.3	1.0	3	12.1	0.06	0.003	<0.5
		第2回	3.4	6.6	1.6	2	11.6	0.15	0.004	2.6
		平均	5.2	6.5	1.3	3	11.9	0.11	0.004	1.6
小 牧 タ ム	2	第1回	1.9	6.8	1.3	5	8.8	0.24	0.009	1.1
		第2回	1.1	6.9	2.1	7	8.9	0.22	0.009	1.8
		平均	1.5	6.9	1.7	6	8.9	0.23	0.009	1.5



湖沼水質調査

オ 有機塩素系化学物質実態調査

(ア) 調査概要

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による汚染の実態を把握するため、地下水及び河川水について調査を実施した。

a 調査物質

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、トリクロロエタン、四塩化炭素

b 調査地点

- ・ 地下水 60井 (富山市、高岡市等9市7町)
- ・ 河川水 14地点 (庄川、神通川等7河川)

(イ) 調査結果

a 地下水

調査結果は、表2-69のとおりであり、四塩化炭素を除くトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等は一部の地点で検出されたが、いずれも、水道水の暫定基準又は世界保健機関(WHO)の飲料水のガイドライン値以下であった。

b 河川水

調査結果は、表2-69のとおりであり、一部の地点でわずかに検出されたが、いずれも、地下水と同様低い値であった。

表2-69 有機塩素系化学物質実態調査結果

(1) 地下水

(単位: $\mu\text{g/l}$)

調査区分	調査地点数	トリクロロ エチレン	テトラクロ ロエチレン	クロ ロ ル ム	トリクロロ エ ク ソ ン	四塩化炭素
富山市	12	ND~4.0	ND	ND	ND~3.6	ND
高岡市	10	ND~0.9	ND	ND	ND	ND
新湊市	2	ND	ND	ND	ND	ND
魚津市	4	ND	ND	ND	ND	ND
水見市	2	ND	ND	ND	ND	ND
滑川市	4	ND	ND	ND	ND~0.5	ND
黒部市	4	ND	ND~2.2	ND	ND	ND
砺波市	4	ND	ND	ND	ND~0.3	ND
小矢部市	4	ND	ND	ND	ND	ND
上市町	2	ND	ND	ND~1.6	ND	ND
立山町	2	ND	ND	ND	ND	ND
入善町	2	ND	ND	ND	ND	ND
婦中町	2	ND	ND	ND	ND	ND
小杉町	2	ND	ND	ND	ND	ND
大門町	2	ND	ND	ND	ND	ND
福岡町	2	ND	ND	ND	ND	ND
水道水の暫定基準		30	10		300	
WHOのガイドライン		30	10	30		3
定量限界		0.5	0.2	0.5	0.2	0.05

注 ND (検出されず。)とは、定量限界未満をいう。

(2) 河川水

(単位: $\mu\text{g/l}$)

調査区分	調査地点	トリクロロ エチレン	テトラクロ ロエチレン	ク ロ ロ ム	トリクロロ エタン	四塩化炭素
小 矢 部 川	津 沢 大 橋	ND	ND	ND	ND	ND
	国 条 橋	ND	ND	ND	ND	ND
	城 光 寺 橋	ND	ND	ND	ND~0.2	ND
庄 川	雄 神 橋	ND	ND	ND	ND	ND
	新 庄 川 橋	ND	ND	ND	ND	ND
神 通 川	神一タム	ND	ND	ND	ND	ND
	神通大橋	ND	ND	ND	ND	ND
	萩 浦 橋	ND	ND	ND~1.0	ND	ND
常 願 寺 川	立 山 橋	ND	ND	ND	ND	ND
	今 川 橋	ND	ND	ND	ND	ND
早 月 川	早 月 橋	ND	ND	ND	ND	ND
片 貝 川	落 合 橋	ND	ND	ND	ND	ND
黒 部 川	愛 本 橋	ND	ND	ND	ND	ND
	下 黒 部 橋	ND	ND	ND	ND	ND
水道水の暫定基準		30	10		300	
WHOのガイドライン		30	10	30		3
定 量 限 界		0.5	0.2	0.5	0.2	0.05

注 ND (検出されず。) とは、定量限界未満をいう。

カ ゴルフ場における農薬等の調査

(ア) 使用実態調査

a 調査概要

63年10月、県内ゴルフ場（8か所）における農薬の使用状況を把握するため、農薬の使用実態調査を実施した。

b 調査結果

- ・ 本県のゴルフ場における農薬使用量は、10 a 当たりに換算すると、約1.2kgであった。なお、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤とも登録に基づく基準量を下回っていた。
- ・ 防除回数や防除面積については、表2-70のとおりであった。

表2-70 ゴルフ場における防除回数等の実態調査結果(63年度)

区 分	殺菌剤	殺虫剤	除草剤
防 除 回 数	7 ～27	2 ～10	2 ～13
1 回当たり 防除面積 (ha)	0.4～ 4	0.4～35	0.2～40

注 防除回数や防除面積が大きく幅があるのは、グリーン主体の防除とラフまで含めて防除しているゴルフ場があるためである。

- ・ 芝と樹木に対する農薬の使用割合は、芝が93%と高かった。
- ・ 使用されている薬剤は、登録された農薬であり、殺菌剤14種類、殺虫剤13種類、除草剤11種類の合計38種類であった。

c 指 導 等

農薬の使用に当たっては、農薬取締法に基づき、登録農薬の使用や使用方法等の遵守、危害防止対策を講じる等の安全使用について、63年9月及び11月、各ゴルフ場に対して、「農薬の安全使用について」の文書により指導した。

(4) 水質実態調査

a 調査概要

使用実態調査において、有機りん化合物（EPN）を含む農薬を使用していたゴルフ場（1か所）について、その排水口及びその下流2km地点で水質調査を実施した。

b 調査結果

有機りん化合物（EPN）はいずれも定量限界（0.1mg/l）未満であった。

なお、ゴルフ場（8か所）の下流の河川において、毎年それぞれ4回有機りん化合物の測定を行っているが、すべて定量限界未満であった。

第3節 騒音及び振動の現況と対策

1 騒音及び振動の現況

(1) 騒音の状況

ア 環境騒音

騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-71のとおり定められている。

本県では、富山市、高岡市等9市17町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域(ただし工業専用地域を除く。)について、A類型(住居系の地域)とB類型(商業系、工業系の地域)とに区分して指定している。

63年度に県及び25市町が386地点で実施した環境騒音の測定結果は図2-14のとおり、朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点は、200点(52%)であり、4時間帯のうちいずれかの時間帯が環境基準に適合している測定点は139点(36%)であった。

適合地点の類型別では、B類型が68%とA類型の37%に比べて高い適合率を示している。

また、適合地点の地域別では、A類型、B類型とも、道路に面する地域以外の地域が道路に面する地域よりも高い適合率を示している。

表2-71 騒音に係る環境基準(46年5月25日閣議決定)

(a) 道路に面する地域以外の地域

(単位:ホン)

地域の類型	時間区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45以下	40以下	35以下
A	50以下	45以下	40以下
B	60以下	55以下	50以下

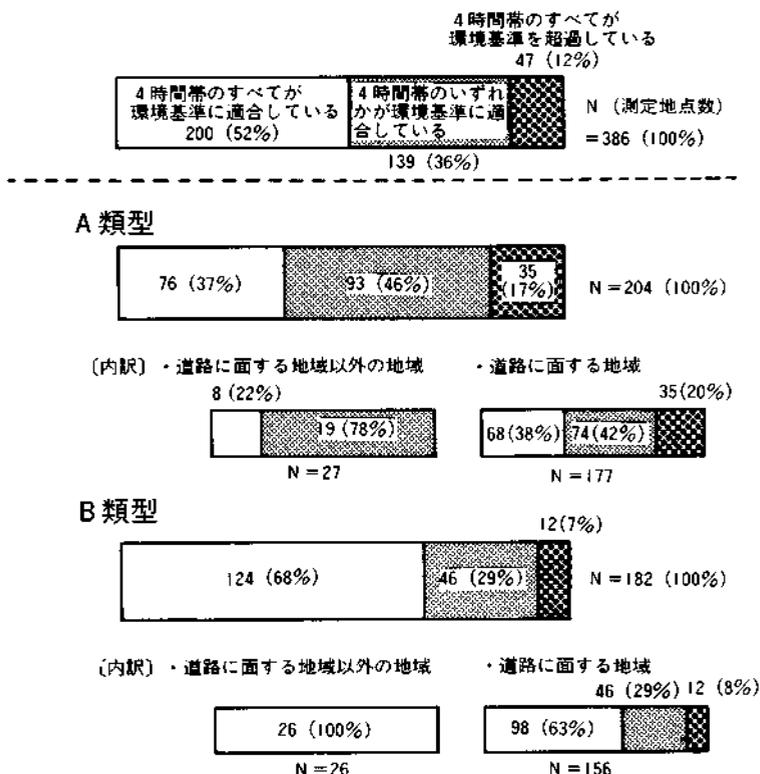
- (備考) 1. AAを当てはめる地域は療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2. Aを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
 3. Bを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。

(b) 道路に面する地域

(単位:ホン)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55以下	50以下	45以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	50以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	55以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65以下	65以下	60以下

図2-14 環境基準の適合状況(63年度)



イ 自動車騒音

自動車騒音の実態を把握するため、63年度は交通量が多い国道8号、国道41号等の8地点について調査を実施した。

調査結果は、表2-72のとおりであり、環境基準に適合しているのは、昼間の時間帯で小矢部市安楽寺、夕の時間帯で富山市千石町の各1測定点だけであったが、交通量が減少する夜間の時間帯では5測定点、朝の時間帯では3測定点と、環境基準に適合する地点が増加していた。また、氷見市朝日丘では、夕の時間帯に公安委員会への要請限度を超えていたが、ほかの7地点では、要請限度以下であった。

また、自動車騒音が環境に及ぼす影響を把握するため、同時に距離減衰調査を実施したが、道路端から20m又は30m離れた地点においては、騒音レベルは道路端と比較すると7～19ホン減少しており、すべての地点で環境基準に適合していた。

ウ 高速道路騒音

高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道の4地点の道路端において調査を実施した。

63年度の調査結果は、表2-73のとおりである。騒音レベルは昨年までは図2-15のとおり横ばい傾向を示していたが、63年度は北陸自動車道の全線開通に伴い交通量が4割ほど増加したので、各地点とも1ホンから9ホン程度高い値を示していた。

表2-72 自動車交通騒音調査結果(63年度)

時 間 区 分		朝	昼 間	夕	夜 間
調 査 地 点	区 分	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
小杉町大江 (国道8号線)	騒音レベル(ホン)	66 51	71 52	68 50	60 42
	環境基準(ホン)	(65)	(65)	(65)	(60)
	要請限度(ホン)	(75)	(80)	(75)	(65)
	自動車交通量(台/10分)	12 135	26 127	9 96	8 18
小矢部市安楽寺 (国道8号線)	騒音レベル(ホン)	68 51	65 53	63 49	57 47
	環境基準(ホン)	(60)	(65)	(60)	(55)
	要請限度(ホン)	(70)	(75)	(70)	(65)
	自動車交通量(台/10分)	26 44	22 48	12 36	13 9
滑川市江尻 (国道8号線)	騒音レベル(ホン)	70 59	71 58	68 56	64 52
	環境基準(ホン)	(60)	(65)	(60)	(55)
	要請限度(ホン)	(70)	(75)	(70)	(65)
	自動車交通量(台/10分)	19 96	29 104	15 87	13 18
富山市千石町 (国道41号線)	騒音レベル(ホン)	62 52	68 56	64 51	58 49
	環境基準(ホン)	65	65	65	60
	要請限度(ホン)	75	80	75	65
	自動車交通量(台/10分)	10 51	13 195	5 147	3 54
大沢野町上二杉 (国道41号線)	騒音レベル(ホン)	61 49	66 50	64 47	55 42
	環境基準(ホン)	60	65	60	55
	要請限度(ホン)	70	75	70	65
	自動車交通量(台/10分)	9 56	13 75	8 60	6 13
高岡市守山 (国道160号線)	騒音レベル(ホン)	65 60	68 57	66 51	50 43
	環境基準(ホン)	(65)	(65)	(65)	(60)
	要請限度(ホン)	(75)	(80)	(75)	(65)
	自動車交通量(台/10分)	23 238	34 161	5 98	5 28
水見市朝日丘 (国道160号線)	騒音レベル(ホン)	63 45	69 51	66 49	51 36
	環境基準(ホン)	50	55	50	45
	要請限度(ホン)	65	70	65	55
	自動車交通量(台/10分)	6 54	16 113	3 106	2 25
富山市大手町 (県道富山高岡線)	騒音レベル(ホン)	60 50	68 53	66 49	58 47
	環境基準(ホン)	65	65	65	60
	要請限度(ホン)	75	80	75	65
	自動車交通量(台/10分)	5 45	8 118	3 103	2 45

注1 騒音レベルについては、左の数値は道路端値で、右の数値は道路端から20または30mの値である。

2 自動車交通量は、10分間の上下線の合計台数であり、左の数値は大型車台数、右の数値は小型車台数である。

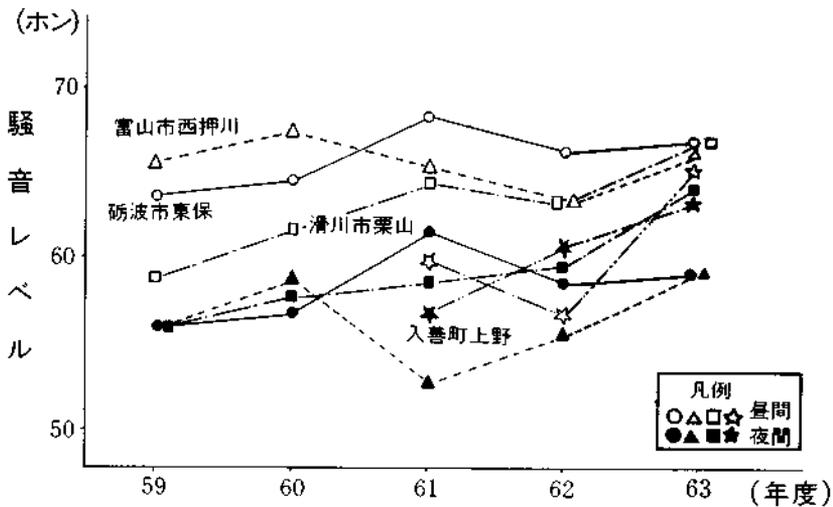
2 環境基準及び要請限度の欄中の()は、環境基準及び要請限度が適用されない地域であるが、仮に地域指定がなされた場合を想定した時の値である。

表2-73 高速道路騒音調査結果(63年度)

時 間	区 分	朝		昼 間		夕		夜 間	
		6時～8時		8時～19時		19時～22時		22時～6時	
砺波市東保	騒音レベル(ホン)	64		68		66		60	
	自動車交通量(台/10分)	43	48	30	154	24	47	38	36
富山市西押川	騒音レベル(ホン)	63		67		65		60	
	自動車交通量(台/10分)	25	75	32	136	26	61	35	36
滑川市栗山	騒音レベル(ホン)	68		68		65		65	
	自動車交通量(台/10分)	34	51	32	90	27	16	33	29
入善町上野	騒音レベル(ホン)	65		66		64		64	
	自動車交通量(台/10分)	22	24	32	52	25	21	35	11

注 自動車交通量は、10分間の上下線の合計台数であり、左の数値は大型車台数、右の数値は小型車台数である。

図2-15 騒音レベルの年度別推移



エ 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-74のとおり定められている。

本県では、60年6月富山空港周辺地域(富山市、婦中町の一部地域)について、航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行い、その達成状況を把握するため、四季ごとに1回(7日間)4地点で調査を実施している。

63年度の調査結果は、表2-75のとおりで、すべての地点において環境基準値を達成していた。過去3年間の調査結果と比較すると、図2-16のとおりで、低騒音型ジェット機の就航率が増加したため大幅に改善され、4地点とも2 WECPNL から6 WECPNL 程度低い値を示していた。

表2-74 航空機騒音に係る環境基準
(48年12月27日環境庁告示)

(単位: WECPNL)

地域の類型	基準値
I	70以下
II	75以下

(備考) I 類型: 専ら住居の用に供される地域

II 類型: I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

表2-75 航空機騒音調査結果(63年度)

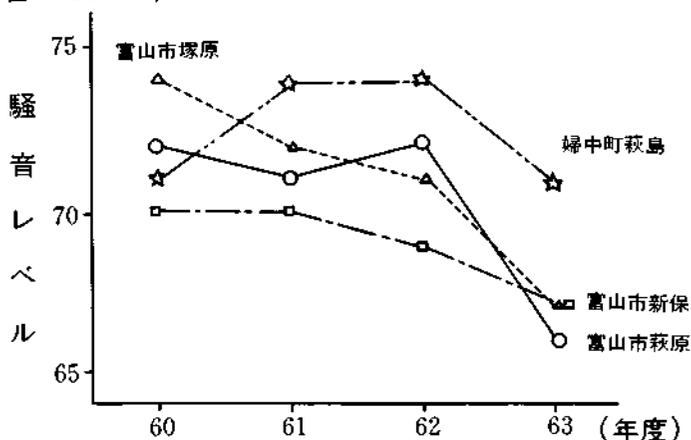
(単位: WECPNL)

測定地点	年間平均	環境基準
富山市萩原	66	(II 類型) 75以下
" 塚原	67	
" 新保	67	
婦中町萩島	71	

注 航空機騒音の評価は、1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のすべての値をパワー平均して行う。

図2-16 航空機騒音の年度別推移

(単位: WECPNL)



(2) 振動の状況

道路交通振動

県下の主要道路における道路交通振動の実態を把握するため、県及び14市町が115地点において調査を実施した。

63年度の調査結果を区域別に対比すると、表2-76のとおりであり、平均的な振動レベルは、いずれの区域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請基準と比較して極めて低い値であった。

表2-76 道路交通振動の調査結果(63年度)

(単位: デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域 住居地域	42(65)	41(60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	44(70)	42(65)
その他の区域	未指定地域	42	40

注1 () は、公安委員会への要請限度である。

2 振動レベルは40未満を40として計算した平均値である。

2 騒音及び振動防止に関して講じた施策

(1) 騒音の規制

ア 騒音規制法による規制

(ア) 規制地域(9市17町)

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場騒音

金属加工機械(機械プレス、鍛造機等)、織機等30種類の施設

b 特定建設作業騒音

くい打機を使用する作業等8種類の作業

(エ) 規制基準

a 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに表2-77のとおり定められている。

b 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は、作業の種類に応じて75ホンから85ホンまでとなっている。

なお、日曜・祭日の作業禁止及び一日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

c 自動車騒音

自動車の走行によって発生する騒音については、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されている。

なお、指定地域内の道路周辺部における自動車走行騒音の許容限度は、表2-78のとおりで、この値を超える場合には市町村長が公安委員会等に対して、交通規制や道路構造の改良等について要請することができることになっている。

表2-77 工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：ホン)

区 域 区 分		朝 6時～8時	昼 間 8時～19時	夕 19時～22時	夜 間 22時～6時
第1種区域	第1種住宅専用地域	40	45	40	40
第2種区域	第2種住宅専用地域 住居地域	45	55	45	40
第3種区域	近隣商業地域、 商業地域、準工業地域	60	65	60	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域の 境界から50m以内	65	70	65	63

- 注1 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65ホン、朝夕にあっては60ホン、夜間にあっては55ホンとする。
- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5ホンを減じた値とする。

表2-78 指定地域内における自動車騒音の許容限度(公安委員会への要請限度)

区 域 区 分		朝 6時～8時	昼 間 8時～19時	夕 19時～22時	夜 間 22時～6時
第1種区域 (第1種住宅専用地域)	1 車線の道路に面する区域	50	55	50	45
	2 車線の道路に面する区域	65	70	65	55
第2種区域 (第2種住宅専用地域、住居地域)	1 車線の道路に面する区域	55	60	55	50
	2 車線の道路に面する区域	65	70	65	55
	2 車線を超える道路に面する区域	70	75	70	60
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	1 車線の道路に面する区域	65	70	65	60
	2 車線の道路に面する区域	70	75	70	65
第4種区域 (工業地域、工業専用 地域の境界から50m以内)	1 車線の道路に面する区域	75	80	75	65
	2 車線を超える道路に面する区域				

(オ) 届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表2-79のとおり1,567工場・事業場、19,071施設となっている。

表2-79 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(元年3月31日現在)

市・町	特定施設		金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 械	土 石 用 破 砕 機	織 機	建 造 機 械 材 械	穀 物 用 製 粉 機	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機	印 刷 機 械	射 出 成 型 機	鋳 造 機 械	計
	工場 ・ 事業場	特定施設												
富山市	455	729	1,385	151	444	18	2	235	4	553	116	4	3,641	
高岡市	557	760	1,337	58	426	11		346	23	125	59	138	3,283	
新湊市	73	271	539	46		2	1	186		17	6		1,068	
魚津市	44	24	177	20	1,159			25		18	13		1,436	
氷見市	31	23	69	3	102	2		8		5		5	217	
滑川市	34	73	123	10		4		11	1	2	20		244	
黒部市	21	531	676	28	1,832			14		33		592	3,706	
砺波市	35	13	12	20	215	7		17		12	20		316	
小矢部市	35	20	60	7	16	3	16	27		23	5		177	
大沢野町	31	50	194	18				6		3	11		282	
大山町	1		1										1	
上市町	14		73		1,435	1	1	5		3	25		1,543	
立山町	16	12	46					4	4	3			69	
入善町	9	6	53	5	114					7		4	189	
朝日町	13		8		1			4					13	
八尾町	20	5	24	1						11	6		47	
婦中町	13	2	263	3		1				17	7		293	
小杉町	23	40	28		21			13		2	2		106	
大門町	14	31	9	16	1,078	2		9		4	18		1,167	
大島町	14	15	45	22		11		7					100	
城端町	6		1		321			1			1		324	
庄川町	16		97					14			33		144	
井波町	22	1	51		50			46		7			155	
福野町	28	14	60		186			24		7	11		302	
福光町	24	1	51		54			44		10	21		181	
福岡町	18	26	24	2		2		8		5			67	
計	1,567	2,674	5,406	410	7,454	64	20	1,054	39	860	374	743	19,071	

イ 条例による規制

条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県下全域にわたって規制している。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

なお、条例に基づく届出状況は、表2-80のとおり、1,815工場・事業場となっている。

表2-80 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(元年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富山市	243	上市町	30	大島町	8
高岡市	336	立山町	48	城端町	51
新湊市	30	宇奈月町	23	平村	8
魚津市	66	入善町	24	上平村	15
氷見市	66	朝日町	23	利賀村	9
滑川市	58	八尾町	38	庄川町	7
黒部市	128	婦中町	59	井波町	7
砺波市	146	山田村	1	井口村	3
小矢部市	128	細入村	6	福野町	63
大沢野町	13	小杉町	8	福光町	99
大山町	28	大門町	9	福岡町	30
舟橋村	4	下村	0	計	1,815

ウ 監視取締りと行政指導

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、表2-81のとおり、県及び市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-81 騒音関係の立入検査状況(63年度)

業種等 区分	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電気業	その他	合計
立入検査件数	6	7	9	8	13	1	8	7	7	6	27	8	4	3	4	3	121

(2) 振動の規制

ア 振動規制法による規制

(ア) 規制地域(9市17町)

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象施設

工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場振動

金属加工機械(機械プレス、鍛造機等)、織機等20種類の施設

b 特定建設作業振動

くい打機を使用する作業等6種類の作業

(エ) 規制基準

工場振動に係る規制基準及び道路交通振動に係る公安委員会等への要請限度は、それぞれ、表-82及び表-83のとおりである。

また、特定建設作業振動の規制基準は75デシベルで、日曜・祭日の作業の禁止及び1日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

表2-82 工場振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間 8時～19時	夜 間 19時～8時
第1種区域	第1種住宅専用地域	60	55
	第2種住宅専用地域		
	住居地域		
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60
第2種区域(2)	工業地域	70	65

注 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域((1)に掲げる区域を除く)

表2-83 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間 8時～19時	夜 間 19時～8時
第1種区域	第1種住宅専用地域 第2種住宅専用地域 住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70	65



高速道路騒音調査

(オ) 届出状況

振動規制法に基づく届出状況は、表-84のとおり、806工場・事業場、10,319施設となっている。

表2-84 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(元年3月31日現在)

特定施設 工場・事業場 市町	金属加工機械	圧縮機	破碎機等	織機	建設用資材製造機	木材加工機械	印刷機	樹脂練用ロール機又は合成機	射出成型機	鋳造型機	計	
富山市	222	663	281	59	440	8	24	178	1	104	4	1,762
高岡市	291	1,073	533	60	298		37	44		47	133	2,225
新湊市	37	49	44	43			26	3		6		171
魚津市	20	30	84	5	1,159		3			9		1,290
氷見市	13	9	16		102						3	130
滑川市	20	80	112				3	3	5			203
黒部市	15	101	56	22	80		3	15	30	149		456
砺波市	10	15	3	1	168			20		19		226
小矢部市	22	31	32	7	16	6	1	4	8	5		110
大沢野町	25	51	81	18				6		11		167
大山町												0
上市町	10		16		1,435					25		1,478
立山町	10	10	30							3		43
入善町	7	5	36	1	114			1			3	160
朝日町	13		8		1		4					13
八尾町	17	5	20	1						6		32
婦中町	4	4		105								109
小杉町	3	3										3
大門町	3			1	841	1						843
大島町	4	4	12	15								31
城端町	6		1		321		1			1		324
庄川町	8		12							33		45
井波町	8		11		50		2					63
福野町	14	17	50		186			4		11		268
福光町	12	8	12		46	3				19		88
福岡町	12	51	14	3		8		3				79
計	806	2,209	1,466	341	5,257	26	104	281	44	448	143	10,319

イ 監視取締りと行政指導

振動規制法の対象工場・事業場等について、表2-85のとおり、県及び市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-85 振動関係立入検査状況(63年度)

業 種 等	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	化 学 工 業	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	電 気 業	そ の 他	合 計
区 分 立 入 検 査 数	2	2	1	5	1	2	7	1	7	4	2	1	4	1	40

第4節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の現況

悪臭は、感覚公害として、日常生活に身近なものであり、発生源が化学工業、畜産業からサービス業にいたるまで多種多様であるため、実態の把握や防止対策については、困難な面がある。

本県では、従来から問題にされていたパルプ工業の悪臭については、かなり改善されてきているが、一般に苦情の多い畜産業や魚腸骨処理場については、防止対策を指導しているものの依然として苦情がみられる。

2 悪臭防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 悪臭防止法に基づく規制

(ア) 規制地域(9市17町)

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象物質

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド及びスチレンの8物質

(ウ) 規制基準

本県では、表2-86のとおり、工業専用地域とその他の地域に区分し、規制基準を設定している。

表2-86 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	工業専用地域	その他の地域 (第一種及び第二種住居専用地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)
アンモニア	2 (ppm)	1 (ppm)
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
スチレン	0.8	0.4

臭気強度 3.0 (工業専用地域) 臭気強度 2.5 (その他の地域)

イ 条例に基づく規制

公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。

条例による届出状況は、表2-87のとおり、1,191工場・事業場で、ほとんど養豚等の家畜飼養施設である。

表2-87 条例に基づく悪臭の届出工場・事業場

(元年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富山市	122	上市町	32	大島町	1
高岡市	143	立山町	74	城端町	20
新湊市	1	宇奈月町	13	平村	2
魚津市	90	入善町	72	上平村	0
水見市	87	朝日町	16	利賀村	1
滑川市	49	八尾町	18	庄川町	5
黒部市	70	婦中町	27	井波町	23
砺波市	101	山田村	3	井口村	7
小矢部市	53	細入村	1	福野町	44
大沢野町	35	小杉町	15	福光町	35
大山町	12	大門町	4	福岡町	7
舟橋村	7	下村	1	計	1,191

(2) 悪臭実態調査

悪臭の実態を把握し、悪臭防止対策の基礎資料を得ることを目的として、市町村から希望があった16工場・事業場から事前調査により、畜産業、食料品製造業等7工場・事業場を選定し、発生源、敷地境界及びその周辺環境において、悪臭7物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、スチレン）を対象に調査を実施した。

調査結果は、表2-88のとおりで、発生源における測定値は、いずれの物質も悪臭防止法の規制基準の臭気強度2.5以下であった。また、敷地境界における測定値については、食料品製造業の1事業所ではメチルメルカプタンとトリメチルアミンが、プラスチック製品製造業の1事業所ではスチレンが規制基準の臭気強度2.5を超えていたので、工場の密閉化や維持管理の徹底等の指導を行った。

表2-88 悪臭実態調査結果

悪臭物質	業種 事業所数	畜産業	食料品製造業	廃棄物処理業	プラスチック製品製造業
		2	3	1	1
アンモニア	境界	ND	ND~0.46	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
	発生源	—	ND~7.8	ND	—
メチルメルカプタン	境界	ND	ND~0.043	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
硫化水素	境界	ND	ND	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
	発生源	—	ND~1.5	—	—
硫化メチル	境界	ND	ND~0.003	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
二硫化メチル	境界	ND	ND	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
トリメチルアミン	境界	ND	ND~0.021	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
	発生源	—	0.044~1.3	—	—
スチレン	境界	—	—	—	0.056~0.77
	環境	—	—	—	0.013~0.083

注：ND（検出されず。）とは、定量限界（アンモニア0.1ppm、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン0.001ppm、スチレン0.002ppm）未満をいう。

第5節 土壌汚染の現況と対策

1 土壌汚染の現況

(1) 神通川流域

神通川流域では、43年にイタイタイ病に対する厚生省の見解が発表されてから、土壌汚染の問題が表面化してきた。46年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（以下「土壌汚染防止法」という。）が施行されたことに伴い、神通川流域の農用地のカドミウム汚染調査を開始した。

46～51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壌1,667点について調査した。調査結果の概要は、表2-89及び表2-90のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点、汚染米発生地域の面積は約500haであったが、これらの地域では水稻の作付が停止されている。

この調査結果にもとづき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生する恐れがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-91のとおりで、玄米中の平均カドミウム濃度は0.99ppm、土壌中の平均カドミウム濃度は、作土が1.12ppm、次層土が0.68ppmであった。

表2-89 玄米中カドミウム濃度(神通川流域)

玄米中のカドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40～0.99	523	37	228	20	751	29
1.00～1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

表2-90 土壌中のカドミウム濃度(神通川流域)

土壌中のカドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未 満	135	16	50	6	185	11
0.50~0.99	447	52	278	34	725	44
1.00~1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以 上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表2-91 対策地域内の玄米および土壌中カドミウム濃度(神通川流域)

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点 数	最 高	最 低	平 均	作 土				次 層 土			
					点 数	最 高	最 低	平 均	点 数	最 高	最 低	平 均
左 岸	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	334	4.86	0.06	0.65
右 岸	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.46	172	5.17	0.09	0.74
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	506	5.17	0.06	0.68

(2) 黒 部 地 域

45年に、黒部市の日鉱亜鉛(株) (旧日本鉱業(株)三日市製錬所) 周辺地域の農用地が、カドミウムによって汚染されていることが判明し、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46~48年の3年間にわたって同社周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した。調査結果の概要は、表2-92及び表2-93のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haであった。

この調査結果にもとづき汚染米発生地域と近傍地域をあわせた129.5haを対策地域として指定した。

表2-92 玄米中のカドミウム濃度
(黒部地域)

玄米中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未 満	80	26
0.40~0.99	229	72
1.00~1.99	7	2
2.00 以 上	0	0
計	316	100

表2-93 土壌中のカドミウム濃度
(黒部地域)

土壌中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
2.00 未 満	29	13
2.00~5.99	130	58
6.00~9.99	45	20
10.00以 上	21	9
計	225	100

2 土壌汚染防止に関して講じた施策

(1) 神通川流域

ア 対策計画の策定

神通川流域の対策地域面積は1,500.6haと1市3町の広大な地域におよぶ。土壌汚染対策事業を促進するうえで、流域全体の農用地土壌汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を分割して策定することとした。

土壌汚染防止法にもとづき、第1次地区は上流部96.4ha（台帳）について55年2月に、第2次地区は第1次地区に隣接した上流部450.5ha（台帳）について59年1月に対策計画を策定した。

(ア) 第1次地区・第2次地区の区域、面積及び利用区分

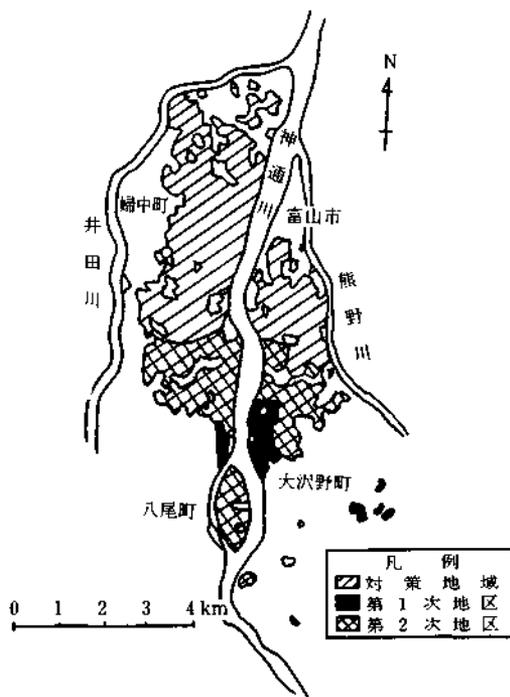
対策計画策定地区は図2-17のとおりである。また、これらの面積(実測)と土地利用区分は表2-94のとおりである。

表2-94 土地利用区分と面積(実測)

計画区分	地域区分	市町名	対策地域の面積			①のうち農用地として利用する面積					①のうち農用地以外として利用する面積
			①農用地(田)	農用地以外	計	事業対象面積		事業対象外面積(砂利採取)田	計		
						畑	田				
第1次地区	左岸地域	婦中町	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	-	12.6	0.9
		小計	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	-	12.6	0.9
	右岸地域	富山市	54.7	6.3	61.0	40.0	0.5	40.5	11.8	52.3	2.4
		大沢野町	28.5	3.2	31.7	23.7	-	23.7	-	23.7	4.8
	小計	83.2	9.5	92.7	63.7	0.5	64.2	-	64.2	76.0	7.2
計	96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1		
第2次地区	左岸地域	婦中町	208.8	26.1	234.9	143.5	1.6	145.1	49.4	194.5	14.3
		八尾町	78.5	11.1	89.6	55.8	0.2	56.0	21.0	77.0	1.5
	小計	287.3	37.2	324.5	199.3	1.8	201.1	70.4	271.5	15.8	
	右岸地域	富山市	123.8	15.5	139.3	112.7	3.9	116.6	3.3	119.9	3.9
		大沢野町	16.1	1.2	17.3	14.6	0.2	14.8	-	14.8	1.3
小計	139.9	16.7	156.6	127.3	4.1	131.4	3.3	134.7	5.2		
計	427.2	53.9	481.1	326.6	5.9	332.5	73.7	406.2	21.0		

(単位: ha)

図2-17 第1次、第2次対策計画策定地域位置図



(4) 事業の内容

第1次地区及び第2次地区の復旧方式等は表2-95のとおりである。

表2-95 第1次地区及び第2次地区の復旧方式等

区 分	第1次地区	第2次地区
復 旧 方 式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式
対 策 工 法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法
客土母材の採土地	大次野町市場地内の山林	大次野町市場地内の山林 八尾町横ノ手地内の山林

(ウ) 事業費の概算等

第1次地区及び第2次地区の事業費は、それぞれ1,783,000千円、10,940,000千円（それぞれ53年4月、58年4月現在の物価及び賃金水準を積算基礎として算出した。）である。このうち、第2次地区に係る公害防止事業費事業者負担法にもとづく費用負担計画は、表2-96のとおりである。

表2-96 公害防止事業に係る費用負担計画の概要(第2次地区)

告示年月日		59年1月20日（富山県告示第42号）
公害防止事業の種類		農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土 その他の事業
費用を負担させる事業者の名称		三井金属鉱業㈱
算定基礎 負担総額及び	公害防止事業費①	10,940,000千円
	汚染寄与度②	0.5908
	概定制合③	2/3
	負担率②×③	0.3939
	負担総額①×②×③	4,309,266千円
その他		物価等の変動により、事業費に変更が生じた時は、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

イ 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画が策定されると、土地改良法等にもとづき公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）が実施されることになる。第1次地区については、55年10月に県営公特事業神通川流域地区として事業計画が確定し、同月から工事に着手し、58年度には面工事が完了した。

また、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、6月から工事に着手した。

(ア) 事業計画

公特事業では、指定地域のほか、隣接する地域でこれに準じて一体的に施行することが必要な地域及びこれらと併せて事業を行うことが必要かつ妥当な地域についても、区画整理を施行している。

第1次地区及び第2次地区の事業面積は表2-97のとおりである。

表2-97 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位: ha)

区 分	全 体	内 訳			
		指定地域	隣接地域	併せ地域	
第1次地区	富山市	41.3	38.5	1.4	1.4
	婦中町	13.0	11.8	0.5	0.7
	大沢野町	36.9	23.1	4.3	9.5
	計	91.2	73.4	6.2	11.6
第2次地区	富山市	173.0	116.6	8.4	48.0
	大沢野町	18.8	14.8	2.8	1.2
	婦中町	190.9	145.1	5.3	40.5
	八尾町	58.8	56.0	—	2.8
	計	441.5	332.5	16.5	92.5

(イ) 土壌復元工事の実施状況

表2-98のとおり、第1次地区では、全面積において水稻の作付が可能となった。また、第2次地区についても、元年度に作付可能になる客土水田面積は147haとなった。

63年度に作付した第2次地区の客土水田(99ha)におけるカドミウ

表2-98 作付可能面積 (元年度)

(単位: ha)

区 分			田		畑		合 計
			客 土	非客土	客 土	非客土	
第1次地区	左岸地域	婦中町	11.29	0.41	0.23	—	11.93
		小 計	11.29	0.41	0.23	—	11.93
	右岸地域	富山市	39.47	1.23	1.00	—	41.70
		大沢野町	25.00	11.61	0.03	—	36.64
		小 計	64.47	12.84	1.03	—	78.34
計	75.76	13.25	1.26	—	90.27		
第2次地区	左岸地域	婦中町	31.77	16.57	0.12	0.02	48.48
		八尾町	3.79	—	—	—	3.79
		小 計	35.56	16.57	0.12	0.02	52.27
	右岸地域	富山市	97.12	27.03	1.09	0.26	125.50
		大沢野町	13.99	2.18	0.06	—	16.23
		小 計	111.11	29.20	1.15	0.26	141.73
計	146.67	45.77	1.27	0.29	194.00		
合 計	計	222.43	59.02	2.53	0.29	284.27	

ム濃度を調査したところ、玄米中のカドミウム濃度は0.30ppm～0.03 ppm、土壌中のカドミウム濃度は0.16ppm～0.08ppmであった。

ウ 対策地域の一部指定解除

第1次地区の工事が終了した地域の追跡調査を実施して安全性が確認されたため、62年6月9日、第1次地区のうち95.2haについて、その指定を解除した。

(2) 黒部地域

本地域は黒部市の中心部近くに位置しているため、対策地域内の農用地113.7haのうち約45haが、都市計画の用途地域（54年9月決定）の中に取り込まれた。また、対策地域内において市企業団地の造成や住宅団地の造成などが行われ、他用途へ転用される農用地が出てきた。

このため、対策地域内農用地の土地利用区分について、黒部市は地元農家の土地利用意向調査を実施するなど、対策計画策定のための諸準備を進めている。

第6節 地下水の現況と対策

1 地下水の現況

(1) 地下水位の変動

本県における地下水位の観測は、高岡・砺波地域10か所、富山地域7か所、魚津・滑川地域4か所及び黒部地域7か所の合計28観測井において実施した。

最近5年間の地下水位の変動は、表2-99のとおりであり、一部の地点では豪雪による地下水利用の影響などにより低下がみられたが、全体的には大幅な変動がなく、おおむね横ばいに推移している。

また、主な観測井における月毎の地下水位の推移は、図2-18のとおりであり、市街地では、積雪時に低下がみられる。

地域別にみると次のとおりである。

ア 高岡・砺波地域

能町、寺塚原及び作道観測井では、59年度及び60年度は、豪雪による地下水利用の影響によって地下水位が少し低下していたが、61年度以降は、ゆるやかに回復の傾向がみられる。その他、上関、二塚及び日詰の観測井では、横ばいに推移している。

イ 富山地域

下飯野、奥田北及び三郷の観測井では、59年度及び60年度はやや低下の傾向にあったが、61年度以降は、ゆるやかに回復の傾向がみられ、その他の山室、西の番、前沢及び速星の観測井では、ほぼ横ばいに推移している。

ウ 魚津・滑川地域

62年度から観測を開始したばかりであり、観測期間は短いですが、4観測井ともほぼ横ばいに推移している。

表2-99 地下水位の年度別推移（年平均値）

地域名	観測井の名称	所在地	井戸の深さ(m)	平均地下水位(cm)				
				59年度	60年度	61年度	62年度	63年度
高岡・砺波地域	能町	高岡市	260	- 389	- 366	- 281	- 271	- 230
	上関	"	240	+ 354	+ 375	+ 378	+ 363	+ 359
	二塚	"	40	- 133	- 141	- 136	- 139	- 141
	寺塚原	新湊市	150	- 534	欠測	- 387	- 377	- 332
	作道	"	100	- 123	- 136	- 77	- 83	- 70
	日詰	砺波市	100	-1,350	-1,302	-1,389	-1,390	-1,378
	五郎丸	"	80	-	-	-	-	-3,244
	水島	小矢部市	80	-	-	-	-	- 931
	布袋	福野町	80	-	-	-	-	-1,240
富山地域	江尻	福岡町	80	-	-	-	-	- 79
	下飯野	富山市	200	- 80	- 86	- 53	- 65	- 47
	奥田北	"	93	- 294	- 284	- 247	- 251	- 227
	山室	"	20	- 125	- 93	- 145	- 164	- 117
	西の番	"	100	-1,413	-1,392	-1,454	-1,472	-1,426
	三郷	"	150	- 115	- 123	- 79	- 96	- 79
	前沢	立山町	100	- 404	- 383	- 411	- 423	- 389
	遠星	婦中町	100	- 132	- 144	- 141	- 139	- 135
	魚津・滑川地域	住吉	魚津市	50	-	-	-	- 233
北鬼江		"	70	-	-	-	- 665	- 661
下島		滑川市	80	-	-	-	- 199	- 184
四ッ屋		"	100	-	-	-	-2,252	-2,215
黒部地域	金屋	黒都市	150	- 766	- 682	- 721	- 727	- 693
	三日市	"	100	- 936	- 853	- 863	- 899	- 847
	五郎八	"	50	-1,775	-1,387	-1,516	-1,448	-1,405
	青木	入善町	150	-1,431	-1,284	-1,359	-1,328	-1,319
	入膳	"	100	-1,915	-1,820	-1,897	-1,912	-1,884
	小摺戸	"	50	-1,213	-1,167	-1,206	-1,210	-1,209
	月山	朝日町	100	- 825	- 760	- 772	- 730	- 716

注1 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-と表わす。

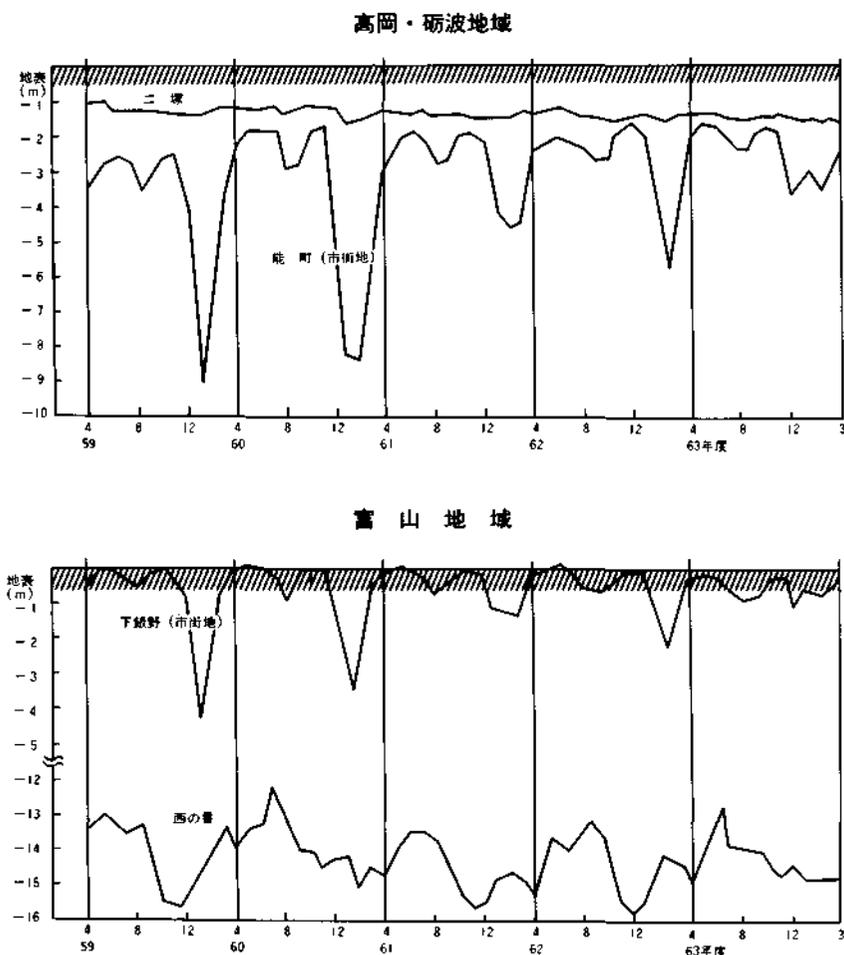
2 寺塚原観測井の60年度の欠測は、工事のためである。

エ 黒部地域

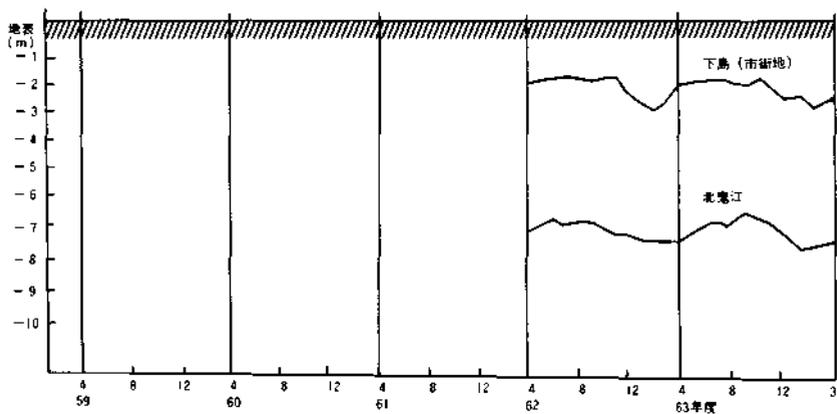
三日市、五郎八、青木、入膳及び月山の観測井では、59年度に一時的低下がみられたが、全体的には、横ばいに推移している。

その他、金屋、小摺戸の観測井では、積雪による影響もほとんどなく、横ばいに推移している。

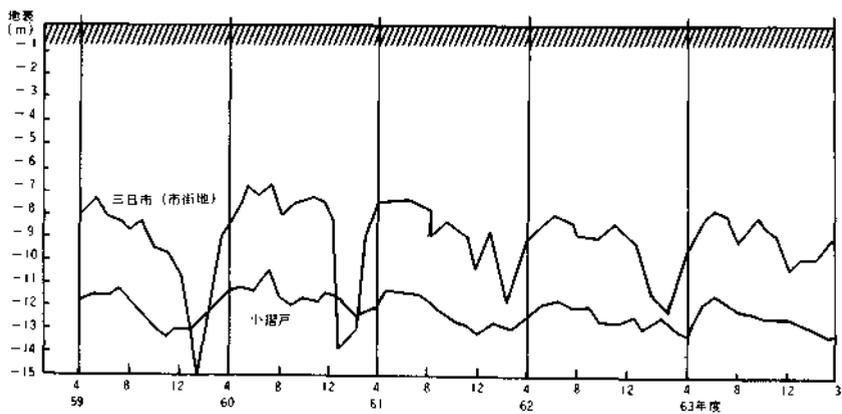
図2-18 主な観測井の地下水位（月平均）



魚津・滑川地域



黒部地域



地下水

(2) 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況については、高岡・新湊地域60地点、富山地域40地点、黒部地域30地点の計130地点における実態を調査した。

塩素イオン濃度分布は、図2-19のとおりであり、ここ数年ほとんど変化はみられない。

ア 高岡・新湊地域

本地域では、小矢部川下流域から富山新港周辺にかけて比較的広範囲に塩水化がみられる。

地区別にみると、高岡地区では塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地域は小矢部川河口から約 8km 上流の内陸部までに及んでおり、塩素イオン濃度 $1,000\text{mg/l}$ 以上の地域は伏木港周辺にみられる。

また、新湊地区では、塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地点は、海岸線から内陸部約 2 km までみられ、富山新港周辺では塩素イオン濃度 $10,000\text{mg/l}$ 以上の地点もみられる。

イ 富山地域

本地域では、塩素イオン濃度 100mg/l 上の地点は、富山港から約 1.5 km 内陸部の東岩瀬地区までの比較的狭い地域にみられた。

ウ 黒部地域

本地域では、塩素イオン濃度 100mg/l 以上の地点はみられない。

図2-19 塩素イオン濃度分布



2 地下水に関して講じた施策

(1) 地下水条例による規制

ア 指定地域

表2-100 地下水条例による指定地域

区分 \ 地域	富山地域	高岡地域
規制地域	富山市の一部	高岡市、大門町の一部 新湊市、大島町の全部
観察地域	富山市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、八尾町及び婦中町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市、小杉町、大門町及び福岡町の一部、下村の全部

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が 21cm^2 を超えるもの。(ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。)

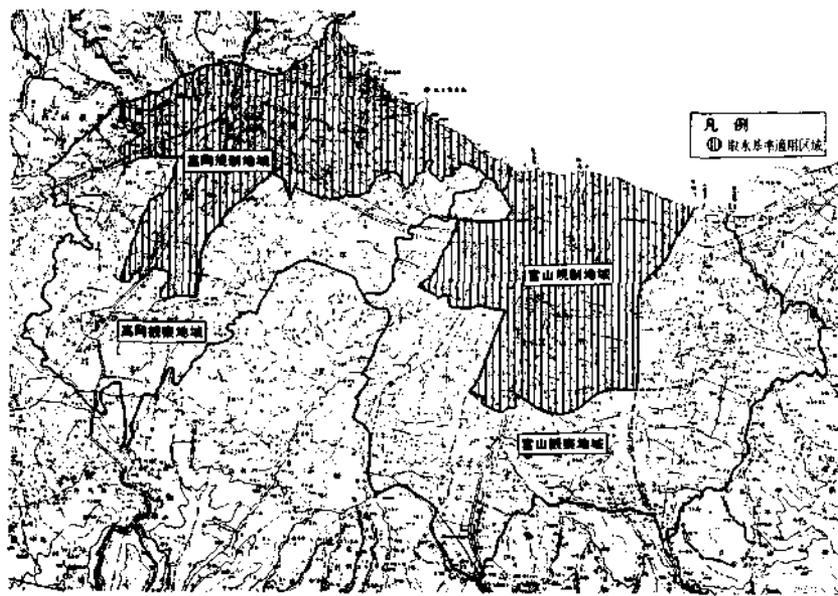
ウ 取水基準

規制地域内の工業用、建築物用の対象揚水設備については、取水基準を段階的に適用してきたが、62年4月1日から表2-101のと通りの基準を適用している。

表2-101 取水基準

区分 \ 項目	揚水機の吐出口断面積 (cm^2)	採取する地下水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
既設	52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以下 1,000 以下
新設	52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以下 800 以下

図2-20 取水基準適用区域



エ 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業所数が1,961、揚水設備数が2,578であり、その内訳は、表2-102のとおりである。

市町村別では、富山市が812事業所、1,053設備、高岡市が496事業所、700設備と両市で全体の設備数の3分の2を占めている。

また、用途別では、建築物用が最も多く850事業所、990設備であり、次いで、工業用が399事業所、798設備、道路等消雪用が、618事業所、663設備の順となっており、近年、道路等消雪用の設備が増加している。

表2-102 地下水採取条例に基づく揚水設備の届出状況

1 市町村別届出状況

(元年3月31日現在)

地域	区分 市町村	規制地域		観察地域		合計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
富山地域	富山市	699	916	113	137	812	1,053
	大沢野町			55	78	55	78
	大山町			10	13	10	13
	舟橋村			2	2	2	2
	上市町			104	131	104	131
	立山町			55	65	55	65
	八尾町			16	19	16	19
	婦中町			70	106	70	106
	小計	699	916	425	551	1,124	1,467
	高岡地域	高岡市	477	673	19	27	496
新湊市	71	93			71	93	
大門町	26	29	7	9	33	38	
大島町	22	34			22	34	
砺波市			130	146	130	146	
小杉町			31	36	31	36	
下村			11	11	11	11	
福岡町			43	53	43	53	
小計	596	829	241	282	837	1,111	
合計	計	1,295	1,745	666	833	1,961	2,578

2 用途別届出状況

(元年3月31日現在)

用途	区分	規制地域		観察地域		合計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用		275	562	124	236	399	798
建築物用		652	766	198	224	850	990
水道用		5	19	35	45	40	64
農業・水産業用		10	10	44	53	54	63
道路等消用		353	388	265	275	618	663
計		1,295	1,745	666	833	1,961	2,578

オ 地下水採取状況

条例に基づき報告された63年度の年間地下水採取量は125.5百万 m³/年で、その内訳は表2-103のとおりである。

市町村別では、富山市が51.2百万 m³/年と最も多く、次いで高岡市が23.7百万 m³/年となっており、両市で全体の60%を占めている。

用途別では、工業用が86.3百万 m³/年と最も多く、全体の69%を占めており、次いで建築物用の17.3百万 m³/年、水道用の14.6百万 m³/年の順となっている。

表2-103 地下水採取状況(63年度)

1 市町村別

(単位：百万m³/年)

		規制地域	観察地域	合計
富 山 地 域	富山市	45.2	6.0	51.2
	大沢野町	—	4.3	4.3
	大山村	—	1.7	1.7
	舟橋村	—	—	—
	上市町	—	5.6	5.6
	立山町	—	2.5	2.5
	八尾町	—	2.2	2.2
	婦中町	—	16.0	16.0
	小計	45.2	38.3	83.5
高 岡 地 域	高岡市	22.6	1.1	23.7
	新湊市	2.4	—	2.4
	大門町	1.2	2.9	4.1
	大島町	4.3	—	4.3
	砺波市	—	4.7	4.7
	小杉町	—	0.3	0.3
	下村	—	—	—
	福岡町	—	2.5	2.5
	小計	30.5	11.5	42.0
	合計	75.7	49.8	125.5

注 ーは、10万m³/年未満である。

2 用途別

(単位：百万m³/年)

用途 \ 区分	規制地域	観察地域	合計
工業用	57.0	29.3	86.3
建築物用	11.9	5.4	17.3
水道用	3.1	11.5	14.6
農業・水産業用	0.9	2.0	2.9
道路等消雪用	2.8	1.6	4.4
計	75.7	49.8	125.5

(2) 監視測定体制の整備

本県における地下水位の観測は、34年度に高岡市二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、現在、高岡・砺波地域10井、富山地域7井、魚津・滑川地域4井、黒部地域7井の合計28観測井で監視を行っている。

これらの観測井の位置及び構造は、表2-104のとおりである。

(3) 監視取締りと行政指導

地下水条例の対象工場・事業場について、立入検査を実施し、取水基準の遵守状況及び揚水記録等設備の維持管理状況について調査するとともに技術指導を行った。

(4) 水準測量調査

ア 調査概要

県内の水準測量調査については、昭和48年度から53年度にかけて実施し、地盤沈下は終息したという結論を得ているが、近年、消雪装置等の普及により冬期間に地下水位の低下がみられる地域もあり、地盤沈下が懸念されたため、高岡、射水及び富山地域において調査を実施した。

イ 調査対象地域

- ・高岡、射水及び富山地域

(小矢部川、旧8号線、常願寺川、富山湾に囲まれた地域)

- ・測量延長 149km (測量路線は、図2-21のとおり)

表2-104 地下水観測井の位置と構造

地域	観測井 の名称	位置	設置 年度	管理者	井戸の構造			標高 (m)
					深度 (m)	口径 (mm)	ストレーナ 位置 (m)	
高岡・砺波地域	能町	高岡市荻布	42	県	260	300	156~178	3.48
	上関	高岡市京田	42	県	240	300	164~175	12.59
	二塚	高岡市二塚	34	県	40	250	34~39	11.00
	寺塚原	新湊市寺塚原	42	県	150	350	102~124	6.22
	作道	新湊市殿村	54	県	100	250	40~54	2.41
	日詰	砺波市日詰	52	県	100	250	78~89	41.08
	五郎丸	砺波市五郎丸	60	国	80	250	48~59 65~70	73.35
	水島	小矢部市水島	60	国	80	250	43~49 54~59 65~71	41.26
	布袋	福野町布袋	60	国	80	250	43~54 60~65	60.89
	江尻	福岡町江尻	60	国	80	250	56~67 72~78	19.30
富山地域	下飯野	富山市下飯野	49	県	200	250	106~139	5.50
	奥田北	富山市下新北町	49	県	93	250	65~82	6.44
	山室	富山市山室	57	県	20	250	15~20	29.05
	西の番	富山市西の番	49	県	100	250	50~83	88.96
	三郷	富山市三郷	59	県	150	250	106~139	10.18
	前沢	立山町前沢	49	県	100	250	23~50	63.18
魚津・滑川地域	速星	婦中町速星	53	県	100	250	84~95	14.19
	住吉	魚津市住吉	61	国	50	250	23~34	6.67
	北鬼江	魚津市北鬼江	61	国	70	250	59~71	12.64
	下島	滑川市下島	61	国	80	250	66~77	5.84
黒部地域	四ッ屋	滑川市四ッ屋	61	国	100	250	65~82	35.48
	金屋	黒部市金屋	51	県	150	250	112~134	15.84
	三日市	黒部市三日市	51	県	100	250	51~73	18.85
	五郎八	黒部市五郎八	51	県	50	250	28~45	46.78
	青木	入善町青木	51	県	150	250	117~145	25.58
	入膳	入善町入膳	51	県	100	250	73~95	27.63
	小摺戸	入善町小摺戸	51	県	50	250	34~50	69.67
	月山	朝日町月山新	51	県	100	250	56~78	23.29

注 管理者の「国」は、通商産業省所管のものをいう。

・測量方法 2級水準測量（誤差 $5\sqrt{S}$ mm の精度 S：測量距離）

ウ 調査結果

調査結果は、表-105のとおりであり、この地域の過去10年間における地盤変動量は年間5 mm以下であり、地盤沈下の目安といわれている10 mm/年を超えた地点はなく、地盤沈下は認められなかった。

また、表層地質図や沖積層分布図から地盤変動量と地形・地質の関係について検討したが、はっきりとした相関はみられなかった。

表2-105 地盤変動調査結果

	隆起(mm/年)	沈下(mm/年)	合 計
年間変動量	0～5	0～5	
水準点数	19	15	34



地下水観測井



水準測量調査

第7節 廃棄物の現況と対策

1 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の処理

日常生活に伴って生じるごみ、し尿などの「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、住民サービスの一環として処理を行っている。

ア ごみ処理

ごみ処理状況の年度別推移及びごみ処理施設の整備状況は、表2-106及び表2-107のとおりである。

62年度における収集人口は112万6千人で県人口の99.9%を占めている。収集されたごみは年間38万4千tで、そのうち可燃物29万1千t(構成比75.8%)は焼却、不燃物8万t(同20.9%)は埋立、その他は再利用されている。

なお、ごみの焼却施設は、15施設(処理能力1,539t/日)となっている。

また、粗大ごみ処理施設は、富山、砺波、射水の各広域圏と高岡市の合わせて4施設(処理能力185t/日)が整備されている。

表2-106 ごみ処理状況の推移

年 度	総人口(人)	計 画 取 集 区 域						自 家 処 理 量 (t/年)	計画取 集人口 率(%)
		人 口(人)	総排出量 (t/年)	取 集 処 理 量 (t/年)			計		
				焼 却	埋 立	そ の 他			
59	1,121,712	1,121,676	398,871	254,239	103,931	8,601	366,771	32,100	99.9
60	1,123,980	1,123,946	394,161	258,478	99,831	8,853	367,162	26,999	99.9
61	1,125,398	1,125,369	398,689	277,176	83,784	11,476	372,436	26,253	99.9
62	1,126,006	1,125,983	410,904	291,050	80,198	12,770	384,018	26,886	99.9
63 (推計)	1,126,000	1,126,000	401,000	289,000	73,000	13,000	375,000	26,000	100

表2-107 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(元年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富 山 市	岩瀬清掃工場	機械化パッチ	160
	滑 川 市	衛生センター	〃	35
	上 市 町	清掃センター	〃	16
	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・ 上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細 入村)	クリーンセンター	連続	600
高 岡	高 岡 市	環境センター焼却工場	〃	270
	水 見 市	西部清掃センター	機械化パッチ	50
	小 矢 部 市	環境センター	〃	30
	福 岡 町	清掃センター	パッチ	10
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町)	西部清掃センター	機械化パッチ	90
	新川広域圏事務組合 (入善町・朝日町)	東部清掃センター	〃	50
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・庄川町・井波町・福野町)	〃	準連続	60
	砺波広域圏事務組合 (城端町・井口村・福光町)	西部清掃センター	機械化パッチ	40
	砺波広域圏事務組合 (平村・上平村)	平・上平清掃センター	パッチ	5
	利賀村	廃芥焼却場	〃	3
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	準 連 続	120
計		15 施 設		1,539

(2) 粗大ごみ処理施設

(元年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢野町・大山町・八尾町・婦 中町・山田村・細入村・上市町・立山町・舟橋村)	クリーンセンター 南分場	圧 縮	75
高 岡	高岡市	粗大ごみ処理工場	破砕・圧縮	50
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・井波町・庄川町・福野町)	東部清掃センター	圧 縮	30
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	破砕・圧縮	30
計		4 施 設		185

イ し 尿 処 理

し尿処理状況の年度別推移及びし尿処理施設の整備状況は、表2-108及び表2-109とおりでである。

62年度における衛生処理人口は、くみ取りし尿収集人口51万5千人と水洗化人口53万1千人を合わせた104万6千人で、県人口の92.9%を占めている。収集されたし尿(浄化槽汚でい9万9千klを含む。)34万8千klは、そのほとんどがし尿処理施設で処理されている。

なお、し尿処理施設は、11施設(処理能力1,137kl/日)となっている。また、水洗便所のし尿は、公共下水道及び浄化槽で処理されているが、浄化槽については水洗化への強い要望から、急激に増加しており、その設置基数も63年度末には約9万3千基となり、年間約6千基の増加をみている。

表2-108 し尿処理状況の年度別推移

年度	総人口(人)	くみ取り 便所 計画収集 人口(人)	水洗便所			衛生処理 人口(人)	収集内訳(千kl/年)			処理内訳(千kl/年)		
			浄化槽 基数(基)	人口(人)	公共 下水道 人口(人)		くみ取り し尿	浄化槽 汚でい	計	し尿処理 施設	公共下水 道マンホ ール投入	農村産廃 その他
59	1,121,712	559,989	70,403	277,844	162,552	1,000,385	256,674	85,167	341,841	329,308	12,533	0
60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	1,024,387	259,251	88,608	347,859	333,507	14,352	0
61	1,125,398	525,635	82,048	333,669	174,375	1,033,679	254,040	97,291	351,331	335,775	15,556	0
62	1,126,006	515,379	87,261	348,031	182,728	1,046,138	249,033	98,653	347,686	331,975	15,711	0
63 (推計)	1,126,000	481,000	93,000	376,000	200,000	1,057,000	232,000	109,000	341,000	317,000	24,000	0

表2-109 し尿処理施設の整備状況

(元年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	型式	能力 (k _l /日)
富山	富山市	牛島浄化センター	消化・散水ろ床	153
	滑川市	し尿処理場	消化・活性汚でい	33
	福中町	衛生センター	活性汚でい	40
山	富山県中央衛生 処理組合 (富山市(富南地区)・大沢野町・大 山町・八尾町・細入村)	万 浄 園	消化・活性汚でい	217
	富山県中部衛生 センター組合 (富山市(水鏡地区)・上市町・立山町)	し尿処理場	活性汚でい	80
高 岡	高岡市	四屋下水処理場	消化・活性汚でい	150
	水見市	クリーンセンター	高負荷脱窒素	45
新川	新川広域圏 事務組合 (魚津市・黒部市・入善町・朝日町・宇奈月町)	中部清掃センター	活性汚でい	155
砺 波	砺波地方衛生 施設組合 (砺波市・小矢部市・城端町・井波町・住田町) (福野町・福光町・福岡町・井口村・利賀村)	砺波衛生組合	消化・活性汚でい	144
	砺波広域圏 事務組合 (平村・上平村)	平 上 平 衛生センター	酸 化	4
射水	射水地区広域圏 事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町) (富山市(泉羽地区))	射水郷衛生センター	活性汚でい	116
計		11 施設		1,137

(2) 産業廃棄物の処理

60年度の実態調査結果（59年実績）から、工業出荷額等の伸びに基づいて推計すると、62年度において事業活動に伴って排出された量は全体として、504万tであり、そのうち自社再利用又は有償売却等の資源化有効利用が175万tで、残りの329万tが法に規定する産業廃棄物となっている。

産業廃棄物発生量を種類別にみると、図2-22のとおり無機汚でいが93万1千t（構成比28.3%）と最も多く、次いで有機汚でいが88万t（同26.7%）、建設廃材が81万7千t（同24.8%）、木くずが17万3千t（同5.3%）、集じんダストが10万4千t（同3.2%）、鉦さいが8万4千t（同2.6%）の順となっており、この6種類で全体の90.9%を占めている。

また、業種別にみると、図2-23のとおり製造業が140万1千t（同42.6%）と最も多く、次いで建設業が84万9千t（同25.8%）、電気・ガス・水道業が55万8千t（同16.9%）、鉦業が20万7千t（同6.3%）、サービス業が14万2千t（同4.1%）の順となっており、この5業種で95.9%を占めている。

一方、地域別にみると、図2-24のとおり高岡地域が138万7千t（同42.0%）、次いで富山地域が125万6千t（同38.0%）、射水地域が29万t（同8.8%）、砺波地域が20万6千t（同6.3%）、新川地域が16万3千t（同4.9%）の順となっており、高岡地域及び富山地域の両地域で全体の80.0%を占めている。

この結果を60年度と比較すると、射水、新川地域は減少し、その他の地域は増加傾向を示しており、特に射水地域では、本地域に立地する製造業の閉鎖及び電気業の石炭転換に伴う廃棄物の有効利用が進み、約4万tもの減少がみられた。

図2-22 種類別発生量（62年度）

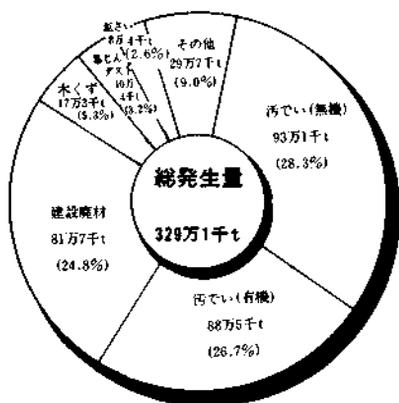


図2-23 業種別発生量（62年度）

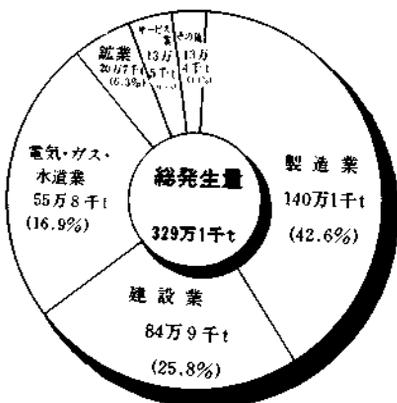
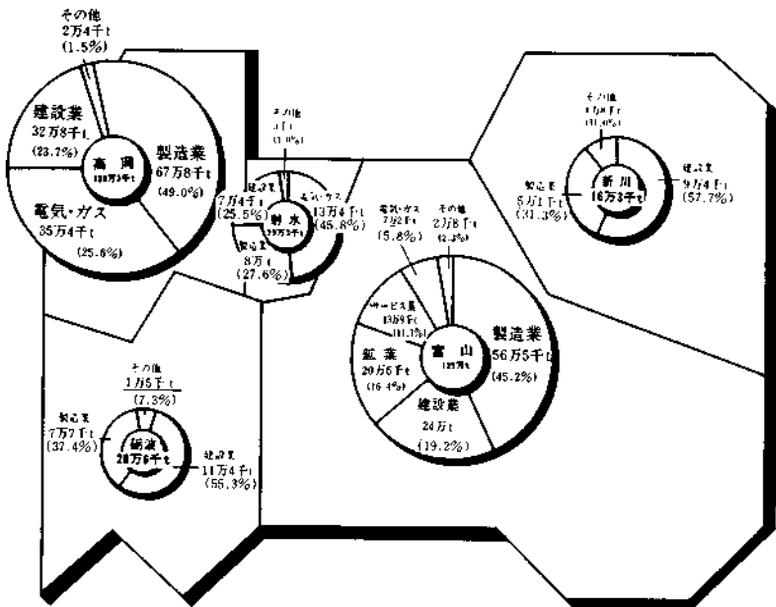


図2-24 地域別発生量（62年度）

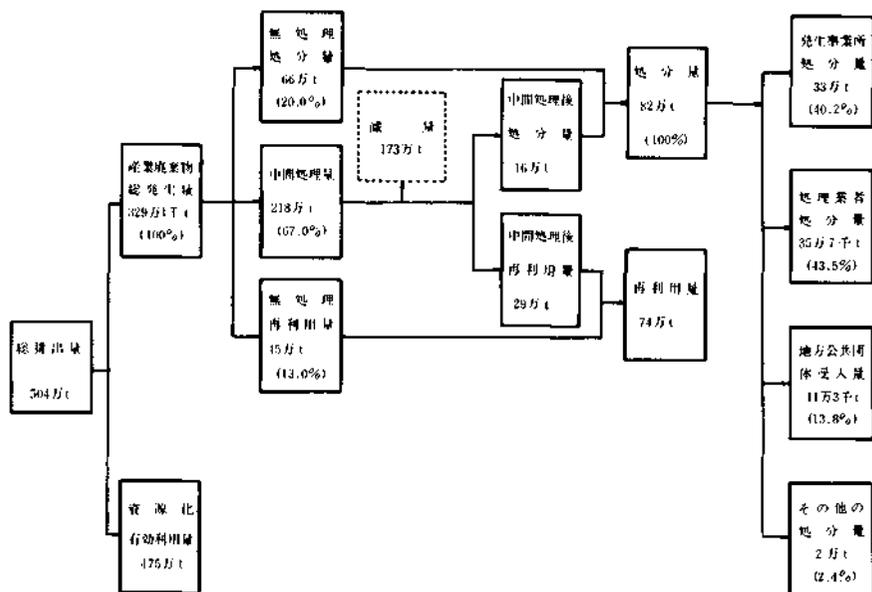


次に、処理処分状況については、図2-25のとおり、発生量329万1千tのうち、中間処理（焼却、脱水、乾燥、中和等）されたものは、218万t（構成比67.0%）、無処理処分（埋立）されたものは、66万t（同20.0%）、無処理再利用されたものは45万t（同13.0%）となっている。

このように最終的に再利用されたものは、無処理のものと同中間処理後のものを合わせた74万tであり、埋立処分されたものは82万tである。

埋立処分されたものを処分先にみると、発生事業所によるものが33万t（構成比40.2%）、処理業者委託によるものが35万7千t（同43.5%）の順となっており、この両処分地で埋立量の83.7%を占めている。

図2-25 産業廃棄物の処理状況(62年度)



2 廃棄物に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施策

(ア) 廃棄物の定義

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区別されている。一般廃棄物とは、ごみ・し尿等産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸等の法で規定されている19種類のことをいう。

(イ) 処理業の許可

一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれの地域の市町村長又は知事の許可を受けなければならない。

(ロ) 処理基準

廃棄物の処理にあたっては、保管、収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。なお、汚でい、鉍さい等で一定基準以上の有害物質が溶出するものについては、有害産業廃棄物として、厳しい基準が設定されている。

(ハ) 届出施設

ごみ、し尿の一般廃棄物処理施設及び汚でい処理施設、廃油処理施設等14種類の産業廃棄物処理施設が届出施設となっている。

(ニ) 施設の技術上の基準

廃棄物処理施設について、維持管理等に関する技術上の基準が規定されている。

(ホ) 廃棄物処理計画

一般廃棄物については、市町村長が「一般廃棄物処理計画」を定め、適正処理の推進に努めている。

また、産業廃棄物については、60年度に策定した「産業廃棄物処理計画」に基づき、監視・指導の強化、減量化及び有効利用の推進、最終

処分場の確保等の施策を推進している。

イ 浄化槽法に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃について規制を強化するほか、関係者の責任と義務を明確にするため、60年10月浄化槽法が施行された。

これに伴い、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を制定し61年1月から浄化槽保守点検業者の登録を行っている。

(ア) 設置等の届出

建築物の建築と併せて浄化槽を設置しようとする場合は、特定行政庁に建築確認申請、くみ取り便所を水洗化して浄化槽を設置しようとする場合等には、県知事に届出しなければならない。

(イ) 保守点検業者の登録等

工事業者、保守点検業者は県知事に登録、清掃業者は市町村長に許可を受けて事業を行わなければならない。

(ウ) 保守点検等の基準

浄化槽の保守点検や清掃は技術上の基準に従って行わなければならない。なお、保守点検の業務は保守点検業者に、清掃の業務は清掃業者に委託することができる。

(エ) 設置後の水質検査及び定期検査

浄化槽の使用開始後6か月及びその後毎年1回、指定検査機関((社)富山県浄化槽協会)の行う検査を受けなければならない。

(2) 一般廃棄物対策

市町村における一般廃棄物処理施設の過去5年間の整備状況は、表2-110のとおりであり、粗大ごみ処理施設を除き施設の整備をほぼ完了し、施設の更新や高度化が中心となっている。

また、処理施設の高度化に伴い、市町村及び一部事務組合の技術者を対象として、技術研修会を開催し、技術の向上を図った。

浄化槽については、設置数の急速な増加の反面、放流水による公共用水域の水質汚濁をめぐって問題が生じているため、設置者に対し講習会を開催し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及に努めるとともに、約1,500基の浄化槽の立入調査を実施し、指導の徹底を図った。

また、指定検査機関の(社)富山県浄化槽協会では約9,000基の浄化槽の検査を実施した。

なお、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき6業者を新たに登録するとともに、60業者の登録を更新した。これにより63年度末で82業者が浄化槽保守点検業者として登録されている。

表2-110 一般廃棄物処理施設整備状況

年 度	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理施設			埋立処分地施設			し尿処理施設		
	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体
59	1	6H 120	射水地区広域 圏事務組合	-	6日	-	1	1m ³ 530	富山市	-	6日	-
60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	116	射水地区広域 圏事務組合
63	-	-	-	11	40	新川広域 圏事務組合	17 (1)	135 167	小矢部市/ 新川広域 圏事務組合	7 (1)	45 90	氷見市 富山市

注 () 内は整備中の施設

(3) 産業廃棄物対策

法に基づく産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-111のとおり総数は455件であり、収集及び運搬業が386件（構成比84.8%）とほとんどを占めている。

近年の特色としては、建設廃材の有効利用のため、中間処理（破碎、分別）の許可を取得する事業所が多くなっている。

また、産業廃棄物処理施設の届出状況は、表2-112のとおりで、全体では139施設であり、内訳は、汚での脱水施設60施設（構成比48.5%）で最も多く、次いで最終処分場（安定型、管理型）32施設、廃プラスチック類の焼却施設26施設の順となっている。

これらの産業廃棄物の処理業者や排出事業者等については立入検査を実施し、適正処理を指導するとともに、減量化や再利用の促進及び処理業者の育成を図っている。

63年度の監視指導状況については、表2-113のとおりであり、産業廃棄物の処理業者及び排出事業者等246事業所を立入調査し、そのうち20事業所に対して適正な埋立方法、排水処理方法等について改善の指導を行った。

表2-111 産業廃棄物処理業許可状況

(元年3月31日現在)

許可区分	収集及び運搬	中間処理		最終処分			計	
		中間処理	収集、運搬及び中間処理	収集、運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集、運搬、中間処理及び最終処分		
件数	386	32	23	5	2	5	2	455

表2-112 産業廃棄物処理施設の届出状況

(元年3月31日現在)

施設	処理能力	施設数	施設	処理能力	施設数	
汚でいの脱水施設	10m ³ /日以上	60	廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日以上	26	
汚でいの乾燥施設	10m ³ /日以上	2	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべてのもの	2	
汚でいの焼却施設	5m ³ /日以上	6	汚でい等に含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	1	
廃油の油水分離施設	10m ³ /日以上	4	最終処分場	安定型	3,000m ² 以上	11
廃油の焼却施設	1m ³ /日以上	3		管理型	1,000m ² 以上	21
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日以上	2	計			139
廃プラスチック類の破碎施設	5t/日以上	1				

表2-113 産業廃棄物関係立入検査状況

区分	産業廃棄物処理業者	内 訳			排出事業所	計
		収集及び搬運	中間処理	最終処分		
立入検査数	143	37	63	43	103	246
指導件数	16	4	6	6	4	20

第8節 快適環境づくりの展開

1 県土美化推進運動の実施

県民の生活水準が向上し、生活様式が変化してきたことに伴い、廃棄物の量の増大と種類が多様化し、近年、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち、社会問題化している。

このようなことから、富山県県土美化推進県民会議を中心に市町村の協力のもとに、県民の美化意識や公德心の高揚に努めるとともに、「日本一のきれいな県土」をつくるため、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開した。

(1) 推進期間

年間を通じて本運動を進めたが、特に、次の強調期間、強調週間等を設け重点的に実施した。

ア まちやむらを美しくする運動

63年4月1日～5月31日、特に4月17日から23日までを「県土美化強調週間」とした。

イ 川をきれいにする運動

63年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日、特に6月5日を「県土美化の日」とした。

ウ 山や海岸をきれいにする運動

63年7月1日～8月31日、特に7月3日を「海岸美化の日」、8月7日を「自然公園クリーンデー」とした。

エ 空カンゼロ運動

63年9月1日～9月30日、特に9月25日を「空カンゼロの日」とした。

(2) 主な実施事業

ア 啓発活動

県民の美化意識の高揚や清掃実践活動の実施と参加等呼びかけるため、次の事業を実施した。

(ア) 広報等による啓発

- テレビ、ラジオ、新聞による啓発……テレビ（6、9月）14日間
ラジオ（6、7、9月）21日間
新聞（4、7月）2回
- ポスターの掲示……2種類各5千枚 公共施設、ガソリンスタンド等、（4、9月）
- 街頭啓発……富山、高岡駅前でチラシ等の配布（6月）
- ゴミ持ち帰り袋の配布……30万枚 運転者、観光客等（4～10月）
- 啓発用しおりの配布……11万枚 県下全小学生（9月）
- ポスターの募集及び展示……小中高校生からポスターの募集、優秀作品の展示
- 啓発用ビデオテープの制作、貸出……ビデオテープの制作及び市町村等への貸出
- 各種広報媒体による啓発……市町村、各種団体の広報紙、チラシ、ポスター、横断幕等

(イ) ふるさとの海辺教室の開催

児童期から海辺に親しむ機会をつくり、親と子のふれあいのもとに海の大切さを学ぶことによって、海をきれいに守っていく美化意識の高揚を図るため、夏休み期間中に、小学生とその父兄を対象にした「ふるさとの海辺教室」を、富山市岩瀬浜等4か所の海岸で開催した。4会場240名余りの参加で、海岸の清掃、海辺生物の学習、海水浴等のレクリエーションを通じて、海岸美化意識の高揚が図られた。

イ 清掃活動

市町村を中心に地域住民、自治会、青年団、婦人会、保健衛生協議会等関係団体や企業等の協力を得て公園、道路、河川、海岸等の清掃、草刈、空き缶回収等を実施した。さらに、児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」が夏休み期間中に展開された。また、6月26日に上市町三杉公園で第5回富山県清掃美化大会を開催した。

- 参加人員 延41万人



清掃実践活動

ウ 施設等の整備活動

ごみの投げ捨て防止を図るため、市町村が中心となり、ごみ回収容器を道路、公園等に配置するとともに、ごみの不法投棄防止を呼びかける立看板を河川、海岸等に設置した。

- ごみ回収容器の設置 約190個
- 立看板の設置 約250個

エ 県土美化モデル地区の活動

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、62年度に指定した県土美化モデル地区において、2年間にわたって地域住民による啓発活動、清掃活動等を実施した。

- 県土美化モデル地区 50か所
(特別美化モデル地区 6か所、一般美化モデル地区44か所)

- 主な美化活動 ・看板、回覧板、チラシ等による啓発
・清掃日の設定等による清掃、草刈、空き缶回収
・花壇、フラワーポット等の造成

- 参加人員 延9万5千人

オ 県民会議の活動

富山県県土美化推進県民会議において、県土美化推進運動を総合的に推進するため、本運動の計画や対策を立てるとともに、県土美化功労者の表彰や機関紙「クリーンとやま」を発行した。

- 県土美化功労者の表彰 ・5個人、17団体

○機関紙の発行

・年2回、各5千部、市町村広報窓11、
小中高校、青年団、婦人会等に配布

2 快適な公共トイレ事業の推進

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、県民の身近な生活環境に対するニーズは、ますます、快適性を求めてきており、県、市町村では、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しい歴史的なたたずまい等の魅力ある郷土づくりのための施設整備を積極的に推進している。

このような状況を背景に、公共トイレに対する住民意識も単なる便所から「生活空間」や「人間空間」としての認識が深まり、豊かな街づくりを創出する「第3の空間」として迎えられるようになってきている。

このため、きれいで利用しやすい公共トイレのあり方について調査研究を行う「快適な公共トイレ研究会」を63年6月に設置し、レクリエーション広場や公園等に独立して設置されている公共トイレの実態調査や利用者の意識調査を実施するとともに、設置担当者を対象に講演会を開催し、公共トイレに対する意識の高揚を図った。

また、公共トイレの問題点を明らかにするとともに、「きれい」、「ゆとり」、「やすらぎ」を3本の柱とした「さわやか空間」の創造へと推進、誘導するための考え方を提示した。

表2-114 公共トイレ実態調査結果

区 分	項 目	内 容
施設の実態	調 査 対 象	県・市町村が管理する公園、観光地等のトイレ 435施設
	構 造	大半がブロック、鉄筋コンクリート造
	設 備	・水洗トイレ …60% ・車いす対応設備… 5% ・周辺の植栽あり…35%
	維 持 管 理	・清掃回数 毎 日…10% 4～6回/週… 5% 2～3回/週… 5% 1回/週 …30% ・管理費 大半が5～20万円/年
利用者の意識	汚 れ	「非常に汚い」 又は 「汚い」 …47%
	臭 い	「非常に臭い」 又は 「臭い」 …46%
	明 る さ	「非常に暗い」 又は 「暗い」 …50%
	広 さ	「非常に狭い」 又は 「狭い」 …41%
	ドアの回りの用心	「非常に悪い」 又は 「悪い」 …37%
	トイレ内の設備	「非常に悪い」 又は 「悪い」 …48%
	トイレの外回り	「非常に汚い」 又は 「汚い」 …36%
	建物のイメージ	「非常に悪い」 又は 「悪い」 …40%

表2-115 「きれいで利用しやすい公共トイレ」へのガイドラインの概要

項 目	内 容
公共トイレの現状	施設の実態、利用者の意識
公共トイレの問題点	清掃、臭い、マナー、場所、イメージ等
快適な公共トイレの試み	快適性を住民のアイデア、観光施設、街づくり等の面から、実際に取組んでいる各自治体の状況を紹介
望ましい公共トイレのあり方	目標 さわやか空間の創造 「きれい」、「ゆとり」、「やすらぎ」を3本の柱として、 快適な公共トイレへの考え方を提示

3 名水等水環境の保全

(1) 「とやまの名水」の環境整備

本県は、豊富できれいな水に恵まれており、古くから引き継がれてきた自然水やきれいな水環境は、いわゆる名水として住民によって保全されてきている。60年度には、これらの中から特に優れた水環境を「とやまの名水」として55件選定した。

これらの名水を保全するため、市町村が実施する説明板、水飲み場の設置などに対して助成し、水環境の整備に努めてきた。

63年度に、市町村が実施した環境整備の状況は、表2-116のとおりである。

表2-116 「とやまの名水」環境整備状況（63年度）

	標 柱	説 明 板	休 息 所 ベンチ	水飲み場	公 園 化 等 植 栽 等	そ の 他 (歩道整備等)
設 置 数	1	4	4	6	1	3

(2) 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催

「とやまの名水」巡り、川の水生生物の観察、浄水場の見学など体験学習を通じて、水への関心を高め、水質環境の保全意識の高揚や水の大切さに対する啓発を行うため、小学生と親を対象として、黒部川、常願寺川、庄川の3コースで「親子の水とのふれあいバス教室」を開催したところ、260名の参加があった。

開催状況は、表2-117のとおりである。

表2-117 「親子の水とのふれあいバス教室」開催状況

コース名	開催日	見 学 場 所 等
黒 部 川	7月21日	①音沢発電所 ②宇奈川浄化センター
	8月5日	③水生生物調査(黒部川音沢橋付近) ④入善町中央公園(らせん水車) ⑤杉 沢
常 願 寺 川	7月22日	①雄山第二発電所 ②富山市流杉浄水場
	8月3日	③水生生物調査(常願寺川高遠道路橋付近) ④大山町榎沢浄化センター ⑤立山町広明宅(マリモ)
庄 川	8月1日	①小牧発電所 ②和田川浄水場
	8月8日	③水生生物調査(庄川雄神橋付近) ④庄川町水記念公園 ⑤高岡市中田岡地下水処理場 ⑥高岡アシツキ公園(アシツキ)

4 「環境週間」の実施

国連人間環境会議は、1972年6月、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その意志を表明するため、「人間環境宣言」を採択した。

これを記念し、世界各国では、毎年6月5日を「世界環境デー」として、環境問題の重要性を認識するための諸行事を行ってきている。

わか国では、この日を初日として、「環境週間」を設け、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すとともに、将来に向かってよりよい環境を創出する努力と決意を新たにする契機とするため、各種の催しを行うなど、全国的な運動を実施している。

63年度は、「みんなで築く よりよい環境」をテーマとし、各種団体、市町村などの幅広い協力を得て、環境問題について考え、かつ、活動するため、表2-118のとおり記念行事を実施した。

表2-118 環境週間の主な実施行事（63年度）

行 事 名	実 施 概 要
環境美化街頭啓蒙活動	街頭PR（富山市、高岡市）
ポスター募集	県内小・中学校及び高等学校の児童生徒から募集し、優秀作品を表彰、展示
運動施設等の開放	大空の下でスポーツを楽しみ、環境の大切さの認識を深める ・期間 6月6日～10日 ・場所 県民公園新港の森庭球場、陸上競技場
親と子の自然教室 —いきものいろいろ ウォッチング—	生き物の観察を通じて、自然保護、環境保全への関心を高めるため、親子を対象に観察会を実施 対象……児童から一般まで（親子で参加） 期日……6月5日 場所……自然博物館ねいの里
企業に対する呼びかけ	企業に対し、ばい煙、汚水等の発生施設や処理施設の点検等の呼びかけ
広報等による趣旨のPR	テレビ、ラジオ、新聞による広報 ポスターの掲示、懸垂幕

第9節 その他の環境保全対策

1 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法に基づき、現に公害が著しいか、又は著しくなるおそれのある地域に対し、公害防止に関する施策を総合的に講ずるため、内閣総理大臣の承認を得て策定されるものである。

公害防止計画は、45年の四日市地域等以来順次策定され、現在、計画の見直し等を経て、第1次から第7次地域まで全国30都道府県41地域において策定されている。

本県では、第5次地域として富山・高岡地域について、49年度以来3回(49年度～53年度、54年度～58年度、59年度～63年度)にわたり、公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進した結果、硫酸酸化物による大気汚染や主要河川の水質汚濁にみられるように、全般的には改善の傾向にある。

表2-119 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分		内 容
地 域 範 囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承 認 年 月 日		60年3月8日
計 画 期 間		59年度～63年度
環 境 目 標	大気汚染、水質汚濁、騒音	環境基準
	振 動	地域住民が日常生活で感知しない程度
	悪 臭	地域住民が日常生活で感知しない程度
	土 壌 汚 染	土壌汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主 な 公 害 防 止 計 画 事 業		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備 ・ 富山空港周辺の緩衝緑地の整備 ・ 河川しゅんせつ、導水 ・ し尿処理施設の設置 ・ ごみ処理施設の設置 ・ 農用地土壌汚染対策
計 画 事 業 費	地方公共団体が講じる対策	993億円(公害対策796億円, 公害関連197億円)
	事業者が講じる対策	72億円
	総 額	1,065億円

しかしながら、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントによる大気汚染、都市河川における水質汚濁、農用地におけるカドミウムによる土壌汚染など、いまだに改善すべき課題が残されていることに加え、本地域では、今後さらに工業団地、住宅団地の造成等が進み、生産規模の増大や人口の増加等が見込まれるので、同計画のもとに公害の防止対策をさらに進めていく必要がある。

2 環境情報管理システム

地域環境管理計画、環境アセスメントの推進や複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関連する情報を総合的、体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムの基本構想を策定するとともに、情報処理機器の整備と一部のソフトウェアの開発を行った。

(1) 環境情報管理システムの基本構想

ア 取り扱う情報

環境情報の種類及び形態は、表2-120及び表2-121のとおりであり、収集にあたっては、当面必要なものから行っていくことにしている。

表2-120 環境情報の種類

種 類	内 容
自 然 環 境	地形、地質、気象、動植物、景観等
公 害	大気、水質等の典型7公害、産業廃棄物、地下水、苦情等
生活・文化	環境保全施設、文化財、公園、レクリエーション施設等
社会条件	人口、産業、交通量、土地利用等

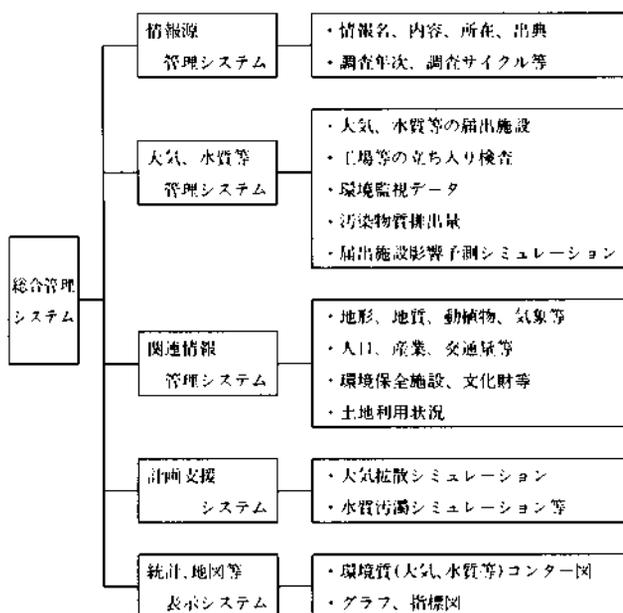
表2-121 環境情報の形態

形態	内容
数値情報	大気、水質、騒音等の届出施設、調査、観測データ、人口、産業、交通量等の統計データ
文書情報	地域の環境特性にかかる文献、各種法令、研究報告書等
地図情報	地形、地質、動植物の分布、各種指定（規制）地域図等
図形画像情報	環境質（大気、水質等）のコンター図、グラフ、指標図
イメージ情報	景観等の写真、イラスト、土地利用・自然環境の変遷写真等

イ システムの構成

システムの構成は、図2-26のとおり、5つの個別システムとこれらを総合管理するシステムからなっている。また、ソフトウェアの開発にあたっては、だれもが使いやすいものとするため、対話型でメニュー方式のシステムにすることにしている。

図2-26 システムの構成と処理機能



その他

ウ 情報処理機器（コンピューター）の構成

情報処理機器は、日常業務で利用が容易なパーソナルコンピューター及びミニコンピューターとし、本庁と公害センターに整備する。また、これらのコンピューターは、相互に利用が可能なものとするとともに、将来的には、国及び市町村とのネットワーク化を図るものとする。

(2) 情報処理機器の整備とシステムの開発

63年度には、環境情報管理システム基本構想に基づき、表2-122のとおり、本庁の環境整備課及び公害対策課にパーソナルコンピューターの導入を図るとともに、公害関係施設の統一届出管理システムの開発と既存ソフトウェアのパーソナルコンピューターへの移行を行った。

表2-122 情報処理機器の概要

公 害 対 策 課	環 境 整 備 課
コンピューター（メインメモリー6MB）	コンピューター（メインメモリー4MB）
カラーディスプレイ	カラーディスプレイ
カラー漢字プリンター	カラー漢字プリンター
ハードディスク（245MB）	ハードディスク（80MB）
XYプロッター	
イメージスキャナー	etc
etc	etc

3 緩衝緑地の整備

(1) 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150mの25ヘクタールの広さをもつグリーンベルトである。

園内にはクロマツを主に、針葉樹、広葉樹とともに、各種の花木が約11万本植えられており、四季の変化が楽しめ、これらの樹林の間には、7つの芝生広場、そして野球場、陸上競技場、テニスコートがさらに薬草園、市町村木コーナー、万葉の木コーナーなどの施設も配置され、はりめぐらされた遊歩道は、緑の中の散策やジョギング、あるいはサイクリングに利用されている。

なお、施設等の概要及び利用状況は、表2-123及び表2-124のとおりである。

表2-123 県民公園新港の森の概要

施設名	概要
野球場	1 規模 両翼90m、センター120m 2 施設 バックスクリーン、電光式スコアボード、バックネット、ダッグアウト、放送設備等
陸上競技場	1 規模 300mトラック（6コース）、直線コース125m 2 施設 跳躍、投てき施設
テニスコート	硬式4面
駐車場	4か所（乗用車約200台駐車）
その他	管理事務所1棟、園路遊歩道6,000m、休養施設3か所、便所5か所、公衆電話

表2-124 県民公園新港の森施設利用状況

(単位：人)

年 度		59年度	60年度	61年度	62年度	63年度
入 園 者 数		124,667	144,034	152,439	157,747	174,925
施 設 利 用 人 員	野 球 場	37,980	34,333	21,110	19,598	6,562
	テニスコート	2,655	2,520	3,042	4,993	2,718
	陸上競技場	10,200	8,927	4,230	6,371	1,689
	計	50,835	45,780	28,382	30,962	10,969

(2) 空港スポーツ緑地

空港スポーツ緑地は、隣接する富山空港のジェット化に伴い、空港に離着陸する航空機の騒音が周辺地域に及ぼす影響を軽減するために設けられた長さ約1キロメートル、面積9.7ヘクタールの都市公園である。

この公園は、騒音を緩衝するために、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽がされている。また、主な施設として、陸上競技場、テニスコートの運動施設や展望広場、せせらぎ広場、わんぱく広場、ゲートボール広場等が配置され、子供からお年寄りまでの多くの人に利用されている。

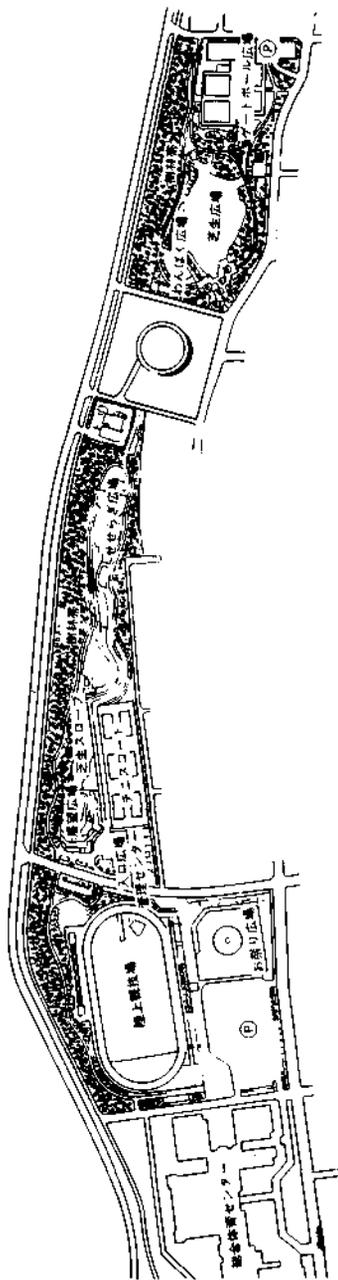
引き続き、第2期区域の整備を行っており、元年度からは、開園面積が13.2ヘクタールの公園となる。

なお、主な施設の内容は表2-125のとおりである。

表2-125 空港スポーツ緑地の概要

地区	主な施設	面積 ha	特徴
A 地区	陸上競技場	1.7	第3種公認。トラックはウレタンチップ系全天候型舗装。 カラーアスファルト舗装。イベントの会場としても利用可能。 園路、植栽地等
	お祭り広場	0.4	
	その他	1.4	
	小計	3.5	
B 地区	庭球場	0.4	ウレタン系全天候型コートが6面ある。 空港スポーツ緑地の「玄関」となる広場。 小高い丘の上にあり、飛行機の離着陸が眺められる。 なだらかな芝生のスロープ。冬はミニスキーに利用できる。 長さ208.5mに及ぶ滝、流れ、池がある。 園路、植栽地等
	人口広場	0.3	
	展望広場	0.2	
	芝生スロープ	0.1	
	せせらぎ広場	0.4	
	その他	1.9	
小計	3.3		
C 地区	わんぱく広場	0.1	コンビネーション遊具やスプリング遊具、砂場がある。 多目的に利用できる広々とした芝生の広場。 グラスト舗装コートが4面ある。 自動車62台が駐車可能。 園路、植栽地等
	芝生広場	0.8	
	ゲートホール広場	0.3	
	駐車場	0.2	
	その他	1.5	
小計	2.9		
合	計	9.7	

図2-27 富山県空港スポーツ緑地平面図



4 下水道等の整備

(1) 下水道

ア 下水道事業

下水道は都市機能の健全な発達と公衆衛生の向上を図り、良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、欠くことのできない基幹的施設である。

県では、第6次下水道整備5カ年計画（61年度～2年度）に基づき、2つ以上の市町村にまたがり水質保全を効果的に図る流域下水道、市街地における生活環境の改善を図る公共下水道及び自然環境の保全や農山漁村の整備を目的とする特定環境保全公共下水道を計画的に進めることとしている。

63年度までの下水道の整備は次のようになっている。

流域下水道……高岡市など4市7町1村を対象とした小矢部川流域下水道事業は、小矢部川の水質保全を図るため56年度に着手したところであり、63年3月から高岡市を対象に一部供用を開始している。

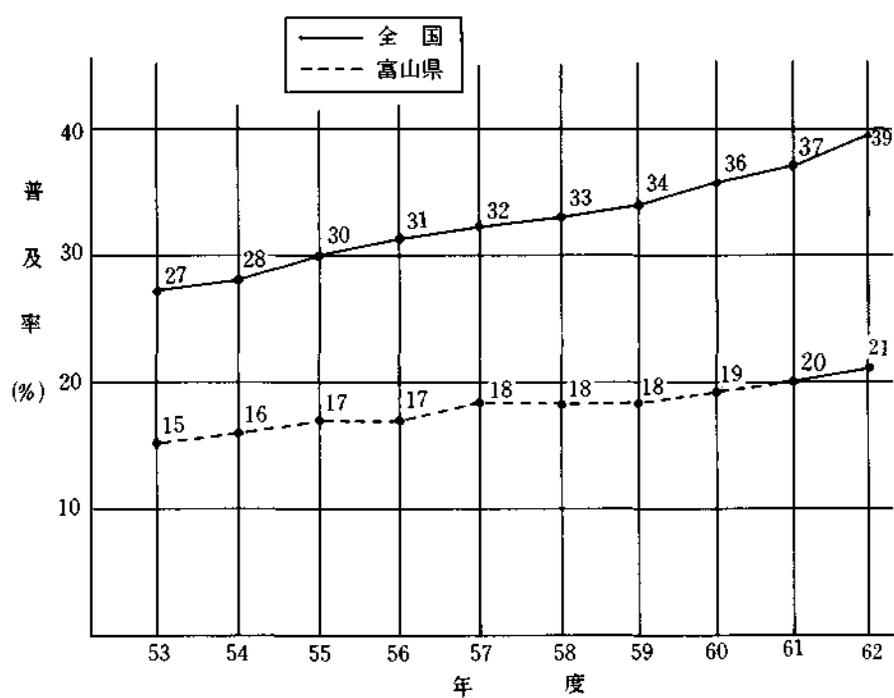
公共下水道……9市9町1一部事務組合（2市1村）で事業を実施しており、このうち、富山市、高岡市、新湊市、氷見市、小杉町、及び大山町で一部供用を開始している。

特定環境保全……3市3町1村で事業を実施しており、このうち、公共下水道 富山市（農山漁村）及び宇奈月町（自然保護）の1市1町で一部供用開始している。

イ 下水道普及率

本県の下水道普及率は図2-28のとおり、62年度末で全国平均普及率39%に対し21%と著しく立ち遅れており、普及率の向上になお一層努力をしなければならない状況にある。

図2-28 普及率の推移



(2) 農村下水道

農村下水道は、従来から国が補助する公共事業として、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業により整備を進めている。また、63年度から国の補助対象とならない20戸未満で51人以上の小集落を対象とした県が単独で補助する農村下水道整備事業を発足し、公共事業と併せて農村部の下水道整備に取り組んでいる。

63年度末現在で、表2-126のとおり、11市町村が供用又は一部供用しており、計画処理人口25,000人のうち約9,000人の供用を見込んでいる。

表2-126 農村下水道の整備状況

(元年3月31日現在)

区分	市町村名	地区数	計画処理人口(人)	備考
公共事業	利賀村	2	1,020	供用1地区、一部供用1地区
	富山市	1	590	一部供用
	氷見市	2	4,670	一部供用1地区、計画1地区
	大山町	1	3,200	一部供用
	大門町	1	1,340	一部供用
	下村	1	1,360	一部供用
	城端町	1	1,270	一部供用
	庄川町	1	1,150	一部供用
	福光町	1	850	供用
	福岡町	1	910	一部供用
	新湊市	1	1,710	工事中
	婦中町	1	560	計画中
	黒部市	1	1,620	工事中
	上平村	1	220	一部供用
	大島町	1	850	計画中
	宇奈月町	1	1,650	工事中
	平村	1	990	計画中
	山田村	1	290	計画中
	小杉町	1	930	計画中
計	21	25,180		
県単事業	富山市	1	100	工事中
	下村	1	60	工事中
	大門町	1	70	工事中
	計	3	230	
合計	24	25,410		

(3) 地域し尿処理施設

地域し尿処理施設は、郊外型ミニ下水道ともいうべき生活雑排水とし尿を合わせて処理する施設で、廃棄物処理施設整備事業によりその普及推進が図られている。62年度末現在で表2-127のとおり、10市町、20施設(計画処理人口22,004人)が供用されている。

表2-127 地域し尿処理施設の整備状況

(63年3月31日現在)

市町村名	施設数	処 理 人 口(人)
富 山 市	5	9,140
高 岡 市	4	6,376
魚 津 市	1	400
氷 見 市	1	3,000
黒 部 市	2	576
砺 波 市	1	150
大 沢 野 町	3	1,108
上 市 町	1	262
朝 日 町	1	192
大 門 町	1	800
合 計	20	22,004

(4) 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ簡単に設置できる上に、放流水の水質も良いことから生活雑排水による公用水域の水質汚濁を防止する有効な手段である。

このため、国においては、62年度から合併処理浄化槽の設置に対する市町村への補助制度が創設され、県においても設置の推進を図るため、63年度から補助を行っている。

63年度は、6市町において本事業が実施され、24基設置された。

5 畜産環境保全対策

(1) 指導と検査及び技術研修会の開催

県、市町村及び各種農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産経営環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、水質の検査、畜舎内環境衛生調査等を実施するとともに、ふん尿の適正処理技術研修会の開催、衛生害虫駆除研修会の開催とパンフレットの配布、さらに県外ふん尿処理の優良施設の視察研修など実施しながら、畜産経営に起因する苦情発生の未然防止に努めた。

ア 畜産環境保全実態調査

この調査は毎年7月に実施するものであるが、63年度は645戸の畜産農家について調査したところ、そのふん尿処理施設の設置及び処理利用状況は、表2-128のとおりであり、各畜棟とも発酵処理施設による利用が最も多かった。

表2-128 畜産環境保全実態調査結果

(63年7月1日現在)

区分 畜種	調査 戸数	処 理 施 設 (箇所)							ふん尿処理施設の状況%		
		天日 乾燥	火力 乾燥	堆積 発酵	強制 発酵	焼却	液肥	浄化	乾燥処理 施設に よるもの	発酵処理 施設に よるもの	その他
乳用牛	198	3	—	139	2	—	90	2	1	60	39
肉用牛	164	7	—	101	2	12	40	2	4	63	33
豚	180	1	—	133	20	—	58	25	—	65	35
採卵鶏	88	1	11	43	12	—	2	—	17	80	3
ブロイラー	15	2	—	6	1	2	—	—	18	64	18
計	645	14	11	422	37	14	190	29	3	64	33

イ 巡回指導及び水質検査

年々、畜産農家周辺の混住化が進み付近住民から発生する苦情内容も複雑多様化し、畜産を取りまく環境は大変厳しくなっている。

このため、畜産農家の巡回指導を強化し、悪臭や衛生害虫による苦情発生の未然防止を図るとともに、畜舎排水及び処理施設からの放流水の

水質検査を実施し、汚水の流出の事前チェックに努めた。

その実施状況は、表2-129のとおりである。

表2-129 巡回指導及び水質検査状況（63年度）

（単位：件）

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	計
巡回指導(延)	91	108	50	47	—	296
衛生害虫指導(延)	4	2	6	8	—	20
水質検査(延)	1	1	7	1	—	10
悪臭指導(延)	14	5	21	13	—	53

(2) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養にともなって生ずる衛生環境阻害要因の除去及び施設の改善、畜舎周辺の花による美化運動を図りながら、地域社会と調和した清潔で苦情のない畜産経営の育成をめざした。

また、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥を土壌還元し、地力増強と生産性の向上を図るため、畜産農家と耕種農家との有機的な連携を推進し、処理施設を設置するとともに、利用の組織づくりや制度資金の活用についても積極的に指導した。

しかし、最近における畜産状況は、畜産物価格の低迷や諸外国からの市場解放要求など、家畜を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、このため、借入金の弁済及び後継者問題等から農業関係制度資金の借入が減少傾向にある。

なお、63年度の農業近代化資金の実績と中小企業関係の公害防止施設に融資した実績は、表2-130のとおりである。

表2-130 制度資金融資実績（63年度）

区	分	件数	承認実績(千円)	担 当 課
農 業 近 代 化 資 金	堆肥舎・その他	2	1,080	農 業 経 済 課
	公害防止施設	1	1,860	

(参考)

中小企業公害防止資金	公害防止施設	12	161,400	環境整備課
------------	--------	----	---------	-------

そ
の
他

6 漁場環境保全対策

(1) 海水汚染の防止

62年度に引き続き、国の助成を得て、調査指導員による漁業環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行った。

また、漁業者に対し、漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努めた。

(2) 定置網における水質調査

ア 調査目的

富山湾沿岸部を漁場とする定置漁場の水質を把握するため、水質調査を実施した。

イ 調査概要

62年度に引き続き図2-28のとおり宮崎から氷見に至る定置漁場を中心とする31地点において、63年4月から元年3月まで各調査地点毎に2回～12回、pH、塩分、濁度、CODについて測定を行うとともに、海況、水温及び漁獲量も併せて調査し、その結果を取りまとめ関係者に報告した。

ウ 調査結果

調査結果は、表2-131のとおりであった。測定項目の各調査地点における年間の最大値～最小値をみると、pHについては、8.9(鴻津一番(表層)深曳(沿、沖)～7.2(小矢部川前)、塩分については、34.03%(高峰(沖))～0.25%(小矢部川前)、濁度については、28.0(田茂前)～0.2mg/l(高峰(沖)、茂渕三番)、CODについては、4.3(青塚三番)～0.5mg/l(宮崎(沖)、高峰(沿)、天念坊(沿)、庄川前)であった。

赤潮は、6～9月にかけて6回、延べ13日間確認された。その範囲は黒部市～氷見市地先までの沿岸にみられ、赤潮構成生物は、例年と同様珪藻類のスケルトネマ、キートセロスが主体であった。

表2-131 漁場環境保全対策事業調査結果 (63年度)

(表層)

No	調査 回数	pH				塩分(‰)				濃度(mg/l)				C O D(mg/l)				
		最大値	最小値	平均値	前年 前年 前年 前年	最大値	最小値	平均値	前年 前年 前年 前年	最大値	最小値	平均値	前年 前年 前年 前年	最大値	最小値	平均値	前年 前年 前年 前年	
1	宮崎(治)	10	8.3	8.2	8.3	8.2	33.64	23.84	33.14	30.58	4.3	0.5	1.7	2.0	2.3	0.6	1.1	1.0
2	宮崎(沖)	10	8.4	8.2	8.3	8.2	33.36	22.08	33.73	31.05	5.0	0.3	1.8	2.3	2.4	0.5	1.2	0.9
3	三川(治)	5	8.4	8.2	8.3	8.3	33.08	17.23	32.88	22.27	26.0	2.2	8.0	1.2	2.8	0.7	1.5	0.6
4	三川(沖)	5	8.3	8.2	8.3	8.3	33.15	17.31	32.91	23.23	27.0	1.2	7.2	2.1	2.5	0.8	1.4	1.1
5	田茂前	5	8.3	8.2	8.3	8.3	31.70	17.24	32.84	29.35	28.0	0.8	7.4	1.7	2.3	0.8	1.4	0.8
6	黒部川前	5	8.3	8.2	8.2	8.2	32.32	18.11	28.26	10.09	16.0	0.5	4.3	1.5	2.9	0.8	1.5	0.8
7	高嶺(治)	7	8.5	8.2	8.3	8.2	33.66	22.93	33.20	31.81	7.3	0.5	2.2	1.0	1.9	0.5	1.0	0.5
8	高嶺(沖)	7	8.3	8.2	8.3	8.2	34.03	31.58	33.92	32.17	3.4	0.2	1.3	1.4	1.0	0.6	0.7	0.6
9	伊占場(0)	5	8.8	8.2	8.4	8.3	31.16	10.72	31.05	24.03	8.0	1.2	4.0	1.2	2.5	1.0	1.5	0.7
10	湖津一番(0)	5	8.9	8.2	8.4	8.3	31.07	13.09	33.20	13.23	9.9	1.2	4.4	1.5	4.2	1.0	1.8	0.8
11	沖住吉(0)	6	8.4	8.2	8.3	8.2	33.19	14.63	33.50	16.45	7.3	0.5	2.8	1.5	1.3	0.8	1.0	0.6
12	沖の瀬(0)	6	8.6	8.2	8.3	8.3	32.26	17.46	33.20	28.26	5.5	0.5	2.1	1.6	1.8	0.7	1.0	0.8
13	天念坊(治)	10	8.4	7.6	8.1	8.2	32.90	0.69	25.43	8.82	16.8	1.5	6.4	2.1	3.7	0.5	1.4	0.7
14	天念坊(沖)	10	8.8	8.1	8.3	8.2	31.84	13.57	33.17	18.46	8.0	0.9	3.3	1.5	2.7	0.6	1.2	0.7
15	深風(治)	9	8.9	8.2	8.4	8.3	33.93	12.96	33.71	24.06	11.6	0.7	3.0	1.7	3.1	0.8	1.4	0.8
16	深風(沖)	9	8.9	8.2	8.4	8.3	33.57	14.40	33.42	23.86	10.8	1.0	3.3	1.8	3.0	0.8	1.4	0.8
17	神通川前	9	8.3	7.6	8.0	8.1	28.82	1.88	29.71	6.11	8.1	1.2	2.4	1.9	2.0	0.8	1.1	1.0
18	大門沖(0)	6	8.7	8.1	8.3	8.3	30.82	14.31	33.52	17.31	7.2	1.0	3.4	1.7	4.2	1.1	2.3	0.9
19	酒樽(1)	12	8.8	7.9	8.2	8.3	32.91	10.34	34.00	14.68	6.5	0.5	2.6	1.7	3.4	0.8	1.3	0.8
20	酒樽(2)	12	8.7	7.8	8.1	8.2	29.65	10.57	34.11	10.56	7.0	1.0	2.9	2.0	3.3	0.7	1.5	0.9
21	東三番	2	8.2	8.2	8.2	8.2	20.80	20.62	31.45	18.15	4.2	2.7	3.5	2.3	1.9	1.4	1.7	1.2
22	黒山(0)	11	8.4	8.1	8.2	8.2	29.91	11.22	33.94	17.88	5.0	1.1	2.3	1.6	3.0	0.9	1.5	1.0
23	庄川前	11	8.3	7.6	8.0	7.9	11.12	1.91	14.38	3.02	9.0	1.2	3.9	1.9	2.0	0.5	0.9	1.0
24	小矢部川前	11	7.6	7.2	7.5	7.5	2.43	0.25	3.58	0.96	12.2	2.8	4.8	3.6	3.9	2.1	2.7	2.9
25	大田中	11	8.3	7.4	8.1	8.2	28.30	2.71	33.43	15.32	3.0	1.1	1.8	1.6	3.6	1.1	1.5	0.9
26	香保三番	10	8.5	8.2	8.3	8.2	33.85	23.72	34.23	29.19	7.7	0.6	2.6	1.3	4.3	0.7	1.6	0.7
27	茂湖一番	10	8.6	8.2	8.3	8.2	33.28	27.17	33.69	27.22	4.2	0.8	2.3	1.0	3.4	0.8	1.4	0.6
28	茂湖二番	12	8.5	8.2	8.3	8.2	33.60	27.56	34.11	28.79	3.2	0.6	1.6	0.6	2.4	0.9	1.3	0.5
29	茂湖三番	11	8.5	8.2	8.3	8.2	33.96	27.04	34.23	28.44	4.4	0.2	1.7	0.8	3.1	0.6	1.2	0.6
30	前網岸(0)	10	8.4	8.2	8.3	8.2	33.85	31.78	34.22	30.80	2.1	0.4	1.3	0.8	2.8	0.9	1.3	0.7
31	前網(0)	10	8.4	8.2	8.2	8.2	33.81	31.19	34.22	31.90	1.8	0.4	0.9	0.6	2.5	0.8	1.2	0.3

7 環境保健対策

(1) イタイイタイ病対策

ア 経 緯

神通川流域で発生を見ているイタイイタイ病は、30年に学会で発表されてから、県内外の研究者による発表があいついで行われた。36年富山県特殊病対策委員会の発足、38年厚生省医療研究イタイイタイ病研究委員会及び文部省イタイイタイ病研究班の発足など、各方面において総合的な研究と調査がなされた。これらの調査結果に基づき、43年5月「イタイイタイ病はカドミウム汚染に起因する公害病」として厚生省見解が発表された。

患者等の救済については、42年、県はイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施した。44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が交付され、45年2月から同法による医療費等の救済が行われた。

一方、47年8月イタイイタイ病公害訴訟控訴審判決により48年度からは原因者の負担により、患者及び要観察者に対し、医療費等が支給され現在に至っている。

なお、前述した公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は、原因者責任を踏まえた公害健康被害の補償等に関する法律の施行(49年9月)により廃止された。

表2-132 市町別イタイイタイ病患者及び要観察者数

(元年3月31日現在)

区 分	富山市	婦中町	大沢野町	八尾町	その他	計
患 者(人)	5	8	1	1	1	16
要観察者(人)	3	10	5	—	—	18

イ 家 庭 訪 問

43年11月イタイイタイ病患者等に対する指導要領を策定し、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健婦及び栄養士等に

よる家庭訪問指導を実施している。

ウ 要観察者の健康管理

住民健康調査の結果から経過観察を要する者に対し、42年から毎年管理検診を実施し、健康管理に努めている。

エ 住民健康調査

42年から神通川流域で患者の発生のおそれのある地域に対し、患者の早期発見と住民の健康管理を目的として、年1回の住民検診を実施している。54年度からは、環境庁から要望のあった検査項目を一部取り入れ、公害健康被害の補償等に関する法律及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める指定地域について実施している。近年の実施状況は、表2-133のとおりである。

表2-133 神通川流域住民健康調査実施状況の年度別推移

(単位：人)

区分 年度	第1次検診		精密検診		備 考
	対象者	受診者	対象者	受診者	
59	628	390	191	145	精密検診受診者のうち、5人について入院検査を実施。
60	550	391	228	164	—
61	527	410	235	150	—
62	555	431	284	190	—
63	599	420	238	163	—

(2) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛(株)(旧日本鉱業㈱三日市製錬所)周辺地域は、45年に実施した環境汚染精密調査の結果に基づき、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民検診を実施し、住民の健康管理に努めている。

(3) 地域住民の健康管理対策

県では、生活環境要因の変化に伴う健康障害を防止し、地域住民の健康管理に資するため、46年に環境保健健康調査実施要綱を定めている。

また、富山市においては、51年10月から富山市公害健康被害者の救済に関する条例を施行し、関連企業の協力により市が認定する33名（元年3月末現在）の健康被害者に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に準じた独自の救済制度を実施している。

8 食品等の汚染対策

(1) 魚介類の水銀調査

魚津、水見の産地市場で採取した富山湾産魚介類16魚種、30検体について調査を実施した。

その結果は、表2-134のとおりで、いずれも暫定的規制値（総水銀0.4 ppm、メチル水銀0.3ppm）以下であった。

表2-134 魚介類の水銀調査結果（63年度）

魚 種	検体採取市場	検体数	水 銀 (ppm)		
			最 大	最 小	平 均
あおりいか	魚 津	1	0.04	0.04	0.04
あかがれい	"	1	0.06	0.06	0.06
か ます	"	2	0.02	0.02	0.02
かわはぎ	"	2	0.02	0.02	0.02
さ け	"	1	0.03	0.03	0.03
しまだい	"	2	0.02	0.02	0.02
するめいか	"	1	0.08	0.08	0.08
た ら	"	1	0.19	0.19	0.19
ふ ぐ	"	1	0.03	0.03	0.03
ふくらぎ	"	1	0.03	0.03	0.03
ほ っ け	"	2	0.06	0.06	0.06
うまづらはぎ	水 見	1	0.01	0.01	0.01
か つ お	"	3	0.17	0.02	0.07
か ます	"	2	0.02	0.02	0.02
かわはぎ	"	1	0.02	0.02	0.02
さ ば	"	2	0.08	0.06	0.07
すけそうだら	"	3	0.17	0.08	0.13
ふくらぎ	"	2	0.04	0.03	0.04
まいわし	"	1	0.01	0.01	0.01
計		30	0.19	0.01	0.05

(2) 食品等の PCB 調査

ア 流通過程における魚介類、食肉、牛乳及び卵について調査したところ表2-135のとおりで、食品中の残留 PCB は、いずれも暫定的規制値以下であった。

表2-135 食品中の PCB 調査結果

対 象	検体数	調査結果 (ppm)	備 考
魚 介 類	遠洋沖合魚介類	2	0.01~0.07
	内海内湾魚介類	8	ND~0.02 かます、かわはぎ、きす ふぐ、ふくらぎ
食 肉	6	ND	牛肉、豚肉、鶏肉
卵	2	ND	鶏卵

注 ND (検出されず) とは定量限界 (0.01ppm) 未満をいう。

(参考) 食品中に残留する PCB の暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾 (内水面を含む) 魚介類	3 ppm
食 肉	0.5ppm
卵	0.2ppm

(3) 食品等の残留農薬調査

生産地で採取した米、牛乳、野菜及び果実など19食品 (60検体) について、農薬の検査を実施したところ、いずれも基準値以下であった。

9 公害に関する紛争と苦情処理

(1) 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の多発化とその態様の特殊性に対応し、紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、45年6月に設けられたものであり、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会が設置され、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁等を行っている。

45年11月の本制度の施行から元年3月31日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会に係属した事件数は1,056件で、そのうち1,002件が終結している。

なお、63年度までに本県の公害審査会に係属した事件数は、3件である。

表2-136 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対 象	終結年月	終 結 区 分
調 停	魚津市	52年4月	工場騒音・振動	52年9月	調停成立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打切り
	婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調停成立

(2) 公害苦情相談員制度

公害苦情相談員制度は、公害にかかる苦情の適切な処理を図るため、公害紛争処理制度の一環として公害紛争処理法に基づき設けられたものである。

公害苦情相談員は、公害苦情について住民の窓口となり、かつ、相談相手となって苦情の処理に当たることを職務としており、都道府県及び市町村に必要に応じて置かれることになっている。

本県では、本庁の公害担当課の各係長及び公害センターの各課長を公害相談員に任命し、県民からの苦情相談に当たっている。

(3) 公害に関する苦情の受理状況

ア 公害種類別

59年度から元年度までの過去5か年において、県及び市町村が受理した苦情は表2-137のとおりである。

63年度の苦情件数は261件であり、62年度に比べ26件(11.7%)増加した。

公害の種類別では、騒音が70件(構成比30.8%)と最も多く、次いで水質汚濁58件(同25.6%)、大気汚染49件(同21.6%)、悪臭41件(同18.1%)、などの順であった。

これを62年度に比べると、水質汚濁で25件、悪臭で6件増加し、大気汚染、騒音、振動では、横ばいであった。

表2-137 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							典小 七公害計	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
59	42	50	—	49	7	—	33	181	14	8	203
60	30	37	2	54	7	1	39	170	8	11	189
61	61	54	—	43	8	—	38	204	8	11	223
62	47	32	—	71	11	—	35	196	20	19	235
63	49	58	—	70	9	—	41	227	14	20	261

イ 市 町 村 別

63年度における市町村別の苦情受理状況は、表2-138のとおりである。市部、町村部の苦情件数は、市部では、226件(構成比86.6%)で、町村部では、35件(同13.6%)である。

苦情の内容では、市部は、騒音、水質汚濁、大気汚染、悪臭で苦情件数の85.4%を占めているが、町村部では、水質汚濁、騒音、悪臭、その他で80.0%となっている。

また、62年度と比べ、市部では15件増加し、町村部では11件増加している。

表2-138 市町村別苦情受理状況(63年度)

(単位:件)

種類 市町村	典 型 7 公 害							(小 典型七公害計)	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
富山市	32	22		44	3		24	125	6	9	140
高岡市	9	3		3	4			19		1	20
新湊市	2	4			1		1	8	1	3	12
魚見市	3	5		3			1	12		1	13
氷見市				6			4	10	1	1	12
滑川市	1	6		3			2	12			12
黒部市		2					1	3			3
砺波市		5					2	7	1	1	9
小矢部市		1		3			1	5			5
市計	47	48		62	8		36	201	9	16	226
大沢野町											
大山町							1	1			1
舟橋村											
上市町		1		1				2			2
立山町											
字奈月町											
入善町	1							1	1	2	4
朝日町		1		4				5			5
八尾町											
婦中町				1				1			1
山田村											
細入村											
小杉町		1		1				2	1	1	4
大門町										1	1
下村											
大島町		2						2			2
城端町		1					1	2			2
平村							1	1			1
上平村											
利賀村											
庄川町											
井波町											
井口村											
福野町											
福光町		4		1	1		2	8	1		9
福岡町	1							1	2		3
町村計	2	10		8	1		5	26	5	4	35
合計	49	58		70	9		41	227	14	20	261

ウ 発 生 源 別

63年度の典型7公害に関する苦情を発生源別に分類すると、表2-139のとおりである。

発生源別では、生産工場によるものが82件（構成比36.1%）と最も多く、次いで、建築・土木工事によるものが21件（同9.3%）、商店・飲食店によるものが19件（同8.4%）などの順であった。

表2-139 発生源別苦情受理状況(63年度)

(単位：件)

業 種		種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
生 産 工 場		食 料 品	1	3		3			1	8
		繊維・衣服・その他の繊維製品	2			1			1	4
		木材・木製品・家具	4			7				11
		パルプ・紙製品								
		化学工業・石油・石炭製品	1	1		2				4
		窯業・土石製品	2	3		1	1		1	8
		鉄鋼・非鉄金属・金属製品	5	4		10	2		1	22
		機 械 器 具		1		11				12
	その他の生産工場	5	3		1			4	13	
	小 計		20	15		36	3		8	82
	修 理 工 場			1		10				11
	建 築 ・ 土 木 工 事		11	3			3		4	21
交 通 機 関	自 動 車									
	そ の 他	1								1
	畜 産 業			6					9	15
	下 水 ・ 清 掃 事 業	3	3		2				2	10
	娯 楽 ・ 遊 興 ・ ス ポ ー ツ 施 設	2			1					3
	家 庭 生 活	1	1		2				5	9
	鉱 業 施 設 ・ 採 石 業									
	商 店 ・ 飲 食 店		4		12				3	19
	事 務 所	2	1		4	1				8
	ク リ ー ニ ン グ ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	2	2						2	6
	廃 品 回 収 業	4	4							8
	教 育 関 連 施 設								1	1
	農 作 業	2			2				5	9
	そ の 他								1	1
	不 明	1	18		1	2			1	23
合 計			49	58		70	9		41	227

これを62年度に比べると、生産工場によるものが9件、畜産業によるものが4件増加し、建築・土木工事によるものが16件、商店・飲食店によるものが3件減少した。また、近年の特色としては、苦情発生源が多様化しており、その被害範囲は局地化している。

(4) 公害に関する苦情の処理状況

63年度における県及び市町村が受理した苦情の処理状況は、表2-140のとおりである。

直接処理（解決）したものは、231件（構成比88.5%）、翌年度へ処理を繰越したものの12件（同4.6%）、その他（原因不明で処理方法がないもの等）15件（同5.7%）となっている。

表2-140 苦情の処理状況(63年度)

(単位：件)

種 類 内 訳	典 型 7 公 害							小 計 （ 典 型 7 公 害 計 ）	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計	
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭					
苦 情 件 数	49	58		70	9		41	227	14	20	261	
処 理 状 況	直 接 処 理 (解 決)	47	43		60	9		39	198	13	20	231
	他 機 関 へ 移 送				2				2		1	3
	そ の 他 (原 因 不 明 等 に よ り 処 理 方 法 の な い も の 等)	1	12		2				15			15
	翌 年 度 へ 繰 越	1	4		5			2	12			12

10 公害防止協定と事前協議

(1) 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体又は地域住民と当該地域に立地し、または、立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意志に基づき締結されるものである。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的な条件、操業形態等の各種条件に柔軟に対応した個別の公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。

県及び市町村が当事者として締結している公害防止協定は、表2-141及び表2-142のとおりである。

表2-141 県が当事者の公害防止協定

締結企業（工場）	締結企業の業種	進出・既設の別	締結年月日
三井金属鉱業(株)(神岡鉱業(株))	鉱業	既設	47年3月20日 (61年6月30日承継)
日本鉱業(株)(日鉱亜鉛(株))	非鉄金属	"	48年6月23日 (60年3月25日承継)
北陸電力(株) 富山共同火力発電(株)	電力	"	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定)
二上浄化センター	下水処理	進出	58年12月27日

表2-142 市町村の締結年度・業種別公審防止協定

(元年3月31日現在)

業種 締結年度	織 維	パルプ 紙	化 学 石油	窯 業 土 石	鉄 鋼	非 鉄 金 属	金 属 製 品	電 力	その他	計
46以前	1	2	4	1	1	3	5	1	5	23
47	1	—	—	4	3	2	5	—	1	16
48	1	3	5	1	4	1	9	—	4	28
49	1	—	4	—	1	3	1	—	2	12
50	—	—	3	1	—	—	1	—	3	8
51	3	—	—	1	1	—	—	—	—	5
52	1	—	1	—	—	1	1	—	5	9
53	—	—	—	1	—	—	1	—	1	3
54	—	—	—	—	—	1	—	—	2	3
55	—	—	—	—	—	—	2	—	7	9
56	—	1	—	—	—	—	3	—	—	4
57	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
58	—	—	—	—	—	—	2	—	3	5
59	—	—	2	—	—	—	4	—	4	10
60	—	—	1	—	—	—	1	—	6	8
61	—	—	1	—	—	1	—	—	—	2
62	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
63	1	—	2	—	1	—	3	—	8	15
計	9	6	24	9	11	12	39	1	51	162

(2) 事前協議

公害防止条例の規定により、公害の発生の恐れのある工場等の新增設については、公害の未然防止を図るため、あらかじめ公害防止対策について、県及び関係市町村と十分協議することとなっており、63年度は、表2-143のとおり9件について事前協議を行った。

表2-143 事前協議の概要（63年度）

No.	工場名	概要	協議完了年月日	公害防止対策の概要
1	富山軽金属工業㈱	ビル用アルミサッシの生産能力の増強	63. 7. 25	大気汚染 加熱炉等の燃料に灯油を使用 水質汚濁 活性汚泥処理施設の設置
2	中越パルプ工業㈱ 二塚工場	脱墨パルプ(新聞用紙)の生産能力の増強	63. 7. 25	水質汚濁 凝集沈殿処理施設の設置
3	日本海石油㈱	減圧蒸留装置の設置	63. 8. 25	大気汚染 燃料ガス洗浄装置の設置
4	十條製紙㈱ 伏木工場	石炭再焼火力発電設備の設置	63. 9. 2	大気汚染 電気集塵機、湿式脱硫装置の設置 低NOxバーナ、2段燃焼方式の採用 高煙突の採用
5	㈱富山村田製作所	圧セラミックの生産能力の増強	63. 10. 17	大気汚染 電気集塵機の設置 水質汚濁 凝集沈殿処理施設の設置
6	富山合金㈱	アルミビレットの生産能力の増強	63. 10. 17	大気汚染 排煙脱硫装置の設置 水質汚濁 凝集沈殿処理施設の設置
7	新日軽㈱	アルミビレットの生産能力の増強	63. 10. 24	大気汚染 燃料にA重油を使用 水質汚濁 油水分離装置の設置
8	吉田工業㈱ 黒部工場	ガスタービン発電施設の設置	63. 11. 25	大気汚染 燃料に灯油を使用 タービン内水噴射装置の設置 (低NOx対策)
9	中越パルプ工業㈱ 能町工場	黒液燃焼ボイラーの更新及び発電設備の設置	1. 1. 11	大気汚染 排煙脱硫装置、電気集塵機の設置 憲 臭 黒液濃縮方法の変更

第10節 環境保全に関する試験、研究

1 公害センター

課 題	目 的	結 果
樹木による大気浄化作用に関する研究	都市公園における樹木の大气浄化作用について調査研究	都市公園における樹木分布、窒素酸化物の濃度分布等の調査を行い、樹木による大気浄化作用について研究を行った。
エアロゾルに関する研究	エアロゾルの広域的な分布状況及び発生源寄与率についての調査研究	黒部平野地域におけるエアロゾルの成分及び分布状況を調査するとともに、主成分分析法、CMB法（化学成分バランス法）等により、エアロゾルの発生源別寄与について解析した。
大気拡散に関する研究	県内各地域における汚染レベルの把握及び気象ブロックの決定並びに県内全域を対象とした大気シミュレーション手法の確立と汚染寄与の解析	魚津・下新川地域における環境大気調査及び地上風調査を実施し、汚染レベルを把握するとともに、局地気象を含むきめ細かい気象ブロックを決定した。 また、これまでの知見をもとに、県内全域を対象とした二酸化硫黄、窒素酸化物についての大気拡散シミュレーション手法を確立し、各種発生源が環境に及ぼす影響について解析した。
工場排水の合理的処理に関する研究	畜産食料品工場排水についての窒素、リン等の除去方法の研究	畜産食料品工場における排水処理の実態を調査し、間欠曝気方式による活性汚泥処理法の処理条件及び経済性について検討を行い、有機汚濁物質に加え、窒素とリンを同時に処理する方法を確立した。
水生生物による水質汚濁調査方法に関する研究	水生生物の生息状況から水質汚濁を評する方法の調査研究	片貝川水域及び井田川水域における昆虫等の水生生物の生息状況を調査し、県内の河川における水生生物を指標とする水質汚濁の評価方法について研究を行った。
河川上流部における水質特性に関する研究	人為的影響を受けない河川における自然特性の調査研究	庄川水域における水質組成と地質との関連や流下に伴う水質組成の変化を調査、解析し、河川の自然特性を明らかにした。
産業廃棄物の有効利用に関する研究	産業廃棄物のコンポスト化による再資源化の検討	下水汚泥と石灰石とのコンポスト施用による、土壌中の金属挙動について研究を行った。

樹皮のコンポスト化に関する研究	樹皮の農林畜産用資材としての新用途の開発	樹皮と下水汚泥（石灰系）の混合物をコンポスト化するため、混合割合や通気空気量等の発酵条件を把握するとともに、樹皮と下水汚泥（高分子）とのコンポスト施用による土壤中の金属挙動について研究を行った
-----------------	----------------------	--

2 衛生研究所

課 題	目 的	結 果
不快動物の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発している不快害虫などの発生防止と駆除対策に関する検討	立山山岳観光地で発生しているクロバキンバエ類は前年度よりも発生量が20%ほど少なくなった。 都市部の排水路に多発しているユスリカについて、昆虫成長抑制剤を試験し、実用方法を確立した。
食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究	残留農薬等による食品の汚染状況の継続調査及びキャピラリーガスクロマトグラフによる有機塩素系殺虫剤の一斉分析法の検討	前年度に続き県内産野菜等につき残留農薬の調査を行ったところ、一部に基準を超えるディルドリンを検出した。また、富山湾産魚介類について水銀の分析を行ったところ、すべて規制値以下であった。 他に、多種類の殺虫剤、殺菌剤及び除草剤が共存する場合の分析法について、前処理方法及びガスクロマトグラフィーの条件を検討し、一斉分析法を確立した。
イタイイタイ病に関する研究	重金属代謝とその臨床的意義の解明	要観察者では、腎機能の低下に伴い尿中メタロチオネインが増加し、これは銅の増加と関連していた。
	アミノ酸の排泄に関する臨床的評価の検討	患者の尿中に特異的に出現するハイドロシプロリンについて、非感染者と比較したところ、加齢による骨変化の状態とは異なることを見出した。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	環境化学物質の生体汚染指標の確立	農業散布時の暴露指標として生体中の農薬測定法を検討し、有機リン剤の分析法を確立した。

3 畜産試験場

課 題	目 的	結 果
家畜糞料開発利用に関する研究	樹皮等の水分調整材と排ふん尿とを高床式豚舎内で同時に堆肥化する処理方式に併せ、畜舎内の悪臭防止方法について検討する。	高床式豚飼養条件での豚の発育は、踏込み方式に比較して良好であった。 70日間飼養し6週間堆積後のバーク堆肥を分析したところ、十分な腐熟に達していなかった。 切り返しによるアンモニア発生濃度は、開始後6週間までは、ほとんど観測されず樹皮による初期の悪臭防止効果が認められた。

4 工業技術センター繊維研究所

課 題	目 的	結 果
天蚕繭糸加工製品化研究	天蚕／家蚕交織布の効果的精練方法の確立と排水の汚濁度低減	天蚕／家蚕交織布の精練工程で、蚕自分解酵素を用いて酵素精練を行ったところ、従来の石けん・アルカリ精練に比べ、排水のBODは約1/10に減少した。

5 農業技術センター

課 題	目 的	結 果
カドミウム汚染田土地改良後の施肥改善に関する試験	神通川流域公特事業実施地区における水稻栽培指針の検証展示	吉倉、福居、惣在寺、南中田、岩木、西塩野、広田の計7ほ場及び農業試験場の造成田で栽培指針に基づいて水稻を栽培し、施肥方法や地力増強対策について検討した。
公特事業に伴う客土水田の調査	上記地区の客土水田における対策地域解除のための調査	第2次地区（富山市、大沢野町、婦中町）の客土水田を対象に、代表地点で採取した玄米及び土壌中のカドミウム濃度を調査した。また、復元工法の安全性を確認するための木枠調査を5か所で実施した。

6 水産試験場

課 題	目 的	結 果
赤潮に関する調査・研究	赤潮発生状況の把握	6～8月までに、6回の赤潮を確認した。 発生範囲は氷見地先から黒部地先にかけての沿岸一帯であった。 赤潮生物は、6月下旬に氷見沖で認められた夜光虫によるもの他は、例年と同様キートセロス、スケレトネマが主体であった。

7 林業技術センター林業試験場

課 題	目 的	結 果
森林における酸性降下物等の動態解明と影響子察に関する研究	降雨や降雪などによって森林に降下、流入する酸性降下物質の実態を明らかにする。	都市近郊の平地林と山地の森林の内外で年間を通じて降水中の成分濃度を測定することにより、成分濃度及び成分負荷量の地域差や各成分の森林内における動態について検討した。

第11節 民間における公害防止体制の整備

1 県 の 助 成

(1) 中小企業公害防止資金

この制度は、中小企業を対象として公害防止施設の整備促進を図るため融資を行うものであり、県が金融機関に県費を預託し、これに金融機関の協調融資額を加え融資を行っている。その概要は表2-144のとおりである。

なお、63年度における融資の実績は表2-145及び表2-146のとおりである。

表2-144 中小企業公害防止資金融資制度の概要

資金の用途	貸付対象者	金 利	償還期限	貸付限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。)	中小企業者	4.3%以内	7年以内 (据置1年以内)	個別
(2) 公害防止に必要な工場等の移転、 工場に隣接する民家等の買収				2,000万円
(3) 公害の防止のために必要な緑地 の設置に要する資金				共同
(4) 土砂運搬用トラックによる著し い道路の汚損又は粉じん発生の防 止のために必要な洗車施設の設置 及び路面清掃車の購入				4,000万円

表2-145 中小企業公害防止資金融資実績(公害の種類別)年度別推移

年 度	公 害 の 種 類												合 計				
	汚 水		ば い 粉		煙 人		臭 悪		有 害 ガ ス		騒 音 振 動		産 業 廃 棄 物		そ の 他		
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	
58	20	190,600	4	74,000	—	—	—	1	5,900	4	33,950	1	20,000	—	—	30	324,450
59	10	117,400	5	45,500	1	20,000	2	22,700	6	114,800	2	25,000	—	—	—	26	345,400
60	16	208,000	2	24,700	1	20,000	—	—	—	2	40,000	4	72,000	—	—	25	365,550
61	13	171,300	3	22,000	2	29,500	—	—	—	1	20,000	—	—	—	—	19	242,800
62	12	141,165	1	20,000	1	30,000	—	—	—	3	51,000	4	72,500	—	—	21	314,665
63	8	106,400	2	15,000	—	—	—	—	—	—	—	3	42,900	—	—	13	164,300

表2-146 中小企業公警防止資金融資実績(市町村別)の推移

市町村	59		60		61		62		63	
	件数	金額 (千円)								
富山市	4	48,300	5	81,000	4	87,000	9	142,365	3	25,400
高岡市	10	123,600	6	88,000	7	86,500	2	19,700	3	40,000
新湊市	1	20,000	—	—	—	—	1	20,000	1	20,000
魚津市	—	—	—	—	—	—	1	20,000	—	—
氷見市	—	—	1	19,500	—	—	—	—	1	20,000
滑川市	4	66,000	1	20,000	2	19,700	1	2,600	—	—
黒部市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砺波市	—	—	—	—	1	3,500	1	6,500	1	20,000
小矢部市	—	—	2	30,000	1	5,000	1	30,000	—	—
大沢野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大山町	1	20,000	1	20,000	—	—	—	—	—	—
上市町	—	—	—	—	—	—	—	—	1	6,000
立山町	—	—	1	13,250	1	8,000	—	—	—	—
宇奈月町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝日町	—	—	1	20,000	—	—	1	20,000	—	—
八尾町	1	5,500	—	—	—	—	—	—	—	—
婦中町	1	20,000	—	—	—	—	1	15,000	—	—
小杉町	1	10,000	1	7,000	—	—	1	15,000	—	—
大門町	—	—	1	7,000	1	5,700	—	—	—	—
大島町	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—
城端町	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—
上平村	—	—	1	8,200	—	—	—	—	—	—
庄川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井波町	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2,900
福野町	—	—	1	6,800	1	20,000	2	23,500	—	—
福光町	1	20,000	1	4,800	1	7,400	—	—	1	20,000
福岡町	2	12,000	—	—	—	—	—	—	1	10,000
計	26	345,400	25	365,550	19	242,800	21	314,665	13	164,300

(2) その他の融資制度

公害防止施設等に対するその他の融資制度のうち、県が取り扱っているのは、中小企業設備近代化資金、中小企業設備貸与資金、中小企業高度化資金、中小企業振興融資資金及び農業近代化資金であり、実績は表2-147のとおりである。

表2-147 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移

種 類	59 年 度		60 年 度		61 年 度		62 年 度		63 年 度	
	件数	金 額 (千円)								
中小企業設備近代化資金	3	28,100	3	28,140	5	36,160	4	48,840	—	—
中小企業設備貸与資金	—	—	1	3,750	—	—	—	—	2	4,506
中小企業高度化資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業振興融資資金	5	105,000	4	95,000	5	93,000	2	50,000	2	50,000
農 業 近 代 化 資 金	2	5,220	5	41,720	1	10,000	1	20,790	1	1,860
計	10	138,320	13	168,610	11	139,160	7	119,630	5	56,366

2 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場には、排出ガス量、排出水量等の規模により公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を専任し、公害防止体制の整備を図ることとなっている。

公害防止管理者等の届出状況は、表2-148のとおり、224特定工場に553名の公害防止管理者等が選任されている。

なお、届出事務の一部が富山市ほか26市町に委任されている。

表2-148 公害防止管理者等の選任届出状況

(元年3月31日現在)

区 分		届 出 状 況
公 害 防 止 統 括 者		186(46)
公 害 防 止 主 任 管 理 者		19
大気関係公害防止管理者	第 1 種	8
	第 2 種	6
	第 3 種	35
	第 4 種	77
水質関係公害防止管理者	第 1 種	8
	第 2 種	42(3)
	第 3 種	18(1)
	第 4 種	48(5)
粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者		13
騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者		39(31)
振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者		54(41)
総 数		553(127)

注 ()は市町への委任分で、内数である。

第12節 自然環境保全の現況と対策

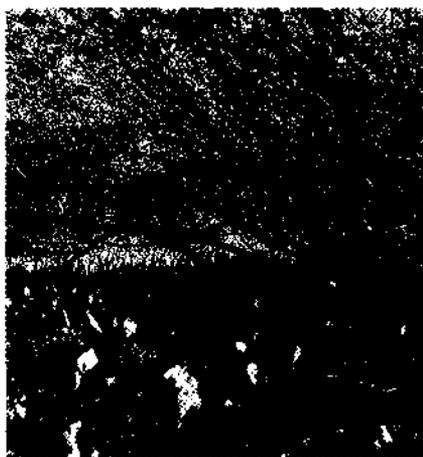
1 自然環境保全の現況

「自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるように適正に行わなければならない。」という基本的理念に立脚して、法律や条例などに基づき次のような諸施策を講じている。

(1) 自然環境保全地域等

自然環境の適正な保全を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、富山県自然環境保全地域を指定している。現在までの指定状況は表2-149のとおりである。

また、指定すると同時にその地域の保全計画も併せて策定し、順次保全事業を実施し、その保全を図っている。



池 の 尻



神 通 峽

表2-149 自然環境保全地域の指定状況

(元年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積 (ha)	指 定 年 月 日	特 別 地 区 指 定 年 月 日	野 生 動 植 物 保 護 地 区 指 定 年 月 日	主 な 保 全 対 象
沢杉自然環境保全地域	下新川郡入善町吉原	2.7 (2.7)	48年10月20日 県告示 1,037号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉自然環境保全地域	東砺波郡城端町大鑑屋地	315.7	48年10月20日 県告示 1,037号			低山帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本自然環境保全地域	下新川郡宇奈月町中ノ口他	11.8 (1.9)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺自然環境保全地域	清川市東福寺他	71.5	51年6月1日 県告示 548号			河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡自然環境保全地域	碓負郡細入村片掛他 上新川郡大沢野町寺津他	152.7 (45.0)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷自然環境保全地域	碓負郡八尾町深谷	8.5 (1.8) (1.8)	53年7月11日 県告示 717号	53年12月14日 県告示 1,305号	53年12月14日 県告示 1,306号	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の温性植物の群生地とハッコウウトンホの生息地
山の神自然環境保全地域	東砺波郡利賀村阿別当	12.5 (12.5)	54年8月7日 県告示 934号	55年1月5日 県告示 1号		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環境保全地域	魚津市ニヶ	1.4 (1.4)	56年1月17日 県告示 23号	56年2月12日 県告示 116号		県内最大のミズバショウの純群落と、モリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前自然環境保全地域	碓負郡八尾町内名	34.9 (34.9)	56年11月26日 県告示 1,210号	56年11月26日 県告示 1,212号		安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺自然環境保全地域	碓負郡綿中町千里	11.0 (0.7)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号		低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内容自然環境保全地域	東砺波郡利賀村百瀬川	1.1 (0.2) (0.2)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号	61年10月17日 県告示 1,568号	低山帯におけるオオミズゴケを中心とする温性植物の群生地
計	11 地 域	623.8 (101.1) (2.0)				

注 ()内は特別地区面積、()内は野生動物保護地区面積。

一方、工場の進出や市街地の過密化によって生活環境に影響があると思われる富山港臨海工業地帯を、50年4月17日に岩瀬環境緑化促進地域として指定し、緑豊かな街づくりをめざし、関係機関の協力を得て、緑化を推進している。

表2-150 環境緑化促進地域の指定状況

(元年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積	指 定 年 月 日
岩瀬環境緑化促進地域	富山市岩瀬他	1,160ha	50年4月17日

(2) 自然公園等

本県には、自然公園法に基づいて指定されている国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類の自然公園とこれらに準ずる地域として県の規則に基づいて指定されている県定公園があり、その現況は次のとおりである。

ア 自然公園

本県は、平野部が都市や農耕地として開発されているのに対して、これを東、南、西の三方から取り囲む山岳地は標高が高く、特に東部から南部にかけては、地形が峻険であるため、豊かな自然が十分に残されている。また、県東部及び西部の富山湾沿岸一帯も、かなり人手が加わっているが、自然景観に恵まれた地域である。これらの優れた自然風景地を保護し、また、これを国民の保健、休養、教化の場として適正な利用を推進するため、表2-151のとおり8か所の自然公園が指定されている。

表2-151 自然公園の概要

(元年3月31日現在)

区分	名称	面積 (ha)	左のうち 特別地域 面積 ※ (ha)	指定年月日	関係市町村
国立公園	中部山岳	76,431	73,837※	9年12月4日	朝日町、宇奈月町、 魚津市、上市町、 立山町、大山町
	白山	2,742	2,742※	37年11月12日	上平村
	小計	79,173	76,579※		
国定公園	能登半島	1,005	964※	43年5月1日	高岡市、水見市
県立自然公園	朝日	9,623	9,355	48年3月13日	朝日町
	有峰	11,600	11,600	"	大山町
	五箇山	3,856	3,275	"	平村、上平村
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日	八尾町、利賀村、 平村
	医王山	2,943	1,548	50年2月22日	福光町
小計	39,576	32,251			
合計	8か所	119,754	109,794※		

注 ※は、特別保護地区を含む。

(ア) 国立公園

中部山岳国立公園は劔岳、立山、薬師岳等の山岳、弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平等の溶岩台地、黒部に代表される溪谷など地形の変化に



薬師岳

富み、地獄谷、祖母谷、黒薙等の温泉なども見られ、これを彩る高山植物群落や原生林、そこに生息する野生鳥獣、昆虫の種類も極めて豊富である。

公園の大半が特別地域に指定(13年)されて景観の保護が図られ、さらに、特別地域のうち主な山稜部、溪谷等は、特別保護区に指定(40年)され、厳正に保護されている。

白山国立公園には、上平村の西部の一部が含まれており、庄川流域境川の溪谷と、これを取り囲む大門山、大笠山、笈が岳等石川・岐阜県境部の山岳地帯が全域特別地域(特別保護地区を含む。)に指定(37年)され、景観の保護が図られている。

法的には、かなり厳しい保護規制下におかれてはいるが、現実には、国立公園の自然環境保護上、種々の問題が顕在しつつある。特に、中部山岳国立公園のうち、立山黒部アルペンルートの沿線一帯においては、46年6月の同ルートの全線開通以来、利用者の急激な増加に伴い、宿泊施設からの雑排水の流出、利用者によるゴミ、残飯等の投棄や高山植物帯の踏み荒し等の行為がみられるようになった。また、48年頃から室堂や弥陀ヶ原等の車道沿線に外来牧草等のこの地域としてはふさわしくない植物が目立つようになった。これらの現象は、放置すれば立山一帯の自然生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。このようなことから公園利用に伴う自然環境へのインパクトを極力軽減するため、公園管理面で地道な努力を積み重ねる必要がある。また、今後、これら自然環境の変化を的確に把握するための科学的調査を継続し、その結果を踏まえた各種保全対策を積極的に推進する必要がある。

(イ) 国定公園



虹ヶ島

との調整が図られている。

県北西部富山湾沿岸の二上山、雨晴、島尾、灘浦海岸とその地先海面が、能登半島国定公園に指定（43年）されている。陸域は一部を除いて大半が特別地域（虹ヶ島特別保護地区を含む。）となっており、自然景観保護と各種行為

(ウ) 県立自然公園

朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地区が、富山県立自然公園条例に基づき指定されている。区域の大半が特別地域となっており、自然景観保護と各種行為との調整を図っている。

a 朝日県立自然公園

県東部の宮崎海岸、城山から黒部川支流の北又谷に至る海岸、丘陵、山岳、渓谷等の地形と自然景観の変化に富んだ公園である。特に北部城山からの海岸線の眺望及び南部北又谷の渓谷美と原生林の景観は、当公園の圧巻である。利用形態も魚釣、海水浴、温泉、野営、自然探勝、登山と幅広く、あさひ国民休養地を中心に年間約43万人の利用者がある。耕地、集落地を除く大部分が特別地域となっている。

b 有峰県立自然公園

県下最大の湛水面積をもつ有峰湖（発電用人造湖）を取り囲む山地と楯崎山を含む一帯である。広大な湖水景観と湖畔からの薬師岳等立山連峰の眺望が優れている。ダムサイトの猪根平には、国民休養地が整備されるとともに、青少年の家や有峰記念館、ビジターセンターがあって、有峰地区の利用拠点になっており、年間約12万人の利用者がある。また、現在、大規模林道高山・大山線の整備が進められている。

c 五箇山県立自然公園

庄川上流部に臨む平・上平村一帯で、自然環境に恵まれ、庄川の溪谷美と合掌造り集落や民謡、伝説、踊り等有形、無形の文化財が多い。相倉に国民休養地、菅沼に青少年旅行村が設置され、利用拠点として整備されている。国道の改良で交通の便が良くなり、年間約60万人の利用者がある。集落地、耕地等を除き、大部分が特別地域となっている。

b 白木水無県立自然公園

県南部飛越国境にまたがる1,000mから1,800mの高原性山地とその山ろく部を区域とした公園である。白木峰、金剛堂山、水無山、三ヶ辻山、人形山等の山稜部には亜高山帯の自然景観が展開しており、高茎草原地帯の所々に高層湿原が発達している。各山頂部からは北アルプスや白山々系の眺望に優れ、また、水無山西ろく湿原のミズバショウ群落は貴重である。年間約3万人の利用者がある。区域の半分が特別地域となっている。

e 医王山県立自然公園

県西部の県境部にそびえたつ医王山塊東面とその山ろく一帯が区域となっている。最高地点は海拔939mの奥医王山で南北に緩く東西に急傾斜をなしている。山ろく部はスギの造林地が多いが500m付近から上部はナラ類、ツツジ類等の自然林となり、山頂部は風衝現象による変化の多い植生が見られる。日本海の遠望や砺波平野の散居村の眺望に優れている。年間約3万人の利用者がある。区域の半分が特別地域に指定されている。

イ 県 定 公 園

県立自然公園に次ぐ県内の優れた風景地のうち、比較的用户の多い地域6か所が県定公園に指定されている。

県定公園の区域内では、特に行為の規制はなく、関係市町村長がその責任において、公園としての管理を行っている。

各公園の概要は、表2-152のとおりである。

表2-152 県定公園の概要

(元年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日	関係市町村	備 考
神通峡	1,160	42年10月7日	大沢野町、細入村	
呉羽丘陵	487	〃	富山市	一部都市公園と重複
高岡古城	22	〃	高岡市	都市公園と重複
俱利伽羅	758	〃	小矢部市	
庄川峡	835	43年4月16日	庄川町	
大岩眼目	2,880	44年10月25日	上市町	
計	6,142			

(3) 県民公園

県民公園は、表2-153のとおり、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの県民公園地域内において設置された、都市公園及び自然風致公園である。また、これらの県民公園と有機的かつ一体的に機能を図る公園その他のレクリエーション施設として中央サイクリングロード等が指定公園になっている。

この射水丘陵を中心とするこの地域の自然環境は、都市地域から近い割には、比較的良好な状態に保たれている。

ア 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場として利用されることを目的とした都市公園である。51年度からグリーンベルト造成事業として公害防止事業団が整備を行い、57年10月に一部開園、58年4月に庭球場が、7月に野球場や陸上競技場がオープンし、年間約17万人に利用されている。

表2-153 県民公園の現況

(元年3月31日現在)

名 称	種 別	規 模	設 置 の 目 的	主 要 施 設	現 況
県民公園新港の森	都市公園	面積 25ha	公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、県民に休息・散歩・遊戯・運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	側路、芝生広場、植栽地、野球場、陸上競技場、庭球場	57年10月開園 庭球場：58年4月供用開始 野球場、陸上競技場：58年7月供用開始 年間利用者 16万人
県民公園太閤山ランド	都市公園	面積 117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	・シンボルゾーン 入口広場、中央広場（百年の泉）、公園管理センター ・こどもの国ゾーン プール広場、ピクニック広場、わんぱくの丘 ・スポーツゾーン スポーツ広場、多目的体育館、トリムコース	58年7月開園 年間利用者 52万人
県民公園鶴成の森	自然風致公園	面積 107ha	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。	・樹木園地、遊歩道 ・芝生広場	50年4月開園 年間利用者 17万人
県民公園自然博物館 (自然博物館センター)	自然風致公園 (指定公園)	面積 12.9ha (0.8ha)	県民に自然に関する学習の場を提供すること。	・フィールド 野鳥の庭、かんきつ広場、自然かんきつ路、休けい広場 ・展示館	56年6月開園 年間利用者 5～6万人
県民公園野鳥の園	自然風致公園	面積 73ha	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の稼働の場を提供すること。	・遊歩道	60年10月開園
中央サイクリングロード	指定公園	延長 15km (3.7km連絡路除く。)	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設として指定	サイクリングセンター 休憩所、便所、水呑場	富山一小杉間：49年4月開通 富山市花ノ木から小杉間に遊歩道を備設 小杉一大門間：52年4月開通 年間利用者 6万人
いこいの村	指定公園	面積 16.5ha		本館、芝生広場、リンリンコース、こどもの丘、冒險の谷、水生庭苑	54年5月開行 年間利用者 18万人
公園街道		延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	標識、休けい広場	58年4月開通
県民公園地域		面積 約2,600ha			

イ 県民公園太閤山ランド

県民公園太閤山ランドは、県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションを目的とした都市公園である。「集い楽しむ」をテーマに、北陸最大のプール広場のあるこどもの国ゾーンや、トリムコースやユニークな多目的体育館のあるスポーツゾーンなどの整備が進められ、58年7月に開園し、年間約50万人に利用されている。

ウ 県民公園頼成の森

県民公園頼成の森は、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、保健休養林として整備を行い、50年に開園以来、森林に親しみながら休養する場として年間約17万人に利用されている。

また、立山の美女平とともに「森林浴の森100選」に選ばれ、縦横に延びた遊歩道を利用し森林浴や野鳥観察の場として活用されている。

エ 県民公園自然博物館

県民公園自然博物館は、「自然に親しむ、自然に学ぶ、自然を守り育てる」をテーマに、56年に開園し、「ねいの里」の愛称で親しまれており、年間約5～6万人の利用者が訪れている。この中には、全国的にもユニークな自然博物館センターの展示館や鳥獣保護センター等の施設や自然かんさつ路で巡るフィールドがあり、自然保護教育、環境教育の拠点として活用されている。

オ 県民公園野鳥の園

県民公園野鳥の園は、富山市三ノ熊地内の古洞池周辺において水鳥や渡り鳥を中心とする野鳥の保護を図るとともに、都市近郊にあって手軽に野鳥観察や自然探勝のできる場として60年に開園した。この中には、池を望みながら散策できる観察路がある。

カ 指定公園

指定公園では、自然博物館センターのほか、宿泊施設の整った「いこいの村」が54年に開かれており、年間18万人を超える利用者が訪れ、隣接する県民公園自然博物館との有機的な利用が図られている。

また、中央サイクリングロードは、52年に富山～大門間15kmが開通し、富山、大門の両センターに貸自転車を備え、県民に利用されてきているが、太閤山ランドがオープンしたことに伴い、関係施設が整備されている。

キ 公園街道

公園街道は県民公園の太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館、頼成の森を結ぶ延長19kmの自然歩道として58年に開通し、自然観測のため

の遊歩道として利用されている。

(4) 立山山麓家族旅行村

立山山麓家族旅行村は、立山山麓観光レクリエーション地区整備計画の一環として、大山町本宮地内で、恵まれた自然の中で家族連れやグループで手軽にレクリエーション活動を楽しみながら自然に親しむことができるよう施設整備を進めてきたもので、56年7月に開村した。

53年度から55年度までは、運輸省の補助事業を中心に、それ以後は県単独事業で施設の充実に努めているが、63年度までに整備された施設の概要は表2-154のとおりである。

大品山自然歩道、県営ゴンドラ、山野スポーツセンター等の周辺施設とともに四季を通じて利用され、年間8～10万人の利用者が訪れている。

表2-154 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建、343m ²)、休憩所(合掌造)、駐車場(60台収容)、芝生広場(7,890m ²)
ファミリー広場	芝生広場(5,069m ²)、遊水池
野 外 広 場	テントサイト(6人用60張分)、野外ステージ、バーベキュー卓、炊事棟
チビッコ広場	芝生広場(2,200m ²)、石の山、遊水池
宿泊施設地区	ケビン(4人用15棟、8人用3棟)、バーベキュー卓
森 の 広 場	芝生広場(9,200m ²)、フィールドアスレチック、展望広場、ロックガーデン



ケビン



バーベキュー広場

2 自然環境保全に関して講じた施策

(1) 自然環境保全地域の保全及び管理

地域指定に際して策定された保全計画に基づき、63年度では、次のとおり保全と管理のための事業を実施した。

ア 巡視員の配置

4月から11月まで各自然環境保全地域に巡視員を配置し、各地域の管理を行った。

イ 保全事業

常楽寺自然環境保全地域において歩道の新設を行い、また、深谷及び愛本自然環境保全地域において標識の設置を行った。

ウ その他

谷内谷自然環境保全地域の概要を解説したガイドブックを発行した。

(2) 自然公園等の保護及び管理

ア 国立公園

(ア) 許認可

自然公園法に基づく63年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-155のとおりである。

表2-155 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（63年度）

（単位：件）

国立公園	許 可		認 可(承認)	計
	大 臣	知 事		
中部山岳	26	43	13	82
白 山	0	1	0	1
計	26	44	13	83

(イ) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劔沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4月～11月、劔沢地区6月～10月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者指導を行った。特に室堂については、立山自然保護センターが現地管理の中核基地としての機能を発揮した。

(ロ) 美化清掃

全国統一の自然公園クリーンデー（8月の第1日曜日）に、立山一帯と黒部峡谷一帯の主要な箇所において、美化清掃の啓蒙活動を行った。

なお、立山黒部環境保全協会は前年度に引き続きゴミ持ち帰り運動を展開した。その中心行事として、8月24日には立山美化清掃大会を開催して利用者に対しても参加を呼びかけ、国立公園の自然保護及び美化意識の高場に努めた。

(ハ) 植生復元事業

室堂地区において、現地の植物による植生復元工事を行うとともに、芦峯寺において植生復元材料としての高山植物の育苗を行った。

(ニ) 山岳遭難防止等

12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間において、劔岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡に当たった。

63年12月1日から元年5月15日までの条例に基づく届出件数及び事故発生状況は、表2-156のとおりである。

また、春山スキー（4月～5月）、初滑り（11月）の両シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーによる遭難事故防止や環境保全に努めた。

なお、夏の利用最盛期には、劔沢（7月15日～8月25日）と雷鳥沢（7月20日～8月20日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診

療を行った。そのほか、県山岳遭難対策協議会の事業（テレフォンサービス等）に対し、県費助成を行った。

表2-156 登山届出及び遭難事故の概要

(63年12月1日～元年5月15日)

区 分	12月1日 ～2月15日	2月16日 ～4月15日	4月16日 ～5月15日	合 計
登 山 届	55パーティー (294人)	12パーティー (73人)	181パーティー (954人)	248パーティー (1,321人)
遭 難 事 故	—	—	1人死亡 1人重傷 3人軽傷	1人死亡 1人重傷 3人軽傷

(カ) 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境庁の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を従来どおり継続した。

(キ) 高山蝶の保護対策

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を保護するため、標識等による啓発やパトロールを行った。

(ク) 望ましい立山を考える会

立山の優れた自然を末永く、後世に引き継ぐため立山に関する諸問題についてさまざまな角度から幅広く論議する「望ましい立山を考える会」を設置し、検討を進めている。

イ 国 定 公 園

(ア) 許 認 可

自然公園等に基づく63年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-157のとおりである。

表2-157 工作物の新築等に係る許認可取扱状況(63年度)

(単位：件)

国 定 公 園	許 可(協 議)	認 可(承 認)	計
能 登 半 島	13	1	14

(イ) 美化清掃、施設維持管理等

雨晴野営場、雨晴・島尾・大境駐車場、大境ビジターセンター等の維持管理に努めた。また、8月7日、全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ゴミの持ち帰り運動の実施など、美化清掃活動を行った。

ウ 県立自然公園

(ア) 許 認 可

県立自然公園条例に基づく63年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-158のとおりである。

表2-158 工作物の新築等に係る許認可取扱状況(63年度)

(単位：件)

県立自然公園	許 可(協 議)	認 可(承 認)	計
朝 日	2	2	4
有 峰	1	—	1
五 箇 山	6	1	7
白 木 水 無	—	—	—
医 王 山	—	1	1
計	9	4	13

(イ) 美化清掃、施設維持管理

8月7日、全国統一自然公園クリーンデーに呼応し、公園区域内の各利用拠点において、ゴミの持ち帰り運動を行うとともに、既整備の公園施設等の美化清掃等維持管理を関係町村と協力して実施した。

エ 県 定 公 園

県定公園の管理は、県定公園規則の主旨にのっとり、関係市町村において行った。

(3) 自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然環境を適正に利用することによって、国民及び県民の保健、休養、教化の場として役立てることを目的としている。

この趣旨に沿って公園事業として各公園で施設の整備を実施してきた。63年度中に整備した施設は、表2-159のとおりである。

表2-159 主たる施設整備実績(63年度)

1 国立公園、国定公園、国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理施設	公衆便所
中部山岳国立公園	室堂集団施設地区	室堂園地			有張歩道 L=220m				
		雷鳥沢野営場		雷鳥1基 卓ヘンチ10基					
	アルペンルート沿線地区	称名園地	法面整備 法柱 ロックネット 滝見台改良					休憩所(木造) A=24㎡ 休憩所(鉄骨造) A=50㎡	
	馬場島嶼地区	馬場島野営場		テントサイト A=1,030㎡ 牧草性(木道) A=30㎡					
	黒部峡谷沿線地区	祖母谷野営場		テントサイト A=320㎡					公衆便所(RC造) A=25.6㎡
国定公園	高岡市地区	二上山方楽植物園駐車場				AS舗装 A=630㎡			
	氷見市地区	島尾駐車場				取付道路 AS舗装 L=230m			
有峰県立自然公園	有峰ふるさと自然公園	有峰湖周辺休養地事業	誘導標識新設					ビジターセンター 展示施設 焼却炉新設	
朝日自然公園	あさひ国民休養地	城山園地			し曲橋(木造) 修繕				

2 県立自然公園、県定公園

公園名	事業内容		
	園地	歩道	公衆便所
朝日県立自然公園	給水設備改良(城山)	改良(イブリー山)	RC造1棟(宮崎)
白木水無県立自然公園		改良(金剛堂山)	
五箇山県立自然公園			木造1棟(西赤尾)
大岩眼目県定公園	芝生園地(眼目) A=1,000㎡		
神通峡県定公園			RC1棟(常虹の滝)
高岡古城県定公園	石積護岸 L=116m		
庄川峡県定公園	芝生広場(舟戸公園) A=900㎡		

(4) 県民公園の整備

県民公園頼成の森では、水生植物園(花しょうぶ園)の拡大のための計画をとりまとめた。

県民公園野鳥の園では、古洞ダム左岸に公衆便所を設置した。

県民公園自然博物館「ねいの里」においては、展示館の展示内容を一部更新した。

(5) 野生鳥獣の管理

ア 野生鳥獣の保護と生息数調査

(ア) ライチョウの保護対策

特別天然記念物であり、県鳥でもあるライチョウの保護対策には、特に力を入れている。調査と保護事業の実績は、次のとおりである。

a 生息数調査

47年度から、北アルプスの主要山岳において、順次ライチョウの

生息数をカウントしているものである。63年度は水晶岳で調査を実施し、430haにおいて39羽の生息を確認した。現在まで17山岳、10,760haにおいて950羽を確認している。

b 生息環境調査

生息数調査と同一の山域において、植生、生息鳥獣、天敵等を調査している。生息数調査と生息環境調査は、万一ライチョウの生息数や生息に変化が起きた場合、調査時の状況とその時の状況とを比較し、保護対策を決定するための資料とするものである。

c 生態調査

51年度から、立山の浄土山から室堂にかけての一带で、ライチョウの繁殖状況、社会行動等を追跡調査している。

d 冬山調査

夏期に、ライチョウ保護に万全を期しても、冬期の越冬地や採餌場が保全されていなければライチョウは生息できなくなる。

このため、53年度から冬期の植物の露出地や越冬地を調査している。

e 保護柵設置

観光客、登山者の多い立山、薬師岳、朝日岳において、登山道外への踏み込み防止の保護柵（延長9.7km）を48年度から53年度に設置し、この維持管理に努めた。63年度には、前年度に引き続き立山室堂周辺（264m）について雪圧による損壊を防ぐため、着脱式の保護柵に改良した。

f スキー規制

50年度から、ライチョウの繁殖期（5月20日～7月31日）に、立山の一部の地域（室堂山周辺100ha）においてスキー行為を規制している。

g 病理検査

東部家畜保健衛生所に依頼して、ライチョウの糞便検査による汚染調査を行った。

h その他

ライチョウ保護のため、鳥獣保護員4名を立山、朝日岳、薬師岳、
劔岳に配置し、パトロール等を実施した。

(イ) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員を県内に50名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(ウ) 鳥獣保護区の管理

県内32か所の鳥獣保護区において区域表示のための制札の整備や巢
箱、給餌台の管理を行った。

(エ) 工作物の許可

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく63年度中の鳥獣保護区特別保
護地区の工作物の新築等に係る許可取扱状況は表2-160のとおりであ
る。

表2-160 工作物新築等に係る許可取扱状況(63年度)

(単位：件)

鳥 獣 保 護 区	許 可
国 設	6
県 設	—
計	6

(オ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に際し、表2-161のとおり各種の行事を開催
し、愛鳥思想の普及啓発に努めた。

(カ) 鳥獣の保護・増殖

野鳥の多くすんでいる森に小学生の手により巣箱を架設した。

傷病鳥獣や幼令鳥獣の救護と野化訓練を富山県鳥獣救護の会に委託
し、実施した。近年、自然保護、鳥獣保護思想の普及とともに、救護
事業は増加の一途をたどっている。

また、日米、日ソ、日豪、日中の渡り鳥保護条約の実効を高めるた

め、カスミ網による渡り鳥の密猟の取締りを実施した。

近年の野生動物の生息状況並びに略奪狩猟から管理狩猟への移行にあわせて、キジの放鳥を休猟区を中心に実施した。

(キ) 生息数の調整（有害鳥獣の駆除）

人と野生鳥獣とが、同じ土地に共存している現状から、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない事業となっているが、この調整は非常に困難なものがある。63年度には表2-162のとおり鳥獣を捕獲し、人畜の危害防止と農林作物の被害の軽減を図った。

(ク) 野生鳥獣の調査

ライチョウの各種調査は前述のとおりであるが、このほかに次のように調査を実施している。

愛鳥週間の初日にツバメの調査を実施し、38,005羽の成鳥を確認した。

また、環境庁の全国一斉調査の一環として、ガンカモ科鳥類の生息数を元年1月17日に調査し、カモ類24,988羽、ハクチョウ類44羽を確認した。

なお、環境庁では、渡り鳥の生態を把握するため、49年に婦中町高塚地内に1級婦中鳥類観測ステーションを設置し、県内のバンダー（Bander）の協力により標識調査を実施してきている。63年度には、49種、2,949羽の鳥類を捕獲し、標識（足輪）をつけて放した。

野猿被害に対しては、効果的な対策を早急に確立するため生息実態や被害実態の調査をするとともに、銃器等によらない被害防止器具の実験も行った。

表2-161 愛鳥週間行事(63年度)

月日	行事名	場所	行 事 内 容	備 考
5月10日(火)	ツバメの日	高山県全域	・県下一斉に小学校6年生の豆調査員によるツバメの生息調査を実施します。 ・ツバメの巣のある家に「ツバメのお宿」シール(第9号)を配ります。	第18回ツバメ調査小学校 242校 調査員 約18,500人
5月11日(水)	野鳥観察の日	泉 羽 山	・富山女子短期大学幼児教育学科の学生を対象に野鳥を中心とした自然教室を開き、野外教育のあり方を実践します。	富山女子短期大学 幼児教育学科約90名 富山市安養坊八幡社 午前9時現壇集合
5月12日(木)	野鳥愛護表彰の日	泉庁 4 階 大ホール	・自然保護功労者(鳥獣保護)及び愛鳥ポスター・標語の入選者を表彰します。 入選ポスターは、5月3日(火)～5月10日(水)まで大和富山店で、5月19日(火)～6月15日(水)まで「ねいの里」において展示します。	午前9時30分 ～午前11時
5月13日(金)	野鳥研究の日	朝日町立 笹川小学校	・児童を対象に野鳥に関する話や、活動発表をいたします。また、実のなる木の植栽を行います。	63年度愛鳥モデル校指定 (昭和50年度より実施)
5月14日(土)	バードカービングに挑戦	富山県木村 利用者及 センター (ウッドリ ーム高山)	・野鳥をモデルにした木工教室を開き、野鳥への関心を高めます。	定員30名 午後2時～4時
5月15日(日)	探鳥の日	自然博物館 (ねいの里) 婦中町吉住	・愛鳥思想の普及のため、広く一般の方を対象にバードウォッチングを催し、野鳥を訪ねます。	午前8時自然博物館センター前集合 家族連れ歓迎 定員80名・小雨決行 共催富山県民福祉公園
5月16日(月)	野鳥愛護の日	愛鳥モデル 校 (5校)	・児童の野鳥に対する関心を高め、愛護思想の精神を養うため、愛鳥モデル校へ野鳥に関する映画フィルムを貸出し上映します。	昭和59年度以降の愛鳥モデル校
5月13日～14日(金)(土)	野鳥相談の日	自然博物館 センター (ねいの里)	野鳥を庭に呼び寄せる方法、巣箱や給餌台の作り方、バードウォッチングの楽しみ方などについての「野鳥相談所」を開設します。	ねいの里 Tel0764-69-5252

表2-162 生息数の調整状況(63年度)

種 類(鳥類)	捕 獲 数(羽)	種 類(獣類)	捕 獲 数(頭)
カ ラ ス	2,143	ノ ウ サ ギ	254
ス ズ メ	5,850	ク マ	56
ド バ ト	2,388	サ ル	32
ム ク ド リ	1,134	ノ イ ヌ	2
カ ル ガ モ	290	そ の 他	0
そ の 他	413		
計	12,218	計	344

イ 狩 猟 行 政

(ア) 狩猟免許試験、狩猟者講習会

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、61名が合格した。

また、免許更新をしようとする者には講習会を開き、1314名が受講した。

(イ) 狩猟者登録

狩猟者登録をした者の数は、表2-163のとおりである。全国的に減少傾向にある。

表2-163 狩猟者登録の実績

(単位：人)

区 分		県 内 者	県 外 者	計
免 許 の 種 類	甲 種	98	—	98
	乙 種	1,303	310	1,613
	丙 種	106	—	106
計		1,507	310	1,817

注) 甲種：網及びわな
乙種：ライフル銃及び散弾銃
丙種：空気銃及びガス銃

(ウ) 休猟区の設定

狩猟鳥獣の増殖を図るため、休猟区を表2-164のとおり設定した。この結果、休猟区は既設のものと合わせて、24か所23,229haとなった。

表2-164 休猟区の設定状況(63年度)

名 称	所在地	面積	設 定 期 限
境 休 猟 区	朝 日 町	1,200	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで
東福寺休猟区	滑 川 市	1,000	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで
極楽寺休猟区	上 市 町	920	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで
大森休猟区	立 山 町	1,220	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで
太田休猟区	富 山 市	920	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで
碁石休猟区	氷 見 市	1,062	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで
和田川休猟区	砺 波 市	810	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで
桑山休猟区	福 光 町	850	昭和63年11月15日から昭和66年11月14日まで

(エ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

63年度は62年度に引き続き次の各種施策を講じた。

a 狩猟禁止区域、銃猟制限区域の設定

河川敷を中心として猟場を見直し、危険が予想される地域については、銃猟禁止区域、銃猟制限区域を表2-165のとおり設定した。

b 狩猟者講習会を開催し、事故防止について特に指導した。

c 猟期中は、県警察本部、鳥獣保護員等と連携をとりパトロールの強化を図った。

(6) 自然保護思想の普及啓蒙

自然保護思想についての県民の関心は、近年特に高まってきているものの、まだ十分とは言えない。このため県では、自然を大切にする心が県民日常の行動として定着するよう63年度においては、次の事業を実施し、自然保護思想の普及啓蒙活動を積極的に推進した。

ア ナチュラリストの配置

中部山岳国立公園立山地区では49年度から、県民公園頼成の森地区で

表2-165 銃猟禁止区域、銃猟制限区域設定状況(63年度)

名 称	面積(ha)	場 所	変更内容	期 間
あわすの平銃猟禁止区域	1,110	大 山 町	新設	昭和63年11月15日から 昭和73年11月14日まで
高 岡 "	3,378	高岡市・新湊市・ 大島町	"	昭和63年11月15日から 昭和73年11月14日まで
子撫川ダム "	70	小 矢 部 市	"	昭和63年11月15日から 昭和73年11月14日まで
富山新港 "	1,942	富 山 市	期間 変更	昭和63年11月15日から 昭和73年11月14日まで
富山空港 "	370	"	拡大 期間変更	昭和63年11月15日から 昭和73年11月14日まで
速 星銃猟制限区域	470	婦 中 町	拡大	昭和63年11月15日から 昭和66年11月14日まで
中 番 "	290	富山市・大山町・ 立山町	期間 更新	昭和63年11月15日から 昭和66年11月14日まで
二 上 "	80	高 岡 市	"	昭和63年11月15日から 昭和66年11月14日まで
福 岡 "	670	砺波市・小矢部 市・福岡町	"	昭和63年11月15日から 昭和66年11月14日まで
富山新港 "	530	新湊市・小杉町・ 下村	"	昭和63年11月15日から 昭和66年11月14日まで

は53年度から、県民公園自然博物館地区では56年度から、また中部山岳国立公園称名地区では58年度から、ナチュラリスト（認定者総数286名）を表2-166のとおり配置し、訪れた人々に自然に対する理解を深めるため解説を行い、自然保護思想の普及を図っている。

(ア) 立山地区

夏山シーズン中（7月20日から8月31日まで）毎日、室堂の立山自然保護センターを基地として、室堂周辺を巡回しながら登山者や観光客に自然解説を行った。また、同センター内の展示室を利用しての解説や、レクチャールームでのビデオを通して自然のしくみについて解説を行った。

(イ) 頼成の森地区

4月24日から11月3日の毎日曜日・祝日に訪れる人々に遊歩道を歩きながら自然解説を行った。

(ウ) 自然博物館地区

4月24日から11月3日の間の毎日曜日・祝日に訪れる人々に展示館と自然かんさつ路を使って自然解説を行った。

(エ) 称名地区

7月3日から10月10日までの間の毎日曜日・祝日に称名園地等において自然解説を行った。

イ 自然保護指導員の配置

37名の自然保護指導員を県内各地に配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集した。

ウ 自然保護講演会の開催

元年3月18日、富山市において一般県民を対象に自然保護講演会を開催した。

○「野生動物と共存するために」

(野生動物保護管理事務所 主任研究員 羽登俊裕)

エ 自然観察読本等の作成

自然観察読本シリーズの第2集として「呉羽丘陵県定公園」を作成するとともに、自然ガイドシリーズの第6集として「中部山岳国立公園一擲平の自然一」を作成し、関係行政機関、小中学校等に配布した。

オ 自然に親しむ集いの開催

新たな事業として一般県民を対象に、自然観察を行い自然に対する理解を深め、自然保護の精神の高揚を図るため自然に親しむ集いを6月5日立山町美女平、8月21日大山町大品山及び10月2日朝日町朝日県立自然公園において開催した。

カ 自然とのふれあい推進事業(有峰フェスティバル)

新たな事業として、有峰の大自然の中で自然にふれ親しみ、自然の中での体験活動の増進を図る目的で8月6日～7日の2日間有峰フェスティバルを開催し延12,000人の参加があった。

表2-166 ナチュラリストの配置状況

年 度	立 山 地 区		称 名 地 区		頼成の森地区		自然博物園地区	
	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間
49	32人 (延128人)	7/20~8/20						
50	33人 (延158人)	7/20~8/31						
51	44人 (延212人)	"						
52	56人 (延224人)	"						
53	56人 (延224人)	"			38人	7/23~11/5 (日、祝日)		
54	56人 (延224人)	"			68人	4/30~11/4 (日、祝日)		
55	56人 (延224人)	"			68人	4/29~11/3 (日、祝日)		
56	92人 (延218人)	"			25人	"	52人	6/7~11/3 (日、祝日)
57	56人 (延224人)	"			50人	"	68人	4/29~11/3 (日、祝日)
58	56人 (延224人)	"	30人	7/24~10/10 (日、祝日)	44人	4/29~6/19 (日、祝日) 9/15~11/3 (日、祝日)	76人	4/29~11/3 (日、祝日)
59	56人 (延224人)	"	36人	7/1~10/28 (日、祝日)	20人	7/29~11/4 (日、祝日)	81人	4/29~11/4 (日、祝日)
60	56人 (延224人)	"	31人	7/7~10/10 (日、祝日)	33人	4/28~11/4 (日、祝日)	70人	4/28~11/4 (日、祝日)
61	54人 (延216人)	"	32人	7/6~10/10 (日、祝日)	32人	4/27~11/3 (日、祝日)	69人	4/27~11/3 (日、祝日)
62	53人 (延212人)	"	32人	7/5~10/10 (日、祝日)	35人	4/26~11/3 (日、祝日)	70人	4/26~11/3 (日、祝日)
63	52人 (延208人)	"	34人	7/3~10/10 (日、祝日)	35人	4/24~11/3 (日、祝日)	71人	4/24~11/3 (日、祝日)



自然観察会

表2-167 自然観察読本等の発行状況

自然保護読本シリーズ	
①47年度「水はみんなのもの」	(富山県教育委員会)
②49年度「富山の植生」	(大田 弘)
③50年度「富山の地形と地質」	(深井 三郎)
④51年度「富山の昆虫」	(田中 忠次)
⑤52年度「富山の川と魚」	(田中 晋)
⑥53年度「富山の鳥」	(林 梅夫)
⑦54年度「富山の気象」	(中川・山崎・谷出・小鷹)
セルフガイドシリーズ	
①52年度「立山とのふれあい」	(富山県自然保護協会)
②53年度「頼成の森の自然」	()
自然観察読本シリーズ	
①55年度「ふるさと歩道をたずねて一医王山一」	(堀 与治)
②56年度「ふるさと歩道をたずねて一朝日一」	(長津 篤尾)
③57年度「ふるさと歩道をたずねて一御前山神通峡一」	(大田 弘・長津篤尾)
④58年度「ふるさと歩道をたずねて一牛嶽一」	(松岸 得之助)
⑤59年度「ふるさと歩道をたずねて一俱利伽羅一」	(正印・菊川・泉)
⑥60年度「ふるさと歩道をたずねて一森寺一」	(大田・菊川・児島・田中)
⑦61年度「ふるさと歩道をたずねて一松倉城址一」	(本多・広田・田中)
自然ガイドシリーズ	
①58年度「中部山岳国立公園一称名の自然一」	
②59年度「朝日県立自然公園一朝日国民休養地の自然一」	
③60年度「ねいの里の自然」	
④61年度「五箇山国民休養地の自然」	
⑤62年度「有峰湖国民休養地の自然」	
⑥63年度「中部山兵国立公園一樺平の自然一」	
富山県の自然環境保全地域シリーズ	
①54年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」	
②55年度「沢杉自然環境保全地域」	
③56年度「神通峡自然環境保全地域」	
④57年度「愛本自然環境保全地域」	
⑤58年度「深谷自然環境保全地域」	
⑥59年度「山の神自然環境保全地域」	
⑦60年度「池の尻自然環境保全地域」	
⑧61年度「常楽寺自然環境保全地域」	
⑨62年度「日尾御前自然環境保全地域」	
⑩63年度「谷内谷自然環境保全地域」	

自然観察読本シリーズ

①62年度「大岩眼目県定公園」

(菊川・大田・田中・熊木)

②63年度「呉羽丘陵県定公園」

(菊川・大田・田中・熊木)

(7) 自然環境の各種調査

ア 立山道路沿線自然生物定点調査

中部山岳国立公園立山地区の利用者は、46年に立山黒部アルペンルートが開通して以来、急激な増加をみている。このことが高山帯をはじめとした立山の自然にいかの影響をおよぼしているかについて長期的に把握するため、63年度を初年度として平成4年度までの5か年を第Ⅲ期として調査を実施してきている。63年度は、その初年次として次のとおり調査を実施した。(第Ⅰ期調査：53～57年度)(第Ⅱ期調査58～62年度)

(ア) 調査項目

自然生態系の変化を顕著に表わすものとして、植生(主要樹種の活性度の測定等)及び土壌(理化学的性質)の2項目を調査した。

(イ) 調査範囲

桂台～美女平～弥陀ヶ原～室堂～黒部平にわたるアルペンルート沿いに、代表的な植物群落を指標とした調査区を設けた。

調査区数は、合計55か所である。

(ウ) 調査結果

a アルペンルート沿線では、森林帯の主要構成樹種であるブナの樹勢が引き続き低下していた。

b 利用者が最も集中する室堂平においては、依然として土壌、土砂の流亡が目立ち、植生の退行が進んでいた。

イ 自然環境管理計画策定のための調査

自然環境管理計画策定の基礎資料を得るため、身近な自然の調査を行った。

ウ 第4回自然環境保全基礎調査

環境庁の委託を受け、巨樹・巨木林調査を行った。

(8) 自然環境保全地域等の公有地化

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に富山県自然環境保全基金制度を設置し、市町村と共同して土地の公有化を進めてきている。取得の対象は、自然環境保全地域等の民有地のうち自然環境が極めて優れており、厳正に保全する必要がある土地並びに自然公園の集団施設地区及びその周辺の自然景観が優れておりその環境を保全する必要がある土地等である。

63年度までに公有化した土地は、全部で142.6ha となっている。

表2-168 富山県自然環境保全基金による土地の公有化実績

(元年3月31日現在)

年 度	買 収 内 訳		所有区分(持分)		買収金負担区分		備 考
	地 域	面積(m ²)	県	市町村	県 (円)	市町村(円)	
48 49	五箇山県立自然公園 ・平村相倉地内	23,264.41	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	9,398,822	4,699,410	保全地区
							集団施設地区
"	五箇山県立自然公園 ・上平村西赤尾地内	183,443.64	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	10,061,914	4,938,308	等価交換 (関西電力) 売払(建設省) 交換(上平村)
49	縄ヶ池・若杉自然環境保 全地域 ・城端町大姉滝周辺	126,916	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	14,468,424	4,822,808	
"	白木水無県立自然公園 ・八尾町杉ヶ平地内	378,896	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	10,415,890	4,021,258	保全地区
			$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$			集団施設地区
"	朝日県立自然公園 ・朝日城山地内	24,094.46	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	5,505,028	2,752,508	
"	医王山県立自然公園 ・福光町根谷地内外	381,517.62	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	27,214,946	13,607,378	
"	県民公園野鳥の園 ・緑中町高原地内	52,394	$\frac{10}{10}$	—	—	—	地上権
49 50	能登半島国定公園 ・高岡市雨晴地内	10,178.11	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	18,918,776	9,459,378	
50 51	能登半島国定公園 ・永見市九段浜・窪地内	8,362	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	12,994,534	6,497,266	
50 51 53 54 55 56	県民公園野鳥の園 ・富山市三ノ森・山本地内 ・小杉町入会地 (古淵池)	237,547	$\frac{10}{10}$	—	160,422,437	—	
	合 計	1,426,613.24			269,400,771	50,798,314	
						320,199,085	

第3章 平成元年度において講じようとする環境保全に関する施策



県の木 タテヤマスギ
立山を中心とする山岳地帯に自生。寒さや雪に強いという特徴をもっています。材質も強じんで、建築材として喜ばれるため県内で広く植林されています。

第3章 平成元年度において講じよう とする環境保全に関する施策

平成元年度においては、第1章、第2章に述べたような環境の状況を踏まえ、環境汚染の未然防止については、ブルースカイ計画、クリーンウォーター計画の推進をはじめ、総合的な地域環境管理計画の策定や環境教育の充実を図るほか、環境アセスメントの制度化や環境情報管理システムの整備を進める。

監視指導体制については、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質等の常時監視や各種調査を引き続き実施するとともに、測定機器の計画的な整備に努め、工場等に対しては、立入検査などにより公害の発生防止を適切に指導する。

快適な環境づくりについては、日本一きれいな県土づくりをめざして、美化清掃運動の展開や地域美化活動の推進を図るとともに、市町村が実施する名水の保全や快適な公共トイレの整備事業を支援する。

自然環境の保全については、自然の保護と利用を推進するため、自然公園地内における施設整備やナチュラリスト、バードマスターの配置による自然保護思想の普及活動など、環境保全施策を積極的に展開する。

また、公害の防止技術の開発や環境汚染メカニズム、動植物等の自然環境についての調査研究を行う。

1 総合的な環境保全対策

(1) 総合的な地域環境管理計画の推進

地域の自然的、社会的特性を踏まえた総合的な地域環境管理計画を策定するための調査研究を進める。

(2) 環境教育の推進

日常生活と環境とのかかわり、自主的な環境保全活動の必要性等の環境

教育を学校などのあらゆる場で行うことが必要になってきており、そのための基本方針を策定する。また、ボランティア団体、教育資材、研修利用施設リスト等のデータベースの整備、副読本やビデオ等による情報の提供を行うとともに、シンポジウムの開催等の普及・啓発事業を推進する。

(3) 環境アセスメントの推進

適切な環境影響評価の実施に向け、本県の特性にあった環境アセスメントの制度化を進める。

(4) 公害防止計画の推進

63年度で期間満了となった公害防止計画について、計画期間の延長により、下水道の整備やカドミウム汚染田の復元等の公害防止対策事業の推進を図る。

(5) 環境情報管理システムの整備

地域環境管理計画の推進や複雑・多様化する環境問題に的確に対応するため、環境情報の体系的な整備や解析手法の開発など、環境情報管理システムの整備を進める。

2 大気汚染防止対策

(1) 大気環境管理計画(ブルースカイ計画)の推進

硫酸化物及び窒素酸化物について、今後とも環境基準を維持し、良好な大気環境を保全していくため、企業の燃料使用計画、将来の交通量及び企業の新規立地計画等をもとに、63年度に改定したブルースカイ計画を推進する。

(2) 大気汚染の常時監視

環境基準の達成状況等を把握し、適切な対策を講ずるため、一般常時観

測局35局及び自動車排出ガス常時観測局2局で、硫黄酸化物、窒素酸化物、オキシダント等の環境濃度を常時監視する。

(3) 大気汚染常時観測局適正配置調査

最近の大気汚染形態の変化に対応した環境監視体制を整備するため、現在の大気汚染常時観測局網を見直すなど、常時観測局の適正配置について調査検討する。

(4) 環境大気基礎調査

常時観測局における監視を補完するため、県内平野部80地点で、硫黄酸化物、窒素酸化物及び降下ばいじんを1か月ばく露法等により調査するほか、一般環境及び工場周辺における浮遊粉じん濃度等の調査を25地点で実施する。

また、酸性雨の実態を把握するため、雨水の酸性度や成分について調査を実施する。

(5) 特定ガス環境大気調査

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境影響を把握するため、県内の新規利用燃料を使用する施設について、発生源における窒素酸化物等の有害物質を調査するとともに、公害防止計画地域内で大気中の水銀、ひ素及びベンゾ(a)ピレンを、富山新港地区では、土壌及び玄米中の水銀を調査する。

(6) 自動車排出ガス等環境調査

自動車排出ガスによる環境影響を把握するため、富山市及び高岡市の主要交差点で、一酸化炭素、炭化水素等の大気汚染の実態調査を実施する。

また、スパイクタイヤ使用に伴う道路粉じんの実態を把握するため、県内4か所で、浮遊粉じんや降下ばいじん等の調査を実施する。

(7) 放射能調査

環境放射能の実態を把握するため、降水、大気中の浮遊粉じん、水道水、野菜、牛乳、土壌等の放射能について調査を実施する。

3 水質汚濁防止対策

(1) 水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）の推進

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目標に、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るほか、内川、湊川、鴨川流域においては生活排水対策のモデル実践活動を実施する。

(2) 公共用水域の水質監視

河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、水質測定計画に基づき、河川89地点、湖沼2地点、海域30地点の合計121地点において健康項目(カドミウム、水銀等)、生活環境項目(BOD、COD等)等について、水質調査を実施する。

また、主要海水浴場において水質調査を実施するほか、小矢部川水質常時監視所の高度化と効率化を図るため、測定機器を更新する。

(3) 湖沼水質調査

本県の主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚染の未然防止を図るため、黒部湖、上市川ダム、子撫川ダム及び桜ヶ池において窒素、りん等の水質調査を実施する。

(4) 特定物質環境調査

未規制物質による環境汚染の実態を把握するため、LAS（合成洗剤）等について、河川や海域で水質調査を実施する。

(5) 底質環境調査

河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属(水銀、鉛等)及びPCBについて調査を実施する。

(6) 有機塩素系化学物質実態調査

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等、有機塩素系化学物質による汚染の実態を把握するため、県内の地下水60地点、河川水14地点について水質調査を実施する。

4 騒音・振動防止対策

道路交通騒音防止対策及び環境基準達成のための基礎資料を得るため、高速道路や主要幹線道路の沿道において騒音・振動の実態を調査する。また、一般環境騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況の調査を行う。

5 悪臭防止対策

畜産業、飼料肥料製造業等における悪臭の実態を把握するため、アンモニア、硫化水素等の悪臭物質について調査を実施する。

6 土壌汚染対策

(1) 土壌汚染対策事業の実施(神通川流域)

対策計画が策定されている第2次地区において、復元工事を進める。

一方、作付可能となった客土水田に、第1次地区と同様に展示ほを設置し、技術指導を推進する。また、客土水田の水稻収量やカドミウム濃度等の調査を行う。

(2) 土地利用調査等の実施

神通川流域の対策計画が策定されていない地域について、土地利用調査等を実施する。

また、黒部地域については、地元及び黒部市等と協議し、対策計画策定の準備を進める。

7 地下水対策

(1) 定点地下水位調査

地下水位の変動状況を把握するため、28観測井において地下水位を常時観測する。

また、各観測井に自動記録装置を導入して、データ処理の迅速化、省力化を図る。

(2) 地下水塩水化調査

地下水塩水化の実態を把握するため、新たに水見地域、魚津・滑川地域を加えた、県下の海岸部全域130地点において、地下水の塩素イオン濃度調査を実施する。

(3) 地下水適正揚水量調査(総合解析)

60年度から順次調査を実施してきた砺波、富山、黒部の各平野地域の調査結果等を踏まえ、全県的な地下水適正揚水量を明らかにするとともに、地下水に関する情報管理システムを整備する。

また、地下水の適正利用と保全を図るため、「地下水管理指針」策定の基本的な考え方について検討を始める。

(4) 魚津・滑川地域地下水利用対策協議会の支援

地下水の適正かつ合理的利用を図るため、早月川及び片貝川流域の魚津・滑川地域において設立される「地下水利用対策協議会」を側面的に支

援する。

8 合併処理浄化槽設置推進対策

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、「合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱」にもとづき、市町村と協力して、設置者に助成するなど、合併処理浄化槽の普及に努める。

9 産業廃棄物対策

(1) 監視及び指導の強化

有害産業廃棄物の排出事業所及び事業者や処理業者の最終処分場について重点的に監視し、適正処理を指導する。

また、減量化のための中間処理施設及び有効利用促進についての研究及び指導を行う。

(2) 産業廃棄物交換制度の推進

有効利用及び減量化を推進するため、中部北部広域交換体制（富山、新潟、山梨、長野の4県で構成）及び北陸3県広域交換体制（富山、石川、福井の3県で構成）を活用し、積極的に情報の交換を図る。

(3) 最終処分場の確保

最終処分場の確保を図るため、処理業者に対して地元市町村や住民との協議のもとに計画的整備を図るよう指導する。

(4) 中小企業者への助成

中小企業者に対して、産業廃棄物の減量化施設、有効利用施設等の整備について公害防止資金融資制度等の活用を指導する。

(5) 処理業者の育成

処理業者の指導育成を図るとともに、関係団体の行う適正処理活動を支援し、自主管理体制を推進する。

10 快適環境の形成

(1) 県土美化推進運動の展開

日本一きれいな県土づくりをめざし、県土美化推進県民会議を中心に県民総ぐるみによる県土美化推進運動を次のとおり実施する。

ア 県民意識の高揚

ポスター、シール、ごみ持ち帰り袋等の配布や、テレビ、ラジオ、新聞を活用して、県民の環境美化モラルの高揚を図る。

特に、児童期からの県土美化思想の普及を推進するため、昨年度に引き続き、小学生を対象とした「ふるさとの海辺教室」を開催する。

イ 県民総ぐるみ大クリーン作戦の展開

県土美化推進県民会議を中心に、地域住民や関係団体等の協力を得て、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を県民総ぐるみで展開し、清掃活動や緑化活動を県下一斉に行う。

ウ 地域美化活動の推進

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、新たに県土美化モデル地区を指定する。

エ 県民会議活動の推進

県土美化推進県民会議において、県土美化功労者の表彰、機関紙の発行、清掃美化大会等を実施する。

(2) 親水思想の高揚

「とやまの名水」の環境整備を促進するため市町村に助成するほか、黒部市が開催する「全国水環境保全市町村シンポジウム」を後援する。

また、水に対する関心を高めるため、水生生物の観察、名水巡りなどを組み入れた「親子の水とのふれあいバス教室」や「名水巡りコース（県政バス）」を開催する。

(3) 日本一の花と緑の県づくり

日本一の花と緑の県づくりのため、富山県グリーンプランに基づき、次の事業を実施する。

ア 緑化事業を積極的に推進するため、「チューリップ学級づくり事業」や「とやまの花の名所」の施設整備を行う。

イ 緑化教育体制の充実を図るため、「県民緑化カレッジ」を開設する。

ウ 「富山県植物園基本構想」をふまえ分園整備構想を策定し、林業試験場樹木園や緑花センターの整備を進める。

エ 県土を美しい公園とイメージし、その保全と活用を総合的、かつ、計画的に進めるため「全県域公園化構想」を策定する。

(4) 農村公園の整備

農村のうるおいある自然豊かな環境を保全するとともに、農村地域住民の生活とやすらぎと憩いの場となる農村公園の整備を推進する。

(5) 快適な公共トイレの整備

きれいで利用しやすい公共トイレの整備促進と県民の公共トイレに対する意識の啓発を図るため、市町村の行う改築・改装に対する助成とグッドトイレコンテスト等を実施する。

11 その他の環境保全対策

(1) 環境保全思想の普及啓発

公害の防止や自然保護等を推進して、生活環境をよりよいものとするため、県では、関係機関と協力し、各種の行事を行い県民の環境保全思

想の普及啓発に努めている。元年度の第17回環境週間には、「みんなで築くよりよい環境」をテーマとして、6月5日から6月11日までに次の諸行事を実施する。

ア 街頭啓発……環境美化思想の普及のため、街頭で啓発活動を行う。

イ 親と子の自然教室…生き物の観察を通して、自然保護、環境保全への関心を高めるため、親子を対象に観察会を実施する。

ウ 環境施設の公開……環境の大切さの認識を深めるため、県民公園新港の森の運動施設等を解放する。

エ ポスターの募集……小・中・高校生を対象にポスターを募集し、優秀・表彰 作品を表彰・展示する。

(2) 県民公園新港の森等緩衝緑地の整備

富山新港地区の「県民公園新港の森」の緑地や運動施設等の管理について、財団法人富山県民福祉公園に委託し、県民に親しまれる公園として運営、整備を図る。また、富山空港地区の空港スポーツ緑地については、第2期区域(3.5ヘクタール)が完了し、元年度から第1期区域とあわせて13.2ヘクタールの公園とし利用を図る。

(3) 下水道等の整備

小矢部川流域下水道、公共下水道(富山市等9市9町1村1事務組合)及び特定環境保全公共下水道(宇奈月町等4市4町1村)の整備を推進し下水道普及率の向上に努める。

また、農村下水道や地域し尿処理施設の整備を進める。

(4) 畜産総合対策推進指導事業の充実

ア 畜産経営環境保全対策の指導強化

畜産経営環境保全対策会議を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸

とする総合的な指導体制を整備強化するとともに、畜産環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会の開催、苦情の発生源となる水質、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐよう検査及び調査を実施し、徹底した指導をしながら畜産経営による環境汚染防止を図る。

イ 畜産環境保全の促進

畜産農家の組織化と集団化を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携による合理的な家畜ふん尿の処理を推進し、安定的経営を指導する。

ウ 家畜ふん尿有効利用の促進

家畜ふん尿を土壌改良材及び肥料として土地還元することにより、畜産公害の防止と地力の増強を図り、土地基盤と結びついた安定的な畜産経営を育成する。

エ 助成及び融資等

畜産環境保全に係る施設に対し、補助事業の検討及び資金の融資を行うとともにリース事業の積極的活用について指導を行う。

(5) 漁場環境保全対策

ア 漁場環境の監視

調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行う。

また、漁業者に対し漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努める。

イ 定置網付近の水質調査

定置漁場を中心とした46地点について、水質調査を実施する。

(6) 環境保健対策

ア イタイイタイ病対策

イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理受診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を

実施する。

イ カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛(株) (旧日本鉱業(株) 三日市製錬所) 周辺住民の要追跡者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策

市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力をする。

エ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグが発生した場合には、被害状況の調査等を実施し、地域住民の健康管理に努める。

12 環境保全に関する試験・研究

(1) 公害センター

ア 樹木による大気浄化作用に関する研究

丘陵地の公園における樹木分布、窒素酸化物の濃度分布等の調査を行い、樹木による大気浄化作用について研究を実施する。

イ エアロゾルに関する研究

富山・大山・立山山麓地域におけるエアロゾルの成分及び分布状況の調査を行い、その挙動、地域特性等について研究を実施する。

ウ 自動車排出ガスによる環境影響に関する研究

都市部の道路周辺において、窒素酸化物及び粉じんの調査を行い、自動車排出ガスによる環境汚染の実態を把握するとともに、道路構造の差異による汚染特性について研究を実施する。

エ 工場排水の合理的処理に関する研究

有機汚濁物質、窒素及びりんを適正に処理するため、これまで、業種別に間欠曝気式活性汚泥処理方法の研究を行ってきたが、さらに総合的かつ、効率的な処理方法について研究を実施する。

オ 海水中の全窒素測定方法に関する研究

海水を対象として、簡便で精度の高い、全窒素の測定方法について研究を実施する。

カ 河川上流部における水質特性に関する研究

神通川流域における水質組成と地質との関連や流下に伴う水質組成の変化を調査・解析し、河川の自然特性について研究を実施する。

キ 産業廃棄物の有効利用に関する研究（II）

産業廃棄物として県内で大量に発生する樹皮の有効利用を図るため、その基礎的性状を把握するとともに脱臭効果の予備試験を実施する。

ク 樹皮のコンポスト化に関する研究

樹皮と下水汚泥（高分子及び石灰系）とのコンポスト施用による土壌中の金属挙動について研究を実施する。

(2) 衛生研究所

ア 不快動物の多発防止対策の調査研究

63年度に引き続き、観光地、都市部小河川（排水路）等に多発する不快害虫並びに家畜舎から発生するイエバイ、クロバエ類、さらに今年度から貯木場周辺のヌカカ、小バエ類について調査研究を行い、発生防止対策を講ずる。

イ 食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究

63年度に引き続き、残留農薬や水銀等による県内食品の汚染状況について調査する。

ウ イタイイタイ病の予防に関する研究

イタイイタイ病要観察者の血液生化学的検査を継続し、イタイイタイ病への進展を予防するための資料を得る。

エ 環境汚染物質と生体影響に関する研究

生体汚染の評価に資するため、微量化学物質の体内レベルを調査する。

(3) 農業技術センター農業試験場

ア 公害防除特別土地改良事業に伴う客土水田の調査

神通川流域の公特事業（第2次地区）完了地区の客土水田において、玄米及び土壌中のカドミウム濃度調査等、対象地域の指定解除のための諸調査を実施する。

イ 自主停止地域対策実験調査

神通川流域の自主停止地域（いわゆる3号地域）における産米の流通対策として適用すべき対策工法を確立するための調査、試験を実施する。

(4) 水産試験場

富山湾の水質環境に関する調査

富山湾の水質環境調査を定期的に行い、富山湾沿岸域の水質環境の現況を把握するとともに、漁場環境の評価のための基礎資料とする。

(5) 畜産試験場

家畜敷料開発利用に関する研究

高床式構造豚舎内に堆肥化装置（切り返し機）を設置することにより、豚ふん尿混合資材の発酵による水分蒸散効果及び腐熟化促進について調査検討する。

(6) 林業技術センター林業試験場

森林における酸性降下物等の動態解明と影響予察に関する研究

降水によって森林に流入する成分の濃度と負荷量を把握することにより、森林生態系における流入成分の動態を明らかにする。

13 公害防止事業に対する助成

中小企業における公害防止施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する施設に対し、長期・低利な資金を融資する。

14 自然環境保全対策

(1) 自然環境保全地域の管理

- ア 自然環境保全計画に基づき、自然環境保全地域において管理歩道の新設等の保全事業を実施する。
- イ 保全地域の大切さを認識してもらうため、普及用のガイドブックを作成する。

(2) 自然公園の整備

- ア 中部山岳国立公園については、継続事業として、称名地区では称名園地及び八郎坂登山道の改良整備を行うとともに、馬場島では、最終年度として、公衆便所を整備する。

また、室堂においては雷鳥沢休憩所の浄化槽の整備、歩道の改良整備を実施する。

- イ 能登半島国定公園については、継続事業として二上山野営場の整備を進める。
- ウ 有峰湖国民休養地については、継続事業として、有峰湖周の主要な展望台3か所の改良整備を実施する。
- エ 自然公園内の公共トイレのリフレッシュを図るため、新規事業として整備の5か年計画（元年～5年）のもとに一ノ越公衆便所外2箇所の改良整備を実施する。
- オ 朝日町等8市町村の県立自然公園及び県定公園については、県の補助事業で施設整備を実施する。
- カ 県立自然公園内の高山植物等を保護するため採取を規制する植物を調査する。
- キ 県立自然公園、県定公園の施設整備計画等を見直す。
- ク 立山の自然の保護と利用について、「望ましい立山を考える会」で、さまざまな角度から幅広く検討する。
- ケ 立山を訪れる登山者や観光客に雷鳥の生態をはじめ立山の自然やその

保全について理解を深めてもらうため設置している立山自然保護センターの展示内容を更新する。(63年度から継続)

- コ 立山の植生復元については、引き続き室堂地区において緑化工事を行うとともに、芦峠寺において緑化材料の高山植物の育苗を実施する。
- サ 室堂に設置されている立山自然保護センターを基地とし、公園パトロール、美化清掃及び利用者指導等を行う。
- シ 山岳遭難防止対策の一助として、登山者に立山、劔岳一帯の登山道その他の最新情報を提供するため、テレフォンサービスを実施する。
- ス 薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶(タカネヒカゲ等)を違法採取者から保護するため、標識等による啓発やパトロールの強化を行う。

(3) 県民公園の整備及び運営

- ア 県民公園太閤山ランドにおいては、バーベキューコーナーを増設する。
- イ 県民公園頼成の森においては、水生植物園(花しょうぶ園)拡大のための用地買収や園内道路の整備等を行う。
- ウ 県民公園野鳥の園においては、休憩舎を設置する。
- エ 富山県置県百年記念県民公園条例に基づき、新港の森、太閤山ランド、頼成の森、自然博物館及び野鳥の園の管理を(財)富山県民福祉公園に委託し、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理運営に努める。

(4) 家族旅行村の整備及び運営

- ア 立山山麓家族旅行村あわすの平リフレッシュ計画に基づき、バターゴルフコース、アドベンチャートリムコース、多目的ハウスの整備を実施し、多様化したニーズに応えられる家族旅行村として運営する。
- イ 県内2番目の家族旅行村を福岡町五位地区において実施することで事業採択を受け、初年度は全体基本設計に着手する。

(5) 野生鳥獣の保護と管理

ア ライチョウ保護対策の一環として、雪倉岳で生息数及び生息環境調査を実施するほか、引き続き立山で生態調査、冬期調査等の諸調査を実施する。

さらに、室堂山周辺100haにおいて、繁殖期(5月20日から7月末日まで)にスキーヤーなどのハイマツ地帯への立入りを規制する。

イ 鳥獣の保護を図るため、新たに八尾町の野づ美の里を中心とした85haを「野づ美の里鳥獣保護区」として設定する。また、期間満了となる愛本及び八乙女山鳥獣保護区については、鳥獣の生息環境を今後も引き続き確保するため期間を更新する。

ウ 県内各地に鳥獣保護員を配置し、保護の実効と啓発を図る。

エ 愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスター並びに標語の募集を行うなど愛鳥思想の啓発を図る。

オ オオハクチョウのための給餌活動、カスミ網による密猟の取締り、キジの放鳥等を行い積極的に野生鳥獣の保護と増殖を図るほか、鳥獣保護センターにおいて、負傷鳥獣の救護を実施する。

カ 有害鳥獣の駆除は、必要に応じて駆除隊を編成し、的確で迅速な駆除を実施する。

キ 狩猟の適正化を図るため、各種の講習会、研修会や取締りを実施する。

ク 狩猟事故の防止を図るため、必要に応じ銃猟禁止区域、銃猟制限区域を設置する。

ケ 近年、農作物への被害を頻発にもたらしている野猿に対して、効果的な対策を早急に確立するため、ニホンザルの生態や被害実態の把握及び銃器によらない被害防止器具の実験を行う。

コ 県内に生息するツキノワグマの保護と適切な狩猟管理を行うため、生息数調査を実施する。

(6) 自然保護思想の普及

ア 次の各地域にナチュラリストを配置し、公園利用者に自然解説を行う。

県民公園（自然博物館及び頼成の森）

4月23日～11月3日の間の毎日曜日及び祝日
称名の滝

7月2日～10月10日の間の毎日曜日及び祝日
立山（室堂及び弥陀ヶ原）

7月20日～8月31日の毎日

- イ 県内各地に自然保護指導員を配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集する。
- ウ 自然保護に関する講演会を開催する。
- エ 自然観察読本及び自然ガイドシリーズを発行する。
- オ 自然博物館「ねいの里」において、四季を通じての自然観察会をはじめとして、誰もが自然に親しみ学べるように各種プログラムを実施することによって、環境教育の普及を図る。
- カ 自然保護思想の普及のため、自然に親しむ集いを開催する。
- キ 有峰湖一帯において、自然に身近に触れることにより、すばらしい郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培うことを目的として63年度に引き続き有峰フェスティバルを開催する。

(7) 自然環境の各種調査

- ア 53～55年に設定した立山道路沿線の調査区において、引き続き植生（植生及び標本木の活力度）、土壌（理化学的性質）、鳥類の3項目について、定点調査を行う。
- イ 自然環境管理計画を作成する。
- ウ 立山道路沿線、ブナ樹勢衰退の原因究明のための「ブナ林保全対策検討委員会」を設置し、現地調査を行う。

資 料



県の獣 ニホンカモシカ

ウシ科の獣で主に標高 500
~2000mの森林地帯や岩場
にすんでいます。性格はお
となしく、木の芽や草を主
食とし、厳しい自然環境に
適応して生きています。

(昭和30年、国の特別天然記念物に指定)

第1 年表（昭和36年度～62年度）

年 月	内 容
36・8	・富山県鉱工業公害対策協議会設置
37・6	・ばい煙規制法制定
38・11	・富山県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則制定 ・富山県鳥獣保護員設置規則制定
39・9	・富山化学工業㈱富山工場で塩素漏洩事故発生
10	・県衛生研究所に公害調査課設置
40・11	・富山県公害対策協議会設置
41・3	・富山県登山届出条例制定
4	・県厚生部環境衛生課に公害係設置 ・富山県山岳遭難防止対策審議会設置 ・富山県定公園規則制定
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度3%） ・厚生省研究班、イタイイタイ病の原因に関する見解発表
12	・小矢部川下流の底質から有機水銀発見、県、追跡調査実施
42・1	・県、イタイイタイ病についての報告書発表
4	・県総合計画部に公害課設置
5	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱制定
6	・富山県公害対策連絡会議設置
7	・富山市、高岡市、新湊市の区域、ばい煙規制法の規制地域に指定
8	・国及び県、高岡、新湊地区地下水利用適正化調査開始
12	・公害対策基本法制定
43・3	・県、イタイイタイ病患者及び疑似患者等に対する特別措置要綱制定 ・富山県公害防止条例制定（公害防止計画の届出、水銀の測定義務、公害対策審議会の設置） ・イタイイタイ病患者、三井金属鉱業㈱を相手どって訴訟提起
4	・富山県公害対策審議会設置
5	・厚生省、イタイイタイ病の原因は、三井金属鉱業㈱神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表 ・イタイイタイ病裁判の第一回口頭弁論が富山地裁で開始 ・庄川下流域地下水利用対策協議会設立
6	・富山県公害防止条例施行規則制定 ・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定

年 月	内 容
43・7	・国及び県、大気拡散調査開始
8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
11	・県、北陸電力㈱と公害防止協定締結
12	・県、工場又は事業所の事故時に関する措置要綱制定
44・2	・富山市、高岡市、新湊市の区域、大気汚染防止法の規制地域に指定
	・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
	・国、硫酸酸化物に係る環境基準を設定
	・県、住友化学工業㈱と公害対策に関する細目協定締結
3	・富山市、高岡市、騒音規制法に基づく規制地域に指定
4	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱改正
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度2.5%）
	・国、カドミウムによる環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
12	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
45・1	・富山県公害被害者認定審査会設置
	・国、一酸化炭素に係る環境基準を設定
	・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
5	・富山県公害関係部長会議設置
	・日本鋳業㈱三日市製錬所による黒部市のカドミウム汚染が表面化、県、同製錬所周辺を中心とするカドミウム暫定汚染区域設定
6	・日本鋳業㈱三日市製錬所4割操短を実施
	・公害紛争処理法制定
	・富山県総合計画部公害課を知事直属の公害課に所属変更するとともに公害センター設置
	・富山県公害防止条例全面改正（公害対策の責務、工場等に対する規制、特定物質の測定義務、小規模事業者に対する助成措置）
	・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部、水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
7	・厚生省、米の中のカドミウム濃度の安全基準を設定
	・県、日本鋳業㈱三日市製錬所周辺を中心とする地域にカドミウム要精密調査区域設定
8	・富山県公害防止条例施行規則全面改正（規制基準の設定、特定施設の拡大）
	・富山県環境保健健康調査実施要綱制定

年 月	内 容
45・8	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害対策本部設置 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催 ・日本鉱業(株)三日市製錬所、豊羽鉱山(北海道)の付属製錬所となり鉱山保安法の適用
9	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害行政推進協議会設置 ・富山県環境保健健康調査協議会設置 ・富山県公害紛争処理条例制定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害部を新設(公害管理課、公害防止課、保安整備課、交通安全課) ・県、生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱制定 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
11	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害審査会設置 ・知事「ふっ素化合物の環境基準、りん酸化物及び窒素酸化物の排出基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第64臨時国会で公害関係14法成立 ・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
46・1	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害被害者認定審査会設置
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害防止条例及び同施行規則改正(年次報告、直罰規定等の新設、深夜騒音等の規制、使用開始の報告)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・公害センターを2課制(監視課、調査課) ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱制定及び大気汚染中央監視室開設 ・婦中町、富山市、大沢野町、イタイイタイ病に関連して支出した公費について、三井金属鉱業(株)に対し損害賠償請求 ・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定 ・国、騒音に係る環境基準を設定
6	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法制定 ・県、ふっ素及びふっ素化合物に係る環境基準を設定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・富山県産業廃棄物処理対策研究会設置 ・第1次イタイイタイ病訴訟結審(富山地裁) ・知事「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を県公害対策審議会に諮問、同審議会「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を知事に答申

年 月	内 容
46・6	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次イタイイタイ病訴訟の第1審判決(富山地裁)、即日、三井金属鉱業㈱控訴 ・環境庁発足
7	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県水質審議会設置 ・富山県公害防止条例施行規則改正(特定施設、規制物質の追加)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・知事「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」を県公害対策審議会に、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」を県水質審議会に諮問 ・県公害対策審議会「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」、「りん酸化合物及び素素酸化合物に係る指導排出基準の設定」を知事に答申 ・県、第1回の公害白書発表
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」について知事に答申
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例制定(有害物質に係る上乗せ排出基準及び小矢部川に係る上乗せ排水基準の設定) ・富山市、大気汚染防止法に基づく政令市に指定 ・富山市、婦中町、大沢野町と三井金属鉱業㈱との間で、知事を立会人としてイタイイタイ病に基づいて支出した医療費については、イタイイタイ病裁判の判決が確定したとき、時効と関係なく原因者が支払う等の内容の覚書を交換
12	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正(K値改正)
47・1	<ul style="list-style-type: none"> ・国、浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定 ・県水質審議会、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定と上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱と公害防止協定締結 ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「騒音規制法の指定地域の拡大及び環境基準の地域類型指定」、「黒部地区のカドミウム汚染問題に係る農用土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、三井金属鉱業㈱と環境保全等に関する基本協定締結及び汚染米対策に関する覚書交換 ・富山県自然環境保全基金条例制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・知事直轄として自然保護室設置

年 月	内 容
47・4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、主要工場に対し、PCB使用の自粛、PCB関係製品等の在庫調査、PCB回収方法等の管理体制について要請 ・ 知事、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」、「庄川水域及び富山新港等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」及び「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、県水質審議会に諮問 ・ 県水質審議会、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・ 知事、「昭和47年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 知事、「いおう酸化物に係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害等調整委員会設置法制定 ・ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正（無過失損害賠償責任） ・ 自然環境保全法制定 ・ 廃棄物処理施設整備緊急措置法制定 ・ 県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・ 富山県自然保護指導員設置要領及び業務要領制定 ・ 富山県自然環境保全条例制定 ・ 富山県大境ビジターセンター条例制定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害センター新庁舎完成 ・ 国及び県、富山・高岡・新湊地区大気関係産業公害総合事前調査開始 ・ 三井金属鉱業㈱、イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で敗訴しても、上告を断念する旨を表明 ・ イタイイタイ病第1次訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部） ・ イタイイタイ病訴訟原告等、東京で三井金属鉱業㈱からイタイイタイ病の原因が神岡鉱業所から排出されたカドミウム等の重金属であることを認め今後争わない、第1～第7次訴訟原告に対し請求額どおり8月いっぱいをめどに支払うなどの誓約書、農業被害の賠償と汚染土壤復元の義務をもった誓約書を受理するとともに、同社と住民の立入調査権を認めた公害防止協定を締結
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水質審議会、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申

年 月	内 容
47・9	・知事、「産業廃棄物に関する処理計画策定上の基本的考え方」について、 県公害対策審議会に諮問
10	・県公害対策審議会、「黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、 知事に答申 ・県、富山市、大沢野町、婦中町と三井金属鉱業㈱との間で「イタイイ タイ病対策に支出した経費に対する三井金属鉱業㈱の負担等に関する 覚書」を交換 ・県、シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然環境保全調整会議設置要領制定
11	・富山県自然環境保全審議会規則制定 ・富山県自然環境保全審議会設置 ・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設 定」について、知事に答申 ・知事、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」、「悪臭防止法に基づく 規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「神通川流域に係る農用地 土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「ふっ素等に係る上乗せ排出基準の設定」について、 知事に答申
12	・県公害対策審議会、「騒音に係る規制基準の区域の区分の一部変更」に ついて、知事に答申 ・知事、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、県総合開発審議 会に諮問 ・三井金属鉱業㈱と富山市、婦中町の地元農業協同組合とでカドミウム 汚染に係る47年度以降の産米の取扱いに関する覚書締結 ・県、ふっ素等に係る上乗せ排出基準設定 ・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、住友化学工業㈱との公害対策に関する付属協定を改定 ・財団法人神通川流域振興協力財団設立
48・1	・富山県立自然公園条例施行規則制定 ・県公害対策審議会、「硫酸酸化物に係る環境保全対策」及び「悪臭防止 法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について、知事に答 申
2	・県、「硫酸酸化物環境保全計画」策定 ・県、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等及び富山 県公害防止条例施行規則の改正（第4種区域の一部規制基準の強化）
3	・富山県立自然公園（朝日、有峰、五箇山）の指定

年 月	内 容
48・3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等告示（高岡市の一部地区の指定、規制基準の設定）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害センターを4課制（総務課、大気課、水質課、特殊公害課）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法制定 ・ 国、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定 ・ 国、二酸化硫黄に係る新環境基準を設定 ・ 熊本大学第2次水俣病研究班、第3水俣病を提起 ・ 知事、「昭和48年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 知事、「富山県自然環境保全基本方針」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県、県内水銀使用8工場の水銀を含む廃棄物等の総点検開始 ・ 知事、「カドミウムに係る上乘せ排水基準」について、県水質審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始 ・ 日本鉱業㈱三日市製錬所、鉱山保安法から適用除外 ・ 第1回環境週間始まる ・ 厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表 ・ 環境庁、9水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、水見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定 ・ 富山県自然環境保全基本方針の制定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山・高岡地域公害防止計画策定の基本方針が、内閣総理大臣から指示 ・ 富山県土地対策要綱制定施行 ・ 県漁業協同組合連合会、水銀使用企業6社と水銀問題で被った損害補償について交渉開始 ・ 国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始 ・ 富山県自然環境保全基金事務取扱要綱制定 ・ 大気汚染防止法施行規則改正（窒素酸化物の排出基準設定） ・ 公害健康被害補償法制定 ・ 知事、「カドミウムに係る上乘せ排出基準」について、県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県水質審議会、「カドミウムに係る上乘せ排水基準」、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乘せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・ 知事、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、県

年 月	内 容
48・7	<ul style="list-style-type: none"> 公害対策審議会に諮問
8	<ul style="list-style-type: none"> 県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
9	<ul style="list-style-type: none"> 県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（27.8ha） 都市緑地保全法制定 県総合開発審議会、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、知事に答申、県、「住みよい富山県をつくる総合計画」を策定 県のあっせんにより、県漁業協同組合連合会と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 知事、「縄ヶ池・若杉、沢杉自然環境保全地域及び保全計画」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 県、庄川水域等に係る上乗せ排水基準設定 県、カドミウムに係る上乗せ排出基準及び排水基準設定
10	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法改正 動物の保護及び管理に関する法律制定 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 富山県自然環境保全条例施行規則制定 富山県自然環境保全地域（縄ヶ池・若杉、沢杉）の指定 国、自然環境保全基本方針制定 富山県浄化槽協会発足
11	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁、富山湾の魚介類に係る水銀汚染について安全である旨を公表 新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町騒音規制法に基づく規制地域に指定
12	<ul style="list-style-type: none"> 流通加工業者、水銀使用企業両者から水銀補償交渉について、県にあっせん依頼 富山県立自然公園条例及び富山県自然環境保全条例改正 国、航空機騒音に係る環境基準を設定
49・1	<ul style="list-style-type: none"> 国、自動車排出ガス50年度規制告示
2	<ul style="list-style-type: none"> 富山県立自然公園条例施行規則及び富山県自然環境保全条例施行規則改正 県公害対策審議会、「硫酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> 県のあっせんにより、流通加工業者と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 県、「硫酸化物環境保全計画」改定 大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）

年 月	内 容
49・3	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「白木水無県立自然公園の公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「神通川流域（左岸地域）に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県自然環境保全審議会、「白木水無県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県、白木水無県立自然公園の指定 ・富山県環境部発足（環境管理課、公害防止課、保安整備課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課） ・富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、砺波市、婦中町、小杉町、大門町及び大島町、悪臭防止法に基づく規制地域に指定 ・知事、「昭和49年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
5	<ul style="list-style-type: none"> ・中央サイクリングロード（富山市五福～小杉町黒河間8.9km）開設 ・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定 ・高岡広域圏公害センター発足 ・作道、上市地区等でカドミ米問題発生 ・第26回全国公害行政協議会、富山市で開催
6	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の一部を改正する法律（総量規制）公布 ・公害紛争処理法改正（紛争処理制度の整備） ・県公害対策審議会、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、知事に答申 ・県、窒素酸化物及び浮遊粉じん環境保全計画策定 ・国土利用計画法制定 ・行政管理庁設置法改正（環境庁所管事務追加）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県、富山市周辺地域地下水利用適正化調査開始 ・立山環境保全協会設立 ・県、自然解説員（ナチュラリスト）を立山地区に初めて配置（自然に親しむ運動月間中）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域左岸地域を農用地土壌汚染対策地域に指定（647.4ha）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省、ガソリン無鉛化の指導開始 ・国、水銀に係る環境基準を改正 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める総理府令改正（水銀排水基準強化、49. 10. 30施行）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害健康被害認定審査会設置 ・福岡町で井戸水汚染問題発生

年 月	内 容
49・10	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県、公害健康被害補償法に基づく基礎調査開始 ・国設渡り鳥観測ステーション、婦中町に開設
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令改正（特定施設追加） ・県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の変更告示（129.5ha） ・県、第1回の環境白書発表
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準制定 ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・魚津市、滑川市、砺波市、騒音規制法に基づく指定地域に指定
50・1	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・国、PCBに係る環境基準を設定 ・富山地域地下水利用対策協議会設立 ・県、医王山県立自然公園の指定 ・国、自動車排出ガスの51年度規制告示
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、知事に答申 ・富山県公害防止条例施行規則改正（水銀、PCB排水基準強化） ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・知事、「昭和50年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県民公園「頼成の森」（115ha）開園

年月	内 容
50・7	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部峡谷環境保全協会設立 ・「富山市南西部とその周辺地域の広域的土地利用計画」策定のためのプロジェクトチーム設置 ・国、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定 ・富山県地下水対策研究会設置
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、地盤変動水準測量調査を呉西地区について開始
9	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自動車騒音の大きさの許容限度告示
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（356ha）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び施行規則改正（ばい煙発生施設「コークス炉」の追加、窒素酸化物の排出基準改定） ・中央公害対策審議会環境保健部会、富山市北部地域、高岡市吉久地区及び新湊市庄西地区の地域を公害健康被害補償法に基づく指定地域にしないことを決定 ・油濁損害賠償補償法公布
51・1	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定並びに上乗せ排水基準の設定（小矢部川水域の一部改正含む。）」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県し尿浄化槽指導要綱制定（51. 2. 20施行） ・県地下水対策研究会「富山県における地下水規制のあり方について」の報告書発表 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定 ・県、「産業廃棄物処理計画」策定 ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定 ・富山県し尿浄化槽審査会設置 ・知事、「愛本及び神通峡自然環境保全地域の指定」、「神通峡県定公園及び五箇山県立公園の区域の変更」及び「白木、奥神通、医王山及び小川鳥獣保護区の設定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正含む。） ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正含む）（51. 4. 1施行） ・富山県地下水の採取に関する条例制定

年 月	内 容
51・4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県生活環境部発足（環境管理課、公害対策課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課、県民生活課） ・知事、「昭和51年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
5	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡・新湊地区に初めてオキシダント緊急情報発令 ・ふるさと歩道第1号開通（大沢野町御前山、神通峡のコース）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・愛本自然環境保全地域（面積11.8ha）、東福寺自然環境保全地域（面積71.5ha）、神通峡自然環境保全地域（面積152.7ha）の指定 ・僧ヶ岳に県内最大のクロサンショウウオ群生地発見 ・振動規制法公布（12.1施行） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布（52.3.15施行）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・立山自然保護センターオープン
8	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「大気中炭化水素濃度の指針値」を答申 ・グリーンベルト都市計画決定 ・悪臭防止法施行令一部改正公布（10.1施行） ・富山・高岡新産都市計画の新5か年基本計画(案)策定 ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・白木峰鳥獣保護区（面積4,590ha）、奥神通鳥獣保護区（面積460ha）、奥五位鳥獣保護区（面積280ha）、医王山鳥獣保護区（面積1,790ha）、小川鳥獣保護区（面積600ha）の設定 ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」及び「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の策定」について知事に答申 ・神通川左岸地域（左岸350ha）の追加指定 ・グリーンベルト事業実施決定（事業費総額85億2千百万円）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県地下水審議会、「地下水規制地域の指定、取水基準の設定及び観察地域の指定」及び「富山県地下水の採取に関する条例施行規則の制定」について知事に答申 ・53年度自動車排出ガス規制の告示 ・沢杉自然環境保全地域特別地区（面積2.67ha）、愛本自然環境保全地域特別地区（面積1.89ha）、神通峡自然環境保全地域特別地区（面積45.04ha）の指定
52・1	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水採取条例施行規則公布（3.1施行） ・地下水採取条例に基づく指定地域及び取水基準の告示
3	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域振興協力財団解散 ・朝日県立自然公園城山地区一帯約60haをあさひ国民休養地として指

年月	内 容
	定（環境庁）
52・4	・立山連峰登山情報テレホンサービス開始
	・知事、「昭和52年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
	・中央サイクリングロード（小杉～大門）オープン
5	・県公害審査会へ機業場の振動・騒音公害の調停申請を住民から提出
	・第31回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（常陸宮夫妻御臨席、於富山県民会館、県民公園頼成の森）
6	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（6.21施行規則の一部改正）
	・大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（窒素酸化物第3次規制6.18施行）
8	・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」について知事に答申 （神通川左岸地域8ha、右岸地域126haを追加）
	・知事「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
9	・県公害審査会調停委員会で機業場の振動・騒音公害の調停成立
10	・国民宿舎（平村）着工
12	・県、カドミウム汚染田の復元工法を4種類選定
	・国民宿舎「白樺ハイツ」竣工
	・中央公害対策審議会、「自動車排出ガス許容限度長期設定方策」を答申
53・1	・54年度自動車排出ガス規制告示 （住みよい富山県をつくる総合計画の修正計画）
2	・県公害対策審議会、「振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定」について知事に答申
	・倶利伽羅鳥獣保護区設定公聴会
3	・キツネの捕獲規制に係る公聴会
	・中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申
	・県自然環境保全審議会、「自然環境保全地域の指定」、「倶利伽羅鳥獣保護区の設定」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
4	・富山県生活環境部内の行政機構を一部変更（県民生活課、土地対策課、環境整備課、公害対策課、自然保護課、自然公園課）
	・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制

年 月	内 容
53・4 5 6 7 10 54・1 3 5 6 8	地域の指定等の一部改正、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の告示
	・窒素酸化物に係る乗用車の53年度規制の実施
	・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の施行
	・知事、「昭和53年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
	・オキシダント緊急時の注意報を初めて高岡、新湊地区に発令
	6 ・水質汚濁防止法の一部改正が告示され、総量規制の導入が図られる(54.6.12施行)
	7 ・深谷地区自然環境保全地域(8.5ha)の指定
	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)
	10 ・県公害対策審議会、「硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
	・県、「硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画」の改定
	54・1 ・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
	・運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」運輸大臣通達
	3 ・県、北陸電力(株)及び富山共同火力発電(株)との公害防止協定を強化改定
	・県自然環境保全審議会、「山の神自然環境保全地域の指定」について知事に答申
	・財団法人県民福祉公園理事会、自然博物館センター整備事業を承認
	・県山岳遭難防止対策審議会、登山届出条例の見直しについて協議
	・中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法を定めるに当たっての基本的考え方について」を答申
	5 ・「水質汚濁防止法施行令の一部改正」を公布(病院施設、一般廃棄物処理施設を特定施設として追加)
・知事、「昭和54年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申	
6 ・国民宿舎「五箇山荘」落成式	
8 ・窒素酸化物排出基準(第4次規制)の改正(規制対象施設の拡大)	
・山の神自然環境保全地域(12.5ha)の指定	

年月	内容
54・8	・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行
9	・富山・高岡地域公害防止計画の策定について国が県に基本方針を指示 ・知事、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」について県公害対策審議会に諮問
11	・県公害対策審議会、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を答申
55・2	・神通川流域農用地土壌汚染対策について第1次対策計画、費用負担計画を策定し公表 ・富山県自然環境保全審議会、「池の尻自然環境保全地域の指定及び保全計画」並びに「朝日鳥獣保護区の設定」を答申
3	・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・グリーンベルト起工式
4	・知事、「昭和55年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所の建設を県に申し入れる。 ・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所建設に係る環境影響調査書を県に提出 ・自然博物館センター建設工事に着手（事業主体(財)富山県民福祉公園）
9	・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行 ・白馬岳ライチョウ生息調査実施（10月5日まで）
10	・氷見市に朝日山鳥獣保護区（390ha）を設定 ・環境庁、深夜営業騒音規制について通達 ・神通川流域地区県営公害防除特別土地改良事業の安全祈願式典
12	・知事、「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の変更」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・電源開発調整審議会、55年度電源開発基本計画に朝日小川第1、第2及び新愛本発電計画を組み込むことを承認
56・1	・中央公害対策審議会企画部会、「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」の報告書をまとめる。 ・池の尻自然環境保全地域（1.4ha）の指定 ・中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度の在り方について」を環境庁長官に答申
2	・県自然環境保全審議会、「日尾御前自然環境保全地域の指定」について知事に答申
3	・環境庁の「エネルギーと環境問題懇談会」、エネルギー問題について報

年 月	内 容	答
56・3	<p>告書をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県中小企業公害防止資金融資要綱の一部改正」及び「県公害防止資金融資利子補給金交付要綱の廃止」を告示 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山・高岡両商工会議所に「廃棄物交換コーナー」を開設 ・知事、「昭和56年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日審議会答申 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法案が国会に提出される。 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・自然博物園センター「ねいの里」を開園 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、自動車排出ガス及び自動車騒音の58年規制を告示 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・富山共同火力発電機が、県及び新湊市に対し「富山新港共火1号、2号機の燃料を石炭に転換する計画」について協力要請 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制地域として黒部市、小矢部市等2市10町を追加指定告示 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力機から県に対し、七尾火力発電所（大田）の建設申し入れ ・「キツネの捕獲禁止及び制限」について告示 ・八尾町日尾御前自然環境保全地域（34.9ha）の指定 ・県公害対策審議会、「硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画の改定」について知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（合板製造業等8業種11施設を規制対象に追加）告示 	
57・1	<ul style="list-style-type: none"> ・「松川に係る環境基準の水域類型の指定」について告示 ・ガン、カモ科鳥類の生息数全国一斉調査 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会、「第5次鳥獣保護事業計画」について知事に答申 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示 ・鉄道建設公団、北陸新幹線のルート、駅の概要について公表 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁長官、湖沼のリン・窒素に係る環境基準の設定について中央公害対策審議会に諮問 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、県内33か所で騒音、振動調査開始 ・環境庁、自動車騒音に係る第2段階規制の59年度実施を決定 ・大気汚染防止法施行規制の一部改正（ばいじん規制の強化）を告示 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場を規制対象に追加）を告示 ・県、富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴う環境保全計画について審査結果を公表 	

年 月	内 容
57・7	<ul style="list-style-type: none"> ・五龍岳ライチョウ生息調査実施 ・富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴い県と北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域カドミウム汚染田復元事業の第2次地区を公表
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県下一斉に空カン回収活動実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県民公園新港の森一部供用開始
12	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案を公表 ・富山新港東部埋め立て計画について県と地元3漁協との間で覚書を締結
58・1	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域指定の基本方針」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県置県百年記念県民公園条例を制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「県土美化推進県民会議」を設立し、県土美化運動を展開
5	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「昭和58年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
6	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力㈱、七尾大田火力発電所の建設開始
7	<ul style="list-style-type: none"> ・唐松岳ライチョウ生息調査開始 ・環境庁、「酸性雨水対策検討会」を設置し、検討開始
9	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石炭ボイラーの窒素酸化物排出規制の強化） ・環境庁、富山県等関係23道府県に対し、スパイクタイヤ使用自粛等を通知
10	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正（大型トラック等の規制強化）を告示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線（小杉～高岡間）に係る環境影響評価報告書案を公表 ・衆議院の解散に伴い、環境影響評価法案は審議未了
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定
59・1	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省・通商産業省が日本電池器具工業会に対し、使用済電池の処理対策について要請 ・県、「スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定 ・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等3物質について暫定水質基準を決定

年 月	内 容
59・1	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域カドミウム汚染田・第2次地区の復元事業に係る対策計画及び費用負担計画策定
	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会「東福寺鳥獣保護区及びねいの里鳥獣保護区の設定」について知事に答申
6	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡市二上山で第1回清掃美化大会を開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、知事に対し「神通川流域カドミウム汚染田（第1次地区）の復元事業に係る費用負担計画の一部変更について」答申
7	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼岳ライチョウ生息調査開始（7月11日まで）
	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山空港周辺地域で航空機騒音実態調査を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼水質保全特別措置法を制定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学3物質の排出に係る暫定指導指針を設定
	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市で世界湖沼環境会議を開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
9	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、知事に対し「富山・高岡地域公害防止計画」の策定を指示
10	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、ディーゼル乗用車の排出ガス及び大型車等の自動車騒音に係る許容限度を強化
	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会「キツネの捕獲規則」の継続について知事に答申
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境影響評価制度検討会を設置し環境影響評価に係る調査検討を開始
60・3	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣「富山・高岡地域公害防止計画」を承認
	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」知事に答申
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁の「名水百選」に本県の「穴の谷の霊水」「黒部川扇状地の湧水群」「瓜裂清水」「立山玉殿の湧水」の4件を選定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県野鳥観察指導員（バードマスター）47名を認定
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、ディーゼル乗用車排出ガスの窒素酸化物及び小型二輪車の騒音の規制強化を決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（富栄養化しやすい湖沼に係る窒素・リンの排水基準の設定）
	<ul style="list-style-type: none"> ・同上に基づき、黒部湖、有峰湖等の県内10湖沼についてリンの排水基準適用を告示

年 月	内 容
60・6	・騒音の環境基準、航空機騒音の環境基準の地域指定
	・大気汚染防止法施行規則を一部改正し、小型ボイラーを規制対象に追加
7	・国の生活環境審議会・廃棄物処理部会（適正処理専門委員会）が水銀を含む乾電池の処理について報告
9	・「富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を公布
10	・県民公園「野鳥の園」オープン
12	・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案についての知事意見に対する見解書を知事に提出
	・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書を提出するとともに、運輸省に対し、工事実施計画の認可を申請
61・1	・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合
	・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（61年～63年度）
2	・県、「とやまの名水」として55件を選定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」（61年度～65年度計画）を策定
4	・富山県企画県民部発足（企画調整室、新幹線対策室、水雪対策室、秘書課、県民生活課、広報課、婦人青少年課、環境整備課、公害対策課）
	・県、「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱を制定
5	・県自然環境保全審議会、「常楽寺自然環境保全地域」及び「谷内谷自然環境保全地域」の指定について知事に答申
7	・県、「常楽寺自然環境保全地域（11.0ha）」及び「谷内谷自然環境保全地域（1.1ha）」を指定
	・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問
	・県、小学生を対象とした「親子の水とのふれあい教室」を開催
9	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規制法の特定物質に指定
62・1	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤6物質を化学物質審査規制法により特定化学物質に指定
	・ガン、カモ科、鳥類の生息数全国一斉調査
	・環境庁、デイゼルトラック排出ガスの窒素酸化物の規制を強化
2	・県公害対策審議会「水質環境管理計画」を知事に答申
	・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問
	・県自然環境保全審議会「朝日県立自然公園公園計画の変更及び第6次

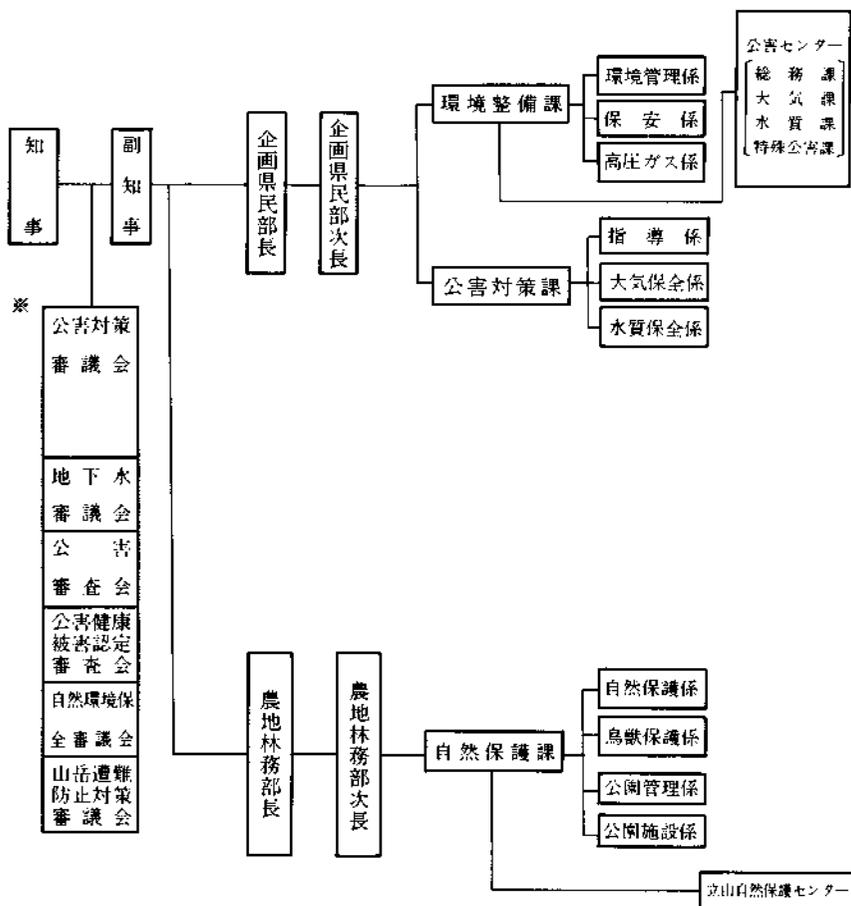
年 月	内 容
62・2	鳥獣保護事業計画の策定」について知事に答申
3	・ 県、「水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)」を策定
5	・ 県、大気汚染テレメータシステムを整備拡充(中央監視局を公害センターへ移設)
5	・ 県、クリーンウォーター計画(水質環境管理計画)を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置
6	・ 県、公害対策審議会「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除について答申
6	・ 県、「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除(95.2ha)
8	・ 厚生省、「合併処理浄化槽設置事業実施要綱」を制定し、各県に通知(63年4月1日より適用)
8	・ 有峰フェスティバル開催(8月8日～9日)
9	・ 県自然環境保全審議会「野鳥の園鳥獣保護区の設定」、「ムササビの捕獲禁止」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
10	・ 国、公害健康被害補償法を改正し、第1種地域41地域の指定を解除
10	・ 庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会の設立
10	・ 環境庁、大気汚染防止法施行令を一部改正し、ガスタービン、ディーゼル機関を規制対象に追加
12	・ 県山岳遭難防止対策審議会「登山届出条例に基づく勧告基準の一部改正」について答申
12	・ 県「登山届出条例に基づく勧告基準」の一部改正
12	・ 滑川市、福光町が、環境庁の「スターウォッチングー星空の街」に選定される
63・2	・ 環境庁、中央公害対策審議会・水質部会に水質汚濁防止法の特定施設として、弁当製造業等4業種の追加諮問
3	・ 小矢部川流域下水道二上浄化センター一部供用開始
3	・ 県、富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱を策定し、各市町村に通知(4月1日より適用)

第2 日誌 (昭和63年度)

月 日	内 容
4・25	・「県上美化推進県民会議」63年度総会を開催し、美化運動を展開
24	・ナチュラリスト頼成の森、ねいの里地区で活動開始
5・10	・第42回愛鳥週間(5月16日まで)
20	・立山スキー規制始まる ・国、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(フロン等規制法)を可決
6・1	・有峰ビジターセンター開館
2	・国、公害等調整委員会において、「国内主要タイヤメーカー7社は、平成2年12月末限り、スパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末限り、同タイヤの販売を中止する」との調停成立
5	・自然に親しむ集い開催(立山町美女平)
10	・県、昭和62年度公共用水域の水質測定結果を公表
7・11	・水晶岳ライチョウ生息数調査開始(7月16日まで)
19	・知事、「有峰湖及び柄津川下流水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について」を公害対策審議会上に諮問(63年12月15日答申)
20	・クリーンウォーター計画推進協議会は、生活排水対策等の具体的な推進案について検討
8・2	・中央公害対策審議会は、弁当製造業等4業種5施設を水質汚濁防止法の特定施設追加について答申
6	・有峰フェスティバル開催(8月6日～7日)
7	・自然公園クリーンデー
21	・自然に親しむ集い開催(大山町大品山)
24	・第13回立山美化清掃大会
26	・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正。弁当製造業等4業種5特定施設を追加(63年10月1日から施行)
9・8	・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りんへの調査方法追加・改正
10・2	・自然に親しむ集い開催(朝日町朝日県立自然公園)
13	・県自然環境保全審議会「田尻池鳥獣保護区の設定」について知事に答申
19	・クマの出没が多く、クマ注意を呼びかける
25	・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を発表
11・8	・環境庁、中央公害対策審議会上に「地下水質保全対策のあり方と事故の措置について」諮問(元年2月15日答申)
12	・県、「生活排水を考えるシンポジウム」を、新湊市で開催

月 日	内 容
15	・狩猟解禁（2月15日まで）
21	・環境庁、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正」の告示
12・1 平成	・登山届出条例に基づく登山届出の受付開始
1・4	・通商産業省、「特定フロンの排出抑制・使用合理化指針」を策定
9	・県、硫酸化合物及び窒素化合物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（元年度～3年度）
17	・ガン・カモ科鳥類の生息全国一斉調査
26	・県、ゴルフ場の農薬使用状況調査及び水質調査結果を公表
2・4	・冬期ライチョウ調査（2月期）
15	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（元年2月18日答申）
3・11	・冬期ライチョウ調査（3月期）
13	・中央公害対策審議会、「アスベスト製品等製造工場に対する規制制度のあり方」について、環境庁長官に答申
23	・知事、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び栃津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正
25	・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乘せ排水基準を設定
29	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定
	・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加

第3 富山県環境関係行政組織図



※ 付属機関は環境行政関係に限る。

第 4 富山県環境関係付属機関

名 称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
公害対策審議会	43年 4月1日	39	公害対策基本法	公害対策の基本的事項について、調査審議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大気専門部会 ・水質専門部会 ・騒音、振動専門部会 ・土壌専門部会 ・産業廃棄物専門部会
地下水審議会	51年 3月27日	19	県地下水採取に関する条例	地下水の基本的事項について、調査審議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会議
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争処理法	公害紛争について、必要なあっせん、調停、仲裁を行うことにより、解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被害認定審査会	49年 10月1日	13	公害健康被害補償法	公害に係る健康被害の認定に関し、審査する。	
自然環境保全審議会	47年 11月1日	18	自然環境保全法	自然環境の保全等の基本的事項について、調査審議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境部会 ・自然公園部会 ・鳥獣部会
山岳遭難防止対策審議会	41年 4月1日	17	県登山届出条例	山岳遭難防止について、必要な事項を調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 企画県民部

ア 本 庁

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境整備課	環境管理係	環境保全対策の企画及び調整 公害に係る市町村の指導 公害に係る苦情処理及び紛争処理 県民公園新港の森の管理運営 公害施策に関する年次報告書の作成 公害防止計画の推進 中小企業公害防止資金の貸付け 県土美化運動 清掃業務の運営指導 産業廃棄物の規制指導 清掃施設の整備計画
	保安係	火薬類、猟銃等の製造販売等の許可及び取締り 電気工事業の登録及び保安指導
	高圧ガス係	高圧ガス事業の許可及び保安指導
公害対策課	指導係	公害防止条例による規制、指導 騒音、振動、悪臭の規制、指導 企業における公害防止組織の整備に関する指導 地下水採取の規制、指導
	大気保全係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進
	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導

イ 出先機関

	課	主 な 分 掌 事 務
公 害 セ ン タ ー	総 務 課	公害センター各課業務の調整 公害センターに属する予算
	大 気 課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査測定 悪臭、ばいじん、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水 質 課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	特殊公害課	騒音、振動、産業廃棄物等に係る調査研究及び監視測定

(2) 農 地 林 務 部

本 庁

	課	係	主 な 分 掌 事 務
自然保護課		自然保護係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定、保全計画の策定 自然環境管理計画の策定 自然保護思想の普及啓もう 自然環境保全基金
		鳥獣保護係	鳥獣保護、狩猟取締り 鳥獣保護区等の設定管理 狩猟免許、有害鳥獣駆除 鳥獣生息調査、負傷鳥獣の救護
		公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 山岳遭難防止、立山自然保護センターの管理運営 県民公園計画及び施設の整備
		公園施設係	自然公園の公共施設の整備及び管理 国民休養地等の計画及び実施 立山山麓家族旅行村の施設の整備 植生復元事業

(3) その他の関係機関

ア 本 庁

部	課	公害関係の分掌事務
厚生部	公衆衛生課	公害等による健康被害者の救済
商工労働部	中小企業課	中小企業設備近代化資金等の貸付
農業水産部	農業経済課	汚染米の対策
	普及指導課	土壌汚染防止の対策
	畜産課	家畜ふん尿処理の対策
	水産漁港課	内水面、海面の公害対策
土木部	下水道課	下水道の整備
農地林務部	耕地課	汚染田の復元

イ 出先機関

機 関	公害関係の分掌事務
保健所	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工業技術センター	産業廃棄物等の試験研究及び大気、水質試料の分析 製紙排水の調査研究
工業技術センター繊維研究所	繊維加工工程排水の調査研究
農業技術センター	汚染土壌の試験研究
水産試験場	漁業資源の公害の調査研究
畜産試験場	家畜ふん尿処理の試験研究
家畜保健衛生所	家畜ふん尿処理の指導
林業技術センター林業試験場	公害による樹木への影響の調査研究

第 6 市町村環境関係担当課(係)一覽

(元年 4 月 1 日現在)

市	町	村	公害担当課(係)	自然保護担当課(係)	電 話 番 号
富	山	市	安 全 環 境 課	公 園 緑 地 課	(0764)31-6111
高	岡	市	環 境 保 全 課	公 園 緑 地 課	直(0766)20-1351
新	湊	市	生 活 環 境 課	地 域 開 発 課	直(0766)82-8141
魚	津	市	生 活 環 境 課	企 画 広 報 室	(0765)22-2200
水	見	市	生 活 環 境 課	農 地 林 務 課	直(0766)74-8066
滑	川	市	市 民 生 活 課	企 画 財 政 課	(0764)75-2111
黒	部	市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	(0765)54-2111
砺	波	市	市 民 課	市 民 課	(0763)33-1111
小	矢 部	市	保 險 環 境 課	農 林 課	(0766)67-1760
大	沢 野	町	生 活 環 境 課	産 業 課	(0764)68-1111
大	山	町	福 祉 課	商 工 観 光 課	(0764)83-1211
舟	橋	村	住 民 課	住 民 課	(0764)64-1121
上	市	町	厚 生 課	都 市 振 興 課	(0764)72-1111
立	山	町	保 健 衛 生 課	商 工 観 光 課	(0764)63-1121
宇	奈 月	町	住 民 福 祉 課	農 林 観 光 課	(0765)65-0211
入	善	町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	(0765)72-1100
朝	日	町	商 工 観 光 課	商 工 観 光 課	(0765)83-1100
八	尾	町	保 健 衛 生 課	商 工 振 興 課	(0764)54-3111
婦	中	町	環 境 課	環 境 課	(0764)65-2111
山	田	村	産 業 課	産 業 課	(0764)57-2111
細	入	村	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	(0764)85-2111
小	杉	町	環 境 課	環 境 課	(0766)56-1511
大	門	町	住 民 福 祉 課	産 業 課	(0766)52-0410
下		村	住 民 福 祉 課	産 業 建 設 課	(0766)59-2101
大	島	町	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	(0766)52-0065
城	端	町	住 民 福 祉 課	農 林 課	(0763)62-1212
平		村	村 民 福 祉 課	産 業 観 光 課	(0763)66-2131
上	平	村	総 務 課	農 林 観 光 課	(0763)67-3211
利	賀	村	住 民 福 祉 課	企 画 室	(0763)68-2111
庄	川	町	住 民 課	産 業 建 設 課	(0763)82-1901
井	波	町	住 民 福 祉 課	経 済 課	(0763)82-1180
井	口	村	総 務 課	総 務 課	(0763)64-2211
福	野	町	保 健 衛 生 課	農 林 商 工 課	(0763)22-3531
福	光	町	保 健 課	保 健 課	(0763)52-1111
福	岡	町	環 境 保 健 課	産 業 課	(0766)64-5333

第7 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
新湊市公害防止条例	45年3月14日	45年4月1日
大島町空地の環境保全に関する条例	45年9月28日	45年11月1日
婦中町公害防止条例	45年12月23日	46年2月1日
高岡市公害防止条例	46年2月17日	46年3月1日
大沢野町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
大島町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
黒部市公害防止条例	46年3月25日	46年3月25日
滑川市公害防止条例	46年3月26日	46年3月26日
滑川市緑化推進条例	46年3月26日	46年3月26日
富山市公害防止条例	46年6月23日	46年9月1日
砺波市公害防止条例	46年9月25日	47年1月1日
氷見市公害防止条例	46年9月29日	46年12月20日
魚津市大気汚染等に伴う療養措置者に対する医療費の助成に関する条例	46年12月20日	46年12月20日
福岡町公害防止条例	46年12月21日	47年4月1日
八尾町自然環境保全条例	46年12月28日	47年3月1日
魚津市公害防止条例	47年10月1日	47年10月1日
富山市緑化推進条例	47年10月2日	47年10月2日
小矢部市公害防止条例	47年12月27日	47年12月27日
小杉町公害防止条例	48年3月28日	48年3月28日
立山町公害防止条例	48年3月28日	48年4月1日
新湊市緑化推進条例	48年4月1日	48年4月1日
新湊市健康障害者医療費助成に関する条例	49年11月16日	49年11月16日
入善町公害防止条例	50年4月1日	50年6月1日
上市町地下水保全に関する条例	50年4月1日	50年10月1日
滑川市地下水の採取に関する条例	51年3月27日	51年3月27日
富山市公害健康被害者救済に関する条例	51年9月28日	51年10月1日
福岡町緑化推進条例	53年3月25日	53年4月1日
八尾町公害防止条例	54年3月26日	54年3月26日
高岡市緑化条例	57年4月1日	57年4月1日

第 8 市町村の公害防止協定締結状況

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
富山市	富山昭和電工㈱	鉄鋼	既設	47・3・21 (58・1・19改定)
	新日本化学工業㈱富山工場	化学	"	47・3・21
	富山製紙㈱	パルプ・紙	"	" (61・3・22改定)
	日本海石油㈱	石油	"	"
	三菱アセテート㈱富山工場	化学	"	" (59・10・8改定)
	大太平洋ランダム㈱岩瀬工場	窯業	"	"
	㈱不二越東富山製鉄所	鉄鋼	"	"
	太平洋製鋼㈱富山工場	"	"	49・4・22 (59・7・1改定)
	東京タングステン㈱	非鉄金属	"	"
	東洋曹達工業㈱富山工場	化学	"	"
	富山化学工業㈱	"	"	49・5・11
	㈱不二越富山工場	機械	"	50・10・8
	藤沢薬品工業㈱富山工場	化学	進出	57・8・31
㈱富山村田製作所	電機器具	"	58・9・16	
高岡市	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・8・31
	中越パルプ工業㈱能町工場	パルプ・紙	既設	46・12・24
	日重鋼機工業㈱	鉄鋼	進出	47・8・9
	ホクセイアルミニウム工業㈱第一工場	非鉄金属	既設	48・1・20
	中越パルプ工業㈱二塚工場	パルプ・紙	"	48・5・14
	十条製紙㈱伏木工場	"	"	48・6・12
	三協アルミニウム工業㈱第二工場	非鉄金属	"	48・9・13
	日本曹達㈱高岡工場	化学	"	48・9・28 (55・7・7改定)
	日本セオン㈱高岡工場	"	"	48・9・28
	東亜合成化学工業㈱高岡工場	"	"	"
	藤沢薬品工業㈱高岡工場	"	進出	49・9・11
	高岡銅器団地(協組)	非鉄金属	"	52・9・9
新小湊市 湊杉門島	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・9・30
新湊市	北陸電力㈱、富山共同火力発電㈱	電力	既設	47・3・9 (63・3・31改定)
	日本鋼管㈱富山電気製鉄所	鉄鋼	"	48・7・6
	三精工業㈱	金属製品	進出	48・10・4 (62・3・18改定)
	日本高周波鋼業㈱富山工場	鉄鋼	既設	49・2・12 (62・5・20改定)
	スズキ軽合金㈱	非鉄金属	進出	49・12・23

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
新湊市	燐化学工業	化学	進出	50・11・6 (59-1-12改定)
	富山軽金属工業(株)	金属製品	既設	52・9・28
	大建工業(株)	合板	"	"
	志貴野メッキ(株)	金属製品	進出	58・10・21
	エスエス製薬(株)	化学	"	60・2・16
	三協アルミニウム工業(株)新湊工場	金属製品	"	61・3・19
	大谷製鉄(株)	鉄鋼	"	63・5・10
魚津市	日本カーバイト工業(株)魚津工場	化学	既設	48・8・22
	松下電子工業(株)	電機器具	進出	59・9・6
氷見市	氷見鍍金工業共同組合、(株)氷見メッキ工業所、昭和精密工業(株)	金属製品	既設	48・4・27
	立山カセイ(株)	"	進出	48・7・16
	三協アルミニウム工業(株)第五工場	"	"	48・8・23
	日東製網(株)漁網加工工場	製網	"	49・1・28
	氷見冷蔵(株)上庄工場	冷凍	"	49・2・21
	氷見金属工業センター	金属製品	"	53・9・27
	氷見工業団地協同組合	"	"	56・2・16
	ヤマダアルミ建材(株)	"	"	62・7・2
滑川市	(株)加積製作所	金属製品	進出	46・11・25
	三友商事(株)滑川工場	魚腸骨処理	"	48・10・5
	北陸丸紅飼料販売(株)	畜産	"	55・10・9
	吉田工業(株)滑川工場	金属製品	"	55・10・15
	北陸YKK工業(株)	"	"	56・12・10
	日本ノーション工業(株)	"	"	56・12・10
	(株)北陸富士	電機器具	既設	59・7・30
	(株)滑川不二越	機械	進出	60・2・10
	(株)不二越滑川工場	"	"	61・1・24
黒部市	日本鋳業(株)三日市製錬所	非鉄金属	既設	46・5・29
	吉田工業(株)黒部工場、生地工場、古御堂工場、越湖工場、荒俣事業場	金属製品	"	46・12・4
	富山県東部畜産農業協同組合	畜産食料品	進出	55・12・25
	黒部スチール工業協同組合	金属製品	"	56・9・29
	北星ゴム(株)	ゴム製品	"	61・8・19
砺波市	富山松下電器(株)	電気部品	進出	45・6・22
	三協アルミニウム工業(株)福野工場	金属製品	"	49・2・21
	(株)古池自動車工業所	自動車修理販売	"	53・2・4
	池田屋製めん所	製めん業	既設	53・3・29
	富山県金型協同組合	金属製品	進出	59・3・27
	ワシマイヤー(株)	"	"	63・8・12

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
小矢部市	山口ニット(株)小矢部工場	染色	進出	47・5・27
	タキヒョー(株)北陸センター	縫製	"	48・12・28
	三協アルミニウム工業(株)福野工場	金属製品	"	49・3・12
	津沢染工(株)福上工場	染色	"	49・10・23
	鈴木自動車工業(株)富山工場	輸送機器	既設	49・11・29
	弘進ゴム工業(株)北陸工場	ゴム製品	"	50・4・22
	千本松毛晒工業(株)北陸工場	染色	"	51・4・10
	赤座繊維工業(株)	"	"	52・6・11
	(株)松本建材	産廃処理	"	62・12・1
	伊藤ハム食品(株)	食品	"	63・7・1
	(株)スズキ部品富山	機械	"	"
(株)エイゼット	機染	"	"	
大沢野町	日本カーボン(株)富山工場	窯業・土石	既設	50・10・24
大山町	(株)セイアグリーシステム	養鶏		
上市町	土肥機業(株)	機械	既設	46・3・31
立山町	佐藤工業(株)富山工場	機械	進出	45・9・1
	黒谷金属(株)	金属製品	"	46・2・12
八尾町	日眼製薬(株)	医薬品	進出	59・9・21
	(株)赤山熱交研究所	機械	"	59・12・11
	(株)武田精密	金属製品	"	60・3・23
	(株)スギタ	"	"	60・3・30
	(株)北陸メカトロニクス	電気機械	"	60・4・16
	SMK(株)	"	"	60・4・18
	松代電子(株)	"	"	60・6・14
	(株)三洋化学研究所	医薬品	"	61・2・5
	(株)片山製薬所	"	"	62・3・2
	(株)向陽無線工業	電気機械	"	63・8・11
	(株)富山富士通	"	"	63・11・24
国際電気(株)	研究所	"	元・2・21	
婦中町	北陸砂利鉱業(株)	砂利採取	既設	46・7・30
	大東スチール工業(株)	金属製品	進出	"
	日産化学工業(株)富山工場	化学	既設	46・11・25
	(株)婦中興業	窯業・土石	進出	"
	長岡工業(株)	高压容器検査	"	47・2・15
	吉森ブロック製作所	窯業・土石	"	47・11・9
	婦中鉄工業団地協同組合	金属製品	"	"
	余川工業(株)婦中工場	窯業・土石	"	47・12・2
	富山交易(株)	"	"	48・3・29
	日新メッキ工業所	金属製品	既設	"
	神通コンクリート工業(株)	窯業・土石	進出	48・8・11

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
綿中町	神通川石産(有)	砂利採取	進出	49・7・31
	富山車体(株)	鉄鋼	"	51・6・4
	シンワ精密(株)	機械	"	52・11・7
	(株)フジチク	畜産食料品	"	53・2・28
	佐藤道路(株)富山支店	窯業・土石	"	53・6・13
	富山ミツウロコ(株)	石油卸売	"	56・1・26
	シマダバック工業(株)	紙製造	既設	56・6・3
	(有)水野鉄工所	金属製品	進出	59・10・11
	富南工業(株)	"	既設	59・10・12
	(株)ワイ・アイ・シー	医薬品	進出	63・10・5
細入村	テック富山電気(株)	電気機械器具	既設	55・1・17
小杉町	ホクヨー工業(株)	金属製品	進出	49・8・1
	磷化学工業(株)	化学	"	51・3・4
	立山化成(株)	"	"	52・8・13
	(有)富山環境整備	産廃処理	"	60・10・9 (61・3・15改定)
	マグナス環境開発(株)	"	"	61・3・25
	立山化成(株)本社工場	化学	既設	63・9・6
大門町	日本電工(株)北陸工場	鉄鋼	進出	48・3・30
	大門町企業団地協同組合	その他	"	59・3・29
下村	磷化学工業(株)	化学	進出	51・3・10
大島町	玖洋建設(株)	窯業・土石	既設	47・12・1
	日本電工(株)北陸工場	鉄鋼	"	48・1・25
	北陸紙器(株)	バルブ・紙	"	48・12・22
	米原商事(株)高岡営業所レッカー部	リース業	"	50・4・16
庄川町	丸長木材工業(株)	木材・木製品	進出	47・8・5
	小田繊維工業協同組合	染色	"	51・12・21
	第一編物(株)	"	既設	" (60・12・21改定)
	庄川町青島工業団地企業協議会 (株)丸長	木材・木製品 プラスチック	進出 "	54・2・1 46・6・8
井口村	日之出金属(株)	美術銅器製品	進出	46・6・8
福野町	三協アルミニウム工業(株)福野工場	金属製品	進出	49・2・21
	(株)日平トヤマ富山工場	機械	"	63・5・20
	(株)第一メンテナンス	クリーニング	"	63・7・15
福光町	三和食品(株)	農産食料品	進出	55・8・29
	棚田弘	再生資源卸売	"	55・11・1
	(有)福光ワカバ	畜産食料品	"	55・12・22
	(株)ナカムラ食品	食肉小売	"	"
	ハート運輸(株)	貨物運送	"	63・8・8
福岡町	立山アルミニウム工業(株)第三工場	金属製品	進出	47・5・1 (55・3・5改定)
	タテヤマ静電(株)	"	"	47・11・10

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
福岡町	福岡金属工業団地	金属製品	進出	47・12・1
	ヤマダアルミ建材(株)	"	"	48・5・4
	いずみ化成(株)	化学	既設	48・12・18
	北陸工業(株)富山工場	金属製品	"	49・3・30
	光陽製器(株)	非鉄金属	進出	49・6・13
	ヤヨイ化学工業(株)	化学	"	49・7・13
	福岡フレーム工業(株)	金属製品	"	"
	マルニ染工(株)	染色	既設	51・8・18
	富士コン(株)	窯業・土石	"	"
	高田アルミ(株)	非鉄金属	新設	54・12・4
	日本ビノリウム(株)	ゴム製品	既設	54・12・18
	鉄道機器	機	"	56・8・4
高岡市 新市 波部市 砦部市 小矢野町 大門口町 城端町 庄川波口村 井野光町 井野光町 福野町	二上浄化センター	下水道処理	進出	58・12・27

第9 最近の環境用語

1 愛鳥週間（バードウィーク）

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤 潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰って窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDOが欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

3 アメニティ

アメニティ (amenity) ということばは、英国の識者によると、“適切なものが適切どころにあること” (The right thing in the right place) と定義されている。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚を、アメニティという。

4 硫黄酸化物 (SO_x)

二氧化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) など、硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物という。硫黄が燃えると亜硫酸ガス (二氧化硫黄) となり、太陽紫

外線により光酸化し無水硫酸となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染の原因物質として問題となっている。

5 上乘せ基準

ばい煙又は排水水の排出の規制に関して、一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

6 SS（浮遊固形物—Suspended Solid の略）

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

7 オキシダント（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオゾンをも主とする酸化性物質の総称である。→光化学スモッグ

8 汚濁負荷量

硫酸化物、BOD 等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。（例えば g/日）

9 温室効果

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する減少をいう。赤外線を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがある。近年は、人工源の二酸化炭素などが増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘されている。

10 環境影響評価（アセスメント）

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

11 環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚濁、水質の汚染、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

12 環境週間

昭和47年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなった。

これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、毎年この日に国際的な活動を行うことになった。

我が国では、昭和48年から6月5日を初日とする「環境週間」を設け、環境問題に対する各種行事を実施している。

13 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。

14 休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者に解除される区域である。

15 海岸アメニティ・マスタープラン

美しい海岸を守り、快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画です。

16 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

17 クライテリア

クライテリアとは判定条件のことで、ある汚染物質について、量と人や動植物等に対する影響の関係（量・反応関係）の情報を集大成したものである。この量・反応関係は、人や動植物等を使った実験室でのばくろ実験や実際の環境中での疫学的調査等によって解明される。

18 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として計画されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

19 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素に紫外線が作用して、オゾン、パーオキシアシルナイトレート等の酸化性物質（光化学オキシダント）を生成し、このオキシダントが特殊な気象条件の下で光化学スモッグを形成するといわれている。光化学スモッグは、眼を刺激して涙を誘発し視程を減少させたり、呼吸困難を誘発し、また、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。この現象は、日ざしの強い夏期に発生しやすい。

20 合成洗剤

洗剤には、やし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類がある。

合成洗剤は、界面活性剤（LAS等）と助剤（性能向上剤）からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから、衣料や食器等の洗浄に幅広く利用されている。

近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるりん酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので、合成洗剤の低りん化、無りん化等の対策が進められている。

21 国民休養地

国民休養地とは、45年から実施されている事業であり、その目的は「急激

な都市化の中で失いつつある自然との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」である。

国民休養地の施設整備については、都道府県が事業主体の場合に環境庁から事業費の1/3の補助が受けられ、現在全国で49か所(整備中も含む)ある。

22 三次処理

排水処理について、今までとられてきた処理を二次処理あるいは高次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために一段階加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんによる二次汚濁、処理水の再利用の面から検討されている。

23 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれ酸性の度合いが強くなった雨のことです。

24 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

25 COD (化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand の略)

水中の有機物などは、溶解酸素を消費し、水中生物の成育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在 BOD 及び COD が採用されており、このほか TOC 又は TOD について検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれも ppm (mg/l) で表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。

COD は、水中の汚濁物質 (主として有機物) を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

26 自然博物館

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には(財)富山県民福祉公園の設置する自然博物館センターの展示館等の施設がある。

27 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国民的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとつとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

28 銃猟禁止区域

公共の安全を図り不測の事故を防止するため、銃による狩猟を禁止している区域である。

29 森林浴

森の中に入ると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をいやすことである。

30 植生自然度

自然は、人工の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

31 スパイクタイヤ

雪道において自動車が滑るのを防止するため、タイヤに金属製のピンを打ち込んだもので、積雪寒冷地の都市では、使用に伴い道路の損傷や道路が削られて発生する粉じん等が問題となっている。

32 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生。

33 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として最近総量規制がクローズアップされている。

34 大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものだが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群として測定している。

35 窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）が主なもので、工場やビル暖房等における燃料の燃焼工程、自動車、硝酸製造工場などから排出される。窒素酸化物は低濃度の場合、単独ではあまり害はないが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題となる。また、NO₂が高濃度の場合、眼を刺激し、呼吸器に急性のぜんそく性症状を起こすなど有害である。

36 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

37 適正揚水量

地域的に、塩水化や地盤沈下等の地下水障害を生じさせずに、永続して揚水できる地下水量のこと。

38 DO（溶存酸素量—Dissolved Oxygen の略）

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶

存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

39 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

40 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県ナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、現在、夏期に立山等に駐在して国立公園等の利用者に自然解説を行っている。

41 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

42 BOD (生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand の略)

BODは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。→COD

43 PCB (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性を持っており、このため用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐にわたる。カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが知られている。環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在我が国では製造は中止され、使用も限定されている。

44 ppm (Parts Per million の略)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物

質が含まれているような場合、あるいは水1 kg (約1 l) 中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppm という。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb (10億分の1) も用いられる。

45 ppmC

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合炭素数1のメタンに換算した値を使用し、その値をppmで表したときに用いられる。

46 PPP (汚染者負担の原則—Polluter Pay's Principle の略)

環境汚染防止のコスト (費用) は、汚染者が支払うべきであるとする考えであり、環境政策に一定の方向を与えた画期的な考えであるといえる。

47 バードマスター (野鳥観察指導員)

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあたっている。

48 ビジターセンター

ビジターセンター (博物展示施設) は、国立公園や国定公園の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

49 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類 (窒素、磷等) の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

50 フロンガス

フロンガスは、メタンやエタンの水素がフッ素や塩素で置換された化学物質の総称で、エアゾール製品の噴霧剤、精密機器や電子部品の洗浄剤、ウレタンフォームの発泡剤等に広く使われており、毒性はない。それが大気中に

放出され、成層圏まで上昇すると塩素が分離されてオゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるため人の健康に悪影響を与えたり、穀物の収穫量を減少させるといわれている。最近では地球的規模の環境汚染要因として問題になっている。

51 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

52 ホン

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20ホン程度、「静かな事務所」で50ホン程度、「国電の中」で80ホン程度、「ジェット機の音」は120ホン程度で、130ホンを超えると耳に痛みを感じる。

53 名水

環境庁の「全国名水百選」及び本県の「とやまの名水」では次のものを名水として選定している。

- ・ きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの。
- ・ いわゆる名水として故事来歴のあるもの。
- ・ その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの。

54 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高塚地内の1級鳥類観測ステーション地区がある。

55 緑被度

一定面積の中に樹木等が生育している面積の比率をいう。正確にはその土地の区域と樹冠投影面積の和との比率で表す。

第10 国の環境基準

I 大気関係…48年5月8日環境庁告示第25号

(48年5月16日環境庁告示第35号一部改正)

二酸化窒素に係る環境基準の改正…53年7月11日環境庁告示第38号

1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され、又は原則として5年以内（48年度から）において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内（60年度まで）とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域内において、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

II 水 質 関 係…46年12月28日環境庁告示第59号

(49年9月30日環境庁告示第63号一部改正)

(50年2月3日環境庁告示第3号一部改正)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機磷	鉛	クロム (6価)	ひ素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
基準値	0.01mg/l 以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.0005 mg/l以下	検出され ないこと	検出され ないこと

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml 以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	2 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml 以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	25mg/l	5 mg/l	5,000MPN /100ml 以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	5 mg/l	50mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上	8 mg/l	100mg/l	2 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	

E	工業用水 3級	6.0以上	10mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
	環境保全	8.5以下	以下		以上	

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

イ 湖 沼 (天然湖及び貯水量1,000万 m^3 以上の人工湖)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	1 mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 溶存酸素 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	5 mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上	5 mg/l	15mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上	8 mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
		8.5以下	以下		以上	

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2級及び水産 3級の水産生物用
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3級の水産生物用
 “ 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道 1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産 1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道 3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産 2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産 3種 工業 農業 環境 用水 用保 水全	1 mg/l以下	0.1mg/l以下	

- 備考 1 基準値は、年間平均とする。
 2 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2種及び水産 3種の水産生物用
 水産 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3種の水産生物用
 水産 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃 (pH)	化学的酸素要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級浴全 水自然環境保 及及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上	2 mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml 以 下	検出されな いこと
		8.3以下	以 下	以 上		
B	水産2級浴全 工産業用保 及及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上	3 mg/l	5 mg/l	—	検出されな いこと
		8.3以下	以 下	以 上		
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以 下	2 mg/l 以 上	—	—

備考 水産1のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

3 達成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

ア 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているもの又は生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難

と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

イ 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、アの水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

III 騒音関係

○騒音に係る環境基準…46年5月25日閣議決定

1 環境基準

地域の 類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は下表の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A地域のうち、2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 達成期間等

環境基準は適用地域の種別により、次の区分により、施策の進展とあいまって、その達成、維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の設定後直ちにその達成を図るよう努めるものとする。
- (2) 道路に面する地域については、設定後5年以内を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

ただし、道路交通量が多い幹線道路に面する地域で、その達成が著しく困難な地域については、5年を超える期間で可及的速やかに達成を図るよう努めるものとする。

○航空機騒音に係る環境基準…48年12月27日環境庁告示第154号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港	10年を超える期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること	

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準…50年7月29日環境庁告示第46号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70ホン以下
II	75ホン以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達

成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の 沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に 係る期間	工事中新幹線鉄道 に係る期間	新幹線鉄道に係る 期間	
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75ホンを超え80ホン未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70ホンを超え75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

- 備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄に既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
- (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
- (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第11 県の環境基準

○大気関係…46年6月1日県告示第644号

1 環境基準

物 質	ふっ素及びふっ素化合物
環境上の条件	連続する24時間の測定値において、ふっ素として $7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

2 達成期間

直ちに維持されるものとする。

第12 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
小矢部川 水 域	(告示237) 昭51.3.26	小矢部川上流(太美橋より上流)	AA	イ
		山田川上流(二ヶ淵(上原地内)えん堀より上流)	AA	イ
		山田川下流(二ヶ淵(上原地内)えん堀より下流)	A	イ
		小矢部川中流(太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
		小矢部川下流(甲)(千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
		小矢部川下流(乙)(城光寺橋より下流)	D	ロ
		祖 父 川(全 域)	B	イ
		千 保 川(全 域)	D	ロ
神 通 川 水 域	(告示324) 昭47.4.1	神通川上流(いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む)	A	イ
		神通川下流(いたち川合流点より下流)	C	ロ
		いたち川(全 域)	C	ロ
		井田川上流(落合橋より上流)	A	イ
		井田川下流(落合橋より下流)	B	イ
		熊 野 川(全 域)	A	イ
		富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	ロ
	(告示16) 昭57.1.14	松 川(全 域)	B	ロ
白 岩 川 水 域	(告示607) 昭47.6.30 一部改正 (告示279) 平成3.23	白岩川上流(柳津川合流点より上流)	A	イ
		白岩川下流(柳津川合流点より下流)	B	ロ
		柳津川上流(寺田川合流点より上流)	A	イ
		柳津川下流(寺田川合流点より下流)	C	ロ
庄 川 水 域 等	(告示936) 昭48.9.28	庄 川 上 流(雄神橋より上流)	AA	イ
		庄 川 下 流(雄神橋より下流)	A	イ
		和 田 川(全 域)	A	イ
		下 条 川(全 域)	B	ロ
		新 堀 川(全 域)	B	イ
		内 川(全 域)	C	ハ
常 願 寺 川 水 域 等	(告示1151) 昭47.12.18	常願寺川上流(常願寺橋より上流)	AA	イ
		常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ
		上 市 町(全 域)	A	イ
		中 川(全 域)	B	イ
		角 川(全 域)	A	イ
		鴨 川(全 域)	B	ロ
		阿 尾 川(全 域)	A	イ
		余 川(全 域)	A	イ
早 月 川 水 域 等	(告示237) 昭51.3.26	仏 生 寺 川(湊川を含む全域)	C	ロ
		黒 瀬 川(全 域)	A	イ
		吉 田 川(全 域)	B	ロ
		黒 部 川(全 域)	AA	イ
		早 月 川(全 域)	AA	イ

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
早月川 水域等	(告示237) 昭51.3.26	片貝川上流(落合橋より上流)	AA	イ
		片貝川下流(落合橋より下流)	A	イ
		布施川(全域)	A	イ
		高橋川(全域)	B	イ
		人川(全域)	A	イ
		小川上流(舟川合流点より上流)	AA	イ
		小川下流(舟川合流点より下流)	A	イ
		舟川(全域)	A	イ
		木流川(全域)	B	イ
笹川(全域)	A	イ		
埴川(全域)	A	イ		

2 湖 沼

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	(告示278) 平元. 3. 23	有峰ダム貯水池(有峰湖)	(ハ)湖沼A (ニ)湖沼II	イ イ

3 海 域

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
富山新港 海 域	(告示 936) 昭48. 9. 28 一部改正 (告示644) 昭58. 7. 7	富山新港海域(甲)(別記1)	海域 C	イ
		富山新港海域(乙)(別記2)	海域 B	イ
富 山 湾 海 域	(告示 237) 昭51. 3. 26	小矢部川河口海域(甲)(別記3)	海域 B	ロ
		小矢部川河口海域(乙)(別記4)	海域 A	ロ
		神通川河口海域(甲)(別記5)	海域 B	ロ
		神通川河口海域(乙)(別記6)	海域 A	ロ
		その他の富山湾海域(別記7)	海域 A	イ

別記

- 富山新港海域のうち第1貯場及び中野整理場に係る海域
- 富山新港海域であって、1の部分を除いたもの
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、3の部分を除いたもの
- 神通川河口の中央を中心とする半径1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域
- 神通川河口の中央を中心とする半径2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、5の部分を除いたもの
- 富山県の陸岸の地先海域であって、1、2、3、4、5及び6の部分を除いたもの

(注) 達成期間の分類：「イ」直ちに達成
「ロ」5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

第13 騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況

1 騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第600号

地域の類型	あてはめる地域	時間の区分
A	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定より定められた同項第1号に掲げる第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域	昼間(午前8時から午後7時まで) 朝夕(午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)
B	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)

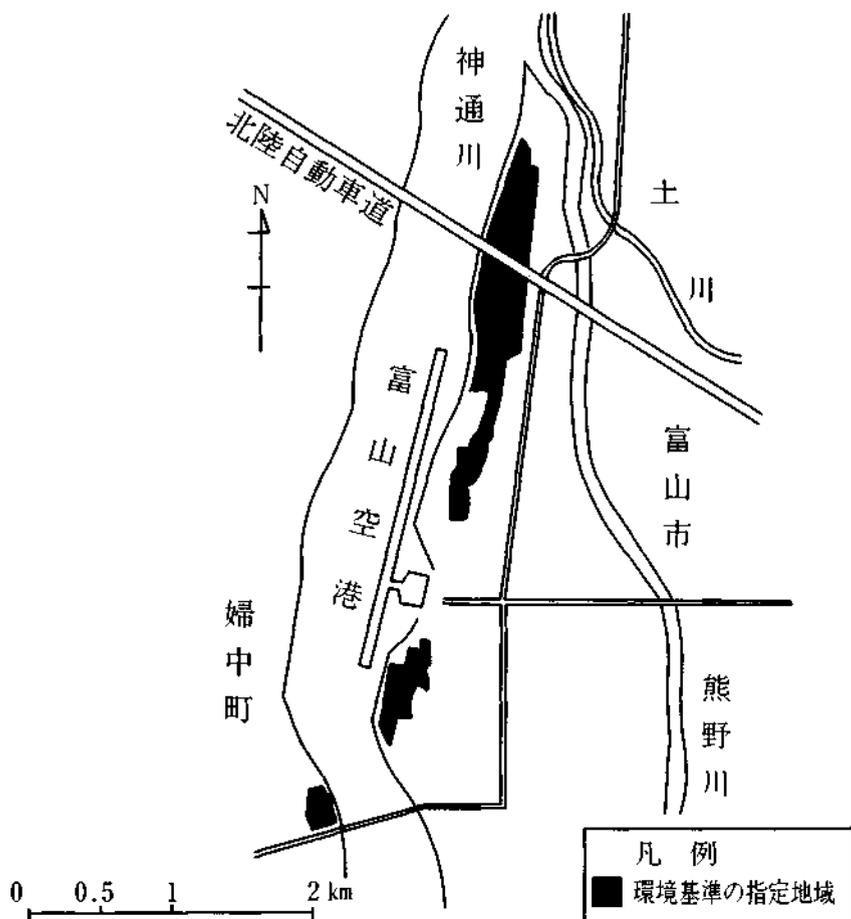
別表

富山市 高岡市 新湊市 魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市
大沢野町 大山町 上市町 立山町 入善町 八尾町 婦中町 小杉町 大門町
大島町 城端町 庄川町 井波町 福野町 福光町 福岡町

2 航空機騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第601号

地域の類型	あてはめる地域
II	富山市及び婦中町の区域のうち、別図に区画した地域

別図



第14 「とやまの名水」一覧

(注)◎は「全国名水百選」の選定名水

名	名称	区分	説明	
①	七重滝	下新川郡朝日町荻川	滝	約300mの断崖崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
◎	杉沢	下新川郡入善町吉原	湧水	黒部川扇状地扇端部の湧水地帯。沢杉が生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出ています。
◎	生地の共同洗い場	黒部市生地	湧水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの語らいの場ともなっています。(6か所)
◎	清水の里	黒部市生地	湧水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかなで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民ののどを潤しています。
◎	十二貫野用水	下新川郡宇奈月町、黒部市	農業用水	江戸時代に、権者道三が高度な技術で開削した用水。今も十二貫野を潤しています。
◎	黒部峡谷	下新川郡宇奈月町、中新川郡立山町、上新川郡大山町	河川	大小無数の溪流が黒部の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
◎	てんこ水	魚津市津町、本町	湧水	ちょうどごはんをてんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出てくるので、この名が付いたといわれます。
◎	魚津駅前「うまい水」	魚津市駅前	井戸	日本一うまい水と池田隆三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
◎	折戸川の清流	魚津市	河川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通り見む」と歌った清流です。
◎	駒洗池	黒部市喜利沢	湧水	戦国時代の武将たちが馬を洗った池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
◎	行田の沢清水	清川市上小泉	その他	早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散歩場所となっています。
◎	早月川の清流	中新川郡上市町清川市、魚津市	河川	全国屈指の急流河川。朝岳から流れる清らかな水は、かんがい用水やイワ子の養殖に利用されています。
◎	穴の谷の霊水	中新川郡上市町黒川	湧水	行者が霊水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人に用いられるようになりました。
◎	弘法大師の清水	中新川郡上市町蓮華堂	湧水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭がよくるといわれています。
◎	大岩目行寺の藤水	中新川郡上市町大岩	湧水	古くから北陸の霊場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤水は、眼病に霊験ありといわれ、多くの信者が訪れます。
◎	常願寺川の清流	富山市、上新川郡大山町、中新川郡立山町	河川	万年苔を頂く立山・薬師岳に藤を發し、日本海に注ぐ、我國屈指の急流河川です。
◎	岩室の滝	中新川郡立山町岩谷	滝	落差24m、白布を垂れたような滝、谷川が岩石の軟弱部を浸食後退してきたもので地質学上貴重です。
◎	林名滝	中新川郡立山町芦崎寺アザ取	滝	落差350mを誇る日本一の大滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。
◎	立山玉殿の湧水	中新川郡立山町室堂	湧水	立山黒部アルペンルート立山トンネルの開通により噴出した湧水。2～5℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
◎	みくりか池	中新川郡立山町室堂	湖沼	水深2,400m、立山黒部アルペンルートにある伝説を秘めた神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
◎	黒部湖	中新川郡立山町、上新川郡大山町	湖沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーン色の湖に周囲の雄大な山々を映します。
◎	松川	富山市	河川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩いの川となっています。
◎	石倉町の延命地蔵の水	富山市	井戸	延命地蔵の御手洗水で、冷たくておいしいと評判です。地域の人々は、飲料水として利用しています。
◎	常西合川用水	上新川郡大山町、富山市	農業用水	明治時代に、常願寺川左岸(西側)の12の用水が合併口化してできた用水です。富山市の水道水源となっています。
◎	中ノ寺の霊水	上新川郡大山町上流	湧水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く霊水とされています。
◎	有峰湖	上新川郡大山町有峰	湖沼	奥内陸一の貯水量をほこる人造湖。四季を通じてほとんど濁らず、美しい山々の姿を湖面に映します。
◎	八木山の滝	上新川郡大沢町八木山	湧水	八木山の不動尊の前、湧水の滝がひっそりと落ちています。
◎	殿様清水	上新川郡大沢町春日	湧水	昔、殿様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。

名	称	区分	説 明
⑩神通峡	姫島郡細入村、上新川郡大沢野町	河 川	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明媚な峡谷。新緑、紅葉が水面に映え、訪れる人々の目を魅了させます。
⑪加持水	姫島郡婦中町千里	湧 水	常楽寺観音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常楽寺へ移された時に湧き出てきたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
⑫花山寺の霊水	姫島郡山田村若土	湧 水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、霊水として利用しています。
⑬桂の清水	姫島郡八尾町大玉生	湧 水	大玉生八幡社横にある樹齢千年といわれる桂の大木。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
⑭薬勝寺池	射水郡小杉町中太間山	湖 沼	かんがい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩いの場となっています。
⑮誕生寺の誕生水	射水郡大門町島	井 戸	約600年前、法喜宗の開祖日隆聖人が誕生の折に湧出した清泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
⑯上 日寺の観音菩薩霊水	氷見市朝日本町	湧 水	古くより、眼病、長寿に効く霊水として飲用されてきました。側には、国の天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
⑰気多神社の清泉	高岡市伏木一宮	湧 水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立にかこまれた岩壁から清泉が出ています。
⑱高岡古城公園の水濼	高岡市古城	その他	前田利長の築いた城で、設計者は高山右近と伝えられています。約67,000㎡の水濼は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。
⑲影無し井戸	高岡市末広町	井 戸	高岡市の中心部にあり、約230年前、親孝行な六兵衛が堀ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
⑳弓の清水	高岡市中田常国	湧 水	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の進言により弓矢を射ったところ湧き出した清水と伝えられています。
㉑天部の蜷蛭池	西砺波郡福岡町矢部	その他	庄川の伏流水が湧く矢部地内では、豊富な地下水を利用して、畜養用や食用のコイが豊んに養殖されています。
㉒宮島峡	小矢部市宮島	河 川	小矢部川の支流、子撫川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
㉓鳩清水	小矢部市鳩生	湧 水	植生護国八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく、参拝者に潤いを与えています。
㉔大清水	小矢部市白谷	湧 水	底から清水が白砂を上げて湧き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシツギが自生しています。
㉕又兵衛清水	街波市城山	湧 水	増山城築城の折、家臣の山名又兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
㉖妃の清水	東砺波郡福野町安居	湧 水	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧出しています。
㉗赤祖父池	東砺波郡井口村上中	湖 沼	赤祖父川の水をせき止めてできたかんがい用の貯水池。フナが放流され釣り大会等により親しまれています。
㉘瓜裂清水	東砺波郡庄川町金屋宇岩黒	湧 水	緯如上人の馬のひづめが陥没してできたという故事があります。瓜をひやしたところ、冷たくて自然に裂けたことから命名されました。
㉙不動滝の霊水	東砺波郡井波町大谷	湧 水	岩から清らかな水が噴出しています。古くから、地域の人々や旅人に霊水として飲用されています。
㉚脇谷の水	東砺波郡利賀村栗堂	湧 水	脇谷橋の橋詰にある御地蔵様の祠から湧き出しています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
㉛庄 川 峡	東砺波郡庄川町、利賀村、平村、上平村	河 川	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りなす景観は見事です。
㉜中江の霊水	東砺波郡平村中江	湧 水	「水神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水液酒女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
㉝丸池	東砺波郡上平村新屋	湧 水	合掌造りで知られる越中五箇山の上新村。浄土真宗を伝えた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
㉞縄ヶ池	東砺波郡城端町裏谷	湖 沼	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を満々とたたえ、天然記念物のミスバショウが群生しています。
㉞ヶ池	東砺波郡城端町立野原	湖 沼	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
㉟小矢部川の長壽	西砺波郡福光町中河内	河 川	小矢部川上流の峡谷。奇岩がそそり立ち、岩肌は松、桧が盆栽のように生える光景は水墨画を思わせます。

第15 「とやま森林浴の森」一覧

(注) ◎は、森林浴の森「日本百選」の選定森林

名 称	区 分	面 積	説 明	
1 升方城址	魚津市升方	散策道	7.0	升方山(標高240m)の山頂にある升方城址の林相は、アカマツを主とする天然林で、一部人工林もある。山頂への登山道も整備され展望もよい。
2 天 伸 山	魚津市東山	自然景観	3.9	ha 城址公園として市民に親しまれ、魚津市街地や富山湾の展望がよく、アカマツの巨木及び一部にスギ人工林もあり、遊歩道、休憩施設等の管理もよい。
3 行用公園	滑川市上小泉	植物野鳥観察	6.5	自然発生的にできた市街地に近い公園で、休憩施設等も整備され、市民の恰好の散策の場として利用も多い。樹木は22種900本に及び、小鳥や蝶も多く、森林学習の森ともなっている。
4 嘉例沢 森林公園	黒部市嘉例沢	森林公園	145.0	広場、キャンプ場、駐車場、展望台、総合管理センター、遊歩道等が整備されている。山頂より眼下に宇奈月温泉、北西には、富山湾及び黒部川扇状地等が美しい。森林は、ブナ、ナラなどの天然林で、野鳥も多く、自然に恵まれている地域である。
5 松尾金毘羅 社の森	宇奈月町下立	鎮守の森	19.8	頂上(342m)を中心にアカマツ林、中腹斜面はコナラミスナラ、ヤマツツジ等の天然林、谷添いにスギの人工林も多い。地元小学校の自然観察林として学習の場に利用され、黒部川等の眺望もよい。
6 舟見ふるさとの森	入善町舟見	森林公園	354.7	負針山(959m)を最高峰とした登山が楽しめる森林で散策路もある。峰筋には、ヒメコマツの巨木やミスナラ、低木層のサイゴクミツバツツジ、ユキツバキ等が分布する。ニホンサル、カモシカも生息し、雄大な立山連峰をはじめ富山湾、能登半島の大パノラマが展望できる。
7 あさひ城山	朝日町宮崎	森林公園	54.0	朝日県立自然公園の鹿島神社から宮崎鹿島樹叢、城山から笹川部落に至る「遊歩道城山コース」の自然観察、歴史探索は、森林浴の適地である。中でも鹿島樹叢は、スダシイ、アカガシ、タブノキなど暖温帯の北限として巨木も多く、国の天然記念物に指定されている。
8 三峯グリーン ランド	朝日町笹川	森林公園	118.0	七重滝から三峯台地を経て小川温泉に至る遊歩道三峯コースがある。林相は、スギ人工林、コブシ、ケヤキ、アカマツ、コナラなどの天然林で、黒部平野と笹川集落を左右に景観もよい。
9 古洞森林水 公園	富山市三瓶	自然景観	81.0	湛水面積23haのかんがい溜池は、古くから渡り鳥の池として知られ、付近の林相は、アカマツを主とした天然林で、若干のスギ、クリの植栽地がある。東林公園野鳥の園整備事業により古洞池一周遊歩道が整備されている。
10 呉羽丘陵	富山市呉羽町	散策道	7.5	富山平野を東西に分けた呉羽丘陵地、早道から白鳥城跡に至る遊歩道は、森林浴ができる散策路コースであり、射水平野や富山市街、日本海、立山も一望できる。林相は、クリ、コナラ、アカマツを主に植物117科657種が自生している。

名 称	区 分	面 積	説 明	
11 浜黒崎海岸 松林	富山市浜黒崎	自然景観	40.0	神通川から常願寺川河口に至る浜黒崎海岸一帯は、古来より「古志の松原」と称され、海辺から松林越しに北アルプス連峰の眺めはよい。林内にはキャンプ場、サイクリングロード等が整備されている。
12 猿倉山 森林公園	大沢野町舟倉	自然景観	26.8	猿倉城跡を主体に、駐車場、広場、遊歩道、キャンプ場が整備されている。林相は、シラカバ、ナナカマド、マユミ、ウズモトキ、ナラなどを主とした天然林とスギ人工林で、山頂よりの富山平野と遠く日本海が一望できる。
13 寺家公園	大沢野町舟倉	散策道	7.2	60年前に京都の嵐山を模して整備された公園で、猿倉山御前山に接し、景勝変化に富んだ林相である。アカマツとカエデ、ナラ、サクラ等の天然林内には西国33番霊所巡りもできる散策のコースがある。
14 あわすの平	大山町原・亀谷 ・栗栗野・徳栄坂	森林公園	410.0	遊歩道、広場等が整備され、立山山麓家族旅行村及び県営 Gondolas スキー場の他にスキー場や大品山自然歩道がある。また、白樺平にはミズナラ等の天然林があり、遊歩道も整備されている。
15 ありみね	大山町有峰	森林公園	576.0	有峰は、県立自然公園や国民保養地に指定され、湖周緑林道や各遊歩道及び施設が整備されている。キャンプや釣り、ハイキング等自然探索の場として利用も多い。
16 さつか・ おおやま	上市町眼目	鎮守の森	14.7	立山寺参道100mには、樹齢450年のモミとスギの並木があり、隣接の森林にはアカマツの群生があり、この間には遊歩道も整備され、頂上展望台からの日本海、富山平野の眺めはよい。
17 馬場島	上市町伊折	自然景観	31.3	北アルプス剣岳の登山口で、樹齢数百年の天然立山スギをはじめ、ブナ、トナカエデ、ナナカマド等の天然林には、散策道や各種の施設が整備されている。
18 大辻山山麓 森林公園	商山町声崎寺	森林公園	110.0	大辻山一帯は、東禅山、石節平、国立「立山少年自然の家」などを結ぶ林内歩道が設けられ、回歩道から雄大な自然景観が望める。林相は「立山スギ」の100年以上の天然林が点在し、ミズナラ、ブナ、ダケカンバ、タムシバ、ユキツバキ、イワウチワなどの天然植生となっている。
19 大観峰 自然公園	立山町四谷尾・ 虫谷	森林公園	46.7	標高325mの大観峰と虫谷川の岩室の滝を結ぶ一帯で、林相はアカマツ、ナラ、クスギ、ホウノキなどの天然林と立山スギ人工林がある。大観峰は富山平野を一望できる。岩室の滝は県指定の天然記念物に指定されており、駐車場、キャンプ場施設も整備されている。
20 立山美女平	立山町声崎寺 国有林	森林公園	177.2	立山登山基地美女平、ブナ坂、下ノ小平の一帯の国有林で、美女平には700～1,000年生の立山スギ原生林があり、ブナ坂にはブナの原生美林が群生し、下ノ小平一帯は、コメツガの一大群落となっている。遊歩道も整備され、森林浴コースとして森林浴の森「日本百選」にも選定されている。
21 称名溪谷	立山町声崎寺	自然景観	207.0	千寿ヶ原から桂台を経て右に溶結凝灰岩の岩盤「悪城の壁」や、日本一の名瀑といわれる「称名の滝」等がある。また滝見頭に至る遊歩道が整備されており、大自然の溪谷美と眺望が楽しめる。

名 称	区 分	面積	説 明
22 21世紀の森 八尾町杉ヶ平	森林公園	45.0	白木峰登山口で、スギ人工林や、ナラ、クリ、カエデ、ユキツバキなどの天然林に野鳥の森、きのこの森など多くの森を設け、遊歩道で連絡し、自然の生態観察ができるように森林学習展示施設その他の施設も整備され、林間学習や青少年の憩いの場として多く利用されている。
23 城ヶ山公園 八尾町城ヶ山	散策道	15.3	明治30年頃から公園として、多くの樹木の植栽と散策道、休憩施設等が整備された。国内には、歌碑なども多く、史跡、歴史の散策も楽しめる。またフィールドトレーニングをはじめ、家族連れや子供の遊び場として利用されている。
24 長沢自然公園 婦中町長沢	自然景観	27.5	国指定の史跡等が点在する自然公園地内には、コナラ、カシ、アカマツなどの天然林と、一部スギ人工林もある。池も多く野鳥の生息地となっており、富山平野の眺望もよい。回遊歩道等も整備され、歴史の探訪などが楽しめる公園である。
25 牛岳 青少年の森 山田村小谷	森林公園	115.0	牛岳スキー場の周辺地域は、コナラ、クリを主とする天然林と県有林のスギ人工林等があり、青少年旅行村としてキャンプ場も整備され、頂上からは富山、射水平野と日本海も遠望できる。
26 常虹の滝 細入村猪谷	自然景観	58.1	県定公園神通峡の名勝の一つとされる溪流猪谷川の常虹の滝を中心とした林相は、サウグルミ、トチなどの天然林とスギ人工林である。滝の水しぶきによる虹の眺めを満喫しながら森林浴が楽しめる。
27 三千坊の森 高岡市山川	森林公園	119.0	標高264mの三千坊山を中心に、江道横穴式古墳群など文化財が散在し、歴史探訪ができる。また、自然景観もよい。
28 太田自然 休養村の森 高岡市太田	自然景観	159.0	恵まれた自然環境を有し、家族揃っての健康増進の場としての利用施設が完備されている。また、白山林道を経て国峯寺へも通じている。
29 二上山 高岡市二上山	森林公園	130.4	二上山を主峰に、城山、鉢伏山、大師ヶ岳があり、山頂はアカガシなどの天然林で、山麓にはスギ人工林が多い。青少年の家、万葉植物園、山頂等に至る遊歩道を散策しながら自然が楽しめる。
30 阿尾森林公園 氷見市阿尾	森林公園	83.0	標高100m前後の丘陵地で、林相はナラ、ブナ、ソヨゴなどの広葉樹とスギ、アカマツの針葉樹林で、広場、休憩施設、遊歩道等が整備され、富山湾や白山連峰の眺望もよい。
31 森寺城跡公園 氷見市森寺	森林公園	120.0	能登半島の基部にある砦として重要な城とされた。林相はタブノキ、ウラジロガシ、クマノミズギ、アカガシ、コナラ、リュウブツなどの天然林や谷間などのスギ、クスギの人工林及びモウソウ竹林である。
32 (りから) 史跡の森 小矢部市植生	森林公園	376.2	植生八幡宮から俱利伽羅不動寺に至る旧北陸道と猿ヶ馬場などの古戦場として知られる地域は名勝、史跡も多く、低山帯でのブナ群生林や珍しいツリバナウツギなどの天然林とボカスギ人工林で、遊歩道等の施設も整備され、眺望もよい。

名 称	区 分	面 積	説 明
33 城山メルヘンの森 小矢部市城山	自然景観	45.0	城山公園は、今石動城跡で、白馬山遊園地、聖大堂、消防神社等があり、遊歩道などが整備され、市民の憩いの場として利用されている。林相の大部分はボカスキ林で、染井吉野70年生400余本と紅梅林等も造成されている。
34 薬師寺池公園 小杉町中太閤山	散策道	19.7	10haの池の周辺の樹木はアカマツ、コナラ、クリ等で、春はサクラ、コブシが咲き、池を一周する散策道は、緑のトンネルとなり、水と調和した身近な森林浴が楽しめる公園である。
35 太閤山ランド 小杉町黒河	森林公園	117.2	丘陵地を利用して造成された県内最大の都市公園であるが、各施設も整備され林内の自転車道・遊歩道は、コナラ、ソヨゴ、ヒサカキを主とした天然林とスギ人工林で溜池なども多く緑と花の散策コースは、森林憩いの場として適している。
36 権田神社 大門町串田	鎮守の森	5.8	旧北陸道に面した鎮守の森は、300mの参道の両側にスギ、アカマツ、ケヤキの巨木が社叢として神域を覆っており隣接の節田新道跡公園とともに森林憩いの場となっている。
37 西山森林公園 福岡町五位・赤丸	森林公園	210.0	西山山麓一帯は、野趣あふれる自然と多くの樹木群落があり、野草等の植物も観察できる。特に赤丸浅井神社はケヤキ、スギなどの老巨木と貴重な自然環境を有するほか、城ヶ平古墳群もあり、豊かな森林と自然を知る実践教育の場となっている。
38 県民公園 頼成の森 砺波市頼成	森林公園	115.0	第20回全国植樹祭会場を中心に、県民の森林公園として整備され、昭和60年に、第1回富山県育樹祭も開催された。県民公園の一貫として花菖蒲園なども造成し、植物公園としての機能も整備された。森林浴の森「日本百選」の選定地。
39 となみ増山 城址公園 砺波市増山	森林公園	48.0	標高150mの丘陵地で砺波平野を見下ろす位置にあり、庄川扇状地を経て梅瀬野六地を流れる和田川によって形成された断崖上にあり、周辺は本丸、一の丸、二の丸など数多くの城跡史跡がある。林相は、当地の郷土種である増山スギが多い。
40 つくばね 森林公園 城端町藁谷・林道	森林公園	162.2	縄ヶ池、つくばね山一帯は、砺波平野の散居村と遠く日本海、能登半島が一望できるところ。各施設が整備され、原山放牧場、キャンプ場、縄ヶ池水芭蕉などの散策道があり、訪れる人も多い。
41 桜ヶ池公園 城端町立野原	自然景観	76.5	18haの桜ヶ池の湖畔回遊道には、キャンプ場や遊具、休憩施設などが整備され、森林と野鳥、植物の探索を楽しむことができる。
42 五箇山 合掌の森 平村相倉・上梨・田向	森林公園	207.9	国指定の相倉合掌集落と田向、上梨地域は「五箇山県立自然公園」と国民保養地に指定されている。集落背後地一帯は、ブナを主とする原生林で、森のなかには回遊歩道が整備され、利用も多い。
43 ブナオ 上平村西赤尾 国有林	植物野鳥 観察	4.2	白山国立公園地内で、山岳地帯を代表するブナ、ミズナラを主とする天然林の景勝地。自然探検、登山、ハイキング、キャンプ、植物観察、保健休業、野外学習の場として適する。大門山に至る登山遊歩道などが整備されている。

名 称	区 分	面積	説 明
44 中村合掌文化の森 利賀村上白瀬 字中村	自然景観	75.0	自然休養村として、森林内には合掌家屋が保存され、合掌劇場や生花会館、ギリシャ風野外劇場を中心に団陰キャンプ場、県青少年の家などのほか多くの施設がある。世界演劇祭が行われる夏は、全国から多くの人を訪れ、業朴ですばらしい自然景観が楽しめる。
45 ロンレー 東山の森 利賀村岩瀨・ 上高・坂上	植物野鳥 観察	221.0	論議という領境を争ったとされるところで、ブナを主とする原生林、スギ人工林がある。山頂付近には一部に高原湿地帯もあり、ミズバショウ等の自然観察に適し、みどりの少年団で「ロンレー子供の村づくり」として炭焼き小屋や遊具施設がある。また、森林生態学習舎も完備し、ブナ林内の散策も楽しめる。
46 グリーンシャ ワーの降る森 庄川町湯谷	森林公園	238.5	牛岳登山道は、湯谷スギの美林を眺め、グリーンシャワーを浴びながら中腹からは、コナラ、ミズナラ、クリ、アカシデ、イタヤカエデ、トチなどの大天然林となり、カケス、アカケラなどの野鳥が多く、頂上権現堂附近での四方の眺望が楽しめる。
47 関乗寺公園 井波町井波外 入谷地	自然景観	23.4	標高約300mの山麓台地で、駒波散居村の展望がすばらしく、夏のキャンプ、ハイキングと冬はファミリースキー場として知られ、四季を通じて自然に親しみとともに、野外活動を行う格好の場所である。
48 安居の森 福野町安居	自然景観	60.8	標高約150m地帯で、スギ人工林とアカマツ、アヘマキ、ホウノキ、アカシデなどの天然林が混交し、適度の起伏もあり、散策も容易で施設なども整備されている。また、小天部川の清流や駒波平野と立山連峰などの眺望もよい。
49 医王山 福光町館	森林公園	120.0	駒波地方のシンボルとして親しまれ、富山、石川平野と、遠く能登半島や北アルプス等の眺望がすばらしい。また、自然観察として「とんび岩」、三蛇ヶ滝、大池などの奇勝地も多く、動植物の自然観察と散策が楽しめる。
50 刀利自然 休養林 福光町刀利	自然景観	30.0	自然休養レクリエーションの森として広く県民などが利用できるように、キャンプ場及びケビンなどが整っている。特に金沢市の夜景や、医王山の山並と刀利ダムの眺望が良く動植物も多くて、自然観察にも適する。

第16 鳥獣保護区一覧

(元年3月31日現在)

名 称	所 在 地	種 別	面 積 (ha)	うち特別 保護地区 面積(ha)	期 間
北アルプス	立山町、外	特	64,836	13,729	50年11月1日～69年10月31日
城山	朝日町	特	293		61年11月1日～71年10月31日
大平	朝日町	"	2,274		61年11月1日～71年10月31日
小口	笠平村	"	1,634	230	61年11月1日～71年10月31日
水見海岸	大山村	"	1,871		61年11月1日～71年10月31日
二上山	水見市・高岡市	特	6,905	1	61年11月1日～71年10月31日
愛上	高岡市	特	684		17年8月8日～68年5月31日
上羽	宇奈月町	特	300		25年3月7日～64年10月31日
南蟹	富山町	特	630		28年6月1日～68年6月9日
有利	富山市	特	450		59年12月1日～69年11月30日
座主	福光町	特	1,070		40年3月6日～70年3月5日
倶利伽羅	峰大山村	"	7,500	760	40年11月1日～70年10月31日
八乙女	利賀村・庄川町	"	1,100		42年3月31日～71年10月31日
天神	立山町	"	450		42年3月31日～71年10月31日
頼成	小矢部市	"	855		53年11月15日～73年11月14日
縄ヶ池	井波町	"	378		44年11月1日～64年10月31日
吉高岡古城公園	魚津市	"	850		46年3月31日～65年10月31日
白木	南砺市	"	160		49年11月1日～73年10月31日
奥神	池端町	"	625		49年11月1日～69年10月31日
奥五	立山町	特	70	17	50年11月15日～70年11月14日
医王	高山市	"	23		60年11月15日～70年11月14日
小川	八尾町	特	4,590		51年11月15日～71年11月14日
小谷	細入村・大沢野町	"	460		51年11月15日～71年11月14日
朝日	福岡町	"	280		51年11月15日～71年11月14日
東福	福光町	"	1,690		51年11月15日～71年11月14日
ねいの	朝日町	"	600		51年11月15日～71年11月14日
野鳥	川平村	"	1,500		52年11月15日～72年11月14日
田尻	水見市	特	390		55年11月15日～65年10月31日
計	32カ所		102,801	14,750	

- ⊙：森林鳥獣生息地の保護区
- ⊕：特定鳥獣生息地の保護区
- ⊗：集団渡来地の保護区
- ⊚：誘致地区の保護区
- ⊛：愛護地区の保護区

第17 自然公園の主な施設の内容

1 国立公園

(63年度まで)

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊舎小屋	管理事務所	公衆便所
中部	室堂湖河地地区	室堂園地	若室若園地 地味谷園地 出鳥沢園地					山鳥沢管理休憩所 (S53) 木造 A = 127.2㎡	
		室堂野営場		テントサイト A = 5,000㎡					
	室堂博物館施設						自然保護センター (S50~51) RC 2階建 A = 1,100.9㎡		
山岳	湖前沢集団施設地区	湖前沢園地	湖山谷園地 (S49) A = 3,000㎡		黒四ツムサイト →湖山谷 (S49) L = 1,240m				
	アルペンルート沿線地区	千尋ヶ原小公園	千尋ヶ原小公園3か所 (S36)			千尋ヶ原駐車場 (S48~50) A = 5,700.6㎡			千尋ヶ原公衆便所 (S46) CB A = 37.4㎡
国立公園	株名園地	滝見台園地 (S63) A = 990.0㎡	株名平園地 (S57) A = 2,190㎡	歩道橋 RC (S58) L = 420m	株名平駐車場 (S56) A = 5,643.5㎡		株名平休憩所 RC 2階建 (S57) A = 220.0㎡	株名平公衆便所 (S56) RC A = 36.0㎡	
		大観台園地 (S57) A = 540.0㎡		大観台園地 (S57) A = 540.0㎡					
	越分・長女平線道路				弘法駐車場 (S44) A = 735.5㎡				
	弥陀ヶ原園地	弥陀ヶ原園地 (S48) A = 2,000.0㎡	カルテラ展望台 (S54) L = 550m	弥陀ヶ原園地 (S48) L = 1,900m	弥陀ヶ原駐車場 (S44~45) A = 4,420.0㎡			弥陀ヶ原公衆便所 (S46) CB A = 37.4㎡	
				カルテラ展望台 (S54) L = 550m					

(注) A : 面積 L : 延長
RC : 鉄筋コンクリート CB : コンクリート・ブロック

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部山岳国立公園	アルペンルート沿線地区	天狗の鼻駐車場				第1駐車場 (S45) A = 1,252.0㎡			
						第2駐車場 (S46) A = 1,600㎡			
		天狗平駐車場							天狗平公衆便所 (S46) CB A = 37.4㎡
		退分・室堂線道路				室堂第2駐車場 (S48) A = 3,600.0㎡			
		杉名・室堂地蔵谷線歩道			杉名～室堂 (S47～)				
立山周辺地区	綱沢野営場	テントサイト A = 30,000.0㎡					綱沢管理所 (S44) CB A = 82.4㎡	綱沢公衆便所 (S39) CB A = 30.8㎡	
								綱沢公衆便所 (S48) CB A = 38.4㎡	
								綱沢公衆便所 (S53) CB A = 32.5㎡	
	五色ヶ原野営場	テントサイト A = 3,000.0㎡					五色ヶ原公衆便所 (S54) CB A = 31.3㎡		
	タンボ平野営場	テントサイト A = 3,000.0㎡					タンボ平公衆便所 (S47) 本造 A = 27.8㎡		
	綱岳遊覧小屋					平蔵遊覧小屋 (S36) 石橋 A = 20.9㎡	平蔵公衆便所 (S59) 本造 A = 3.4㎡		
	別山乗越公衆便所						別山乗越公衆便所 (S39) CB A = 43.2㎡		

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野官場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理所 休憩所
中部 山岳 国立 公園	立山周辺 地区	一の越公衆便所						一の越公衆便所 (S38) C B A=42.1㎡
		一の越園地	一の越園地 (S45) A=1,700.0㎡					
		雄山園地						雄山山頂公衆便所 (S52) 鉄骨 A=18.5㎡
		立山登山縦歩道			室堂平～一の越～別山乗越～雷鳥沢 (S37～)			
		一の越・タンホ平線歩道	黒部平園地 (S47) A=4,390.0㎡		一の越～東一の越～黒部湖 (S44～)			
		室堂平・浄土山線歩道	室堂山園地 (S47) A=500.0㎡		室堂平～室堂山 (S46～)			
		室堂・雷鳥沢線歩道			室堂平～雷鳥沢 (S46～)			
	大日岳縦走線歩道			別山乗越～大日平～称名 (S53～)				
	黒部峡谷 沿線地区	阿層原野官場		テントサイト A=500.0㎡				阿層原公衆便所 (S48) C B A=13.6㎡
		鍾釣温泉休憩所						鍾釣休憩所 (S33) RC A=26.2㎡
樽平園地				樽平～猿飛 (S42～)			猿飛休憩所 (S33) RC A=31.0㎡ 改築 (S59) A=33.0㎡	猿飛公衆便所 (S37) C B A=16.5㎡
						樽平ビジターセンター (S60) RC A=222㎡	樽平公衆便所 (S59) C B A=16.79㎡	

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			圃地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理事務所	公衆使用
中部 山岳 国立 公園	黒部峡谷沿線地区	祖母谷野営場		テントサイト A=320.0㎡					祖母谷公衆使用所(S63) RC A=120㎡
	馬場島・銅床地区	馬場島野営場	多目的広場(S61) A=4,060㎡	テントサイト A=2,100㎡		AS鋼製 (S61) A=1,050㎡	馬場島管理事務所(S57) 木造 A=119.2㎡	馬場島公衆使用所(S63) 木造 A=56.0㎡	
		馬場島・銅床線歩道			馬場島～銅床 (S38～)			早川尾根公衆使用所(S54) CB A=26.0㎡	
	後立山地区	前朝日岳野営場		テントサイト A=1,673.0㎡				朝日平公衆使用所(S60) 木造 A=6.48㎡	
		奇倉避難小屋					奇倉避難小屋(S49) 鉄骨 A=27.4㎡		
		不帰岳避難小屋					不帰岳避難小屋(S55) 鉄骨 A=37.5㎡		
		猿飛・白馬岳線歩道			祖母谷～白馬岳(S42～)				
		祖母谷唐松岳線歩道			大黒駒山～ダケ田 L=4.0m (S61)		鉄骨造 A=22㎡ (S61)		
		蓮華温泉朝日岳線歩道			小坂ヶ原 (S61) L=800m				
	奥黒部地区	薬師峠野営場		テントサイト A=3,250.0㎡				薬師峠管理事務所(S34) CB A=25.0㎡	薬師峠公衆使用所(S44) CB A=18.5㎡
		折立峠樹地						折立公衆使用所(S37) RC A=22.5㎡	
		折立・太郎山線歩道			折立～太郎山 (S46～)				
		太郎山・三沢蓮華岳線歩道			薬師沢吊橋架換(S57) 妻の平木道(S59) L=450m			妻の平公衆使用所(S58) CB A=17.47㎡	
	白山国立公園	西赤尾地区	白山・北山接線歩道			ブナオ峠～大門口(S54) 大門口～見越山(S57) 見越山～大笠山(S58)	大笠山避難小屋(S60) 木造 A=8.1㎡		

2 国定公園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	管理所 休憩所	公衆トイレ	
能登半島	未見市地区	宇波園地	宇波路傍園地 :S43 A=380.0㎡			宇波駐車場 :S43 A=150.0㎡			
		大境駐車場				大境駐車場 :S45 A=1,890.0㎡			
		大境博物館展示施設					大境ビジターセンター :S46 RC2階建 A=175.1㎡		
		大境園地	九蔵浜第1園地 :S47 A=6,100.0㎡		大境～妻 :S47			九蔵浜休憩所 :S51 RC A=141.0㎡	
			九蔵浜第2園地 :S51 A=2,480.0㎡		一部付替え :S62 L=90m				
		島尾駐車場					島尾駐車場 :S56 A=2,510.0㎡		
国定公園	高岡市地区	雨晴野営場		テントサイト A=1,200.0㎡			雨晴休憩所 :S55: RC A=73.9㎡	雨晴公衆トイレ :S55: RC A=18.0㎡	
		雨晴駐車場				雨晴駐車場 :S44 A=2,331.0㎡ :S59: 花畑 A=780㎡		雨晴公衆トイレ :S44 CB A=19.4㎡	
		雨晴園地	雨晴1号園地 :S49 A=4,500.0㎡					雨晴休憩所 :S49 RC A=60.0㎡	
雨晴2号園地 :S50 A=6,440.0㎡									
雨晴3号園地 :S55 A=1,040.0㎡									
		二上山園地	万葉植物園			城山駐車場	二上山休憩所	二上山公衆トイレ	

	(S32) A = 8,603.0㎡		(S60) A = 984㎡	(S32) 木道 A = 25.9㎡	(S52) C B A = 19.3㎡
			貝山駐車場 (S62) A = 1,360㎡		
雨晴・鳥尾線歩道		松本枝浜～鳥尾 (S48)			
二上山縦走線歩道		二上山～方楽ラ イン (S54)			
大師ヶ岳線歩道		大師ヶ岳～方楽 ライン (S56)			

3 国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			圃地	野営場	歩道	駐車場	遊樂小屋	管理休憩所	公衆便所
五箇山 山県立 自然 公園	相倉山国民休養地	相倉運動広場 (S49) A = 7,850.0㎡						相倉公衆便所 (S51) RC A = 20.0㎡	
		相倉子供の広場 (S49) A = 1,990.0㎡							
		相倉入口園地 (S51) A = 350㎡							
		相倉植樹園地 (S51) A = 2,780.0㎡							
		相倉野営場	広場 (S51) A = 1,000.0㎡	テントサイト A = 3,000㎡					相倉公衆便所 RC A = 20.0㎡
		相倉真山回遊歩道	展望広場 (S50) 2ヶ所		回遊歩道 (S50)				
朝日 県立	あさひ国民休養地	上の山第1園地 (S52) A = 18,000.0㎡					上の山休憩所 (S53) RC A = 94.5㎡	上の山公衆便所 (S52) RC A = 16.5㎡	
		上の山第2園地 (S53) A = 7,300.0㎡					上の山林休憩 所 (S54) 木道 A = 28.9㎡		

自然公園		上の山第3圃地 (S56) A = 1,500.0㎡						
	城山駐車場				城山駐車場 (S55) A = 1,874.8㎡		城山休憩所 (S55) 木造 A = 31.6㎡	城山公衆便所 (S55) RC A = 14.4㎡
有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民休養地事業	展望圃地 (S58): A = 1,190㎡ 園路 (S58): L = 200m 多目的広場 (S59): A = 18,375㎡ 湧水広場 (S60): A = 8,860㎡ テニスコート5面 (S60): 園路 (S60): L = 373m バーベキュー広場 (S62): A = 2,300㎡ 芝生スロープ (S63): A = 5,000㎡	猪根山探勝路 (S58): L = 2,047m 鎌谷半島探勝路 (S58): L = 2,724m 猪根谷探勝歩道 (S58): L = 2,300m	砥谷半島駐車場 (S58): A = 850㎡ 猪根半島駐車場 (S59): A = 7,714㎡		テニスコート管理棟 (S60): RC A = 28.8㎡ センター (S61): RC A = 196㎡ 休憩所 (S62): A = 25㎡	公衆便所2棟 (S62): RC A = 26.47㎡ 給水設備 (S59): 電気設備 (S60・61): 汚水処理設備 (S60・61)	
有峰県立自然公園								

4 県立自然公園

公園名	事業内容						
	圃地	野営場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理事務所	公衆便所
朝日県立自然公園	・城山圃地 ・上の山圃地 ・城山フィールドアスレチック	・馬場野営場	・城山自然歩道 ・北又歩道 ・イフリ山登山道	・越前峠駐車場		・城山休憩所	・城山公衆便所 ・馬場野営場 ・鹿島神社公衆便所 ・境公衆便所 ・宮崎海岸公衆便所
有峰県立自然公園	・猪根半フィールドアスレチック		・猪根山遊歩道 ・砥谷半島遊歩道 ・新立遊歩道 ・冷谷遊歩道 ・西谷遊歩道 ・太多和崎遊歩道			・太多和崎休憩所 ・東上半島休憩所	・真谷公衆便所 ・砥谷半島公衆便所
丸岡山県立自然公園	・丸岡御物園 ・相合圃地 ・田向圃地 ・女郎ヶ池圃地	・丸岡山古少年隊山村野営場	・上梨回遊歩道 ・相合遊歩道 ・赤塚木古歩道	・西赤尾駐車場 ・上梨駐車場 ・田向圃地		・新屋休憩所 ・音沼休憩所	・相合公衆便所 ・西赤尾公衆便所 ・丸岡公衆便所 ・上梨公衆便所 ・小原公衆便所
白木水無県立自然公園	・白木峰山頂圃地 ・水無圃地	・杉ヶ平野営場	・白木峰遊歩道 ・金剛堂山登山道 ・ニッ江山登山道	・上白瀬駐車場 ・杉ヶ平駐車場 ・白木峰駐車場	・金剛堂山遊憩小屋	・杉ヶ平休憩所 ・白木峰山頂休憩所 ・上白瀬休憩所 ・水無休憩所	・白木峰公衆便所

医王山県立 自然公園	・国見園地 ・三千功園地	・国見野営場	・大藪場歩道 ・奥医王線遊歩道 ・前医王線遊歩道 ・横谷嶺歩道		・医王山遊覧小塚 ・国見遊覧小塚	・国見展望休憩所 ・国土點休憩所	
---------------	-----------------	--------	--	--	---------------------	---------------------	--

5 県定公園

公園名	事業内容				
	園地	歩道	駐車場	管理 休憩所	公衆便所
神通峡県定公園	・御前山園地 ・菅沼園地 ・猿倉山園地	・御前山遊歩道 ・猿倉山遊歩道	・常虹駐車場 ・御前高原駐車場 ・猿倉スキー場 駐車場	・神通峡休憩所	
呉羽丘陵県定公園	・城山園地	・城山遊歩道			
高岡古城県定公園	・古城園地				
俱利伽羅県定公園	・俱利伽羅園地 ・壇生園地 ・矢立堂園地	・源氏ヶ峰遊歩道		・猿ヶ馬場休憩所 ・俱利伽羅管理 休憩所	・俱利伽羅公衆 便所
庄川峡県定公園	・舟形園地	・牛島遊歩道 ・三条山遊歩道 ・浮見橋	・小野駐車場 ・舟形駐車場	・小牧観光会館 ・舟形天休憩所 ・三条山休憩所 ・小野観光セン ター	・小牧ダム公衆 便所 ・小野公衆便所
大岩眼目県定公園	・大岩園地 ・揚見園地 ・眼目園地	・大岩遊歩道 ・眼目遊歩道 ・京ヶ峰遊歩道	・大岩駐車場	・眼目休憩所	・大岩公衆便所

6 ふるさと歩道

ふるさと歩道名	市町村名	延 長	整備年度
御前山・神通峡 ふるさと歩道	大沢野町・大山町	11.6km	50・53
医王山 ふるさと歩道	福 光 町	8.7km	50
朝 日 ふるさと歩道	朝 日 町	8.2km	51
森 寺 ふるさと歩道	氷 見 市	6.1km	52
俱利伽羅 ふるさと歩道	小 矢 部 市	7.0km	53
牛 嶽 ふるさと歩道	庄 川 町	13.0km	54
松倉城址 ふるさと歩道	魚 津 市	7.3km	55



環境保全型の商品を推奨する「エコマーク」。
再生紙を使用した環境に関する雑誌・書籍に
は「みどりのほん」と表示。